軍武官の邸宅に對する張作霖當局の襲撃。在上海ソウエート領事館、外國警官及舊露帝政派により包圍さる。

七日　天津支那官憲、佛國居留地にある極東銀行の家宅捜索をなす。

九日　北京政府への覺書に於てリトヴイノフ、四月六日の襲撃に際して逮捕されしソウエート駐外員の釋放を要求す。ソウエート大使要求交渉未解決のまゝ北京を引揚ぐ。

十四日　ヨフスキイ暗殺に關するソウエート聯邦スイス間の紛爭を解決すべき議定書駐獨ソウエート代表クレスチンスキイとスイス外相ルフェナッチとによりベルリンに於て調印さる。

十八日―廿六日　第四回全聯邦ソウエート大會。

五　月　ドニエプル大發電所建設始まる

四日―廿三日ゼネヴアに於ける國際經濟會議にソウエート聯邦參加す。

十二日　ロンドン警察ソウエート通商代表部及アルコス館襲撃。

廿六日　英露國交斷絶。

六月一一日　ソウエート聯邦ラトヴイヤ間の通商條約調印さる。

七日　ポーランドへのソウエート全權代表ヲイコフ、ロシア君主主義者によりワルシヤワに於て暗殺さる。

十八日　間諜エルヴエングレンの銃殺に關しフインランド政府ソウエート政府に覺書を送る。

七月八日　間諜にして『ソウエート文書』の僞造者であるドロジロフスキイの裁判。

廿七日　米國勞働組合代表合衆國を出發し、ソウエート聯邦訪問の途に上る。

八月四日　英國の『ローヤル・ダッチ・シエル會社』社長、ロックフエラー商會、紐育スタンダード石油會社に對し、新聞に發表せられたる、ソウエート石油購入反對の手紙を送る。

九月二日　白派の一味トライコウィツチ、ワルシヤワに於て、ソウエート外交官員の暗殺を企つ。トライコウイツチ、ソウエートの傳書使グウシエフに殺さる。

三日　ロシヤ共産黨内反對派によつて發せられた反軍國主義宣言に署名せるラコフスキイに關し、ソウエート政府と交換せる通信を佛國政府非公式に發表す。

十月一日　ソウエート聯邦、ベルシヤ間の中立及不侵略協定モスクワに於て調印さる。

佛國閣議ラコフスキイの召還を請求す。

前駐露佛國大使ヌウラン『露國に於ける佛國の權益擁護總委員會』に代つてソウエート聯邦との協約破棄並に露國の負債の國際的規模に於ける解決を求むる報告をポアンカレーに提出す。

八日　ロシア證券の所有者の利害を代表する佛國委員會ソウエート聯邦との即時協定を要求す。

十日　日露漁業協約開始さる。

十二日　全聯邦の婦人大會開かる。

十五日　ドネツツ炭坑に於ける獨人技師逮捕に關聯して露獨通商協議停頓す。

十九日　英國下院に於て僞造『ジノヴイエフ書簡』に關する討議。該書簡出所調査委員會任命を要求せる勞働黨の決議否決さる。

十九日　軍縮豫備委員會へのソウエート主席代表リトヴイノフ、ソウエートの軍備全廢提案採用を勸告せる演説をなす。

二十日　鐵道純益配分に關する東支鐵道管理局内露支兩派間の協定調印。

廿三日　ソウエート聯邦の軍備全廢提案拒絶さる。ソ代表部分的軍縮の新計畫を提出す。

廿七日　ソウエート政府對支武器輸入禁止に關する一九一九年五日五日附締結されたる諸列强の北京協約への參加を勸誘せる日本の提案を拒絶する旨公表す。

三十日　帝政時代の證券所持者巴里に會合し佛、露協約によつて得られた結果を基礎としてソウエート聯邦との交涉を復活すべきことを要求せる決議を採用す。

卅一日　瑞典駐在ソウエート通商代表の權利義務に關する兩國の協定批准さる。

四月廿一日　ソウエート聯邦中央執行委員會の會議に於てリトヴイノフ、ゼネヴアの軍縮豫備會議第五分會に於けるソウエート代表の活動に關して報告す。

五月　七日　ポーランド駐在ソウエート商務代表リザレフ暗殺計畫に關し、ソウエート聯邦外務人民委員長チチエーリンより抗議し然

ソウエート政府佛國政府の要求に應じラコフスキイを召還す。

十五日　ソウエート聯邦中央執行委員會、革命十年祭特別委員會、七時間勞働制漸次實施、死刑廢止(或る條件附)、單一農業稅による貧農の三五%の扶養等々に關する宣言を發す。

十九日　駐日ソウエート大使、ドヴガレフスキイ、ラコフスキイの後を襲ひ駐佛大使に任命さる。

ベルシヤ議會、ソウエート聯邦ベルシヤ間の不侵略及中立協定を批准す。

廿四日　黨規を案した科によりトロツキイ及ジノヴイエフ共產黨中央委員會より除名さる。

廿五日　ソウエート政府華府に於ける國際無線電信會議よりの除外に對し抗議す。

廿七日　ラトヴイヤ議會、ソウエート聯邦ラトヴイヤ間の通商協約を批准す。

十一月四日　革命紀念祭參列の外國代表到着す。

五日　十月十五日發表の宣言中にある特赦の條件公表さる。

七日　十月革命十年祭全聯邦を擧げて行はる。

十日　『ソウエートの友の會』國際大會モスクワに開かる。

十二日　トロツキー及ジノヴイエフ共產黨より除名さる。

十七日　卓越せるソウエート外交家ヨツフエ死す。

廿四日　ワルシヤワ駐在ソウエート大使、ポーランド、リトワニヤ間の紛爭に關しポーランド外務省に覺書を手交す。

十二月一日　ゼネバ軍縮豫備會議に於てリトヴイノフ、ソ聯邦の軍縮案を提出す。

二日　第十五回全聯邦共產黨大會(十九日まで)。

十五日　支那南京政府、ソ聯邦と斷交し、ソウエート領事を放逐す。外務人民委員長チチエリン十二月十六日附覺書に於て支那國民政府當局のステートメントを反駁す。

十八日　反對派主要人物九十八名共產黨より除名さる。

十九日　ジノヴイエフ、カーメネフに率ひられる反對派の一部完全に服從することを申出づ。トロツキー、ラコフスキイ、ラデツクに率ひられる他の一部はそれを拒絶す。

二十日　廣東の張發奎、副領事を含む八名のソウエート市民廣東に於て銃殺されしことを發表す。

廿三日　ソウエート外務當局ステートメントを發し前記殺害事件關係者の處罰を要求する旨を聲明す。

一九二八年

一月七日　前ソウエート司法人民委員長クルスキイ駐伊大使に任命さる。

十八日　反ソウエート文書僞造者の裁判巴里に開かる。

二十日　國境問題紛議解決に關するソウエー

ト聯邦エストニヤ間の協定。

廿三日　日露漁業協約調印さる。

廿七日　ソウエート政府による、ペフレヴイ港のベルシヤへの譲渡に關するソ聯邦ベルシヤ間の議定書調印。

卅一日　ソ聯邦ポーランド鐵道會議ウイルナに開かる。

一九二七年十月一日調印のソ聯邦ベルシヤ協約の批准。

十一日　露獨連商交涉、ベルリンに於て開始さる。

廿一日　ソウエート軍縮案の發表。

廿二日　ウイルナに於けるソ聯邦ポーランド間の鐵道會議終る。

廿四日　工業財産の相互保護に關するソ聯邦ノルウエー間の協約調印。

三月　三日　商標に關するエストニヤ、ソ聯邦間の協約調印さる。

六日　佛國上院ウランゲリによりマルセイユに持去られた(一九二一年)ソウエート船舶に對するソウエート政府の返還要求を拒絶せる佛國下院の決議を確認す。ソウエート聯邦外務人民委員長代理リトヴイノフ、國際聯盟書記局へ宛てたる覺書に於て、トルコを軍縮委員會に參加せしむることの望ましきことを指摘す。

七日　ソウエート聯邦中央執行委員會幹部會、ソウエート政府がその爲に有毒瓦斯並に黴菌使用禁止の議定書に參加した法令を批准するに決す。

るべき處置を要求す。

ソウエート聯邦人民委員長會議副議長アー・デー・ツウルウバ死す。

十八日　ドネツツ炭礦に於ける怠業の科により告訴されし技師五十三名の裁判開始（曩に逮捕されし三名の獨逸人技師も共に）。

七月　五日　ドネツツ怠業事件裁判に於ける宣告發表。間諜五名死刑を宣告され他の被告は無罪となれる獨逸人技師を除き、全部夫々禁錮に處せらる。

十二日　ソウエート碎氷船クラーシン號ノビレー一行七名を救助す。

廿三日　ソウエート聯邦に屬する元ロシヤダニューブ汽船會社の船舶の計畫的賣却に對し、ソウエート政府ルーマニヤに抗議す。

八月廿三日　ルーマニヤ外相モスクワに打電し、ソウエート船舶の計畫的賣却の實行されざるべきを聲明す。

廿九日　ソウエート聯邦ケロツグの不戰條約に參加す。

九月　十日　ソウエート聯邦に於てレフ・トルストイ百年祭催さる。

十五日　利權對象表を附せる擴張され緩和されし利權政策の發表。

十月　九日　紐育の『インタナショナル・ゼネラル電氣會社』とアムトルグ（露國の駐米貿易會社）間に五年間の延取引で以後六年間に二千六百萬弗に達する電氣機械をソ聯邦に供給する契約締結さる。

十二月二十日　露獨通商條約改訂條件を規定する議定書モスクワに於て獨逸代表との間に調印さる。

廿九日　ソウエート聯邦人民委員長會議副議長アー・デー・ツウルウバ死す。

十八日　ドネツツ炭礦に於ける怠業の科により告訴されし技師五十三名の裁判開始（曩に逮捕されし三名の獨逸人技師も共に）。

七月　五日　ドネツツ怠業事件裁判に於ける宣告發表。間諜五名死刑を宣告され他の被告は無罪となれる獨逸人技師を除き、全部夫々禁錮に處せらる。

十二日　ソウエート碎氷船クラーシン號ノビレー一行七名を救助す。

廿三日　ソウエート聯邦に屬する元ロシヤダニューブ汽船會社の船舶の計畫的賣却に對し、ソウエート政府ルーマニヤに抗議す。

八月廿三日　ルーマニヤ外相モスクワに打電し、ソウエート船舶の計畫的賣却の實行されざるべきを聲明す。

廿九日　ソウエート聯邦ケロツグの不戰條約に參加す。

九月　十日　ソウエート聯邦に於てレフ・トルストイ百年祭催さる。

十五日　利權對象表を附せる擴張され緩和されし利權政策の發表。

十月　九日　紐育の『インタナショナル・ゼネラル電氣會社』とアムトルグ（露國の駐米貿易會社）間に五年間の延取引で以後六年間に二千六百萬弗に達する電氣機械をソ聯邦に供給する契約締結さる。

十二月二十日　露獨通商條約改訂條件を規定する

一九二九年

一月　七日　レニングラードソウエート總選擧第一回發表、新代議員の七七パーセントは工場勞働者。

廿五日　露獨係爭問題仲裁手續に關する協約モスクワにて調印。

廿八日　反對派トロツキイその他千六百名シベリヤその他へ追放さるる。

二月　八日　レニングラードのゴム工場に七時間勞働制實施。

九日　ソウエート聯邦提案の東歐不戰議定書モスクワにて調印。參加國はソウエート聯邦、ポーランド、ルーマニヤ、エストニヤ、ラトヴイヤの五國。

十二日　在ハルビンソウエート總領事メリコフ氏白系露人に狙撃さる。

廿三日　勞農赤衛軍創立十一週年記念祭。

三月　四日　コミンテルン創立十週年記念祭。

十五日　モスクワ、ソウエートの選擧行はる。

四月　一日　トルコ國民議會ソウエート聯邦提案の不戰議定書を批准す。

五日　英國商工代表モスクワ政府と商議開始。

十六日―十九日　第五回全露ソウエート大會二十日　第十六回ソウエート聯邦共産黨大會、重要議題＝ソウエート國民經濟五個年計畫、農業生産增加の方法及中農に對する課稅輕減、官僚主義に對する鬪爭と當局の任務等。

五月二十日―廿八日　第五回全聯邦ソウエート大會。

廿七日　在ハルビン、ソウエート總領事館支那官憲に襲はる。

七月　十日　支那官憲東支鐵道武力回收

十一日　支那側東支鐵道管理局長エムシヤーノフ氏の罷免を發表し、ソウエート側幹部を監禁又は追放す。

十三日　ソウエート政府支那政府に對し最後通牒を發す。

十六日　支那側の對露回答。

十七日　ソウエート政府對支斷交を宣言す。

英國マクドナルド內閣ソウエート政府に對し復交協議に關する通牒を送る。

廿九日―八月一日　英露復交協議ロンドンに開かる。

八月十五日―廿二日　第二回汎太平洋勞働會議浦潮に開かる。

廿四日　英露復交交涉露側代表トヴガレフスキー氏ロンドン着。交涉圓滿進行。

九月　一日　第十五回國際無產青年デー。

廿五日　ソウエート政府一週五日制を發布す

解圖成構邦聯國和共義主會社トーエウソ

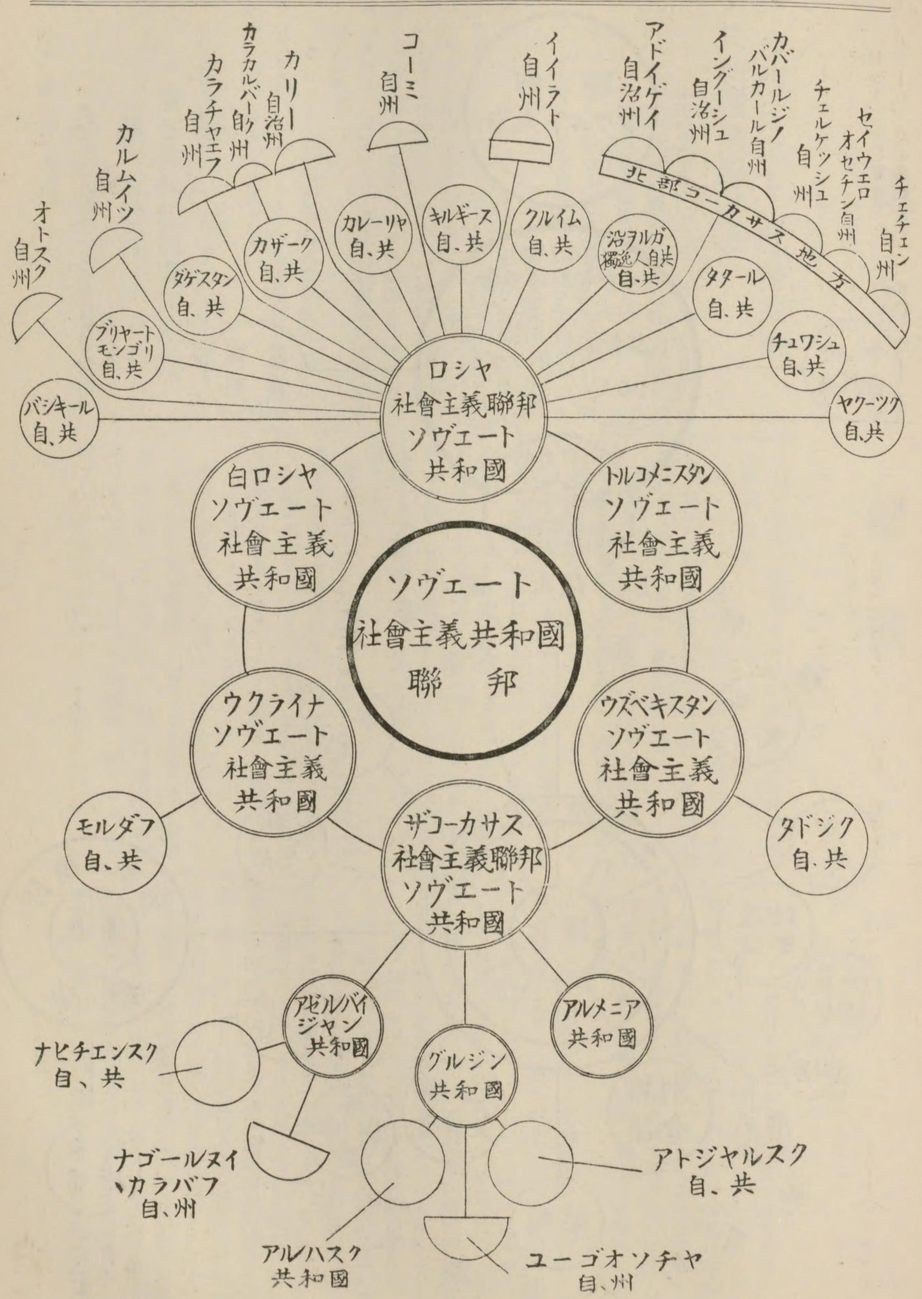

國家の構成

「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦憲法

（千九百二十三年七月六日「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦第二回中央執行委員會裁可）

「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦中央執行委員會ハ「ソヴイエト」ノ統治ノ基礎確乎不動ナルコトヲ嚴肅ニ宣言シ且「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦第一回「ソヴイエト」大會ノ決議ヲ執行スル爲並千九百二十二年十二月三十日莫斯科ニ於ケル「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦第一回「ソヴイエト」大會ノ採用セル「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦建設ニ關スル條約ニ基キ且聯邦各共和國中央執行委員會ノ提案ニ係ル修正及變更案ヲ考慮シ左ノ通決定セリ

「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦建設ニ關スル宣言及條約ハ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ノ根本法（憲法）ヲ成スモノナリ

第一編　「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦建設ニ關スル宣言

「ソヴイエト」諸共和國建設以來全世界ノ國家ハ二個ノ集團ニ分裂セリ××××ノ集團及社會主義ノ集團之ナリ

彼ノ××××集團ニ於テハ民族的敵意及不平等植民地的奴隸制度及盲目的愛國主義、民族的抑壓及虐殺、帝國主義的××及戰爭存在シ

此ノ社會主義的集團ニ於テハ相互的信賴及平和民族的自由及平等、人民ノ平和的共存及親睦ナル共働關係存在ス

資本主義ノ世界カ民族ノ大部分ヲ搾取スルノ制度ト數十年間ノ企圖ハ無效ニ終リタルノミナラス民族團ノ反目ハ却テ益々紛糾ヲ加ヘ資本主義ノ存在自體ヲ脅威スルニ至リ××階級ハ人民ノ共働關係ヲ組成スルノ力無キコト明ナルニ至レリ

唯「××××」ノ集團、自己ノ周圍ニ住民ノ大多數ヲ團結スル無產階級ノ××政治ノ下ニ於テノミ民族的壓迫ヲ其ノ根底ヨリ打破シ人民ノ相互的信賴狀態ヲ樹立シ親睦ナル共働關係ノ基礎ヲ確立スルノ可能ナルコト明トナレリ

唯斯ノ如キ狀態ノ存在セルコトニヨリテノミ「ソヴイエト」諸共和國ハ內外ニ亘リ全世界ノ帝國主義ヲ打破スルヲ得能ク國內ノ爭亂ヲ淸算シ自國ノ存在ヲ確保シ且平和的經濟建設ニ着手スルヲ得タリ

然レトモ數歲ニ亘レル戰爭ハ其ノ結果ヲ齎ラサルヲ得サリキ戰爭ノ結果遺サレタル荒廢セル田園、休止セル工場、破壞セラレタル生產力及涸渴セル經濟資源ハ經濟建設ニ對スル各共和國個々ノ努力ヲ不十分ナラシメ斯ノ如キ各共和國分立ノ狀態ニ於テハ國民經濟ノ復興ハ到底不可能ナルヲ思ハシムルニ至レリ

他方ニ於テ國際政局ノ不安定及新ナル攻擊ノ危險ハ各「ソヴイエト」共和國ヲシテ資本主義ニ直面シテ合同戰線ヲ設置スルノ已ムヲ得ラシメタリ

更ニ階級的性質上××的ナル「ソヴイエト」權力ノ組織夫レ自體ハソヴイエト諸共和國勞働民衆ヲシテ一ノ社會主義的集團ニ結合セシムルモノアリ

以上ノ諸事由ハ「ソヴイエト」諸共和國カ外部ノ安全、國內ニ於ケル經濟的繁榮及民族的發達ノ自由ヲ確保スルヲ得ヘキ一ノ同盟セル國家ニ合同セシムルコトヲ嚴然要求スルモノナリ

最近其ノ「ソヴイエト」大會ニ參集シ滿場一致ヲ以テ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ノ組織ヲ決定セル「ソヴイエト」諸共和國人民ノ意思ハ的確ニ本聯邦カ平等ナル人民ノ自由ナル團結ナルコト、各共和國ハ自由ニ聯邦ヨリ脫退スルノ權利ヲ保證セラレタルコト、既ニ存在シ又ハ將來建設セラルヘキ一切ノ社會主義「ソヴイエト」共和國ハ自由ニ本聯邦ニ加入スルヲ得ヘキコト、新ナル聯邦國家

ソウエート社會主義共和國聯邦中央政治組織圖解

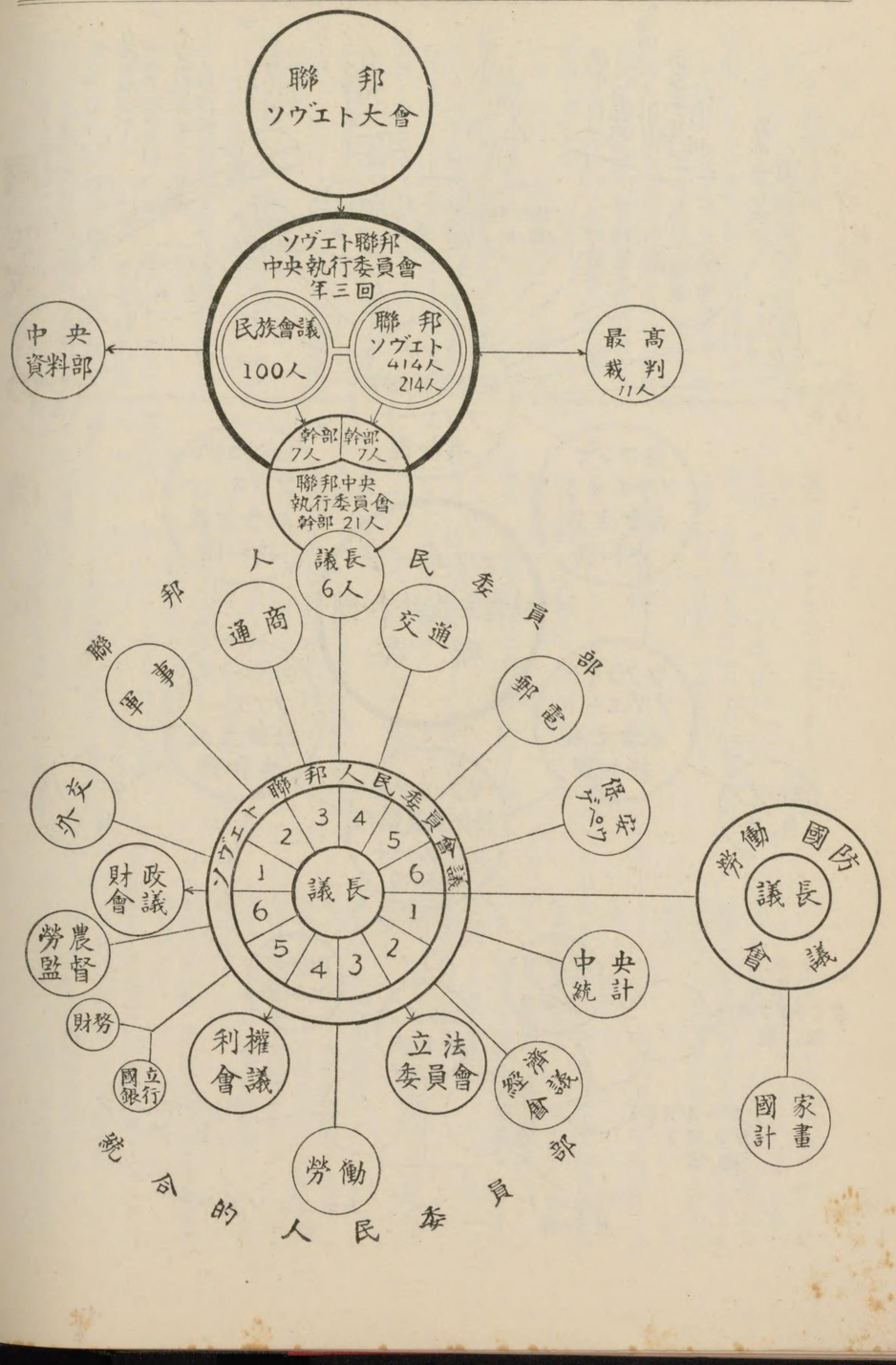

ハ千九百十七年十月既ニ其ノ基礎ヲ置キタル人民ノ平和的共同生活竝親睦ナル共働關係ヲ完成スルモノナルコト、本國家ハ世界資本主義ニ對抗スル爲倚賴スヘキ城壁タルヘク且總テノ××ノ勞働者ヲ一ノ××的社會主義「ソヴイエト」共和國ニ團結セシムヘキ新ナル決定的手段タルヘキコトノ期待スヘキ保證タルモノナリ

第二編　「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦建設ニ關スル條約

露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國、「ウクライナ」社會主義「ソヴイエト」共和國、白露社會主義「ソヴイエト」共和國竝「トランス」高架索社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國（即「ソヴイエト」社會主義共和國「アゼルベイジヤン」「ソヴイエト」社會主義共和國「ジヨルジヤ」及「ソヴイエト」社會主義共和國「アルメニア」ニ「トウルクメン」「ソヴイエト」社會主義共和國及「ウズベク」「ソヴイエト」社會主義共和國ハ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ナル一聯合國家ニ統合ス

第一章　「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦最高機關ノ權限ニ屬スル諸事項

第一條　「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ハ其ノ最高機關ヲ代表セシメテ左ノ權限ヲ有ス

（イ）國際關係ニ於テ聯邦ヲ代表シ一切ノ外交關係ヲ處理シ他ノ國家ト政治的及其他ノ條約ヲ締結スルコト

（ロ）聯邦ノ國境變更竝聯邦諸共和國間ニ於ケル國境變更問題ノ調整

（ハ）新共和國ノ聯邦加入承認ニ關スル條約ノ締結

（ニ）宣戰及講和

（ホ）聯邦ノ對外及對內借款契約ノ締結並聯邦各共和國ニ對スル對外及對內借款ノ許可

（ヘ）國際條約ノ批准

（ト）外國貿易ノ指揮及內國商業制度ノ制定

（チ）聯邦ノ全國民經濟ノ基礎及一般的計畫ノ制定、聯邦全般的意義ヲ有スル工業ノ諸部內竝各個ノ工業的企業ノ決定、聯邦各共和國ノ名ヲ以テスル利權契約ノ締結

（リ）交通及郵便電信業務ノ指揮

（ヌ）聯邦軍隊ノ編成及指揮

（ル）聯邦各共和國豫算ヲ包含スル聯邦單一豫算ノ確認、聯邦一般租稅及收入ノ確立、聯邦各共和國豫算ヲ爲ニスル租稅及收入ノ控除若ハ追加竝聯邦各共和國豫算編成ノ爲ニスル附加的加稅及課金ノ許可

（ヲ）單一貨幣竝信用制度ノ制定

（ワ）聯邦全領域ニ於ケル土地ノ整理及其ノ利用竝鑛產、森林及水域ノ利用ニ關スル一般的基礎ノ確立

（カ）各共和國相互間ノ植民ニ關スル共通的立法竝植民地資金ノ設定

（ヨ）聯邦裁判所及裁判手續ニ關スル組織ノ基礎並民事及刑事ニ立法ノ基礎ノ確立

（タ）勞働ニ關スル根本法ノ制定

（レ）國民教育ニ關スル一般原則ノ制定

（ソ）人民ノ健康保持ニ關スル一般的方針ノ制定

（ツ）度量衡制度ノ制定

（ネ）聯邦統計ノ組織

（ナ）聯邦國籍ニ關スル基本的立法中外國人ノ權利ニ關スル事項

（ラ）聯邦全領域ニ於ケル大赦ノ權利

（ム）本憲法ニ違背スル聯邦各共和國「ソヴイエト」大會及中央執行委員會決議ノ取消

（ウ）聯邦各共和國間ニ於ケル爭議ノ解決

第二條　本憲法ノ基本的原則ノ確認及變更ハ專ラ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦「ソヴイエト」大會之ヲ行フ

第二章　聯邦各共和國主權及聯邦國籍

第三條　聯邦各共和國主權ハ本憲法ニ掲クル聯邦自體ノ權限ニ屬スル諸問題ニ關シテノミ制限セラレ其ノ權限ヲ除ク外聯邦各共和國ハ單獨ニ國家權力ヲ行使ス聯邦ハ聯邦各共和國ノ主權ヲ擁護ス

第四條　聯邦各共和國ハ自由ニ聯邦ヲ脫退スルノ權利ヲ留保ス

第五條　聯邦各共和國ハ本憲法ニ適應スル爲自國憲法ノ變更ヲ行フ

第六條　聯邦各共和國國境ハ當該共和國ノ承諾ナクシテ變更スルヲ得ス本憲法第四條ニ變更、制限ヲ加ヘ又ハ之ヲ廢止スル場合ニハ聯邦ヲ組織スル總テノ共和國ノ承諾ヲ經ルヲ要ス

第七條　聯邦諸共和國ノ總テノ人民ノ爲單一ナル聯邦國籍ヲ制定ス

第三章　「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦「ソヴイエト」大會

第八條　「ソヴイエト」大會ハ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦權力ノ最高機關ナリ、「ソヴイエト」大會閉會中ハ聯邦會議及民族會議ヨリ成ル「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦中央執行委員會ヲ以テ最高機關トス

第九條　「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦「ソヴイエト」大會ハ選擧人二萬五千人ニ對シ一人ノ割合ヲ以テ選出スル市「ソヴイエト」及市的居住地ノ「ソヴイエト」代表者及人口十二萬五千人ニ對シ一人ノ割合ヲ以テ選出スル縣「ソヴイエト」大會ノ代表者ヲ以テ組織ス

第十條　聯邦「ソヴイエト」大會ニ對スル代表者ハ縣「ソヴイエト」大會ニ於テ選擧ス縣ヲ有セサル共和國ニ於テハ當該共和國「ソヴイエト」大會ニ於テ直接代表者ヲ選擧ス

第十一條　聯邦通常「ソヴイエト」大會ハ年一回聯邦中央執行委員會之ヲ召集ス臨時「ソヴイエト」大會ハ聯邦中央執行委員會ノ發意ニ基キ又ハ聯邦會議民族會議若ハ聯邦二共和國ノ要求アル場合聯邦中央執行委員會之ヲ召集ス

第十二條　特別ノ事情ニ因リ聯邦「ソヴイエト」大會カ期日ニ集會スルコト能ハサル場合ニハ聯邦中央執行委員會ハ大會ノ召集ヲ延期スルノ權利ヲ有ス

第四章　「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦中央執行委員會

第十三條　「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦中央執行委員會ハ聯邦會議及民族會議ヨリ成ル「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦「ソヴイエト」大會ハ聯邦諸共和國代表者中ヨリ各國ノ人口ニ比例シ「ソヴイエト」大會ノ定ムル人數ヨリ成ル聯邦會議ヲ選任ス

第十四條　「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦中央執行委員會ハ聯邦會議及民族會議ヲ以テ組織ス

第十五條　民族會議ハ同盟及自治各「ソヴイエト」社會主義共和國代表者各五名及各自治州代表者各一名ヲ以テ組織ス民族會議ノ組織ハ全體トシテ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦「ソヴイエト」大會ノ確認ヲ要ス

第十六條　聯邦會議及民族會議ハ同盟及自治各「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦中央執行委員會幹部會、人民委員部及聯邦各共和國中央執行委員會ノ代表者ヲ以テ組織ス

第十七條　「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦中央執行委員會ハ命令、法典決定及規定ヲ發布シ聯邦ノ立法及行政ヲ統一シ且聯邦中央執行委員會幹部會及聯邦人民委員會議ノ行動ノ範圍ヲ定ム

第十八條　命令又ハ決定ニシテ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ノ政治的又ハ經濟的生活ノ一般原則ヲ定ムルモノ又ハ聯邦國家機關ノ從來ノ慣行ニ根本的變更ヲ加フルモノハ總テ聯邦中央執行委員會ニ提出シ其ノ審議竝確認ヲ經ルヲ要ス

第十九條　中央執行委員會ノ發布スル總テノ命令、決定ハ聯邦全領域內ニ於テ直接之ヲ實施スルヲ要ス

第二十條　「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦中央執行委員會幹部會、聯邦各共和國「ソヴイエト」大會及中央執行委員會又ハ聯邦領域內ニ於ケル他ノ權力機關ノ發布セル命令、決定及規定ヲ停止シ又ハ取消スコトヲ得

第二十一條　聯邦中央執行委員會通常會議ハ年三回聯邦中央執行委員會幹部會之ヲ召集ス臨時會議ハ聯邦中央執行委員會幹部會ノ決定ニヨルカ、聯邦會議幹部會又ハ民族會議幹部會ノ決議ニ依ルカ若ハ聯邦內一共和國中央執行委員會ノ請求ニ基キ之ヲ召集ス

第二十二條　聯邦中央執行委員會ニ提出セラルル法律案ハ聯邦會議及民族會議ノ可決シタル場合ニ限リ法律タルノ效力ヲ獲得シ聯邦中央執行委員會ノ名ニ於テ公布セラル

第二十三條　聯邦會議及民族會議ノ意見一致セサル場合ニハ問題ハ其ノ組織スル調停委員會ノ議ニ附セラルヘシ

第二十四條　調停委員會ニ於テ合意ヲ得サルトキハ該問題ヲ聯邦會議及民族會議ノ合議會ニ附ス合議會ニ於モ聯邦會議又ハ民族會議ノ投票ノ多數ヲ得サル場合ニハ兩機關ノ一ノ請求ニヨリ該問題ヲ聯邦ノ通常又ハ臨時「ソヴイエト」大會ノ決定ニ附スルコトヲ得

第二十五條　聯邦會議及民族會議ハ各九名ヨリ成

ル幹部會ヲ選任シ其ノ會議ノ準備竝指揮ニ當ラシム

第二十六條　聯邦中央執行委員會閉會中聯邦中央執行委員會幹部會ヲ以テ權力ノ最高機關トス聯邦中央執行委員會幹部會ハ二十七名ヨリ成リ聯邦會議竝民族會議幹部全員ヲ包含ス「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦中央執行委員會幹部會及「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦人民委員會議（本憲法第二十六條及第三十七條）構成ノ爲聯邦會議及民族會議ノ合同會議ヲ開催ス、聯邦會議及民族會議ノ合同會議ニ於ケル表決ハ聯邦會議及民族會議各別ニ之ヲ行フ

第二十七條　聯邦中央執行委員會ハ聯邦共和國ノ數ニ應シ中央執行委員會幹部委員中ヨリ聯邦中央執行委員會議長ヲ選擧ス

第二十八條　聯邦中央執行委員會ハ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦「ソヴイエト」大會ニ對シ責任ヲ負フ

第五章　「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦中央執行委員會幹部會

第二十九條　「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦中央執行委員會幹部會ハ聯邦中央執行委員會閉會中「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦權力ノ立法、執行及行政ニ關スル最高機關トス

第三十條　聯邦中央執行委員會幹部會ハ聯邦憲法ノ實施竝聯邦「ソヴイエト」大會及中央執行委員會決定ノ一切ノ權力機關ニヨル施行ヲ監督ス

第三十一條　聯邦中央執行委員會幹部會ハ聯邦人民委員會議、人民委員及人民委員會議ノ決定及規定ヲ發布シ且聯邦各共和國中央執行委員會及其ノ幹部會ノ決議ヲ停止シ又ハ取消スコトヲ得

第三十二條　聯邦中央執行委員會幹部會ハ聯邦各共和國「ソヴイエト」大會ノ決定ヲ停止スルコトヲ得但シ事後該決定ヲ聯邦中央執行委員會ニ提出シ其ノ審議竝裁可ヲ受クルヲ要ス

第三十三條　聯邦中央執行委員會幹部會ハ命令、決定及規定ヲ發布シ且聯邦人民委員會議、人民委員部又ハ聯邦各共和國中央執行委員會、其ノ幹部會及其他ノ機關ノ提出スル命令及決議案ヲ確認ス

第三十四條　聯邦中央執行委員會ハ聯邦人民委員會議ノ命令及決定ハ聯邦各共和國ニ於テ一般ニ使用セラルル諸國語（露西亞語、「ウクライナ」語、白露語「ジョルジヤ」語、「アルメニア」語及「トルコタタール」語）ヲ以テ印刷ス

第三十五條　聯邦中央執行委員會幹部會ハ一方聯邦人民委員會議及人民委員部ト他方聯邦各共和國中央執行委員會及其ノ幹部會トノ間ニ相互關係ニ關スル問題ヲ決定ス

第三十六條　聯邦中央執行委員會及其ノ幹部會ハ聯邦中央執行委員會ニ對シ責任ヲ負フ

第六章　「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦人民委員會議

第三十七條　「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦人民委員會議ハ聯邦中央執行委員會ノ命令ニ基キ聯邦全領域ニ亙リ效力ヲ有スル命令及決定ヲ發ス

第三十八條　聯邦人民委員會議ハ聯邦中央執行委員會ヨリ附與セラレタル權限ノ範圍內ニ於テ且人民委員會議官制ニ基キ聯邦全領域ニ亙リ效力ヲ有スル命令及決定ヲ發ス

第三十九條　聯邦人民委員會議ハ聯邦各人民委員部竝聯邦各共和國中央執行委員會及其ノ幹部會ノ提出スル命令及決定ヲ審議ス

第四十條　聯邦人民委員會議ハ其ノ一切ノ行爲ニ付聯邦中央執行委員會及其ノ幹部會ニ對シ責任ヲ負フ

第四十一條　聯邦人民委員會議ノ決定及規定ハ聯邦中央執行委員會及其ノ幹部會ニ於テ之ヲ停止シ又ハ取消スコトヲ得

第四十二條　聯邦各共和國中央執行委員會及其ノ幹部會ハ聯邦人民委員會議ノ命令及決定ニ對シ聯邦中央執行委員會幹部會ニ異議ヲ申立ツルコトヲ得但シ之カ實施ヲ停止スルコトヲ得ス

第七章　「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦最高裁判所

第四十三條　「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦領域內ニ於テ革命ノ正義ヲ擁護スル爲聯邦ノ中央執行委員會ノ下ニ最高裁判所ヲ置ク其ノ權限ニ屬スル事項左ノ如シ

（イ）聯邦ノ一般的立法ニ屬スル問題ニ關シ聯邦各共和國最高裁判所ニ指導的說明ヲ與フルコト

（ロ）聯邦各共和國最高裁判所ノ決定、判決又ハ宣告カ聯邦ノ一般的立法ニ違背シ又ハ他ノ共和國ノ利益ニ抵觸スル場合聯邦最高裁判所檢事ノ申立ニ基キ之カ審査ヲ行ヒ且聯邦中央執行委員會ニ對シ異議ヲ申立ツルコト

（ハ）聯邦中央執行委員會ノ要求ニ基キ聯邦各共和國ノ各種決定カ憲法上正當ナリヤ否ヤヲ決定スルコト

（ニ）聯邦各共和國間ノ法律上ノ爭議ノ解決

（ホ）職務上ノ犯罪ニ因リ告發セラレタル聯邦最高官吏ノ審判

第四十四條　「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦最高裁判所ノ構成左ノ如シ

（イ）「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦最高裁判所全員會

（ロ）民事裁判部及刑事裁判部

（ハ）軍事裁判部及軍事交通裁判部

第四十五條　聯邦最高裁判所全員會ハ十五名ヲ以テ組織シ其ノ中ニハ議長及議長代理、聯邦各共和國最高裁判所全員會議長及合同國家政治局代表者一名ヲ含ム、議長、議長代理及其他ノ七名ハ聯邦中央執行委員會幹部會之ヲ任命ス

第四十六條　聯邦最高裁判所檢事及其ノ代理者ハ聯邦中央執行委員會幹部會之ヲ任命ス、聯邦最高裁判所檢事ハ聯邦最高裁判所ノ取扱フヘキ一切ノ問題ニ付意見ヲ與ヘ、最高裁判所ニ於テ告發ヲ支持シ且聯邦最高裁判所全員會ノ決定ニ異議ヲ有スル場合聯邦中央執行委員會幹部會ニ對シ異議ヲ申立ツルノ義務ヲ有ス

第四十七條　第四十三條ニ揭ケタル諸問題ヲ聯邦最高裁判所全員會ニ提起スルノ權利ハ專ラ聯邦檢事、其ノ幹部會、聯邦最高裁判所會ニヨリ確認セラレタル人民委員部ノ官制ニ遵ヒ行動ス

第五十條　「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦人民委員部ヲ左ノ二種ニ分ツ

（イ）「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦一般人民委員部即チ全聯邦ニトリ單一ナルモノ

（ロ）「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦聯合同人民委員部

第五十一條　「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦一般人民委員部トハ左ノ各人民委員部ヲ云フ

外　務
陸軍及海軍
外國貿易
交　通
郵便電信

第五十二條　「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦合同人民委員部トハ左ノ各人民委員部ヲ云フ

最高國民經濟會議
內國商業
勞　働
財　務
勞農檢査

第五十三條　「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦一般人民委員部ハ聯邦各共和國ニ於テ直接自己ニ從屬スル其ノ代表者ヲ有ス

第五十四條　「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦合同人民委員部ハ其ノ機關トシテ同名稱ヲ有スル聯邦各共和國人民委員部ヲ有シ各共和國領域內ニ於テ其任務ノ遂行ニ當ラシム

第五十五條　「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦人民

委員會議委員ハ聯邦及人民委員部長官トス

第五十六條　各人民委員ハ其ノ統裁ノ下ニ參與會ヲ有ス該參與會委員ハ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦人民委任員會議之ヲ命ス

第五十七條　人民委員ハ當該委部ノ管掌スル一切ノ問題ヲ專決スルノ權利ヲ有ス但其ノ決定ハ同時ニ參與會ニ通知スルヲ要ス參與會又ハ其ノ委員カ人民委員ノ何等カノ決定ニ不同意ナルトキハ決定ノ實施ヲ停止スルコトナクシテ聯邦人民委員會議ニ之ヲ申立ツルコトヲ得

第五十八條　「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦各人民委員部ノ處分ハ聯邦中央執行委員會幹部會及人民委員會議之ヲ取消スコトヲ得

第五十九條　「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦人民委員部ノ處分カ明カニ聯邦憲法、聯邦法律又ハ聯邦各共和國法律ニ違反スルトキハ聯邦各共和國中央執行委員會又ハ其ノ幹部會ハ其ノ實施ヲ停止スルコトヲ得、處分ノ停止ニ關シテハ聯邦各共和國中央執行委員會又ハ其ノ幹部會ハ直ニ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦人民委員會議各聯邦當該人民委員ニ通知スルヲ要ス

第六十條　「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦各人民委員ハ聯邦人民委員會議、聯邦中央執行委員會及其ノ幹部會ニ對シ責任ヲ負フ

第九章　合同國家政治局

第六十一條　政治的竝經濟的反革命運動、間諜及匪賊行爲ノ取締ニ對スル聯邦諸共和國ノ革命的努力ヲ結合スル爲「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦人民委員會議ノ下ニ合同國家政治局（オ・ゲ・ペ・ウ・）ヲ設ク、其ノ長官ハ聯邦人民委員會議ニ列シ發言ノ權ヲ有ス

第六十二條　「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦合同國家政治局ハ聯邦共和國人民委員會議ニ於ケル其ノ代表者ニ依リ國家政治局（ゲ・ペ・ウ）地方機關ノ行動ヲ指揮ス合同國家政治局代表者ハ立法手續ニヨリ確認セラレタル特別規定ニ基キ行動ス

第六十三條　「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦合同國家政治局ノ行動ノ適法ナリヤ否ヤハ聯邦中央執行委員會ノ特ニ定ムル所ニ從ヒソヴイエト社會主義共和國聯邦最高裁判所査事之ヲ監督ス

第十章　聯邦各共和國

第六十四條　聯邦各共和國領域內ニ於ケル最高機關ハ當該共和國ソヴイエト大會トス會議閉會中ハ當該共和國中央執行委員會ヲ以テ最高機關トス

第六十五條　聯邦各共和國最高機關ト「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦最高機關トノ相互關係ハ本憲法ニ於テ之ヲ定ム

第六十六條　聯邦各共和國中央執行委員會ハ其ノ委員中ヨリ幹部會ヲ選任ス中央執行委員會閉會中幹部會ラ以テ最高機關トス

第六十七條　聯邦各共和國中央執行委員會ハ其ノ執行機關タル人民委員會議ヲ組織ス人民委員會議ハ

人民委員會議議長
議長代理（復數）
最高國民經濟會議議長
農務人民委員
財務人民委員
內國商業人民委員
勞働人民委員
內務人民委員
司法人民委員
勞農檢査人民委員
教育人民委員
保健人民委員
社會保障人民委員

並「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦外務、陸海軍、外國貿易、交通及郵便電信ノ各人民委員代表者ヲ以テ構成ス該代表者ハ各共和國中央執行委員會ノ決定スル所ニ遵ヒ發言權若ハ表決權ヲ有ス

第六十八條　聯邦各共和國最高國民經濟會議及內國商業、財務、勞働、勞農檢査ノ各人民委員部ハ當該共和國中央執行委員會及人民委員會議ニ隸屬シ同時ニ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦當該人民委員部ノ命令ニ遵ヒ行動ス

第六十九條　聯邦各共和國ノ司法及行政機關ニヨリ處分ヲ受ケタル人民ニ對スル大赦特赦及復權ノ權利ハ當該共和國中央執行委員會ニ屬ス

第十一章　「ソヴイエト」社會主義聯邦共和國徽章、國旗及首府

第七十條　「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦徽章ハ太陽ノ光線ノ中ニ顯ハサレタル地球上ニ鎌及鎚ヲ配シ麥穗ヲ以テ圍ミ麥穗ハ「リボン」ヲ以テ束ネ「リボン」ニ第三十四條ニ揭クル六箇語ヲ以テ「總テノ國ノ無產階級者團結セヨ」ナル標語ヲ記入シタルモノトス徽章ノ上部ニ五叉ノ星ヲ置ク

第七十一條　「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦國旗ハ赤又ハ紅地ニ旗竿ノ側上隅ニ金色ノ鎌及鎚ヲ顯ハシ其ノ上ニ金ニテ緣取リタル赤色ノ五叉ノ星ヲ置キタルモノトス、幅ト長サトノ關係ハ一ト二ノ割合トス

第七十二條　「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦首府ハ莫斯科市トス

「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦第二回「ソヴイエト」大會議長　エム・カリニン

「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦第二回「ソヴイエト」大會書記官　ア・エヌキツゼ

莫斯科千九百二十四年一月三十一日

ソヴイエト社會主義共和國聯邦中央國家機關重要職員表

（一九二九年八月一日現在）

ソヴイエト聯邦中央執行委員會幹部會議長（六名）

議長　エム・イ・カリーニン
同　ゲ・イ・ペトロフスキイ
同　ア・ゲ・チエルヴアコフ
同　ゲ・ムサベコフ
同　エフ・ホジアコフ
同　エヌ・アイタコフ

ソヴイエト聯邦中央執行委員會幹部會員（二十七名）

アガマルイ・オグルイ。アイタコフ。アンドレエフ。アタバエフ。アフン。ババエフ。エヌキズゼ。ザンレトキー。カリニン。キセリヨフ。クリベシエロフ。クシヤエフ。ムサベコフ。オラヘリシウイリ。オルジエニキズゼパホモフ。ペトロフスキー。ルズタク。スクルイブニツクスミルノフ。トムスキー。ウグラノフ。ハツケウイチ。ホシヤエフ。チエルウヤコフ。チユバーリ。

ソヴイエト聯邦中央執行委員會聯邦會議幹部會員（八名）

キセリヨフ。スミルノフ。オルヂヨニキゼ。ルズタク。チウバリ。オラヘラシウイリ。アフンババエフ。アタバエフ。

ソヴイエト聯邦中央執行委員會民族會議幹部會員（九名）

ア・ア・アンドレエエフ。エヌ・イー・パホモフ。エヌ・アー・ウグラノフ。ハー・カー・クシヤーエフ。ベー・クリベシエロフ。エヌ・アー・クルイブニツク。ヴエ・ペー・ザトンスキー。アマガルイ・オグルイ。イー・アー・ハチケーウツチ。

ソヴイエト聯邦人民委員會議議長

議長　ア・イ・ルイコフ
代理　ヤン・エ・ルズタク
同　ゲ・カ・オルジヨニキゼ
同　ウエ・ウエ・シユミツト

勞働及國防委員會

議長　ア・イ・ルイコフ
代理　ヤ・エ・ルズターク
同　ゲ・カ・オルヂヨニキゼ
同　ウエ・ウエ・シヨミツト
委員　エヌ・ペ・ブルハノフ
同　カ・エ・ボロシロフ
同　ゲ・エム・クリジアノスキー
同　エヌ・ア・クビアーク
同　ウエ・ウエ・クイブイシエフ
同　ア・イ・ミコヤン
同　ウコ・ペ・ミルチン
同　ア・ペ・スミルノフ
同　エム・ペ・トムスキー
同　エヌ・ア・ウグラノフ

國家計畫委員會

議長　ゲ・エム・クリジヤノフスキー
代理　エ・イ・クビリング
同　ゲ・フエ・グリニコ
同　エス・ゲ・ストルミリン
同　ベ・エス・オサドチイ

中央利權委員會

議長　ウエ・エヌ・クサンドロフ
委員　カ・イ・クノピンスキー
同　エム・イ・レイヘリ
同　エム・イ・スコベレフ
同　ベ・エス・ストモニアコフ
書記長　イ・ゲ・コリネツツ
法律部長　エム・ヤ・ゾリン

合同國家政治局

議長　ウエ・エル・メンジンスキー
代理　ゲ・ゲ・ヤゴダ
同　エム・ア・トリリススエル

聯邦最高裁判所

所長　ア・エス・ヴイノクロフ
代理　エム・イ・ワシリエフ・ユヂン
檢事總長　ベ・ア・クラシコフ
代理　エス・エス・ピリアフスキー

外務人民委員部

議長　ゲ・ウエ・チチエリン
代理　エム・エム・リトヴ゛ノフ
同　エル・エム・カラハン
委員　ベ・イ・カントロウイチ
同　ベ・イ・コロトキン
同　デ・テ・フロリンスキイ
代理　エ・ア・アダモフ
同　ベ・エ・シテイン
同　ゲ・フエ・グリニコ
同　エス・ゲ・ストルミリン
同　ベ・エス・オサドチイ

中央利權委員會

議長　ウエ・エヌ・クサンドロフ
委員　カ・イ・クノピンスキー
同　エム・イ・レイヘリ
同　エム・イ・スコベレフ
同　ベ・エス・ストモニアコフ
書記長　イ・ゲ・コリネツツ
法律部長　エム・ヤ・ゾリン

合同國家政治局

議長　ウエ・エル・メンジンスキー
代理　ゲ・ゲ・ヤゴダ
同　エム・ア・トリリススエル

聯邦最高裁判所

所長　ア・エス・ヴイノクロフ
代理　エム・イ・ワシリエフ・ユヂン
檢事總長　ベ・ア・クラシコフ
代理　エス・エス・ピリアフスキー

外務人民委員部

議長　ゲ・ウエ・チチエリン
代理　エム・エム・リトヴ゛ノフ
同　エル・エム・カラハン
同　ベ・イ・カントロウイチ
同　ベ・イ・コロトキン
同　デ・テ・フロリンスキイ
代理　エ・ア・アダモフ
同　ベ・エ・シテイン
同　ゲ・フエ・グリニコ
同　エス・ゲ・ストルミリン
同　ベ・エス・オサドチイ
出版部長　ア・エ・ミンキン

交通人民委員部

委員長　ヤ・エ・ルズターク
代理　デ・エ・スリモフ
委員　エム・エ・ブイストロフ
同　イ・ア・グルニン
同　ウエ・イ・ゾフ
同　イ・エヌ・ミロノフ
同　デ・ウエ・ボルヤン
同　エ・ベ・ボルユドフ
同　エヌ・イ・パポフ
同　ユ・ウエ・ルードイ

郵電人民委員部

委員長　エヌ・カ・アンチポフ
代理　ア・エム・リボウウツチ
委員　ゲ・エル・ボルレンベルグ
同　エヌ・デ・モデエノフ
同　ア・ウエ・ムサトフ
同　カ・エム・シニコフ
同　エヌ・イ・スミルノフ

勞農監督人民委員部

委員長　ゲ・カ・オルヂヨニキズゼ
代理　ヤ・ア・ヤコヴレフ
同　デ・ザ・レイベジ
同　ア・ベ・ロゼンゴリツ
委員　ザ・エム・ベレンキー
同　ア・ザ・ゴリツマン

國家の機構

代理　エヌ・ベ・エイスモンド
委員　イ・ヤ・ヴエセル
同　ヤ・エス・ガネツキー
同　シ・エム・ドボライツキー
同　エヌ・イ・クリコフ
同　ア・エ・ミンキン
同　イ・イ・バンクラトフ
同　ア・ア・プラトノフ
同　イ・イ・フロプリヤンキン
委員　イ・オ・シユレイフエル
同秘書局長　デ・ア・ステパノフ
同代理　ウエ・エム・ムンチヤン
管理部長　ア・ア・プラトノフ
經濟管理部長　シ・エム・ドボライツキー
同代理　エル・ベ・ザルキンド
條約部長　エム・ヤ・クアフマン
對外業務部長　イ・オ・シユレイフエル
財政部長　エ・エス・クーニン
穀類食料部長　イ・ヤ・ヴエイツエル
製粉製パン部長　ベ・ア・ブダエフ
速成需要產物部長　イ・イ・パンクラトフ
工業品部長　イ・イ・フロプリヤンキン
原料部長　エヌ・イ・クリコフ
運輸部長　ゲ・イ・イメニトフ
國稅部長　ア・ベ・ヴイノクル
穀物檢查部長　ア・エル・ミレル
エレベーター部長　ウエ・ダ・ペトロフ

內外通商人民委員部

委員長　ア・イ・ミコヤン
代理　エル・エム・ヒンチウク
同　カ・ゲ・マキシモフ
同　エヌ・イ・イリイン
同　エム・エム・カガノウツチ
同　ア・エ・カリニン
同　エフ・ウエ・レンクニツク
同　イ・ベ・バブルノフスキー
同　ヤ・ハ・ベテルス
同　エ・エフ・ロズミローウツチ
同　ベ・ア・ロイゼンマン
同　ア・エム・フシユマン
同　エム・エフ・シユキリヤトフ
同　ベ・エス・シユウシユコフ
同　エ・エ・ヤロスラフスキー

國民經濟最高會議

議長　ウエ・ウエ・クイヴイシエフ
代理　キ・ウエ・コシオル
同　エス・エス・ロボフ
同　エム・エル・ルヒモウツチ
同　ウエ・イ・メジラウーク
同　ウエ・ア・アバネソフ
委員　イ・ア・アグモウツチ
同　エス・イ・アラロフ
同　ウエ・エス・グリン
同　ア・エヌ・ドルゴフ
同　ア・オ・ゾロタレフ
同　エフ・エフ・キレウツツ
同　イ・ア・クラワル
同　ウエ・エヌ・スカンドロフ
同　イ・イ・レプセ
同　エフ・イ・ロカツコフ

勞働人民委員部

委員長　エヌ・ア・ウグラノフ
代理　イ・ア・トルストピヤートフ
委員　ベ・エヌ・アブデユエフ
同　ア・エム・パフトフ
同　ア・カ・ガステフ
同　ヤ・イ・ギンジン
同　イ・イ・ジエルトフ
同　ウエ・ア・コトフ
同　エフ・ゲ・ノア
同　エ・エス・セリナ

財務人民委員部

委員長　エヌ・ベ・ブリユハノフ
代理　エス・エム・クヅネツオフ
同　エム・イ・フルムキン
委員　ア・イ・ヴアンシテイン
同　ユ・エル・ピヤタコフ
同　ア・ベ・セレブロフスキー
同　ア・ベ・スプンデ
同　エル・エヌ・ユロフスキー

國立銀行

總裁	ユ・エル・ビヤタコフ
委員	ゲ・エム・アルクース
同	ベ・エム・ベルラツキー
同	ア・ア・ブリユウム
同	エム・ア・カガン
同	ゼ・エス・カセネレンバウム
同	ア・ア・マヌイロフ
同	デ・デ・ミヘリマン
同	ア・イ・モリン
同	ウエ・ウエ・シエル
同	フ・デ・シユレジンゲル

聯邦中央統計局

議長	ウエ・ペ・ミリユチン
代理	エ・ウエ・パシユコフスキー
同	オ・ユ・シユミツト
同	エル・エヌ・クリツマン
委員	ヤ・エム・ビネマン
同	ア・イ・ガイステル
同	ウエ・ゲ・グロマン
同	ウエ・イ・ゼイリンゲル
同	エム・ペ・クラシリニコフ
同	エム・エム・ムドリーク
同	ウエ・エス・ヘムチノフ
同	ウエ・エム・オブホフ
同	ア・イ・ペトロフ
同	ペ・イ・パホフ
同	ベ・エム・スムレウツチ
同	エム・エヌ・フアリクネルスミツト

陸海軍人民委員部

委員長（兼革命軍事委員會長）	カ・エ・ウオロシロフ
代理（兼同右次長）	イ・エス・ウンシリフト
代理	エス・エス・カーメネフ
革命軍事委員	ペ・イ・バラノフ
同	ア・エス・ブブノフ
同	エス・エム・ブジエンヌイ
同	ア・イ・エゴロフ
同	エル・ア・ムクレウツチ
同	ゲ・カ・オルヂヨニキジ
同	ア・エム・ボストニコフ
同	エム・エヌ・トハチエフスキー

露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國憲法

（根本法）

第十二回勞働者、農民「コザツク」及赤兵代表者ノ全露「ソヴイエト」大會ハ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦根本法（憲法）第五條ニ從ヒ且千九百二十四年一月二十九日附第十一回全露「ソウイエト」大會ノ決定ニ基キ左ノ露西亞社會主義聯邦「ソウイエト」共和國改正憲法（根本法）ヲ裁可スヘキモノト決定ス

露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國憲法

（根本法）

第一編　總則

第一章

第一條　本露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國憲法（根本法）ハ第三回全露「ソヴイエト」大會ノ採決シタル勞動及被搾取人民ノ權利宣言ノ根本的規定及第五回全露「ソヴイエト」大會ノ採決シタル露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國憲法（根本法）ノ根本原ニ則リ有產階級ヲ××シ、人ニヨル人ノ搾取ヲ廢止シ並階級ノ區別モ××的權力モ存在セサル××主義ヲ實現スル爲無產階級ノ××ヲ保障スルヲ以テ自己ノ目的トス

第二條　露西亞共和國ハ民族的「ソヴイエト」共和國ノ聯邦ヲ基礎トスル勞働者及農民ノ社會主義的國家ナリ露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國ノ領域內ニ於ケル總テノ權力ハ勞働者、農民、「コザツク」及赤兵代表者ノ「ソヴイエト」（復數）ニ屬ス

第三條　露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國ニ於ケル最高權力ノ保持者ハ「ソヴイエト」大會トシ大會閉會中ハ「ソヴイエト」ノ全露中央執行委員會トス

第十回全露「ソヴイエト」大會ニ於テ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦建設ニ關スル決議ヲ採決シタル露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國人民ノ意思ニ從ヒ露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國ハ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ニ加入シタルヲ以テ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦憲法第一條ニ基キ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦機關ノ權限ニ屬セシメラレタル全權ヲ聯邦ニ移ス

第四條　勞働民衆ニ眞ノ良心ノ自由ヲ保障スル爲國家ト教會並學校ト教會トヲ分離シ又宗教的及反宗教的宣傳ノ自由ヲ全人民ニ認ム

第五條　勞働民衆ニ眞ノ言論ノ自由ヲ保障スル爲露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國ハ刊行物ヲ資本ヨリ獨立セシメ勞働階級及農民ニ對シ新聞、冊子、書籍及其ノ他總テノ印刷物刊行ニ要スル一切ノ技術的及物質的ノ資料ヲ與ヘ且全國內ニ於ケル自由ナル頒布ヲ保障ス

第六條　勞働民衆ニ眞ノ集會ノ自由ヲ保障スル爲露西亞社會主義共和國聯邦「ソヴイエト」共和國ハ「ソヴイエト」共和國人民ニ對シ自由ニ集會、會合、行列等ヲ擧行スルノ權利ヲ認メ國民的集會ヲ行フニ適スル一切ノ場所ヲ勞働階級及農民ノ處置ニ供ス

第七條　勞働民衆ニ眞ノ結社ノ自由ヲ保障スル爲露西西社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國ハ有產階級ノ經濟上及政治上ノ權力ヲ打破シ以テ今日迄有產階級制度ノ社會ニ於テ勞働者及農民ノ自由ナル團結及行動ヲ防害シタリシ一切ノ障害ヲ排除シ勞働者及農民ニ對シ其ノ合同及團結ノ爲援助ヲ與フ

第八條　勞働民衆ニ眞ノ知識啓發ノ自由ヲ保障スル爲露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國ハ彼等ニ完全ニシテ全般的且無料ナル教育ヲ授クルヲ以テ自己ノ任務トス

第九條　露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國ハ勞働ヲ以テ共和國全市民ノ義務ナリト認ム

第十條　偉大ナル勞農革命ノ成果ヲ凡ユル方法ニヨリ擁護スル爲露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國ハ社會主義的祖國防護ヲ共和國全人民ノ義務ト認メ國民皆兵ノ制ヲ定ム武器ヲ手ニシテ革命ヲ防護スルノ名譽權ハ勞働民衆ニノミ之ヲ與ヘ非勞働分子ハ他ノ軍務ニ服セシム

第十一條　露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國ハ共和國ノ憲法及法律ニヨリ露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國人民ノ爲定メラルル一切ノ權利ヲ露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國ノ領域內ニ滯在スル他ノ同盟「ソヴイエト」共和國ノ總テノ人民ニ對シテモ賦與ス

露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國ハ凡ユル國民ノ勞働民衆ノ團結ノ精神ニ則リ勞働的業務ヲ爲ス爲露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國ニ居住スル外國人ニシテ勞働階級ニ屬シ又ハ他人ノ勞働ヲ利用セサル農民階級ニ屬ズル者ニ對シ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦最高機關ノ決定ニ基キ總テノ政治上ノ權利ヲ賦與ス

第十二條　露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國ハ政治上ノ行動若ハ宗教上ノ信念ニヨリ壓迫ヲ受クル總テノ外國人ニ對シ避難ノ權利ヲ賦與ス

第十三條　露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國ハ人種及民族ノ如何ニ拘ラス人民ノ權利ノ平等ナルニ鑑ミ小數民族ノ何等カノ壓迫若ハ其ノ平等權ノ制限更ニ個々ノ民族ノ爲優越ノ地位（直接又ハ間接ノ）ノ設定若ハ認容ヲ以テ共和國ノ根本法ト全然兩立セサルモノナルコトヲ宣言シ個々ノ民族ニ對シ露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國最高機關ノ裁可ヲ經テ自己ノ「ソヴイエト」大會ノ決議ニヨリ自治「ソヴイエト」社會主義共和國及自治州ニ分離スルノ權利ヲ認ム露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國人民ニ對シ「ソヴイエト」大會、裁判所、官廳及社會生活ニ於テ自國語ヲ自由ニ使用スルノ權利ヲ認ム、小數民族ニ對シ學校ニ於テ自國語ヲ以テ學フノ權利ヲ保障ス

第十四條　露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國ハ勞働民衆ノ利益ヲ顧慮シ社會革命ノ利益ニ反シテ行使セラルル個人及團體ノ權利ヲ剝奪ス

第十五條　總テノ土地、森林、地中埋藏物、水域竝工場及製造所、鐵道、水上及空中ノ運輸及交通機關ハ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ノ特別法規及露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國ノ最高機關ノ定ムル原則ニヨリ勞農國家ノ所有ニ屬ス

第二編

第二章　全露「ソヴイエト」大會及全露中央執行委員會ノ權限ニ關スル事項

第十六條　全露「ソヴイエト」大會ノ權限ニ專屬スル事項左ノ如シ

（イ）露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國憲法（根本法）ノ根本原則ノ制定、增補及修正竝全露「ソヴイエト」大會閉會全露中央執行委員會會議ニ於テ採決シタル露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國憲法ノ局部的修正ニ對スル最終的裁可

（ロ）自治「ソヴイエト」社會主義共和國憲法ノ最終的裁可

第十七條　全露「ソヴイエト」大會及全露中央執行

委員會ハ國家全般的意義ヲ有スル一切ノ事項ヲ管掌ス即チ

(イ)露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國ノ一切ノ內政及國民經濟ノ一般的指導

(ロ)露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國ヲ構成スル自治「ソヴイエト」社會主義共和國ノ境界ノ設定同共和國憲法ノ裁可竝自治「ソヴイエト」社會主義共和國間及該共和國ト聯邦ノ他ノ部分トノ間ノ爭議ノ解決

(ハ)露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國領域ノ一般行政上ノ區劃ヲ爲スコト竝地方及州合同ノ認可

(ニ)「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ノ法令ニ準據シテ露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國領域內ニ於ケル全國民經濟及其ノ各部門ノ計劃ヲ定ムルコト

(ホ)「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ノ單一ナル國家豫算ノ一部トシテ露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國ノ豫算ヲ定ムルコト

(ヘ)「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ノ憲法及法令ニ準據シテ露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國ノ國家及地方ノ租稅、課金及租稅外收入ヲ定メ竝外國公債及內國公債ノ契約ヲ締結スルコト

(ト)露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國歲入及歲出ニ對スル最高監督

(チ)「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦憲法ニ準據シ露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國諸法典ノ裁可

(リ)露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國領域內ニ於ケル全般的及部分的大赦ノ權利

(ヌ)本憲法若ハ露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國最高機關ノ決定ニ違反スル自治「ソヴイエト」大會竝他ノ地方「ソヴイエト」大會ノ決定ヲ取消スコト

第十八條　全露「ソヴイエト」大會及全露中央執行委員會ハ前條ニ揭ケタル諸事項ノ外「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦憲法ノ規定ニ由ル諸事項ヲ管掌ス

第十九條　「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦根本法(憲法)ニ定メタル範圍ニ於テ且聯邦ノ權限ニ屬セシメラレタル事項ニ付テハ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦最高機關ノ決定ハ露西亞社會主義共和國及自治州ノ「ソヴイエト」大會竝他ノ地方「ソヴイエト」大會ノ決定ヲ以テ組織ス

備考　縣「ソヴイエト」大會カ全露「ソヴイエト」大會ニ代議員ヲ直接ニ派遣スル場合ニハ從前ニ開催セラレサル場合ニ於テハ郡「ソヴイエト」大會ヨリ派遣ス

第二十一條　全露「ソヴイエト」大會ハ「ソヴイエト」大會ノ定ムル人員ヨリ成ル全露中央執行委員會ヲ選任ス

第二十二條　全露「ソヴイエト」大會ハ年一回全露中央執行委員會之ヲ召集ス

第二十三條　臨時全露「ソヴイエト」大會ハ全露中央執行委員會ニ於テ自己ノ發意又ハ露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國總人口ノ三分ノ一ヲ下ラサル人口ヲ有スル地方ノ諸「ソヴイエト」及諸「ソヴイエト」大會ノ要求ニヨリ之ヲ召集ス

(ロ)「ソヴイエト」大會ノ全露中央執行委員會

第二十四條　「ソヴイエト」ノ全露中央執行委員會ハ本憲法第三條、第十七條及第十八條ニ規定スル範圍內ニ於テ露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國ノ最高ノ立法、行政及監督機關トス

第二十五條　全露中央執行委員會ハ自己ノ發意ニヨリ法典、命令及決定ヲ發布シ竝人民委員會議ノ提出セル法律案ヲ審査シ且裁可ス

第二十六條　露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國ノ政治及經濟生活ノ一般的規範ヲ定ムル總テノ命令及決定竝露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國憲法(根本法)第二十五條ニ定メタル基礎ニヨリ選擧人二萬五千人ニ付一人ノ割合ヲ以テ選出スル市及市的居住地ノ「ソヴイエト」代表者及十二萬五千人ニ付一人ノ割合ヲ選出スル縣及管區「ソヴイエト」大會ノヲ以テ組織ス

第三編　「ソヴイエト」權力ノ構成

第三章　中央權力

(イ)　全露「ソヴイエト」大會

第二十條　全露「ソヴイエト」大會ハ第五回全露「ソヴイエト」大會ノ採決シタル露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國憲法(根本法)第二十五條ニ定メタル基礎ニヨリ選擧人二萬五千人ニ付一人ノ割合ヲ以テ選出スル市及市的居住地ノ「ソヴイエト」代表者及十二萬五千人ニ付一人ノ割合ヲ選出スル縣及管區「ソヴイエト」大會ノヲ以テ組織ス

備考　縣「ソヴイエト」大會カ全露「ソヴイエト」大會ニ代議員ヲ直接ニ派遣スル場合ニハ從前ニ開催セラレサル場合ニ於テハ郡「ソヴイエト」大會ヨリ派遣ス

第二十一條　全露「ソヴイエト」大會ハ「ソヴイエト」大會ノ定ムル人員ヨリ成ル全露中央執行委員會ヲ選任ス

第二十二條　全露「ソヴイエト」大會ハ年一回全露中央執行委員會之ヲ召集ス

第二十三條　臨時全露「ソヴイエト」大會ハ全露中央執行委員會ニ於テ自己ノ發意又ハ露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國總人口ノ三分ノ一ヲ下ラサル人口ヲ有スル地方ノ諸「ソヴイエト」及諸「ソヴイエト」大會ノ要求ニヨリ之ヲ召集ス

(ロ)「ソヴイエト」大會ノ全露中央執行委員會

第二十四條　「ソヴイエト」ノ全露中央執行委員會ハ本憲法第三條、第十七條及第十八條ニ規定スル範圍內ニ於テ露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國ノ最高ノ立法、行政及監督機關トス

第二十五條　全露中央執行委員會ハ自己ノ發意ニヨリ法典、命令及決定ヲ發布シ竝人民委員會議ノ提出セル法律案ヲ審査シ且裁可ス

第二十六條　露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國ノ政治及經濟生活ノ一般的規範ヲ定ムル總テノ命令及決定竝露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國憲法(根本法)第二十五條ニ定メタル基礎ニヨリ選擧人二萬五千人ニ付一人ノ割合ヲ以テ選出スル市及市的居住地ノ「ソヴイエト」代表者及十二萬五千人ニ付一人ノ割合ヲ選出スル縣及管區「ソヴイエト」大會ノヲ以テ組織ス

備考　縣「ソヴイエト」大會カ全露「ソヴイエト」大會ニ代議員ヲ直接ニ派遣スル場合ニハ從前ニ開催セラレサル場合ニ於テハ郡「ソヴイエト」大會ヨリ派遣ス

第二十一條　全露「ソヴイエト」大會ハ「ソヴイエト」大會ノ定ムル人員ヨリ成ル全露中央執行委員會ヲ選任ス

第二十二條　全露「ソヴイエト」大會ハ年一回全露中央執行委員會之ヲ召集ス

第二十三條　臨時全露「ソヴイエト」大會ハ全露中央執行委員會ニ於テ自己ノ發意又ハ露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國總人口ノ三分ノ一ヲ下ラサル人口ヲ有スル地方ノ諸「ソヴイエト」及諸「ソヴイエト」大會ノ要求ニヨリ之ヲ召集ス

(ロ)「ソヴイエト」大會ノ全露中央執行委員會

第二十四條　「ソヴイエト」ノ全露中央執行委員會ハ本憲法第三條、第十七條及第十八條ニ規定スル範圍內ニ於テ露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國ノ最高ノ立法、行政及監督機關トス

第二十五條　全露中央執行委員會ハ自己ノ發意ニヨリ法典、命令及決定ヲ發布シ竝人民委員會議ノ提出セル法律案ヲ審査シ且裁可ス

第二十六條　露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國ノ政治及經濟生活ノ一般的規範ヲ定ムル總テノ命令及決定竝露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國憲法(根本法)第二十五條ニ定メタル基礎ニヨリ選擧人二萬五千人ニ付一人ノ割合ヲ以テ選出スル市及市的居住地ノ「ソヴイエト」代表者及十二萬五千人ニ付一人ノ割合ヲ選出スル縣及管區「ソヴイエト」大會ノヲ以テ組織ス

更ヲ加フル總テノ命令及決定竝露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國ノ豫算ハ必ス「ソヴイエト」ノ全露中央執行委員會ノ審議及裁可ヲ經ルコトヲ要ス

第二十七條　全露中央執行委員會閉會中ハ全露中央執行委員會ノ選任スル全露中央執行委員會幹部會ヲ以テ露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國ノ最高ノ立法監督及行政機關トス

第二十八條　「ソヴイエト」ノ全露中央執行委員會ハ露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國ノ勞農政府及總テノ「ソヴイエト」權力ノ機關ノ行動ニ付一般的指導ヲ與ヘ、立法及行政ニ關スル事務ヲ統一シ、全露中央執行委員會幹部會及人民委員會議ノ行動範圍ヲ定メ、露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國憲法ノ實施竝全露「ソヴイエト」大會及「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦最高機關ノ總テノ決定ノ遂行ヲ監視スルモノトス

第二十九條　全露中央執行委員會ハ全露中央執行委員會及幹部會之ヲ召集ス、臨時會議ハ全露中央執行委員會幹部會ノ發意、人民委員會議ノ提議、全露中央執行委員會員三分ノ一ノ要求若ハ六國ヨリ少カラサル自治「ソヴイエト」社會主義共和國ノ中央執行委員會ノ要求ニ依リ之ヲ召集ス

第三十條　全露中央執行委員會ハ露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國ノ一般行政ノ爲人民委員會議ヲ又行政各部ノ指導ノ爲人民委員部ヲ組織ス

第三十一條　全露中央執行委員會ハ全露「ソヴイエト」大會ニ對シ責ニ任シ之ニ自己ノ事務經過竝一般政策及各個ノ問題ニ關スル報告ヲ爲ス

(ハ)　人民委員會議

第三十二條　露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國人民委員會議ハ人民委員會議長、議長代理及露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國憲法第三十七條ニ揭ゲタル諸人民委員ハ人民委員會議ハ全露中央執行委員會ノ與ヘテ參加シ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ノ法規ニ基キ任命セラルル聯邦ノ一般人民委員會議官制ニ基キ露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國ノ全領域ニ亙リ命令及決定ヲ發布ス

第三十三條　露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國ノ一般行政ハ人民委員會議ニ屬ス

第三十四條　露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國人民委員會議ハ全露中央執行委員會ノ與ヘタル權利ノ範圍內ニ於テ及本條ノ增補トシテ發布セラルヘキ人民委員會議官制ニ基キ露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國ノ全領域ニ亙リ命令及決定ヲ發布ス

第三十五條　人民委員會議ハ全露及全露中央執行委員會ニ對シ責ニ任ス

第三十六條　人民委員會議ノ凡ユル決定ハ全露中央執行委員會若ハ其ノ幹部會ニ於テ之ヲ取消又ハ停止スルコトヲ得

(ニ)　露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國人民委員部

第三十七條　露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國人民委員會議ノ管轄ニ屬スル國家行政ノ各部ヲ直接指導スル爲左ノ十一ノ人民委員部ヲ設ク

最高國民經濟會議
內國商業
勞働
財務
勞農檢査
內務
司法
敎育
保健
農務
社會保障

第三十八條　露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國最高國民經濟會議及內國商業、財務、勞働及勞農檢査ノ諸人民委員部ハ露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國ノ全露中央執行委員會、其ノ幹部會及人民委員會議ニ隷屬シ同時ニ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦當該人民委員部ノ命令ニ從ヒ行動ス

第三十九條　人民委員會議員即チ人民委員ハ各人民委員部ノ長官トス

第四十條　各人民委員ハ其ノ統裁ノ下ニ參與官ヲ置ク、其ノ委員ハ人民委員會議之ヲ認可ス

第四十一條　人民委員ハ當該人民委員部ノ管掌スル一切ノ問題ヲ專決スルノ權利ヲ有ス、參與會カ人民委員ノ決定ニ不同意ナルトキハ參與會ハ決定ヲ停止スルコトヲナクシテ露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國人民委員會議若ハ全露中央執行委員會ニ之ヲ申立ツルコトヲ得、參與會ノ各會員モ同一ノ權利ヲ有ス

第四十二條　人民委員ハ其ノ事務ニ付人民委員會議竝全露中央執行委員會及其ノ幹部會ニ對シ責ニ任ス

第四十三條　露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國人民委員部ハ露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國全露中央執行委員會、其ノ幹部會及人民委員會議ニ於テ之ヲ取消スコトヲ得又露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國ノ合同人民委員部ノ處分ニ關シテハ該處分カ露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國全露中央執行委員會、其ノ幹部會若ハ人民委員會議ノ明ナル命令ニ準據セサルトキハ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ノ同名ノ人民委員部ニ於テ之ヲ取消スコトヲ得

第四章　自治「ソヴイエト」社會主義共和國及自治州

第四十四條　自治「ソヴイエト」社會主義共和國及自治州ニ於ケル國家權力ノ機關ハ露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國憲法ニ基キ地方「ソヴイエト」、其ノ大會、中央執行委員竝州及中央執行委員ヨリ成ル

自治「ソヴイエト」社會主義共和國根本法(憲法)ハ其ノ「ソヴイエト」大會ニ於テ採決シ全露中央執行委員會ノ裁可ヲ得更ニ全露「ソヴイエト」大會ノ最終的裁可ヲ受クヘキモノトス

備考　自治州ニ關スル法律ハ其ノ「ソヴイエト」大會ニ於テ裁決シ全露中央執行委員會ノ裁可ヲ受クベキモノトス

第四十五條　各自治「ソヴイエト」社會主義共和國領域內ニ於ケル最高機關ハ「ソヴイエト」大會トシ大會ノ閉會中ハ其ノ選任スル中央執行委員會トス中央執行委員會ノ權利ハ各自治「ソヴイエト」社會主義共和國憲法ニ於テ之ヲ定ム

第四十六條　自治「ソヴイエト」社會主義共和國ノ中央執行委員會及自治州ノ執行委員會ハ其委員中ヨリ幹部會ヲ選出ス幹部會ハ中央若ハ州執行委員會閉會中該共和國若ハ州ノ最高機關トス

第四十七條　自治「ソヴイエト」社會主義共和國中央執行委員會ハ自己ノ執行機關即左ノ構成ヨリ成ル人民委員會議ヲ組織ス即チ人民委員會議長及內務、司法、教育、保健、農務及社會保障ノ各人民委員竝露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國ノ合同人民委員即財務、勞働、內國商業勞農檢査及最高國民經濟會議

地方ノ生活狀況ニ應シ自治「ソヴイエト」社會主義共和國中央執行委員會ハ人民委員ノ數ヲ減シ及人民委員會議ノ構成ヲ適當ニ變更スルノ權利ヲ有ス

第四十八條　本憲法ニヨリ自治「ソヴイエト」社會主義共和國ニ附與セラレタル權利ノ範圍內ニ於テ此等共和國ノ中央執行委員會ハ當該自治「ソヴイエト」社會主義共和國ノ領域ニ於テ拘束力ヲ有スル法令ヲ發布ス

第五章　地方ノ權力

イ　「ソヴイエト」大會

第四十九條　當該領域—地方、州、縣、管區、郡、區若ハ鄕—內ニ於テ其ノ權限ノ範圍內ニ於ケル最高機關ハ「ソヴイエト」大會トス

第五十條　地方、州、縣、管區、郡、區及鄕ノ「ソヴイエト」大會ニハ當該行政單位ノ領域內ニ存在スル總テノ「ソヴイエト」ノ代表者參加スルモノトス

第五十一條　「ソヴイエト」大會ハ千九百十八年ノ露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國憲法(根本法)及第七回全露「ソヴイエト」大會ノ決議ニ準據シ左ノ方法ヲ以テ之ヲ組織ス

(イ)地方及州「ソヴイエト」大會ハ左ノ割合ヲ以テスル市、市的居住地、市的居住地以外ニ存在スル工場及製造所ノ諸「ソヴイエト」及管區「ソヴイエト」代表者ヲ以テ組織ス即市「ソヴイエト」ヨリハ選擧人五千人ニ付代議員一人管區「ソヴイエト」大會ヨリハ人口二萬五千人ニ付代議員一人トス

(ロ)縣「ソヴイエト」大會ハ左ノ割合ヲ以テスル市、市的居住地、市的居住地以外ニ存在スル工場及製造所ノ諸ソヴイエト及郡「ソヴイエト」大會ノ各代表者ヲ以テ組織ス即市「ソヴイエト」大會ヨリハ選擧人二千人ニ付代議員一人、郡「ソヴイエト」大會ヨリハ人口一萬人ニ付代議員一人トス

(ハ)管區「ソヴイエト」大會ハ左ノ割合ヲ以テスル市、市的居住地、市的居住地以外ニ存在スル工場及製造所ノ諸「ソヴイエト」代表者及村「ソヴイエト」代表者ヲ以テ組織ス即市「ソヴイエト」ヨリハ選擧人一千人ニ付代議員一人、區「ソヴイエト」大會ヨリハ人口五千人ニ付代議員一人トス

(ニ)郡「ソヴイエト」大會ハ左ノ割合ヲ以テスル市、市的居住地、郡內ニ存在スル工場及製造所ノ諸「ソヴイエト」代表者及村「ソヴイエト」代表者ヲ以テ組織ス即市「ソヴイエト」ヨリハ選擧人二百人ニ付代議員一人、鄕「ソヴイエト」大會ヨリハ人口一千人ニ付代表議員一人トス但郡ニ於ケル代議員ハ三百人ヲ超ユルコトヲ得ス

(ホ)區及鄕「ソヴイエト」大會ハ人口三百人ニ付一人ノ割合ヲ以テ區若ハ鄕內ニ存在スル總テノ「ソヴイエト」代表者ヲ以テ組織ス但區若ハ鄕ニ於ケル代議員ハ百五十人ヲ超ユルコトヲ得ス

備考　特利ナル場合ニハ全露中央執行委員會ニ對シ地方ノ狀況ニ應シ各個ノ土地ノ爲本條ニ定ムル代表者數ヲ變更スルノ權利ヲ與フ

第五十二條　「ソヴイエト」大會ニハ通常ト臨時トアリ通常「ソヴイエト」大會ハ年一回之ヲ召集ス臨時「ソヴイエト」大會ハ左ノ場合ニ之ヲ召集ス

(イ)上級「ソヴイエト」大會若ハ其ノ執行委員會ノ提議ニヨリ

(ロ)其ノ領域內ニ於ケル「ソヴイエト」權力ノ當該執行機關(執行委員會)ニ於テ其ノ發意ニヨリ又ハ該區域ノ住民ノ三分ノ一ヲ下ラサル人口ヲ占ムル諸「ソヴイエト」ノ要求アリタルトキ

第五十三條　「ソヴイエト」大會ハ自己ノ執行機關卽執行委員會ヲ選出ス其ノ委員數ハ各行政區域單位「ノソヴイエト」大會ノ爲全露中央執行委員會決定ヲ以テ之ヲ定ム

ロ　執行委員會

第五十四條　執行委員會ハ「ソヴイエト」大會之ヲ選出シ「ソヴイエト」大會ノ閉會中當該領域ニ於ケル「ソヴイエト」權力ノ最高機關ニシテ自己ヲ選出シタル大會ニ對シ責ニ任シ且上級執行委員會、全露中央執行委員會及露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國人民委員會議ニ隸屬ス

第五十五條　當該領域ノ行政竝中央權力ノ決定及命令ノ實施ニ關スル一切ノ常務ヲ指導スル爲執行委員會ハ幹部會ヲ選出ス幹部會員數ハ各行政區域單位ノ爲全露中央執行委員會若ハ其ノ幹部會之ヲ定ム

第五十六條　執行委員會閉會中ハ執行委員會ノ幹部會ニ於テ執行委員會ノ權利ヲ行使シ且執行委員會ニ對シ責ニ任ス

第五十七條　地方權力ノ管轄ニ屬スル一切ノ事務ヲ遂行スル爲及上級執行委員會及中央權力ノ決定ヲ實施スル爲地方、州、縣、管區、郡執行委員會ハ全露中央執行委員會又ハ其ノ幹部會ノ定ムル原則ニ基キ諸部ヲ設ク

執行委員會ノ現存スル部ノ廢止若ハ併合竝新ナル部ノ設置ハ露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國人民委員會議ノ決定ニヨリ之ヲ行ヒ且全露中央執行委員會又ハ其ノ幹部會ノ認可ヲ受クルモノトス

備考　區及鄕執行委員會ニ在リテハ縣執行委員會若ハ其ノ幹部會ノ決議ヲ經テ部若ハ支部ヲ設クルコトヲ得

第五十八條　執行委員會ノ部ハ執行委員會及其ノ幹部會ニ隸屬シ執行委員會及其ノ幹部會竝上級執行委員會ノ當該部ノ命令及指令ヲ遂行スルノ義務ヲ有ス、地方、州及縣執行委員會ノ部ハ尙露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國當該人民委員部ノ命令及指令ヲ遂行スルノ義務ヲ有ス

ハ　代議員「ソヴイエト」

第五十九條　「ソヴイエト」ノ組織左ノ如シ

(イ)市ニ於テハ人口各千人ニ付代議員一人ノ割合トス但五十人以上一千以下トス

(ロ)村落(小村、村、宿驛、小住區、人口一萬人以下ノ市、「アウル」—高架索地方ノ小村農場地等)ニ於テハ人口各百人ニ付代議員一人ノ割合トス但シ各村「ソヴイエト」ノ代議員ハ三人以上五十人以下トス

備考　本號ニ定メタル代表者數ノ變更ハ全露中央委員會ノ決定ヲ以テ之ヲ行フ

第六十條　常務執行ノ爲市ニ於ケル代議員「ソヴイエト」ハ全露中央執行委員會若ハ其ノ幹部會ノ定ムル原則ニ基キ議員中ヨリ執行委員會ヲ選出ス

第六十一條　村「ソヴイエト」ニ在リテハ全露中央執行委員會又ハ其幹部會ノ定ムル原則ニ基キ執行委員會ヲ設クルコトヲ得

第六十二條　代議員「ソヴイエト」ハ執行委員會若ハ「ソヴイエト」議長ニ於テ自己ノ發意ニヨリ並「ソヴイエト」議員ノ半數以上ノ要求ニヨリ之ヲ召集ス

第六十三條　「ソヴイエト」議員ハ其ノ選擧人ニ對シ正規ニ報告ヲ爲スコトヲ要ス

ニ　地方權力機關ノ管轄事項

第六十四條　地方、州、縣、管區、郡、區及鄉ノ「ソヴイエト」權力ノ機關即執行委員會及其幹部會並代議員「ソヴイエト」ハ左ノ事項ヲ管掌ス

(イ)當該領域ノ文化及經濟ノ進歩發達ヲ圖ルコト

(ロ)地方豫算ノ編成及認可

(ハ)「ソヴイエト」權力ノ當該上級機關ノ決定ヲ實施スルコト

(ニ)當該領域ニ於ケル地方的性質ヲ有スル諸問題ノ解決

(ホ)當該領域ニ於ケル「ソヴイエト」ノ事務ノ統一

(ヘ)當該領域ニ於ケル革命ノ法規ノ保障並國家秩序及社會保障ノ防護

(ト)自己ノ發意並ニ上級執行委員會ノ提議ニ基キ國家全般的意義ヲ有スル問題ヲ審議スルコト

第六十五條　「ソヴイエト」大會及其ノ執行委員會ハ下級ノ地方、ソヴイエト」及其ノ執行機關ノ行動ヲ監督ス

地方「ソヴイエト」大會ノ決定ハ上級「ソヴイエト」ノ事務ノ統一

(ハ

第十二回全露「ソヴイエト」大會議長　エム・カリニン
第十二回全露「ソヴイエト」大會書記官　ア・キセリヨフ
莫斯科千九百二十五年五月十一日
（一九二五年五月二十六日「イズヴエスチヤ」ヲ以テ公布）

ソヴイエト各共和國中央國家機關重要職員表

露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國

全露中央執行委員會議長　エム・イ・カリニン
人民委員會議長　エス・イ・スウイルツオフ
同　代理　ア・ベ・スミルノフ
同　ア・エム・レジアク
同　テ・エル・ルイスクロフ
國民經濟最高會議長　エス・エス・ロボフ
農務人民委員長　エヌ・ア・クビヤク
財務人民委員長　エヌ・ア・ミリユウチン
商業　同　エヌ・ベ・エスモント
勞働　同　ア・エム・ヴフトフ
內務　同　ウエ・エヌ・トルマチエフ
司法　同　エヌ・エム・ヤンソン
勞農監督同　エヌ・イ・イリイン
教育　同　エヌ・ア・セマシコ
保健　同　イ・ア・ノゴウイツイン
社會保障同

ウクライナ社會主義「ソヴイエト」共和國

中央執行委員會議長　ゲ・イ・ペトロフスキー
人民委員會議長　ウエ・ヤ・チウバリ
同　代理　ヤ・エム・ズズニク
同　ア・カ・セルビチエンコ
同　ウエ・ベ・ザトンスキー

白露西亞社會主義「ソヴイエト」共和國

中央執行委員會議長　ア・ゲ・チエルビヤコフ
人民委員會議長　エヌ・エム・ゴロデツド
同　代理　エス・ベ・ガルプ
同　エム・エム・カルクリン

ウズベツク社會主義「ソヴイエト」共和國

中央執行委員會議長　ユ・アフンババエフ
同　代理　ゲ・イ・ルデンコ
人民委員會議長　エフ・ホジヤエフ
同　代理　イ・デ・マルツイノフ

トルクメン社會主義「ソヴイエト」共和國

中央執行委員會議長　エヌ・アイタコフ
同　代理　ベ・ナザロフ
人民委員會議長　カ・アタバエフ
同　代理　ヤ・エム・ガリベルシテイン

後高架索社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國

中央執行委員會議長　エム・ツハカヤ
同　オ・エス・アガマルイ
同　エス・エム・カシヤン
人民委員會議長　シエ・ゼ・エリアワ
同　代理　ア・ア・ベクザデヤン
同　エム・デ・グセイノフ

ソウエート聯邦の地理的構成

備考　人口は一九二六年國勢調査に基く、面積は一九二八年度出版「統計調査」第五號發表數字による

ソウエート社會主義共和國聯邦

聯邦加盟國

名稱	成立日子	面積（單位千平方キロメートル）	人口（單位千人）	一平方キロメートル內ノ人口	行政上の中央都市（括弧內ハ其人口—單位千）
I、白ロシヤ共和國	一九一九年一月一日	一二六、八	四、九八四	三九、五	ミンスク（一三二）
II、ザ、コーカサス聯邦共和國	一九二二年五月十二日	一八四、五	五、八六〇	三〇、一	チフリス（二一九三）
右所屬					
一、アゼルバイジヤン共和國	一九二〇年四月廿七日	八四、七	二、三一四	二七、〇	バクー（四五二）
右所屬					
(イ)ナヒチエン自治共和國	一九二四年二月九日	六	一〇五	一七、三	ナヒチエワニ（九）
(ロ)ナゴールヌイ、カラバフ自治	一九二三年七月三日	四	一二五	三一、三	ステパナケルト（三）
二、アルメニヤ共和國	一九二〇年十一月廿九日	三〇、九	八八〇	二四、二	エリワニ（六五）
三、グルジン共和國	一九二一年二月廿五日	六八、九	二、六六七	四〇、六	チフリス（二三三）
右所屬					
(イ)アルハスク自治共和國	一九二一年五月四日	八	一〇二	二四、九	スウフウム（二〇）
(ロ)アドジアルスク自治共和國	一九二一年七月十六日	二	一三二	六四、五	バツーム（四五）
(ハ)ユーゴ、オソチヤ自治州	一九二二年四月廿日	三	八七	二九、〇	ツイヒンワリ（六）
III、ロシヤ聯邦共和國	一九一七年十一月七日		一〇〇、八五八	五、一	モスクワ（二〇二六）
右所屬自治共和國					
一、バシユキール自治共和國	一九一九年五月廿日	一五八、七	二、七四三	一七、七	ウーハ（九九）
國家の構成					

名稱	成立日子	面積（單位千平方キロメートル）	人口（單位千人）	一平方キロメートル內ノ人口	行政上の中央都市（括弧內ハ其人口—單位千）
二、ブリヤート、モンゴール自治共和國	一九二三年五月卅日	三八九、一	四九一	一、五	ウエルフネウージンスク（二八）
三、ダゲスタン自治共和國	一九二一年一月廿日	五四、二	七八八	一三、三	マハツチ、カラ（二三）
四、カザーク同	一九二〇年十月四日	二、九五七、八	六、四九二	二、二	アルマ、アタ（四五）
右所屬					
カラ、カルパーク自治州	—	一一三	三〇五	二、七	チウパイ（五）
五、カレーリヤ自治共和國	一九二〇年八月四日	一四三、三	二七〇	一、八	ペトロザオドスク（二六）
六、キルギース同	一九二七年四月十五日	一九八	九九三	五、一	フルーニゼ（三五）
七、クルイム同	一九二一年十月十八日	二五、三	七一四	二七	ミムヘロポーリ（八八）
八、沿ヲルガ獨逸人同	一九一九年四月十六日	二六、八	五七二	二〇、四	ボクロフスク（一八）
九、達靼同	一九二〇年六月廿五日	六八、六	二、五九四	三八、七	カザン（一七九）
一〇、チユワーシュ同	一九二〇年六月廿四日	一八、三	八九四	四九、七	チエボクサールイ（九）
一一、ヤクーツク同	一九二二年四月廿七日	四、〇二三、三	二七〇	〇、一	ヤクーツク（一一）
所屬自治州					
一、アドイゲイ自治州	一九二二年七月廿七日	三	一一四	三八、〇	クラスノダール
二、オトスク同	一九二一年一月五日	三〇、四	七五六	二五、二	イジエフスク（六三）
三、イングーシュ同	一九二四年七月七日	三	七五	二五〇	ウラヂカフカズ
四、カバールジノバルカール同	一九二二年九月一日	一一	二〇四	一八、五	ナリーチク（一三）
五、カルムイツ同	一九二〇年七月五日	七五、四	一四二	二、〇	アストラハン
六、カラチヤエフ同	一九二六年六月十五日	八	六五	八、一	モコヤンシヤールハ
七、コーミ同	一九二一年八月廿二日	四二三、七	二〇七	〇、五	ウスチスイソリスク（五）
八、カリー同	一九二〇年十一月廿五日	二三、〇	四八二		ヨシユカルオラ（四）

名稱	成立日子	面積（單位千平方キロメートル）	人口（單位千人）	一平方キロメートル內ノ人口	行政上の中央都市（括弧內ハ其人口—單位千）
九、オイラト同	一九二二年六月一日	八五	一〇〇	一、二	ウララ（六）
十、北オセチン同	一九二四年七月七日	六	一五二	二五、三	ウラジカフカズ
十一、チエルケツシユ同	一九二八年四月廿九日	一、五	三七	二四、七	
十二、チエチエン同	一九二二年十二月一日	一〇	三一〇	三一、一	グロズヌイ
IV、トルクメン共和國	一九二四年十二月	四九一、二	九九二	二、二	アシユハバド（四七）
V、ウズベツク共和國	一九二四年十二月五日	三三七、五	五、二七五	一六、三	サマルカンド（一〇五）
右所屬					
一、タドジツク自治共和國	一九二四年	一五四、一	八二七	六、〇	ドユーシヤムベ（四）
右所屬	—	五七	三〇	〇、四	ホローグ
ゴールノ、バダフシヤニス自治州					
VI、ウクライナ共和國	一九一九年十二月廿七日	四五二	二九、〇二〇	六五、二	ハリコフ（四一七）
右所屬					
モルダフ自治州	一九二四年十二月十二日	八	五七二	七〇、九	バルタ（二三）

露國の外交

外交代表ニ關スル規定

勞農政府在外代表者任命ニ關スル全露中央執行委員會及人民委員會議ノ決定

一九一八年六月四日公布人民委員會議命令（一九一八年法令全集第三十九號第五〇五項）第一項外交代表者ノ階級ヲ廢止シ之ヲ露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國全權代表ト命名スルノ件ヲ增補シ（一九二一年五月二十六日人民委員會議決定（一九二一年）法令第四十九號第二百六十一項）勞農政府在外公館ニ關スル一般規定ヲ追加スルタメ全露中央執行委員會及人民委員會議ハ在ノ通リ決定セリ

第一條　外國政府竝ニ同盟「ソヴイエト」共和國政府ニ派遣スル勞農政府全權代表ノ任免ハ全露中央執行委員會幹部會ノ決定ニ依ル

第二條　全權代表ノ信任狀及ヒ解任狀ハ全露中央執行委員會議長及書記官之ニ署名シ外務人民委員之ニ副署ス

第三條　第一條ニ記載セル以外ノ首席代表、委員、特使竝ニ各種ノ國際條約及ヒ協約締結ノ爲派遣セラルル全權委員ノ任免ハ人民委員會議ノ決定ニ依ル

第四條　第三條記載ノ代表及ヒ委員ノ信任狀及解任狀竝ニ委任狀ハ人民委員會議長之ニ署名シ外務人民委員之ニ副署ス

第五條　左記ハ外務部ニ於テ任命ス

（イ）全權代表ノ不在中又ハ其ノ召還後後任全權代表ノ任命サルル迄ノ期間之ヲ代表スル全權代理

（ロ）勞農政府ノ締結セル條約實施ノ爲設置セラルル國際混合委員會ノ委員長

（ハ）全權代表及ヒ其他ノ外交委員、使節ノ隨員タル參事官、書記官及ヒ官補又ハ國際混合委員會委員

第六條　陸海軍武官及其ノ補佐官ハ外務人民委員ト協議ノ上共和國革命軍事會議之ヲ任命ス

第七條　第五條及第六條ニ記載シタル者ニ對スル委任狀又ハ命令書ハ外務部之ヲ發給ス

第八條　勞農政府在外公館ニ關スル一般規定第十五條ニ依リ任命セラルル總領事、領事、副領事及ヒ領事代理ハ外務人民委員ノ署名アル領事旅券ノ發給ヲ受ク

第九條　勞農政府在外公館ニ關スル一般規定第十九條ニ依リ任命セラルル外國貿易部ノ委員及役員ハ外國貿易人民委員ノ署名シ外務人民委員ノ奢證セル委員狀ノ發給ヲ受ク

全露中央執行委員會委員長　エム・カリニン
人民委員會議々長代理　ア・ツユールパ
全露中央執行委員會書記官　ア・エヌキゼ
莫斯科クレムリン　千九百二十二年一月二十四日

ソヴイエト聯邦在外代表

日本（東京）駐劄　ア・ア・トロヤノフスキイ
塊地利（維納）駐劄　カ・カ・ユレネフ
亞富汗（カブウル）駐劄　エル・エヌ・スタルク
ヘジヤス（デジエツド）駐劄　カ・ア・ハキモフ
獨逸（伯林）駐劄　エヌ・エヌ・クレスチンスキイ
希臘（アデン）駐劄　ア・エム・ウスチノフ
丁抹（コーペンハーゲン）駐劄　エム・ヴエ・コベツキイ
伊太利（羅馬）駐劄　エヌ・トリヤクロフ
中華民國（一九二九年七月斷交）
ラトヴイヤ（リガ）駐劄　ウエ・オフセンコ
リトワニヤ（コウノ）駐劄　ア・ヤ・アロセフ
墨西哥（メキシコ）駐劄　ア・エム・マカル

諾威（オスロ）駐劄　ア・エム・コロンタイ
波斯（テイラン）駐劄　ヤ・ハ・ダフチヤン
波蘭（ワルシヤワ）駐劄デ・ウエ・ボゴモーロフ
土耳古（アンゴラ）駐劄　ヤ・ジ・スウリツ
ツビンナ（中央亞細亞）外交代表　ア・ゲ・スタルコフ
芬蘭（ヘルシングフオルス）駐劄　イ・エム・マイスキイ
佛蘭西（巴里）駐劄　ドブガレフスキー
瑞典（ストツクホルム）駐劄　ウエ・コツプ
エストニア（ターリン）駐劄　ア・エム・ペトロフスキー
チエツクスロワキア（プラガ）駐劄　ア・ヤ・アロセフ

ソヴイエト聯邦駐劄各國外交代表

日本　全權大使　田中都吉
墺國　全權公使　エ・ヘ・ロパート
亞富汗　全權公使　エヌ・ハ・グリヤーム
獨逸　全權大使　グルベルト・ホンジツクセン
希臘　全權公使　ナコス・パヌリアス
丁抹　全權公使　ビヨトル・スコウ
伊太利　全權大使　ウエ・チエルルーチ
中華民國　一九二九年七月斷交
ラトヴイア　全權公使　アルル・オゾリス
リトワニア　全權公使　ユルギス・パトルシアイチス
メキシコ　全權公使　エス・ゲ・イエズス
蒙古　外交代表　ガンボジヤツプ
諾威　全權公使　ア・ウルビ
波斯　代理公使　アリゴリ・ハン・アンサリ
波蘭　全權公使　スタニスラフ・パチヨク
ツウインスク　領事　チヨイドン
土耳古　全權大使　エル・ベ・ヒユセイン
芬蘭　全權公使　ア・アルトチイ
佛國　全權大使　ジヤン・エルベツト
瑞典　全權公使　ア・ホン・ゲイゼンシユタム
エストニア　全權公使　ユリウス・セリヤマア

露國對外關係一覽

亞細亞諸國との關係

日本

一九二五年一月二十日　基本條約北京に於て締結せらる。

一九二五年十二月十四日　北樺太石油利權協定莫斯科に於て締結せらる。

一九二五年十二月十四日　北樺太石炭利權協定莫斯科に於て締結せらる。（其後石炭、金鑛、森林其他の協定を見たるもの六件）

一九二八年一月二十三日　漁業條約調印

土耳古

一九二一年三月十六日　國交回復に關する條約莫斯科に於て締結せらる。大使を交換す。

同年十月十三日　友好條約「カルス」「アルメニア」の一市）に於て締結せらる。

一九二三年二月七日　君府「スミルナ」「トレビゾンド」「カルス」「アルトウイン」「エルゼルム」に「ソ」聯領事館設置方に關する協定成る。

一九二五年三月二十九日　露西亞商業銀行支店君府に開設せらる。

同年十二月十七日　中立保障條約巴里に於て締結せらる。

一九二六年十一月十二日乃至十四日　兩國外相（「チチエーリン」及「テブフイクルシユデイベー」）「オデツサ」に於て交驩歐洲に亞細亞聯盟說擡頭。

一九二七年三月十三日　通商條約「アンゴラ」に於て締結せられたりとの報あり。

波斯

一九二一年二月廿六日　國交に關する條約莫斯科に於て締結せられ大使を交換す。

一九二四年七月三日　通商條約「テヘラン」に於て調印せらる。

同年十月七日　南裏海（波斯領）に於て漁業を經營することを目的とする露波合辦會社の設立方に關する豫備協定「テヘラン」に於て兩國政府代表間に調印せらる。

一九二六年九月　波斯宮內大臣莫斯科往訪主として通商條約（未批准）及漁業問題につき商議せる趣きなり。

一九二七年十月一日　莫斯科に於て一、保障及中立條約（全文發表）二、通商に關する交換

公文、三、漁業協定、四、ペブレビ港に關する交換公文、五、關稅協定の諸條約締結さる。

阿富汗

一九二一年二月廿八日　友好關係設定方に關する條約莫斯科に於て締結せらる。公使を交換す。

一九二四年七月　通商條約締結方に關する交渉「カブール」に於て開始せらる。

一九二六年九月一日　中立保障條約「カブール」に於に締結せらる。

「ヘジヤス」(隣接國に非るも特に記載)

一九二四年三月三十日　國交再開方に關する公文交換せらるる「ソ」聯邦は「ジエツダ」に代表者兼總領事を「ヘ」國は莫斯科に公使を置く。

同年八月　「ジエツダ」と「ソ」聯代表者兼總領事着任す。

一九二四年十月　駐伊「ヘジヤス」公使駐「ソ」聯公使を兼任す。

支那

一九二四年五月卅一日　懸案解決一般原則に關する條約及東支鐵道暫行管理に關する協定北京に於て締結せらる。

同年九月廿一日　張作霖との間に東支鐵道に關する協定奉天に於て調印せらる。

西部支那

一九二四年十月六日　在西部支那「ソ」聯外務人民委員部代表及新疆省外交委員間に「カシユガル」「クルヂヤ」「ウルムチ」「チュグチヤク」「シヤラスメ」の五ケ所に「ソ」聯領事館開設方に關する協定成る。

歐洲に於ける隣接諸國との關係

エストニヤ

一九二〇年二月二日　平和條約莫斯科に於て締結せらる「ソヴイエト」聯邦を承認せる外國條約の嚆矢公使を交換す。

一九二四年六月廿七日　郵便、電信、郵便爲替に關する協定「レバル」にて成立す。

同年十月十五日　「ソ」聯「エストニア」商業會議所「レバル」に開設せらる。

一九二五年三月　「ソ」聯邦より中立保障條約締結方申込み爾來交渉中。

ラトヴイヤ

一九二〇年八月十一日　平和條約「リガ」に於て締結公使を交換。

一九二一年三月三日　郵便電信に關する暫定協定リガに於て締結せらる。

一九二二年一月十二日　郵便小包に關する暫定協定「リガ」に於て締結せらる。

一九二五年「ラトヴイヤ」經由獨、露乘客貨物直通輸送協定調印せらる。

一九二六年三月　「ソ」聯邦より中立保障條約締結方申込み爾來交渉中。

一九二七年三月十日　中立保障條約「リガ」に於て假調印を了す。(莫斯科十一日發聯合)

一九二七年六月一日　通商條約締結さる。

芬蘭

一九二〇年十月十四日　平和條約「ユリエフ」に於て締結せらる公使を交換す。

外蒙古

一九二一年十一月五日　友好關係設定方に關する協定莫斯科に於て締結せらる全權代表を交換す。

一九二三年十月廿一日　露領「ザバイカル」地方に蒙古族より成る「ブリヤート、モンゴル」自治共和國建設せられ露蒙關係密接となる。

一九二四年十月三日　電信協定及「ブリヤート、モンゴル」人の外蒙古國籍取得に關する協定庫倫に於て締結せらる。

烏梁海

一九二四年夏　烏梁海國民黨の反亂後、「ソ」聯邦及外蒙古共和國双方より全權を烏梁海へ派遣して烏梁海國民黨の反亂を沈壓す次で烏梁海自治共和國建設せらる領事を交換す。

歐洲に於ける隣接諸國との關係

リスアニヤ

一九二〇年七月十二日　平和條約莫斯科に於て締結公使を交換す。

一九二四年三月八日　「メーメル」の「リスアニヤ」歸屬に關し「チチエーリン」は「リスアニヤ」政府及國際聯盟理事國に對し「メーメル」問題を「ソ」聯邦の參加無く決定せることに對し抗議す。

一九二六年九月二十八日　中立保障條約締結せらる。

一九二二年九月廿日　芬蘭灣内漁業規定に關する協定「ヘルシングフオルス」に於て締結せらる。

同年十月廿一日　北氷洋に於ける漁業及膃肭獸獵獲に關する協定「ヘルシングフオルス」に於て締結せらる。

同年十月廿八日　「ラドガ」湖に於ける漁業及膃肭獸獵獲に關する協定「ヘルシングフオルス」に於て締結せらる。

一九二四年六月十八日　郵便、電信、電話に關する協約、族客貨物直通輸送に關する協約「ヘルシングフオルス」に於て締結せらる。

一九二五年二月　廿日郵便爲替に關する協定莫斯科に於て締結。

一九二六年三月　「ソ」聯邦より中立保障條約締結方申込み爾來交渉中。

波蘭

一九二一年三月十八日　平和條約「リガ」に於て締結せらる公使を交換す。

一九二二年乃至一九二四年　東「ガリシヤ」問題及小數民族問題に付紛爭絶えず。

一九二五年一月十八日　波蘭芬蘭「ラトヴイヤ」「エストニヤ」の各外相「ヘルシングフオルス」に於て會商す對「ソ」聯「バルチック」聯盟組織方に付考慮せる形跡あり「ソ」聯政府の神經を刺戟す因に今日迄の處波蘭の策動に基く「バルチック」聯盟計畫は失敗に歸し現に「ソ」聯は「リスアニヤ」と中立保障條約を締結し更に芬蘭「エストニヤ」「ラトヴイヤ」と各別に中立保障條約締結方交渉中なること既述の通)

一九二六年春　「ソ」聯より中立保障條約締結方申込める形跡あり波蘭側に於て取合はざるものゝ如し。

羅馬尼

一九一八年三月五日　「ベツサラビヤ」より羅馬尼軍隊撤退方に關する協定「イヤツシイ」に於て締結せらる。

一九二〇年十月廿八日　日、英、佛、伊、羅間に「ベツサラビヤ」問題に關する條約巴里に於て調印せられ「ベツサラビヤ」は羅馬尼領と成る「ソ」聯邦は依然「ベツサラビヤ」に對する主權を主張して讓らず。

一九二一年　主として「ベツサラビヤ」問題に關し「ワルソー」に於て會商す。

一九二四年三月　主として「ベツサラビヤ」問題に關し維納に於て會議す。

同年十二月十三日　船舶噸數互認に關する公文「コペーナーグ」に於て交換せらる。

希臘

一九二四年三月八日　「ソ」聯法律上承認に關する公文伯林に於て交換せらる公使を交換す。

アルバニヤ

一九二四年六月六日　在羅馬「アルバニヤ」代理公使在羅馬「ソ」聯大使に對し「アルバニヤ」政府の外交關係設定方希望(法律上の承認を意味す)を傳達す。

同年十二月十六日　「ソ」聯公使「チラナ」着任

諾威

一九二一年九月二十一日　暫定取極「クリスチヤニヤ」に於て締結せらる。

一九二二年十一月十五日　「ソ」聯政府の諾威政府よりの借款條件に關する協定莫斯科に於て締結せらる。

一九二四年二月十五日　「ソ」聯法律上の承認に關する公文「クリスチヤニヤ」に於て交換せらる公使を交換す。

瑞典

一九二四年三月十五日　「ソ」聯法律上承認に關する公文「ストツクホルム」に於て交換せらる公使を交換す。通商航海條約莫斯科に於て締結せらる。

通商協定及價格表記郵便及郵便小包交換に關する協定「ストツクホルム」に於て締結せらる。

一九二四年六月　萬國郵便會議開催せられ「ソ」聯正式に參加す。

丁抹

一九二三年四月二十三日　豫備協定莫斯科に於て締結せらる。

一九二四年六月十八日　「ソ」聯法律上承認に關する公文倫敦に於て交換せらる公使を交換す。

同年十二月十三日　船舶噸數互認に關する公文「コペーナーグ」に於て交換せらる。

希臘

一九二四年三月八日　「ソ」聯法律上承認に關する公文伯林に於て交換せらる公使を交換す。

アルバニヤ

一九二四年六月六日　在羅馬「アルバニヤ」代理公使在羅馬「ソ」聯大使に對し「アルバニヤ」政府の外交關係設定方希望(法律上の承認を意味す)を傳達す。

同年十二月十六日　「ソ」聯公使「チラナ」着任

同年同月十八日　「ソ」聯公使「アルバニヤ」退去を餘儀無くせらる爾來外交關係斷絶す。

勃牙利

國交開けず。

セルブクロアトスロヴエーヌ

國交開けず但し最近「ソ」聯承認の氣運高まりつゝあるやの報導あり。

洪牙利

一九二〇年五月廿一日　俘虜交換協定「コペーナーグ」に於て締結せらる。

一九二一年七月廿八日　俘虜交換協定「リガ」に於て締結せらる。

同年十月三日　俘虜交換覺書「リガ」に於て交換せらる。

一九二四年九月十二日　駐獨「ソ」聯大使及洪牙利代表者間に伯林に於て外交經濟關係回復方に關する協定調印せらる然るに右協定は洪牙利國會に於て有力なる反對を受け批准せらるゝに至らず。

一九二五年三月　政治犯人交換に關する商議成立す。

外交領事機關の交換未し。

チエツコスロヴアキー

一九二二年六月六日　暫定條約「プラーグ」に於て締結せらる「チエツコ」は「ソ」聯政府を事實上承認す全權代表を交換す。

（因に英、佛、伊の法律上承認せる今日「チエツコ」の「ソ」聯政府法律上承認を妨げつゝある有力なる原因は「プラーグ」に於ける所謂白系「エミグレ」の勢力なりと「ソ」聯邦は看做し居れり孰れにしても「チエツコ」が白系「エミグレ」を好遇しつゝあることは周知の事實なり）

獨逸

一九二〇年四月十九日　俘虜歸國に關する協定伯林に於て締結す。

同年同月廿三日　俘虜歸國實施方に關する協定「レベル」に於て締結せらる。

同年七月七日　俘虜歸國及一般拘禁者歸國に關する追加協定伯林にて締結せらる。

一九二一年四月廿三日　歸國（「ラパトリーマン」）に關する條約伯林に於て締結せらる。

同年五月六日　俘虜事務取扱委員の職務範圍擴張或程度迄外交領事事務取扱方並貿易代表部設置方に關する暫定協定伯林に於て締結せらる。

一九二二年四月十六日　外交領事關係回復に關する條約「ラツパロ」に於て締結せらる「ラツパロ」條約大使を交換す。

同年十一月五日　「ラツパロ」條約を「ソ」聯を形成する各共和國に擴張適用方に關する協定伯林に於て締結せらる。

一九二三年四月廿五日　各政府の收得せる相手國商船に關する協定莫斯科に於て締結せらる。

一九二四年五月三日　伯林警察官在伯林「ソ」聯貿易代表部を臨檢し外交問題となる（爭議の中心點は貿易代表部の治外法權性）

同年七月廿九日　貿易代表部臨檢事件解決方に關する覺書伯林にて交換せらる貿易代表部の治外法權に付ては追而通商條約に於てはつきり規定する事に了解なる。

一九二五年春　通商條約締結方交涉莫斯科に於て開始せらる。

同年十月十二日　經濟關係及國際私法關係に關する總則、居住に關する協定、經濟協定、鐵道協定、航海協定、租稅協定、商事仲裁裁判に關する協定、工業所有權保護に關する協定より成立する通商協約、領事條約及民事上の司法共助に關する協定と共に莫斯科に於て調印せらる。

通商條約の一部を構成する前記經濟協定中に於て貿易代表部の治外法權性に付左の通規定せらる。

貿易代表及高級部員は治外法權を享有す在伯林貿易代表部建物は治外法權とす。

（第五十二議會用調書一八九頁參照）

一九二六年四月廿日　獨逸政府の對露取引損失保證に關する告示公布せらる（前記議會用調書一九四頁參照）

同年四月廿四日　中立保障條約伯林に於て締結せらる（前記議會用調書一九一頁參照）

墺地利

一九二〇年七月五日　俘虜交換協定「コペーナーグ」に於て締結せらる。

一九二一年十二月七日　國交に關する暫定協定並俘虜、拘禁者歸國に關する追加協定維納に於て締結す。

一九二三年九月八日　一九二一年十二月七日の國交に關する暫定協定を「ソヴイエト」聯邦

に擴張方公文交換せらる。

一九二四年二月廿六日　「ソ」聯政府法律上承認に關する公文交換せらる公使を交換す。

同年中　「ルスアウストルグ」（露墺貿易部）維納に支店を開設す。

同年九月十九日　民事上の司法共助に關する協定締結す。

一九二七年一月　獨逸に倣ひ對露取引損失保證の制を設くべしとの聲高し。

瑞西

一九二五年五月　「ソ」聯代表「ボロウスキー」暗殺せらる「ソ」聯は「ボ」暗殺事件に對する瑞西政府の態度を以つて甚だしく「ソ」聯に對し非友好的なるものなりと解釋し爾來國交斷絶す。

一九二六年二月　聯盟軍縮豫備會議「ジュネーブ」に於て開催せらるゝに先だち「ソ」聯は會議地の瑞西國内に在るの故を以て參加を拒絶す一方瑞西商工業者の間には瑞、「ソ」聯貿易再開を希望するもの尠からず旁々佛國に於て瑞「ソ」聯盟の紛議解決方調停を試みたるも結局失敗す。

一九二七年二月　聯盟に於て瑞「ソ」聯間の紛議此儘にて推移せば「ソ」聯の軍縮會議參加の見込無きに至るべしとの意見あり旁々獨逸に於て調停の衝に當らんとしつゝあるものの如きも獨逸の調停に對しては佛國に於て氣乘りせず又瑞西の對「ソ」聯惡度相當强硬なるものの如し。

和蘭

未だ交涉無し。

佛蘭西

一九二〇年四月二十日　兩國臣民の相互撤退方に關する協定「コペーナーグ」に於て締結せらる。

一九二四年十月廿五日　「ソ」聯政府法律上承認に關する公文交換せらる。

同年十二月　對露債權整理方に關する佛「ソ」聯商議巴里に於て開かる。

一九二六年二月　乃至七月右商議巴里に於て續行せらる。

一九二六年六月十日　佛羅修好條約巴里に於て締結せられ佛國羅國の現狀維持を保障する國併合を更に確認したるものなりと解釋し在巴里大使を經て强硬なる抗義を佛國政府へ提出したり。

一九二七年二月　右商議巴里に於て續行せらる。

對露債權に關する交涉は今尚目鼻さへ付かざるものの如し自然通商條約締結方交涉も亦停頓しつゝあるものの如し。

伊太利

一九二四年二月七日　「ソ」聯政府法律上承認に關する公文交換せらる。

同年同月四日　通商航海條約羅馬に於て締結す。

一九二六年九月十六日　伊、羅友好條約羅馬に於て締結せられ別に「ベツサラビア」條約に關し公文の交換あり其内に於て伊首相は「ベ」條約の伊國に於ける批准は伊太利の一般的利益を害する事なく之を行ひ得る時期に於て實行さるべき旨を宣明するや「ソ」聯政府は在羅馬大使を經て强硬なる抗議を伊國政府へ提出したり。

一九二七年三月七日　伊國政府は「ベツサラビヤ」條約批准に決し其旨在羅馬羅國公使及「ソ」聯大使へ通告したる趣。

白耳義

一九二〇年四月廿日　在「ソ」聯白耳義人の歸國に關する協定「コペーナーグ」に於て締結せらる。

正式の國交開始せられず。

西班牙

全然交涉無し。

葡萄牙

全然交涉無し。

英國

一九二一年三月十六日　商業協定倫敦に締結せらる。

一九二二年七月三日　前記商業協定を加奈陀へ擴張することに關する公文交換せらる加奈陀「セントリール」に「ソ」聯貿易代表駐在す。

一九二四年二月一日乃至二日　「ソ」聯政府の

法律上承認に關する公文交換せらるる代理大使を交換す。

一九二七年五月十二日　英國官憲の「アルコスハウス」並に駐英通商代表部捜査事件を直接動因とし英國政府對露通商條約の破棄を決議す。

北米合衆國

一九二一年　「ソ」聯邦中裏海の北岸及「ヴオルガ」流域に大飢饉あり米國に於て商務卿「フーバー」主唱の下に救濟委員會（アメリカン、レリーフ、アドミニストレーション）組織せられ同年八月廿日「ラトヴイヤ」國「リガ」市に於て米「ソ」聯兩國政府代表者間に右救濟事業實施に關する協定締結せらる。

一九二二年五月十八日　國務卿「ヒューズ」米國商業會議所會議に於て對露通商問題に關し演說す要旨は露西亞に於て國際義務の廢棄及法律上正當に得たる外國臣民の私有財産の國有未だ取消されず「ゼノア」及海牙兩會議の議事錄に依るも現在露西亞を支配せる一團が此點に於て政策を變更するの意なきこと明なり（依て露西亞承認は未だ問題にならず）と爲すに在り。

同年六月十二日　對露通商問題に關する商務卿「フーバー」の報告書公表せらる該報告の要旨左の通り。

米國の對露輸出は米「ソ」聯間何等の通商協定なきに拘らず實際に於ては主たる競爭國英、獨に比し有利なる米國實業家にとり露西亞に關し眞に重要なる問題は貿易問題に非ずして投資問題なり露西亞に投資し得べきや否やは固より勞農政府の政策及一般國内事情の如何に依るべく外國政府の行動は何等重要なる關係なきなり云々。

一九二五年一月十日　國務卿「ヒューズ」辭職し在英大使「ケロッグ」之に代る於玆「ソ」聯承認案を第六十八議會に提出し居る上院外交委員長「ボラー」の意見何時行政部を支配し對露政策に變化を來すべしと取沙汰す。

同年一月十三日　大統領「クーリッヂ」は新聞記者との「インターヴュー」に於て「ヒューズ」辭職後も對露方針に何等の變化なかるべしと言明す。

同年四月廿日　新國務卿「ケロッグ」は在外使臣に對し米國の對露政策は從前と何等變りなき旨同文通牒を發す。

同年十二月十日　「ボラー」ハ「ソ」聯承認決議案を上院に提出す。

一九二六年三月　「スタンダード」石油會社顧問「アイヴィー、エル、リー」は曩に紐育州商業會議所の承認反對を決議せるに對し反對運動を爲す。

同年九月　「ワイ、エム、シー、エー」と關係有し多年印度に在留し東洋事情に通ぜる米人「エディー」を主班とし一ケ月に亘りソ聯の一般情況を視察歸來せる「エディー」視察團より「ソ」聯は須く之を承認すべしとの建議書を大統領に提出し耳目を惹く。

同年十月四日乃至十四日　「ミシガン」州「テトロイド」市に於て開催せられたる米國勞働聯盟（アメリカン、フェデレーション、オブ、レーバー）第六十四回年次大會は露西亞承認運動を支持すべしとの建議を絶對多數を以て否決せり。

同年十二月卅一日　大統領「ヒューズ」の「スポークスマン」米國政府高官に於て「ソ」聯政府高官と「ソ」聯承認問題に付交渉しつゝありとの米紙の報導に付其事實の全然無根なることを言明す（一月一日華府新聞）

一九二七年一月一日　國務省は米の從來の對「ソ」聯態度に何等の變更なしソ聯に於て米國の制度を破壞せんとする宣傳を繼續し居るの事實は最も重大にして之を止めざる限り承認に關する交涉を開始することを得ざる旨言明す（一月二日華府新聞）

同年同月十二日　國務長官「ケロロッグ」は上院外交委員會に對し墨西哥及「ラテン」亞米利加に於ける過激派の目的及政策と題する覺書を提出す其要旨は「ソ」聯は世界革命の一般的計畫を遂加する爲め所謂亞米利加資本主義を破壞することを以て其基本的事業の一とせし墨西哥及「ラテン」亞米利加に北米合衆國赤化の策源地を置きつゝありと云ふにあり。

同年同月十四日　米國商業會議所聯合會書記長は莫斯科に於て近く同地に米露商業會議所設置せらるべしと言明せり（莫斯科十四日發聯合）

同年同月十八日　莫斯科「イズヴエスチヤ」「ソ」聯政府機關紙及「プラウダ」（「ソ」聯共產黨機關紙兩紙）は前記「ケロッグ」の覺書に對し社說を掲げ米國の造り口は英國が西歐の社會民主黨を利用して「ソ」聯邦を攻撃すると同樣にして「ケロッグ」今回の聲明は既に二週間に亘る米國の對「ニカラダア」干涉並に目下準備中なる對墨干涉に對する國内の反對輿論を緩和せんが爲めにせるカラクリなりと論斷す。

墨西哥

一九二四年七月卅日　在伯林墨西哥公使より在伯林「ソ」聯大使に對し墨西哥の「ソ」聯無條件承認を通告す。

南米

ウルグアイ

一九二六年二月　「アムトルグ」（亞米利加貿易株式會社事實上「ソ」聯邦、外貿人民委員部の在外機關にして本店を莫斯科に置き主たる事務所を紐育に置く米露貿易の最も有力なる當事者なり）は亞爾然丁の首府「ヴエノサイレス」市に出張所を設け其主任者は屢々「ウ」國に往復し商談を進むる傍「ソ」聯承認運動を爲す。

同年八月五日　「ソ」聯外務部は「ウルガイ」外務省に對し在「ヴエノサイレスアムトルグ」出張所主任者に正式の代表權を賦與したる旨を通知し兩國代表者間に「ソ」聯承認に關する交涉進捗す。

同年同月二十三日　「ソ」聯外相及「ウ」國外相の間に「ソ」聯承認に關する電報交換せらる。公使を交換する事となる。

露國の外交

亞爾然丁（A）

國交未しABC三國は對露承認問題に付歩調を一にせんとするものの如く巷間傳ふる所に依れば北米合衆國か承認する迄はABC三國は承認せざるべしと云ふ。

ブラジル（B）　同右

智利（C）　同右

ペルー　同右

パラグアイ　同右

ヴエネズエラ　同右

コロンビヤ　同右

ボリヴイヤ　同右

中米

國交未し

キューバ　同右

グアデマラ　同右

ポンジュラス　同右

ニカラガ　同右

コスタリカ　同右

ドミニコ　同右

パナマ　同右

國際聯盟

「ソ」聯は聯盟を以て二、三西歐所謂帝國主義國の傀儡なりと爲し共る存在を敵視し來れる所近年聯盟側に於て其の主催に係る軍縮豫備會議、國際經濟會議等へ「ソ」聯の參加せんことを公式に慫慂したるに對し「ソ」聯に於て主義上參加に異議なく唯端西「ソ」聯間の紛議に鑑み端西内に於て開かるる國際會議には如何なる種類たるを問はず參加せずとし、聯盟より累次の招待にも拘らず拒絶し來れるも一九二七年六月瑞西との間に該問題解決し六月開會の聯盟主催國際經濟會議に參加した。

一九二七年末ソウエート聯邦政府は國際聯盟第四回軍縮委員會議への參加を承認した。一九二七年十一月卅日附を以てリトウキノフ氏によつて發表されたる即時完全なる軍備撤廢に關する聲明は、委員會の性質上審議さるゝに至らず、ソウエート案は一九二八年五月十五日に開催さるべき第五回委員會に於て報告されることに決定された。

一九二八年二月十五日リトウキノフ氏は軍縮委員會に對して條約の細目案を展開せるソウエート軍縮委員會（第二回）會議が開かれ、ソウエート代表は、傍聽者の資格を以つて（ソウエート代表は同第三回會議にも同樣であつた）出席することに決定された。委員會は各種の條約案を審議し、並に國際紛議の平和的決議に關する問題、不戰及び相互援助に關する問題、聯盟規約適要に關する國際聯盟總會決議案を審議した。

第五回軍縮委員會議（一九二八年五月十五日―廿四日）はソウエート聯邦主席代表としてリトウキノフ氏の出席を承認した。ソウエート代議員中にはルナチヤルスキイ氏及びブカチエフ氏が參加した。ソウエート聯邦の主唱に基いてトルコ代表も右會議に參加することになつた。

委員會は、安全保證委員會の報告に始まり、それに次いで委員會はソウエート條約案に對する全般的討議に入つたのである。リトウキノフ氏はカ

ツシエンデン卿のソウエート聯邦並にその條約案に對して向けられたあらゆる非難を駁論した。結果に於てソウエートの完全軍備撤廢案は、何等の理由の說明なく否決となつた。これに次いでソウエート代表は第二段の提案即ち五十%の軍縮案を條件付を以つて提案したのである。

一九二八年四月廿一日ソウエート聯邦中央執行委員會は第五回軍縮委員會に關するリトウキノフ氏の報告を聽取し代表の態度を是認し、平和の政策を繼續し、軍備撤廢をあくまで主張することの必要なるを表明した。

更に八月廿七日リトウキノフ氏は國際聯盟書記宛、該委員會への出席を拒絕する旨通告した。即ち第二回會議（一九二八年八月二十七—三十一日）に召集された特別委員會は何等の結果を得ずに終り、軍需品製造に關する條約のたゞの一つの議案をも可決することが出來なかつた。

リトウキノフ氏は一九二八年十二月六日に、聯盟書記局宛に第二回の書翰を送り、出來得る限り速かに軍縮委員會を召集し、一九二八年五月廿八日附提出せるソウエートの軍縮案は、行き詰り狀態にある軍縮上の仕事に活路を與へ得るものなるが故に、それの審議の必要なる以所を指摘した。

一九二八年十二月十日ソウエート聯邦中央執行委員會議は國際情勢に關するリトウキノフ氏の報告を聽取し「一貫して平和政策と軍縮を繼續することをソウエート聯邦政府に委任し、それと同時に平和を亂し、人類を新たなる戰爭に向けて誘引せんとするあらゆる意圖を注意深く監視し、それ等の試みを曝露する攻擊戰を開始し全國民の平和的共同生活を確保すること」を決議した。

一九二八年の一ケ年間に於てはソウエート聯邦は國際聯盟よりその都度開かれる會議への參加の招待を受けた。

一九二八年十一月末に召集された聯盟の國際經濟統計會議は大なる意義を持つたものである。

一九二八年中に於てソウエート聯邦は國際聯盟に對して、その分野に於てロシヤ亡命者の利益を擁護せる行爲に對し抗議するを餘儀なくせしめられた。

A. 相互條約

條約締結國、並に條約內容	調印日子	調印場所
獨逸 一九二五年十月十二日締結されたる條約規定の解釋及び發展に關する議定書	一九二八年十二月二十一日	モスクワ
ラトヴイヤ 條約並に市民の事項に關する仲裁々判協約	一九二七年十月十日	リガ
同上協約に對する補足議定	一九二八年五月十八日	リガ

條約締結國、並に條約內容	調印日子	調印場所
リトワニヤ 貿易相互關係に於ける最大友誼に關する覺書交換	一九二八年九月廿四日	コフノー
諾威 工業所有權の相互維持に關する協約	一九二八年二月廿四日	モスクワ
トルコ		

最近一年間の露國對外條約

ソウエート聯邦對諸外國間に締結せられ、且つ、一九二八年二月一日より一九二九年二月一日の期間內に既に效力を生じたる條約、協定、協約左の如し。

條約締結國と條約內容	調印日子	調印場所
鐵道協約 國境を通ずる河川利用に關する協約	一九二二年七月九日 一九二七年一月八日	チフリス アンゴラ
フインランド 一九二三年六月六日締結のフインランド船ネバ河航行協定第七條改變に關する協定	一九二八年五月十七日	ヘルシングホルス
カレリス地峽に於ける事件を未前に豫防することに關する覺書交換	一九二八年九月廿四日	ヘルシングホルス
瑞典 在瑞典ソウエート聯邦商業代表の權限に關する協約	一九二七年十月八日	モスクワ
エストニヤ 商標並に製品標權の相互保持に關する協定	一九二八年五月三日	クーリン
日本 漁業協約	一九二八年一月廿三日	モスクワ

條約締結國と條約內容	調印日子	調印場所
イエメンへ 親善及び通商條約	一九二八年十一月一日	サナー
獨逸 協定手續きに關する協約	一九二九年一月廿五日	モスクワ
ペルシヤ ソウエート聯邦と波斯間國境住民の國境通過に關する協約	一九二八年五月卅一日	テヘラン
トルコ ソウエート、トルコ間國境地帶居住者の國境通過に關する協定	一九二八年八月六日	アンゴラ
ソウエート聯邦とトルコ間國境に發生せんとする紛爭問題の審査並に解決規定に關する協約	一九二八年八月六日	アンゴラ
相互國民の相手國家國境內に所在する牧場利用に關する協約	一九二八年八月六日	アンゴラ
グルジン共和國とトルコ國境檢疫方法に關する協約	一九二八年八月六日	アンゴラ

一九二八年二月一日より一九二九年二月一日の期間內にソウエート聯邦對諸外國間に締結され、なほ效力を發生せざる條約、協定協約

B. 相互條約

對外關係に關する報告

一九二九年五月の第五回全聯邦ソヴエート大會に於て人民委員長ルイコフ氏の爲せ

る對外關係に關する報告演說で、既に今日から見れば過去に屬する部分、例へば英國政府が保守黨よりも勞働黨の執政に變り、露國との間に復交協定成立せる事實又支那との間に國交斷絶せる事實を見出されるも、尙全體として露國の最近對外關係を知るに好適してゐる故敢て揭げることとした（編者）

ソウエート大會に於けるルイコフ氏の報告

諸君、我が五ケ年計劃の實現は我國の工業、農業及運輸の爲に要する諸設備の輸出入の巨大なる發展と關聯してゐる。それ故に我が對外平和的關係と通商條約との發展の中に現在吾々は以前にも增して利害關係を持つのである。五ケ年計劃の實現には數年に亘る連續的系統的な活動を必要とする。それ故に、國際關係の領域に於て、吾々は五ケ年計劃の中に述べられてある巨大なるプランの實現に際してこの方面から損傷破綻を受けない爲に、各國との關係の鞏化に努力してゐるのである。

一、露獨關係

我が國際關係の領域に於ては、ソ獨交涉が兩國に利益をもたらすやう成功裡に終了し、一九二九年十二月二十一日に議定書に調印された。この議定書は、一九二五年の通商條約に依つて設定されたソ獨間の通商及び經濟關係の規模を擴張發展せしめたものである。抑々ドイツは、我が國との通商關係の領域に於て始めて信用取引を開いた國である。斯る方法は、ドイツより我が國の輸入を著しく容易ならしめ、他方ドイツ工業に對する註文を增大せしめてゐる。此の條約遂行の實際を顧みるならば、ドイツ實業界が我々の如何に凡帳面であつたかを信じた證據となる。我々は、支拂はねばならぬものは契約期限前にさへ拂つてゐるほどである。又、我々は、係爭問題審議の仲裁々判に關する協約を最近ドイツと調印したが、此の協定の基礎となつてゐるのは、兩國の代表者の權利を平等と視做してゐる點であつて、これは平和手段に依る爭議解決を容易ならしめるのである。勿論、ドイツとの關係に於て、全く誤解がなかつたといふ譯ではないが、大抵滿足に解決されてをつた。現在に於ても、反ソヴエート的白軍殘黨の僞書製造行爲に對するドイツ官憲の態度には全く滿足し得るものではない。これに對し我々は抗議したが、此の抗議は犯人を嚴罰したいといふ意圖から出たものではなく、國際的な意義を有し且つソヴエート聯邦に關聯を有する事件は徹底的に審議してほしいといふ意圖から出でたものである。何んとなれば、斯の如き白軍殘黨及び之れに類せる山師の僞造文書は、イギリスの選擧前に於けるジノウイエフ書簡の如き大なる意義を有することが間々あるからである。反ソヴエート的僞造文書は、ソヴエート聯邦と他の諸國との外交關係を複雜化して平和的外交の活動を困難ならしめる。元來彼等は、單純なる惡黨の機關ではない、これは刑事的山師共の政治機關である。彼等は、ブルジョア階級及びブルジョア外交の頗る立派な家に出入口を見出してゐる機關である。

（拍手）

一九二二年の全露ソヴエート大會は、ラッパロ條約をソヴエート國家と資本主義的諸國との條約の模範として紹介したが、ドイツと八年近くの正規關係を繼續して來たる今日は、ソ獨關係の築き上げられてゐる基礎の妥當であること及び兩國に有利なることを指摘すると共に、今後も此を基礎として發展しなければならねことを強調して置く。

二、露英關係

我が對英關係については、既に私の報告演說に於て可成詳細に論述した。イギリスとは今日に至るまで外交關係が恢復されてゐない。しかし、諸君が御承知の通り、保守黨政府がソヴエート聯邦と斷絶しても彼等の目的は達し得られなかつたのである。却つて、色々な事情を綜合して見るに、我が國との貿易に正規的な基礎を二年以上もかいてゐるために、イギリス國民經濟の重要部門、殊にイギリスの輸出貿易が損失を蒙つてゐる。斯る事情にあるので、イギリス經濟界には斷絶してゐる聯結を恢復しやうとしてゐる健全なる傾向が現れて來てゐる。而して、此の傾向は、約百人近くのイギリス實業界代表者の訪露を實現せしむるに至つたのである。

しかし、選擧前にあつた如き反ソウエート的露骨な進出が見受けられないにも拘らず、今日に於ても首相ボルドヴインはその演說のうちに、ソウエート聯邦との關係の不利若しくは動搖を證據立て、兩國の貿易發展を奬勵することが出來ないと聲明してゐる。

ボルドヴイン氏は、その演說のうちに、新しいテーゼを提出してゐる。これは今日に至るまで保守黨政府の指導者の何人も提出しなかつた所のものである。二年間に於て保守黨の活動家等は、ソヴエート聯邦との通商關係は正規的な政治關係を恢復しなくとも發展せしめる可能性のあることを聲明し、ソヴエート聯邦との通商關係の利益あることを認めてをつた。所が今日に至り、保守黨政府の首領が、ソウエート聯邦との貿易そのものゝ不利益なることを論證しやうと試みてゐる。私はこれを反駁しやうとはしない、何んとなれば諸事實は次の如き明かに反對のことを證據立てゝゐるからである。即ち、若し通商關係が我が得意先きに不利である場合若しくは我が經濟機關が已れの商業義務を遂行しない場合には一つの取引さへも行ふことが出來ないからである。

對英關係問題の我が態度については、イギリス實業家交涉委員會議長ピヤタコフの最近發表した聲明のうちに明かである。我々は、一九二四年にマクドナルド政府と締結した條約を基礎として有ゆる係爭問題を解決することが出來ると思考するものである。

三、露米關係

他の巨大なる國は北米合衆國である。合衆國との關係は、貿易方面に於ても、亦アメリカ產業の高級技術に依る我が產業開發の技術的援助問題の解決方面に於ても非常に力强く發展してゐる。技師クーペル氏がドネープル水力發電所建設の顧問として我が國の事業に大なる利益を與へてゐるのみではなく、その他のアメリカの多くの大技術家が我が建設に技術的援助を與へ、更に北米合衆國に於ける工業及び生產方法を我が技術家に知らしめる可能性を與へてゐる。目下アメリカの大なる諸會社と技術的援助に關する新契約締結の交涉を行つてゐる。一方に斯る聯繫の擴大が行はれてゐる際に、外交關係のないのは現段階に於てたゞに障碍となつてゐるのみならず特種な奇妙さを呈してゐるのである。此の關係がもつと發展して行けば、大なる產業的及び貿易的取引契約の締結は外交的及び法律的保護が少なくては我々にとつて單に不便であるといふのみではなく、餘りに大なるリスクとなる恐れがある。

四、佛伊との關係

フランスとの關係は、ラコフスキー歸還當時の地點に沈滯してゐる。モスクワ議定書の調印に關聯して既に逃べた所であるが、この議定書は疑ひもなく目下の隣接諸國に對する我が國の關係を可成り健全にするものである。しかし、我々は、この議定書の調印の事實からこれを强めて鞏固にするやうな行動を生み出さねばならぬ。バルチック沿岸諸國は相互的戰爭の拒否に關する議定書に調印したほどであるから、當然戰爭をしないといふのみならず、相互間の平和關係を出來るだけ鞏固にしやうとする希望を有してをらねばならぬ。茲に於て、議定書に表明されてゐる平和的方策の實現に努力するといふことは全く理解されねばならぬ。此等の方策は、調印諸國間の平和的聯繫を鼓舞する所のものとならなければならぬ。議定書は空なる宣言とならず實生活に取り入れられるがためには、調印諸國の平和的提携を鞏固にし發展せしめる方面に於ける方策を講ぜねばならぬ。ソウエート聯邦政府は斯る用意を有してゐる。私は誠意と責任を以つてこれを言ふ。所が殘念なことには、モスクワ議定書の調印國中にらず數へ得る。

イタリーとの關係は、全く正規的に發展した。但し、イタリーが、ルーマニヤのベツサラビヤに對する架空的な權利を認定せる議定書に批准した一九二七年の事件は例外である。しかし、これは勿論、この暴力的に奪取されたる地方に對する我々の陣地を少しも動搖せしめることが出來なかつた。

五、沿バルチツク諸國との關係

次は、バルチツク沿岸諸國である。モスクワ議定書の調印に關聯して既に逃べた所であるが、この議定書は疑ひもなく目下の隣接諸國に對する我が國の關係を可成り健全にするものである。しかし、我々は、この議定書の調印の事實からこれを强めて鞏固にするやうな行動を生み出さねばならぬ。バルチツク沿岸諸國は相互的戰爭の拒否に關する議定書に調印したほどであるから、當然戰爭をしないといふのみならず、相互間の平和關係を出來るだけ鞏固にしやうとする希望を有してをらねばならぬ。茲に於て、議定書に表明されてゐる平和的方策の實現に努力するといふことは全く理解されねばならぬ。此等の方策は、調印諸國間の平和的聯繫を鼓舞する所のものとならなければならぬ。議定書は空なる宣言とならず實生活に取り入れられるがためには、調印諸國の平和的提携を鞏固にし發展せしめる方面に於ける方策を講ぜねばならぬ。ソウエート聯邦政府は斯る用意を有してゐる。私は誠意と責任を以つてこれを言ふ。所が殘念なことには、モスクワ議定書の調印國中に

は、ソウエート聯邦に對する關係に於て斯る傾向が少なくとも事實の上に認められない。ワルソウに於ける最近の事實を擧げれば十分である。ワルソウ駐在の通商代表リザレフに對し暗殺の陰謀をたくらんだ白軍のヴヲイツエホフスキーに對する宣告の緩和、一囘も裁判長の中止を受けなかつたヴヲイツエホフスキーの辯護士等の鐵面皮辯論、ソウエート聯邦に對するポーランド新聞の誹謗的な論說——これらは新ポーランド政府はモスクワ議定書の地盤から離れやうとすることを證據立てるものである。

ポーランドとソヴエート聯邦兩國の利益及び世界一般の利益のために、我々は兩國の社會の注意を、當に形式的に正しい兩國關係のみならず、實際に釀成されつつある事情に向ける必要があると思ふ。我々は一囘ならず聲明したが、今でも私は、ポーランドとの鞏固なる平和關係を確立しようとの眞摯なる希望を有してゐることを改めて玆に確言する。我々はポーランドに對して不侵入條約の締結を提議した。又、國境に關しては常に安心してをれるやうな最も眞面目な手段を講ずることを提議した。しかも、我々が斯る提議をするのは憶病のためでないことをポーランドがよく知つてゐる。(何人にも明らかなことであるが、我々を襲撃して戰ひを餘儀なくせしむれば、我々は立派に戰ふであらう、又戰ふことが出來るのである。)(拍手)。ポーランドに對する我が政策の出發點は、平和的關係の確立が兩國民及び兩國に利益になるといふ信念からであつて、これは今も昔も變りがない。

最近我々はエストニヤとの通商條約に調印した。此の條約は、ソウエート聯邦とエストニヤ間の經濟的聯繫を盛んにする點に於て、又兩國の政治關係を鞏固にする點に於て、重要なる役目を演じなければならない、又演ずることが出來る。

フインランドについて言ふならば、同國は最近までモスクワ議定書に加つてをらない。たゞ最近に至り、モスクワ議定書に正式に加つては居らないが、ある點までこの議定書に結びつき度いといふ通知に接した。これは、近き將來に於て我が隣接國がこの議定書に參加するであらうことを意味するものである。

六、ルーマニヤとの關係

ルーマニヤとの關係は全く特殊である。兩國の關係はベツサラビヤ問題と關聯してゐる。ルーマニヤに於ては、モスクワ議定書の調印を次の如くに解釋しやうと試みた。民族的政策の手段としてこの戰爭拒否條約は、ソウエート聯邦のベツサラビヤ放棄を意味し、現在ベツサラビヤを支配してゐる暴力的占領を我々が正統且つ公平であると承認することを意味するものである、と解釋しやうとした。これに對し我々は、ベツサラビヤに對する我が國の態度は從前と從前と何ら變りがないと回答した。(拍手)ベツサラビヤのことはベツサラビヤに住んでゐるベツサラビヤ人にまかせよ、彼等がルーマニヤと生活したいか、それとも我々と生活したいかは、人民投票に依つて決せしめよ! 我々がルーマニヤに提議し得る所のものは、彼等の意示表示に第三國から干渉することの出來ない公平無私なる人民投票以外には何ものもない。

七、東洋諸國との關係

日本との關係は全く順調に發展を續けてゐる。一九二八年に調印された日ソ漁業條約が今年始めて實施される。此の條約は、此の方面に於て發生すべき個々の係爭問題を解決する基礎となる。我々は、日本政府の援助のもとに、兩國間の政治的經濟的聯繫の發展及び鞏固化に成功せんことを希望する。

ペルシヤとの關係も順調に發展してゐる。不侵入及び中立に關するソウエート・ペルシヤ條約及び通商條約が既に締結されてゐる上に、ペルシヤのモスクワ議定書參加は、兩國間の關係を鞏固にする所の新しい歩みとなつた。アフガニスタン事件に對するペルシヤ政府の聲明は、アフガニスタン民族的獨立に對する彼我兩國政府の態度の一致を示すものとなつてゐる。

トルコと我國の關係は、相互的聯繫の鞏固化の必要からのみではなく、近東に於ける平和の協議の必要からも出發してゐる。トルコのモスクワ議定書への參加は、平和の鞏固化及び政治的經濟的聯繫の發展方面に於ける提携の新しい表示となつた。

アフガニスタンに對しては遺憾を表さねばならぬ。同國民の遭遇してゐる國內的危機は、民族的社會的秩序の矛盾を複雜化してゐるが、益々長引きさうである。國內に大なる困難があつたにも拘らず、とにかく獨立國として十年間も存在したこの國は、國民經濟の恢復事業に大なる成功をなしたが、外部から積極的な支持を受けてゐる反動勢力の對立に依つて既に一年半も大なる危機の狀態にある。アマヌラ汗政府機關の撤廢された地方と境を接してゐるソウエート・アフガニスタン國境の或る箇所に發生した事件に注意を向けなければならぬ。アフガニスタンの此等の地方を根據にしてゐる無賴漢の橫行が益々盛んであるが、若しアフガニスタンの官憲が彼等の組織に關與しないならば、少くとも彼等のソウエート領域に入ることを嚴禁するために何らかの手段を講じなければならない。しかし我々は、アフガニスタン國民の內政には絕對に干渉しない政策を繼續するであらう。

我々の希望する所は、アフガニスタンの十年間の獨立の制度に依つて築き上げられた國內の進歩的勢力が反動的要素に勝つて、その獨立と威力を保持せんことである。

八、致須國との關係

チエツコ・スロワキヤの政府は我が國との聯繫を欲してをらないために、今日に至るまで兩國間の正規的政治關係が設定されてゐない。これに關聯して、兩國間の經濟的關係も十分に發展することが出來なかつた。我々が最近接手したる情報に依れば、チエツコ・スロワキヤは、ベツサラビヤを占領せるルーマニヤをも含めたる小協商と、ソウエート聯邦に對する自國の關係を結びつけやうと企圖してゐるが、同國政府の斯る傾向と志望は何等の利益ももたらすことが出來ないと思ふ。ソウエート聯邦に對する挑戰的な連中の政治經濟機關は、彼等の期待した結果を與へなかつた。ソウエート聯邦に對する經濟的壓迫の諸手段は、我が社會主義的建設の速度を止めることが出來なかつた。我々に對する經濟封鎖の組織計畫は今囘も成功しなかつた。

九、結　語

我々は最近に於て、我々と平和的經濟關係の維持を强めやうとする傾向のあることを證明する多くの現象を見る。

私が諸君に述べた所から明かな如く、我が國に對する挑戰的要素や、我が國を襲撃せんとする可能性は疑ひもなく存在してゐるが、我々の平和政策は、何時も敗亡ばかりするものではない。我々の政策の眼目は、今後に於ても平和を獲得せんがために有ゆる手段と有ゆる方法を傾注すると共に、諸國との事業的關係を發展せしめることにある。挑戰的要素のあると共に、戰爭と平和的狀態を破らんとする危險があるために、我々は如何なる場合にも亦一分間たりとも我が國防の鞏固化を忘れてはならぬ。

露國の財政

財政計畫

ソ聯邦に於ける國家經濟は國營にあらざる各種公營機關まで國家經濟の諸問題を忠實に遂行したる結果、著しき發達を示すに至つた。ソ聯邦には協同組合あり、社會保險の制度あり、職業組合がある。從つて財政計畫案中には單に國家豫算、地方豫算、信用制度、國營企業の收益のみを包含せしめるばかりでなく、社會保險、職業組合、協同組合の財源をもこれに編入しなければならない。斯の如く財政計畫案は全體的にいへば總て公營部に關係を有する財政事項を包含することゝなる。

國民經濟五ケ年計畫案の編成には自然前記の如き範圍に亘る財政計畫案を篇成するに至つたがこれには猶ほ全國民的經濟財政計畫案、即ち私營部の財政關係をも包含するのが適當であるやも知れない、併し統計的資料の不足と統一財政計畫の不充分な編成とのために現在のところは公營部の財政關係に局限しなければならない。

國家の財政々策はその經濟政策の目的とする問題を對照として行はれるものである。現在の如き歷史的段階にあるソウィエート國家は集合主義によつて國家の生產力を最高可能の程度まで發達せしめんと努力する、これは機械的大量生產を基礎とする農業經濟(一部分は重工業の發展)の工業化と集合化との發展に決定的な形響を與へるものである。ソウェート國家は斯の如き方針によつてその經濟政策に適應せしむべき五ケ年財政案を編成しなければならなかつた、社會經濟計畫案の問題とするところのものは、財政計畫案の問題と一致する。

財政計畫の基礎とするところのものは社會計畫案によつて決定される、而して後者と對應せしめるため財政計畫を實行及び豫定の二種に分つ。既に知らるゝ如くソ聯邦政府は引續き第五回全聯邦ソウェート會議に於て豫定五年計畫案を採用した。本文はソ聯邦國家計畫委員會の編成したる財政五年計畫案の豫定計畫案の骨子を說明せんとするものである。五年財政計畫案では國民收入中より五ケ年間に八百五十億留を活用せんとするものである。此の金額は國民收入に對し每年如何なる割合となつてゐるか。左表は十億留單位を以て示すものである。

國民收入	一九二七年 一九二八年	一九二八年 一九二九年	一九二九年 一九三〇年	一九三〇年 一九三一年	一九三一年 一九三二年	一九三二年 一九三三年	五箇年合計
財政計畫	二四、八	二七、五	三〇、九	三四、八	三八、七	四三、三	一七五、二
國民收入に對する財政計畫割合	九、五	一一、四	一四、二	一七、一	二〇、一	二三、二	八六、〇
	三八、三	四一、五	四六、〇	四九、一	五一、九	五三、六	四九、一

右表の如く國民收入を財政計畫に活用する割合は絕えず增加し、一九三二、三三年には結局五三、六%に達するであらう。國民收入は五年間に七四、六%方增加し、財政計畫は一四四、二%增加する。平均五ケ年間の財政計畫は大體國民收入の半額を占めることゝなる。斯の如きことは出來得べきことであらうか?、そてに何等から危險が潛みはしないであらうか?資本主義經濟の場合には斯の如き莫大なる財政計畫は無論國民經濟發展の上に惡影響を與へることは云ふまでもない。

ソウェート國家が財政計畫によつて蓄積したるものは、そのまゝ生產の目的に使用する。

財政計畫によつて集積したる八百六十億留の中六三、五%は國民經濟に對する金融方面に、二四、九%を社會文化の爲めに、僅かに一一、六%を一般國家支出に割當てんとする。故にソウェート聯邦の財政計畫は國民收入の大部分を國家の基金を豐富にするところの基礎資本たらしめるものである。財政計畫は國民收入の大部分を資本化するものである。或る著者は(註一)ソ聯邦五年財政案を評して「需要に於ける鋼鐵の帶金」といつた。從つて「財政計畫案の支出部はその收入部の爲めより良き論據である」といつた同著者の意見に共鳴せざるを得ない。(註二)

財政計畫案收入及び支出の相互關係はその平準と動的平衡、即ち五年計畫案の期間中各々與へられた斷面の平均を保たしめる。

財政五年計畫がその財源とする處のものは何であるか?それは左表がこれを示すであらう。

(單位百萬留)

財源		總額に對する割合
一、豫算系統	四四、七〇九	五二、〇
此の中		
イ、國家豫算	二九、六三九	三四、五
ロ、地方豫算	一五、〇七〇	一七、五
二、信用系統	六、六二八	七、七
此の中		
イ、共同信用	五三六	〇、六
ロ、農業信用	二、六〇〇	三、〇
ハ、短期信用	三、四九二	四、一
三、社會保險	九、一八〇	一〇、七
四、經濟機關の自己財源	一八、九六一	二二、〇
(資金集積)		
五、其他財深	六、五二七	七、六
合計	八六、〇〇五	一〇〇、〇

財政計畫の收入部中重要なのは豫算系統である。信用系統はさう重要ではない。最も肝心なのは企業の自己資本蓄積である。此の點に就て公營部はソウェート國家が必要とする財源を多々益々國家に供給する餘裕をもつに至つたことを明記しなければならない。この公營部が與へるところのものは前表中の一八・九六一百萬留に限るものではない。豫算系を通過したる資金の大部分は公營部によつても支拂はるべきものであることを考慮に入れる必要がある。

前記財源の各項に就て說明しよう。

國家豫算の五年計畫案は五百三十九億留、地方豫算百五十一億留、此の合計六百九十億留である。表中の四百四十七億留は國家豫算五百三十九億留中より左の金額を控除したる純豫算總額である。

國家豫算にして

	百萬留
地方豫算に繰入れたるもの	八〇、六〇
交通人民委員會收入	一二、二三三
商工人民委員會收入	一、一一八
公債による支拂	二、七五〇
各種代償金	一〇〇
國家豫算總額より控除せる合計	二四、二六一

從つて國家豫算總額は五三・九〇〇百萬留に等しい、此中から前記二四・二六一百萬留を控除すれば、純國庫豫算は二九・六三九百萬留となる。地方純豫算(國家豫算からの控除額八・〇六一百萬留をも加へ)は一五・〇七〇百萬留で合計純豫算は・二九六三九百萬留に一五〇七〇百萬留を合計し四四・七〇九百萬留となる。

豫算系統豫定額四四・七十億留の中、二八・七四九百萬留を與へる稅に就て先づ說明しなければならない。(國稅二六・三三六百萬留、地方稅二・四一三百萬留)。

前にも述べたように國民收入は五年間に七四・六%方增加した。而して稅收入は五年間に一一二%の增加をしたから、組稅收入の增加は國民收入の增加を超過してゐる。五ケ年間の租稅收入の計算法は現在の租稅制度を基礎になされたものである。五年間に發生すべき租稅制度の變更はソ聯邦の豫算及び財政制度に於ける租稅としての意義の上に變化を來さしめるであらう。此の點に就ては消費稅の撤廢、消費稅の商品値段への轉嫁廢止、產業稅と消費稅との合併、國營企業所得稅と、收益控除額との併合、雇傭勞働者其他の所得稅撤廢など這般の消息を良く物語るものである。

直接稅の五年間に於ける增收は一六六である。消費稅は全體として五一・四%の增加を來してゐる。これは火酒の平均一人當りの需要が著しく減少した結果である。火酒の需要が著しく減少したことは豫算及び財政五年計畫のバランスを相當困難にした。

國家豫算案收入二六・三三六百萬留の中、二二・八百萬留は農業稅である。これは五年間に直接稅が一五九・三%の增加を示した時に七一・八%を增してゐる。農業稅の增收率が低いのは一九二九年二月に發布された新農業稅法が土地及び家畜による收入平均率を三年間据置きにしたからである。(これは一九三一・三二年度までを含んでゐる)。此の法律は又、二年間播種增加による課稅を免除してゐる。

直接課稅の部で最も效果的な財源は產業稅であ

る。五年間の産業稅收入は直接稅總額一二・五八〇百萬留中の八・二八五百萬留である。工業品の値段は五年間に二四%、生産費三五%の引下げとなるが、此の差率十一%は七十三億留てふ追加財源を與へることゝなる。斯の如き大なる差率は二つの同勢力の傾向となつて現はれる、即ち一方から資本集積と他方からは需要の增加である。

前記七百三十億留の中、二百四十億留は豫算に編入せらるべきものである、面して此の中一部は産業稅となり、一部は消費稅となる。

所得稅收入は五ケ年間に一・九四七百萬留(五ケ年間の增加率一一六%、實數字は一九二七・二八年の二三〇・六百萬留に對し一九三二・三三年度には五百萬留)となる。

所得稅が比較的收入僅少なるは非勞働收入が五ケ年間に著しく減少するからである。是等非勞働收入は現在極めて少額である。

私營商工業が次第に範圍を縮められると共に公營が增加する結果、一九二七・二八年度に所得稅收入僅かに三四%であつたものが、五年計畫案の終りには六五%となるであらう。

消費稅收入は一〇・四四六百萬留、此中四・九〇五百萬方留は酒類收入である。財政計畫は其の主要目的の中に火酒稅の引下げを豫定してゐる。一九二七・二八年度に住民一人當り三・四四リツトルの火酒を消費したが、一九三二・三三年度には二・二一リツトルに減少する(三五・七%の減少)。五年案第一年度における火酒の賣上は五二九百萬リツトル、最後の年には三六九百萬リツトルの賣上げとならう、此中都市の賣上高は八〇百萬リツトル、農村二八九百萬リツトルである。

麥酒の稅も亦引下げられる。煙草製品、綿絲、毛絲、ゴム上靴の消費稅は反對に引上げられる。一九三〇・三一年度より砂糖値下げを實施するため同消費稅の引下げを行ふ計畫である。茶消費稅の引下げも亦、考慮中である。消費稅の增收は五年間に一・七一四百萬留となり、此中三四八百萬留は生産費と値段との差額の塡補に充てられる。(火酒消費稅を除く)。

公債による收入は五年間に六十億留となる。チエルオン留の購買力增加を見越したのは五年計畫案による募債計畫の遂行を保證する實際的條件となるものである。公債收入は單に購買力の增加のみでなく、企業の積立資本、國庫貯金の增加(法律によれば國營及び協同組合企業は積立資金を國家發行の有價證券に代へなければならないことになつてゐる)。及び勞働と事務員の賃銀增收によつて決定されるのである。積立資本は國債收入となつて十五億留、貯金となつて十四億留住民に落ちるもの三十一億留でめる。五年の終りに於ける國債額は六十四億留となるであらう。

國家豫算見積による國家財産及び企業收入七、三・四八留の中、控除さるべき分は左の通りである。産業利益三・二〇五百萬留、商業二二〇、銀行八五・三、森林一・五二、地中鑛物四六七、其他資源六五一である。

五年間に國營產業商品生産總は七一・二九〇百萬留、利益一二・一〇〇百萬留となる。

トラスト法(四十三條)によれば國家豫算は右の百二十一億留中から國家豫算に現はれる三・二〇五百萬留を編入しなければならない。其他の國家財産及び企業收入の計算は其の生産と取引額によつて定まる。

五ケ年間に地方豫算に編入される金額は一五・〇七〇百萬留で此中八・〇六〇百萬留は國家豫算から二・四一三百萬留を地方豫算から(汽船稅及び關稅附加稅一・〇三二百萬留を加へ)三・二九六百萬留を自己の非課稅稅收入等から成るものである。

地方豫算は一九二七・二八年度は一、七七九百萬留、一九三二・三三年度には四・一二七百萬留、從つて五年間の增收一三二%になるのである。

信用系統の資源中最も注意すべきものは短期貸附である。これによつて負債の部の主項要目增加額を四・〇七五百萬留、此中資本と利益になるものは七五〇百萬留、當座勘定及び預金になるもの一・七〇〇、豫算に編入さるべきもの三七五、紙幣發行部收入一・二五〇百萬留。信用系統の集めたる此の四・〇七五百萬留(收入資金の運轉よりも此處では五年間の殘高を重視する)の中、三、三七五百萬留は國民經濟の各方面に分配せらるゝであらうが、七〇〇百萬留は短期信用系統そのものゝ中に殘る。(五千萬留は國庫に、一億五千萬留は有價證券に、五億留は外國貨幣にする)。

以上の如く五ケ年間の紙幣發行額は十二億五千萬留即ち一年平均二億五千萬留となる。

國家豫算

計畫的經濟の約束の下に於ては國家豫算は、國

民經濟の全般に亘り、それの財政手段による、計畫的行動の有力なる槓杆として、特に重要なる意義を持つてゐる。ソウエート聯邦豫算(中央及地方の)に於て、それの收入の部たる租稅の中には國民の收入系統を反映し、亦租稅外の收入としては運輸、製造、賣買、銀行等による收入が算えられてゐる。支出の部としては官公事務所、國防文化—教育に關する經費並に國民經濟各部門に對する金融上の支出がこれに當てられてゐるのである。

大戰直後の一九一八—二〇年度の當時にあつては豫算は極めて變則的であり、著しき程度(七〇—八〇パーセント)紙幣發行により殘餘のものは食糧人民委員會よりの受け入れによつて澤濟されてゐたのであるが、一九二一—二三—三四年時代には既に紙幣發行は漸次後方計畫に退却して行き、一九二四—二五年に於ては全然影を設したのである。その當時、豫算は量的にも急速に膨脹した、即ち一九二三—二四年より一九二七—二八年の五ケ年間に豫算は二倍以上に膨脹し、而して一九二六—二七年より一九三—一三二年間に於ては豫算は計畫に基き五三パーセント即ち一倍半以上の膨脹を示さんとしてゐる。

前に豫算の變遷を物語る數字を示せば次の如くである。

ソウエート聯邦國家豫算累年表

年度	(單位百萬留)
一九二三—二四年度	二、二九八
一九二四—二五年度	二、九六五
一九二五—二六年度	三、九七三
一九二六—二七年度	五、〇八七
一九二七—二八年度	五、七二八
一九三一—三二年度(計畫)	七、七七四

即ち右の表によつても明かなるごとく豫算は一九二三—二四年度より一九二六—二七年度の期間に於て二倍以上となり、一九二六—二七年度より一九三一—三二年度の五ケ年間には更にそれの一倍半の增加を示してゐる。一九二六—二七年度に於ては豫算は量的には既に一九一三年度のそれを超過してゐる。これに關連し、豫算の質的內容も遙かに戰前のそれとは趣を異にしてゐる。收入の部に於て、租稅外受入、即ち、國營事業、銀行、森林よりの收入並に信用事業は漸次その意義を增しつゝある(一九二三—二四年—一五%、一九二七—二八年—二一%)支出の部に於ては、國家の工業化、牧穫の增進等、國民經濟の金融に對する產業費增々重要なる意義を加へつゝある。これによつて吾が國の豫算は、また資本主義國の豫算とは異つてゐる、即ち生產の社會化が豫算編成の上にも示されてゐるのである。一九二七—二八年の五ケ年間に於て生產の社會化は更に多く豫算の上に反映しつゝある、即ち租稅外收入は六一%に增加するが、租稅收入は僅かに四八%報加の豫定である。國民經濟の急速な勃興は、また租稅の急速なる膨脹を促しつゝある。即ち直接稅は、先づ第一、所得稅として、農業稅が漸次低下しつゝあつた當時、間接稅よりも速かに膨脹したのである。

計畫に基けば直接稅の擴張、即ち直接稅は或は收入の一部に、或は、特殊個人の全收入の上に課稅せらるゝことが豫定されてゐる。農業稅は、農業收入に對して編成されつゝあるが、貧農—中農の基礎的大衆に對しては、その負擔が輕減されてゐる。從つて、その、五ケ年間に於ける增加率は、全直接稅が三六%增加するに對して一八%の增加豫定である。

生產稅は、製造業、買賣業、並に手工業の收入より徵收されつゝあるが、五ケ年間に四〇%增加するであらう。所得稅は(收入總額に對する)この期間に六四%の增加豫定である。

消費稅、即ち日需品に對する課稅を觀察するに當つて、我々は、それが五ケ年計畫期間の增加は四八%、即ち所得稅に比して遙かに少ないことを知る。この事實は、日需品に對する課稅增加が所得稅に比して遙かは遲れてゐるのは、日需品を大衆の手に入り易くし、それの賣捌きを擴張せしむることを意味する。五ケ年計畫は砂糖、卷タバコ、マホルカ(屑煙草)、マッチ、茶等に對する消費稅を引き下げんとしてゐる。總てこれ等は國民の課稅負擔を輕減するのである。

租稅外收入中、最重要なる位置を占むるものは運輸收入である。計畫に基けば、運輸豫算收入は五ケ年間に於て四七%の增加を示してをり、國營工業は七〇%、銀行七〇%、國營商業九〇パーセント、採掘業(石炭、原油等)九〇%、の增加豫定である。これによつて明かなるごとく、豫算の收入の部は五ケ年計畫に基き著しく改造されることになる、即ち五ケ年間に於て國營財產及び企業よりの收入(非租稅)は增加し、日需品に對する最も重い課稅は、撤廢乃至は輕減される。簡單に

言へば、課税は、益に平均し、輕減されて行くのである。左に支出豫算に關する表を示せば次の如くである。

國家豫算支出の部（一）

割當部門	單位百萬留 一九二三年—同二四年度	單位百萬留 一九二四年—同二五年度	單位百萬留 一九二五年—同二六年度	單位百萬留 一九二六年—同二七年度	單位百萬留 一九二七年—同二八年度	總計に對する比率 一九二三年—同二四年度	總計に對する比率 一九二四年—同二五年度	總計に對する比率 一九二五年—同二六年度	總計に對する比率 一九二六年—同二七年度	總計に對する比率 一九二七年—同二八年度
（一）官公事務所費、保安維持、國防費	七〇九	七六〇	一、一二八	一、二二六	一、二八一	三一	二六	二八	二四	二三
（二）國民經濟融通費	三八六	六三六	七五一	一、三五二	一、六一六	一七	二二	一九	二七	二九
（三）社會、文化事業	一二〇	一九二	二七三	三一四	三五〇	五	六	七	六	六
（四）地方補助費	一二九	二六七	三八九	四八一	四九九	六	九	一〇	一〇	九
其他費用及運轉資金	九五四	一、〇八三	一、四一四	一、六七二	一、八二五	四一	三七	三六	三三	三三
合計	二、二九八	二、九三八	三、九五五	五、〇四五	五、五七一	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇

以上の表に於て、官公事務所、保安、國防費の支出の增加が緩慢であり、また、これ等の支出が全體の支出に對比して、寧ろ減少を示してゐるは注目に値する。特に、官公衞に關する經費が全體として急速に減少しつゝある。

これと反對に國民經濟に對する金融上の支出は、全體としても、また部分的にも急速に增加しつゝある。この既存の狀態を以つて支出を區分するなれば、そこに社會主義國家豫算の特色が觀られる、即ち國民經濟の改良は完成されんとしてゐる豫算に基くこれ等の資本投資に對する支出は、過去年度間に於て次の如くに割當られてゐる。

國家豫算支出の部（二）

支出	單位百萬留 一九二四年—同二五年度	單位百萬留 一九二五年—同二六年度	單位百萬留 一九二六年—同二七年度	單位百萬留 一九二七年—同二八年度	前年度に對する比率 一九二五年—同二六年度	前年度に對する比率 一九二六年—同二七年度	前年度に對する比率 一九二七年—同二八年度
農業	一五〇	一六二	一五一	一六〇	一〇八、〇	九三、二	一〇六、〇
工業	一五八	一九七	四四三	五二〇	一二四、七	二二、四九	一一七、四
電化事業	五二	六七	九五	一四〇	一二八、八	一四一、八	一四七、四
商業	二三	二五	八五	九〇	一〇八、七	三四〇、〇	一〇五、九
コムナール及び住宅	三六	七一	四〇	五〇	一九七、二	五六、三	一二五、〇
運輸	一〇八	一五八	二九五	四八四	一四六、三	一八六、七	一六四、一
聯絡	一二	二三	二七	二六	一九一、七	一一七、四	九六、七
地方豫算免除	二六七	三八九	四八一	四九九	一四五、七	一二三、七	一〇三、三
其他（一般支出）	四二	五	—	—	一一、九	—	—
國營準備事業	九六	四五	一四五	一〇五	四五、五	三二二、二	七二、四

以上の表によつて明かなるごとく、運輸、電氣自治機關經濟（コンムーナ）に對する金融上の支出は特に急速に膨脹しつゝある。

最後に、社會文化事業、地方事業補助費は急速に增加しつゝある。雜費（一般的支出）及び運輸資金への融通は絕體的限度の膨脹より低下しつゝある。

計畫に基けば、五ケ年間に於ける國民經濟に對する金融支出は一四五％の增加豫定であり、社會文化事業に對しては八〇％地方豫算補助支出は四三％增加が必要とされてゐる。官公事務國防費の支出は他に比してその增加が最も緩漫となる。結局、行政費は二四％より一七％まで低下し國民經濟融通支出は二七％より三四％まで社會文化事業は八％より九％まで增加せしむる必要がある。

これ等の比較は、非生產事業方面の支出は減少し生產事業方面の支出は增加しつゝあることを示してゐる。特に國民經濟に對する支出の增加は重要である、それは工業、電氣、農業、運輸に對する資本投資の增加を意味するものである。

かくの如くして支出豫算は、全般に亘る經濟をそれ自身に反映しつゝ改革されつゝあるのである。

地方豫算

最後に、地方豫算に就て觀るに、地方豫算には地方に於ける工業、自治經營事業、住宅問題、鐵道地方に於ける學校及び、病院經營、問題解決に重なる役割が屬してゐるのである。地方豫算は甚だ急速に增加しつゝあり、一九二二—二三年より一九二六—二七年までに六倍（即ち三億留より十八億留）に增加した。一九三一—三二年度に於ては三十一億六千三百萬留、即ち國家豫算の膨脹率よりも七〇％多く增加する豫定である。

地方豫算の收支は次の如くである。

ソウエート聯邦地方豫算（收入の部）

收入項目	一九二六—二七年	一九二七—二八年	一九三一—三二年	一九三一—三二年度と一九二六—二七年比較
地方租稅	四七〇、〇	五三二、〇	七一九、〇	一五三、〇
中央豫算より繰入	三七五、〇	三八四、〇	五〇〇、〇	一三三、〇
收入合計	八四五、〇	九一六、〇	一、二一九、〇	一四四、〇
租稅外收入	五六五、〇	六七〇、〇	一、二五二、〇	二二二、〇
收入合計	一、八〇〇、二	二、〇七一、〇	三、一六三、〇	一七五、二

ソウエート聯邦地方豫算（支出の部）

支出項目	一九二六—二七年	一九二七—二八年	一九三一—三二年	一九二七—三二年度と一九二六—二七年比較
1. 地方官公事務費	三八二、五	三七〇、〇	三八四、〇	九九、〇
2. 文化事業	六四一、九	七八〇、〇	一、二四六、〇	一九五、八
（イ）教育	四一八、〇	五〇三、〇	八〇〇、〇	一九一、〇
（ロ）保健費	一九二、四	二三七、〇	三七五、〇	一九六、〇
（ハ）社會保險	三一、五	四〇、〇	七一、〇	二一五、〇
3. 事業及び開拓費	三二一、二	三七〇、〇	六六九、〇	二一二、〇
（イ）自治經濟	二七五、五	三一七、〇	五八四、〇	一八五、〇
（ロ）農村事業	四五、七	五三、〇	八五、〇	二四六、〇
4. 金融資金	二七二、五	三八〇、〇	六七一、〇	一〇四、〇
各種支出	一四二、四	一四六、〇	一四八、〇	一六七、〇
合計	一、七六〇、五	二、〇四六、〇	三、一一八、〇	

地方豫算の收入の部に於ける非租稅收入とこれまた急速に增加しつゝある（その主要なるものは自治經濟機關收入である）。支出の部に於ては、地方經濟への金融、並に社會文化事業への金融は急速に增加しつゝある。これに關する狀態は中央豫算の中に於てもつと明かに示されてゐる。

公債發行

ソ聯邦政府は一九二一年三月の新經濟政策を實施する迄は一切公債を募集しなかつたが、新經濟政策は財政方針を全く一變せしめ先づ留安定策として一九二二年五月二十日の命令に依り初めて穀物公債を募集した。

政府は外債を募集せんとして西歐諸國と交涉し殊に英國とは「マクドナルド」政府と豫備協定を締結せるも成功せず加之資本國は何れも聯邦に對し敵對行動を示したるを以て、差當り外債に依らず一切內債に依り經濟上の需要を滿すことに決した。

その應募成績左の如し。

帝政當時の如きは一九一七年の內外債總額百十億留にして其內五十五億留は內國公債であつたが何れも數十年間に募集し得たるものであつた。然るに「ソウエイト」聯邦の內債は一九二二年以降僅に五ケ年間に十一億留を募集したるに過ぎない。

一、現物公債

イ、一九二二年第一回穀物公債　四千七百八十萬留

ロ、一九二三年第二回穀物公債　千九十萬留

以上三公債は全部償還濟

二、普通公債

A、富籤附

一、一九二二年六分利公債　一億留

全部應募、一九二九年より償還開始

二、一九二四年五分利農民公債

（二回實行）　五千萬留

殆んど全部應募出來たり然るに公債所有者は農業稅支拂に右公債を使用したるを以て政府は右回收公債を再び賣出したるを以て結局八千九百八十萬留を募集し得たり現在償還額八千九百四十留

三、一九二四年六分利公債　七千百三十萬留

應募、三千四百七十萬留償還

四、一九二五年一割二分利農民公債　九千八百二十萬留

應募　九千五百四十萬留償還

五、一九二六年公債　三千萬留

應募、三百三十萬留償還

六、一九二七年一割利公債　九千九百九十萬留

懸募、二百萬留償還

七、一九二七年第三回農民公債　八百五十萬留

應募、農業稅として公債を受理せる爲四百三十萬留償還

八、工業化公債、（年六分利）　二億留

應募　百萬留償還

九、農民經濟安定公債（年六分利）

豫備統計に依るに三千百萬留應募

B、利子附

一、一九二五年五分利短期公債　千萬留

殆んど全部償還濟

二、一九二四年八分利公債

三、一九二六年第二回八分利公債

四、一九二七年第三回八分利公債

二、三、四合計二億七千七百六十萬留應募

四千四百五十萬留償還

C、無利子公債

交通省公債

二千四百萬留應募、全部償還

D、支拂證書（註、一種の短期公債）

大藏省證書

九億三千七百七十萬留應募

八億千四百二十萬留償還

前記總額應募額は二十億四千四百四十萬留にして其內償還額十一億八千九百二十萬留なるを以て八億五千五百二十萬留となる。

以上の外第二回工業化公債（五億留）及び、第三回工業化公債（二種七億留）が、一九二八年から二九年へかけて發行された。

國立銀行バランス

露國々立銀行（ゴスバンク）の公報になる一九二九年九月十五日現在紙幣發行バランス左の如し。

資産の部

一、金屬保障

イ、金貨及金塊　二五〇、九五五、五六〇留

但し　純金一ゾロトニク當り五留五十哥、一瓦當り一留二十九哥勘定

ロ、其他貴金屬　三九、三一九、〇一〇留

但し　純粹白金一ゾロトニク當り十七留九十二哥、一瓦當り四留二十哥勘定、又純銀一瓩當り二十九留二十四哥勘定

二、外國紙幣　七四、七六五、一九〇留

但し　英貨一磅九留四十哥、米貨一弗一留九十四哥

獨貨一馬克四五哥勘定

三、外國貨幣受取手形

但し　總額三百十六萬九千四百四十留に對し所定割引歩合控除—二、八五二、五〇〇留

四、手形割引

但し　總額十一億八千八百十八萬六千二十留に對する所定割引歩合控除　—一、〇六九、三六七、八七〇留

五、貸金證書（擔保物件付）

但し　總額三百四萬四千三百留に對する所定割引歩合控除—二、七三二、八七〇留

合計　一、四四〇、〇〇〇、〇〇〇留

負債の部

一、紙幣發行額　一、四二七、一一三、八三〇留

二、發行餘力　一二、八六八、七七〇留

合計　一、四四〇、〇〇〇、〇〇〇留

國庫發行貨幣

露國政府財務人民委員部貨幣局長ア・シネイテル氏の公表せる、一九二九年九月一日現在國庫發行貨幣總額（國立銀行は別途發行）は十一億六千七百三十二萬一千五百二十八留十一哥で、之を各貨幣別に示せば左の如し。

國庫發行紙幣	九三九、五五二、九八五留
銀貨	二〇九、一四六、七五二留二五哥
銅貨	九、七二九、九七六留五五哥
青銅貨	八、八九一、八一四留三一哥
計	一、一六七、三二一、五二八留一一哥

露國の經濟

新經濟政策

政府は行詰りたる經濟界の打開策として一九二一年「レーニン」の提唱せる新經濟政策即ち「ネップ」なる一手段を採るに至り、政府部内に於ても新經濟政策は資本主義への後退にして「ボリシェヴィズム」と相容れずとて相當反對もあつたが遂に之を採用するに至りその發展として今日に及んでゐる。

左に新經濟政策の要點を擧げ之が重なる立法を摘記する。

一、農民其他に對する徵發及沒收を廢止し（徵發及沒收廢止令）一定量の穀物を租稅として徵收することとし且土地は國有とするも豐民に對し原則として自力を以て耕作し得る地積を限り土地の永久使用を許せること（大正十一年五月二十二日發布土地自作法。大正十一年十月全露中央執行委員會裁可土地法）尙產業殊に農業開發を以て經濟恢復の根本となし或は農耕用具の供給圓滑を計り（大正十一年八月八日農具品專賣廢止令、大正十一年五月農具無稅輸入令）或は種子貸付（大正十一年七月二十一日種子貸付及農業振興令、大正十一年七月二十一日種子貸付豫備資金に關する命令、大正十一年七月二十一日飢饉地への種子貸付令）或は農民への減稅荒地開拓（大正十一年五月二十五日中央執行委員會決議）を奬勵した

二、而して農民に對する農產物稅を改正し裸麥又は小麥を單位とする單一現物稅となし（大正十一年三月二日單一現物稅に關する中央執行委員會決定。大正十一年三月十六日一九二二―一九二三年度農產物に對する單一現物稅に關する勞農政府命令。大正十一年五月二十五日單一現物稅に關する第三回全露中央執行委員會決定）稅額は農民各個の收穫に對する一定率に限定し剩餘農產物の自由處分を許すこととした。

三、勞農政府は曩に沒收したる各種大小事業中直接國家の需要を充し又は國家に重大利害ある事業（例へば兵器及機關車製造業、金屬工業、燃料業の一部の如きものは國營とす）以外のものは之を民間に貸下げ私人又は法人をして其經營に從事せしむることとし之に關する大正十年七月五日國有工場拂下命令大要左の如くである。

（一）五十人以下の勞働者を有する工場を私營の爲解放する

（二）政府直轄工場を貸與し租借者に自由に民間の註文に應じ得ることとする

右貸下と同時に之等工場より一定の稅金を收納し且國營工場の製產品も亦市場に於て販賣せしむることとなし其後政府は漸次貸下工場の範圍を擴張し大正十一年七月迄に一萬二千五百の工場（何れも小工場勞働者數平均十一人乃至十二人最大百人を超えすと云ふ）の貸下を計劃し七月下旬には既に一萬は貸下を了し中六千五百は小製粉所であつたと。

尙大正十一年末莫斯科に開かれたる全國工務局會議の結果勞農政府は石炭石油（燃料工業）製鐵、織物及機械工業を政府の手に止め其他は個人に貸下ぐるに決した。其理由は有ゆる種類の工場を政府にて經營するも效少く重要なる工業及鐵道を掌り居れば他は之を個人に貸下ぐるも政府の工業界支配上に何等差支へなしと云ふにある。

四、農產物及製造品の自由賣買を許せる結果商業の自由を認めたること而かも新政策採用當初は商業特許主義を採用せしが大正十一年四月以降登記すれば何人も自由に商業に從事し得ることゝし而かも登記は必ず受付くべきこと゛とゝした（大正十一年四月二十六日商業特許を廢し登記主義採用に關する命令）

五、外國貿易は依然として國家獨占主義を標榜すれども其實行に於ては政府の許可を得て組合私立會社及個人も貿易に携はり得ること゛ゝした（大正十一年三月三日外國貿易部の外國貿易に關する命令。大正十一年三月十三日外國貿易法）

六、外國貿易復活と共に關稅を徵收することゝなりしが之に關し規則制度を整備し（大正十一年三月三十一日地方稅關法）且稅率を一定した（大正十一年三月九日對歐貿易關稅率に關する件。大正十一年六月一日對歐貿易關稅率法）

七、豫算制度を復活し關稅現物稅以外にも各種稅目を設け之を貨幣を以て徵收し（大正十一年七月十七日租稅徵收規定、大正十一年五月四日茶「コーヒー、チョコレート」、消費稅新設に關する命令其他大正十一年三、四月頃實施せられたる消費稅目七八種にも及ぶ）此等租稅收入を以て政府の重要なる歲入財源となし且鐵道郵便其他各種公企業及營造物の使用料手數料を貨幣を以て徵收することゝした（大正十一年四月十三日鐵道運賃に關する法律。大正十一年三月二日領事館手數料に關する規定等）

八、勞働者に對する現品給與制を廢止し賃金制度となし始め現品金錢混合給與制としたが更に改正して金錢給與制と爲した（大正十一年十月六日勞銀を金錢のみを以て支給する件に關する命令）

九、上述の如くして勞農露國は貨幣經濟に復歸したるを以て政府は紙幣發行に關する各種法律を發布し（大正十一年六月二十八日通貨統一令。其他紙幣發行に關する法令大正十一年四月六日及十九日に發布さる）一方國立銀行を設立し（大正十年十月七日國立銀行設立法）同行に銀行券の發行を許し（大正十一年七月二十一日國立銀行銀行券發行規定）以て金融界調節の任に當らしめ其他金融機關として國立工業銀行を設け（大正十一年九月一日工業銀行令）及「コーベラチヴ」銀行（大正十一年二月以降各部に設立）

の設立を許可した。

國家計畫委員會（ゴスプラン）

ソウエート共和國聯邦の經濟組織の最大の特色は、それが資本主義國のそれに比し著しく計畫的統制的であることである。即ち資本主義國等經濟機關の殆んど全部は國營化され、私營企業乃至私有資本の活動の分野は極めて微々たるものであるから、計畫的經濟生活を營むにはさしたる差支へはない。而してかうした國家經濟生活の全域にわたる計畫を統一的に立案して之を實行機關に建策する機關こそはゴスプランの名において世界的に知らるゝ國家計畫委員會である。

國家計畫委員會は、ソウエート聯邦の全經濟政策と國防政策の最高指導機關たり、法令發布の權能を持つ勞働及國防委員會（ストーヽ）に所屬し、モスクワ市ウォジヴイジエンカ五番地に本部を置いてゐる。その最高幹部の顏觸れ左の如し。

國家計畫委員會長　グレブ・マクシミリヤーノウイチ・クルジヤノフスキイ
國家計畫委員會次長　ミハイル・フョードロウイチ・ウラヂミルスキイ
同　ピョートル・セミョノーウイチ・オサーズチイ
同　グリゴリー・ヤコウレーウイチ・ソコーリニコフ
同　エム・マヌイル・イオノウイチ・クウイリング

以上の最高幹部の下に中央評議會が置かれ、三百人の各種一流專門家（學者及實際家を含む）がその中に參加してゐる。中央評議會はその下に各專門の部に分れるところの多くの委員會を有してゐる。又ソ聯邦諸地方には國家計畫委員會支部が置かれ、其地方の各種經濟的活動に關する計畫を立案してゐる。

ソ聯邦の凡ゆる國家機關はその經濟政策の樹立に際しては、必ず此國家計畫委員會の承認を要し又國營企業、國庫支出等に關する新規定を設くる際にも、豫め此委員會に諮らねばならぬ。此委員會は最近ソ聯邦經濟的發展の五ケ年計畫案なる廣汎なるプランを立て、一九二八―二九年度から、一九三二―三三年度に至る期間のソウエート經濟の社會主義的工業化を實現することとなつた。

經濟發展五箇年計畫

一、概　說

特異の經濟を營むソウイエト聯邦が其國民經濟

の社會主義的建設の過程に於て、現在國内的並國際的なる各種の困難に遭遇し居れることは當然にして、這般の困難は向後社會主義的建設事業の發展に伴ひ、又其深化に應じ益々增大すべきことは言を俟たざる處であるが、就中ソウイエト聯邦の農業の進歩の遲れ居ることは其最大なる困難と謂はねばならぬ。而してソウイエト聯邦國民經濟發展五年計畫は這般の困難を克服して、ソウイエト聯邦の全經濟組織の社會主義的改造を實現すべき大方針を指示するものとして認められてゐる。

五年計畫の骨子を爲すものは(一)工業化と(二)農業經濟の社會主義化である。國防の充實外國の羈絆離脫、土地、森林、鑛山、動力等の天然富源の開發は工業化に俟たねばならぬ。將又革命の結果舊來の大農經濟崩壞し、小農經濟に分散せる今日、農業生産品就中粒穀類の市場出廻高を增加せしむるの途は現在のソウイエト聯邦としては、農業の社會主義化の促進の外なかるべく、結局ソウイエト聯邦經濟の運命は一に向後の工業化と、農業の社會主義的發展如何に懸つて居る。而してソウイエト聯邦の國民經濟に於て將來五年間に亘り工業生産費に於て三割五分、建築費に於て五割方夫々低下し、工業勞働の生産力を百十割以上、農作物の收穫高を三割五分增加し、播種面積を二割二分擴張し、コルホズ、ソフホズの計畫嚴守、生産事業の勞働者の過怠、放慢の撲滅、勞働規律の確保、生産の社會主義的合理化、工業及農業に必要なる指導幹部の充實、勞働階級に屬する者の内部の赤色專門家の養成、國民經濟に對する計畫的調整の普及等の實現に依つて、以て五年計畫を成就せんとするものなるが、其内工業化、農業發展並外國貿易發展の計畫の要旨を述ぶれば左の如くである。

二、工業の發展五年計畫

工業に對しては一九二八―二九年度より五年間に百六十四億留を投下する計畫（過去五年間の投下資本は四十四億留）にして、其結果工業各部門の製産額も亦隨て增加し、一九二七―二八年度の製産總額百八十三億留は五年後の一九三二―三三年度には四百三十二億留に達する豫定である。

國化の工業化、聯邦の國防の充實、資本主義國家の羈絆より離脫する趨意に基き、工業に對する資本的投資は生産手段の製造部門に集中せらる。即ち生産手段の製造工業に對する投資額は、工業に對する總投資額の七割八分に達する計畫なるが五年後には計畫工業の製産總額は二倍八に、又生産手段の製造部門の工業の製産總額は三倍三に增加する豫定である。尙簡單に主要なる各工業部門の五年計畫を述ぶれば左の如くである。

主要なる工業部門の發展計畫　動力は一九二七―二八年度の動力（動物及器械力を含む）は三百三十一億「キロワット」時なりしが、一九三二―三三年度には五百三十七億「キロワット」時に增加する豫定であつて、其内電力のみに付て云へばドネープル水力發電所、スワイルスカヤ水力發電所、マールイ・ワイシエル火力發電所（モスコー附近の石炭使用）、ホブリカ火力發電所（ベレズニヤコフスキー、エゴリエフスキー、ドンバス地方ズーエフスカヤ發電所等四十二箇所の地方發電所の建設を豫定し、其發電量は五十億「キロワット」時より二百二十億「キロワット」時に達すべきが、前記四十二箇所の發電所中三十二箇所は既に建設に著手した。尙各地方の發電所の發電量の增加を見るに、中央工業地帶は百萬「キロワット」時、ウクライナ（ドニエプルス系を含む）は七十萬「キロワット」時、ウラル二十八萬「キロワット」時、レニングラード四十二萬「キロワット」時等に夫々增加すべき豫定である。

燃料は特に生産の增加以外經費の節約を爲し又輸送方法は最新の科學器械の適用に依りて燃料工業の合理化を爲す豫定であるが、石炭及泥炭の生産額は一九二七―二八年度の五千七百五十萬噸より、一九三二―三三年度の一億五百萬噸に增加するであろう。又石油工業は五年間の投資額は十三億五千萬と計上せられ、右投資の結果粗製石油は千百五十萬噸より二千百七十萬噸に、又高級モーター用燃料油は二百六十萬噸より六百萬噸に、器械油及燈火用石油は二百六十萬噸より四百八十萬噸に、マズツトは二千百七十萬噸より七百五十萬噸に何れも增加を見る計畫である。而して石油工業に最新式の器械技術を適用する結果、アスファルト、パラフィン其の他の化學的副産物の製産額は更に增加する見込である。

黑色金屬の製産に付ては有力なる數多の新冶金工場（マグニトゴールスキー、デリベススキー、ドニエプロスキー、クリワオロージスキー等）の建設と、既存工場の改造に依り現在の鑄鐵の生産額三百五十萬噸を一九三二―三三年度には千萬噸に達せしむる筈である。

機械工業は新工場の建設及既存工場の改造（スターリングラード及ウラルの自動車工場、トラクター工場、スウエルドロフスクの重工業、機械工場、ロストフの農業機械工場、器具其他）に依り機械製造工業の總生産額を五年後には三倍半に增加し、又農具の製造額を四倍と爲す豫定である。

化學工業は化學的肥料製造所の建設計畫せられ（ベレズニヤコフスキー、エゴリエフスキー、ドンバス地方に於けるもの等）之に依て化學的肥料は一九二七―二八年度の十七萬五千噸より一九三二―三三年度の八千三百七十萬米より一九三二―三三年度の二億五千三百萬米に增加し、五年間の利益總額は五億五千八百三十萬留に上るべく、此内より原價償却を爲したる上、新資本額として二億四百三十萬留を投下する計畫である。

リンネル業は總て原料としては國内産亞麻を使用する。一九二七―二八年の製産額一億六千五百平方米は、一九三二―三三年には五億平方米に增加し、又亞麻の消費額は同期に於て九萬七千噸より二十七萬七千噸に增加すべく、五年間の利益豫定額は二億三千七百留にして、其内より更に同工業の資本として一億九千五百二十萬留を投下する豫定である。

尙ヘンプ及ジュート工業の五年間の利益見積額は四千五百四十萬留にして、又被服業も著しき發展を爲しつゝあるが、同業は主として纖維工業の發展に依存するものなるが、五年間の資本投資額は三千七百萬留に上るべく、又其製産額は四百八十%增加する豫定である。

皮革業は一九二七―二八年度の獸皮、皮及靴の製産額は夫々千萬留、千五六十萬留、二千三百萬留なるが一九三二―三三年には千五百九十萬留、四千百六十萬留、八千萬留に增加する計畫である。

製糖業は一九二七―二八年度の原料糖及精糖製産額は百三十四萬噸及五十七萬噸なるが、一九三二―三三年度に夫々二百六十萬及百二十萬噸に增加するであらう。

尙其他のものには一九二七―二八年度に比較し一九三二―三三年度の製産額の增加豫定比率を擧

重工業及建築工業

最高經濟會議に依る計畫工業の部門

生産額（單位百萬噸）	一九二七―二八年	一九三二―三三年
石炭	三五・四	七五・〇
油	一一・七	二一・七
鐵及鋼鐵	三・三（註一）	一〇・〇（註一）

註（銑鐵のみの數字なり）

價格（單位百萬留）	一九二七―二八年	一九三二―三三年
機械工業	五八三・〇	二、〇五九・〇
農業用器械	一五三・〇	六一〇・〇
電氣工業	一九〇・〇	八九六・〇
建築材料	八〇四・〇	三、一二一・〇
總重工業	四、三九三・〇	一四、五四七・〇
總計工業	六、五一六・〇	一〇、六四〇・〇
總工業	一〇、九〇六・〇	二、八六〇・〇
總投資額	三〇、四四七・〇	一三、五〇〇・〇

（一九二六―二七年度の價格にて計算す）

五年間の投資額（單位百萬留）	本的投資額	一九三二―三三年
		七四〇・〇
		一、〇一五・〇
		一、八六八・〇

輕工業中紡績業に於ては現左の三十二萬八千噸の綿絲を一九三二―三三年度には六十二萬噸に達せしむべく、綿布の製産は同期に於て二十七億四千二百萬米より四十六億七千萬米に增加すべく、又原料棉の消費は三十六萬七千噸より六十八萬噸に、將又國民一人當の製産額に付て見るに五年後には二十七米六、（一九二七―二八年度は十九米）に增加するであらう。尙新に資本投下の結果總錘數は七百三十萬より九百七十萬に增加する豫定である。

毛織物業は製産增加の爲一九三二―三三年度の羊毛の輸入額は、之を一九二七―二八年度に比す

ぐれば、牛酪二百三十五%、罐詰六百六十五%、漁業百六十八%、製菓三百%、糊及澱粉二百三十%煙草六十%、莖煙草五十二%、砂糖八十七%、酒精飲料四十%、麥酒十%、酵母六十五%、其他百四十%である。

三、農業の發展五年計畫

一九二三—二四年より一九二七—二八年間に亘る農業に對する投下資本額は百五十億留なるが、向後の五年間には二百三十二億留を投資し、五年の末には農業の收獲高を三割五分增加し、以て粒穀類の市場出廻高を戰前時代と同樣ならしめんとするものなるが、其主要なる手段としては中貧農を保護奬勵すると共に、他面五年間の農業經濟の公共的分子（ソウホズ及コルホズ）の建設等に依る生產コーペラチヴは特に顯著なる發展を示す計畫である。即ち公共的農業經濟の播種面積は一九三三年度には二千六百萬「ヘクター」に增加（總播種面積の一割七分五厘に當る）し、（一九三二年度迄には公共的農業經濟分子は總播種面積の一割三分となる）農業の總生產額の一割五分五厘と粒穀類の市場出廻高の四割三分を確保すべき計畫である。

又農村の個人的農業經濟にして公共的分子に吸收せらるべき人口は二千百萬人に達するが故に、勢個人に依る純生產額の增加は停止せざるを得ず。而して一九三二年度のソウホズ（新設及既存のもの）の粒穀類の市場出廻高は三千四百萬「ツエントネル」を下らざるべく、コルホズに付ても亦五千萬「ツエントネル」を超ゆべく合計八千四百萬「ツエントネル」、即ち五億布度以上の粒穀類の市場出廻高を生產すべき豫定である。

五年間の生產コーペラチヴの發展狀況　而して生產增加の原因となるべきコーペラチヴは五年間に左記の如き增加發展を示す豫定である。

	一九二七—二八年度	一九三二—三三年度
コルホズの生產額に對する割合	一・〇%	二・四%
小規模工業の總生產額に對する小コーペラチーヴ	一九・四	五三・八
工業の總生產高の割合		
小賣商業のコーペラチヴ化	六〇・二	七八・九
農村コーペラチヴの農戶數（單位百萬）	九・五	二三・五八
總戶數に對する比率	三七・五	八五・〇
消費組合員數（單位百萬） 都市	八・七	一六・五
農村	一三・九	三一・八

國民經濟の全般に於て將又生產及分配の部分に於て社會主義的分子の顯著なる發達は、農具トラクターの配給所網の普及と、五年計畫の年度末には粒穀類の八割五分迄を把握すべき先物買占契約の廣汎なる利用と相俟て、勞働階級の指導的地位を確保し、且高級なる技術と集團化とを基礎とする農業經濟の民衆的改造を齎らすべき都市と、農村との連繫に關し新しき形式を創設せんとするのである。

農業の發展に關する主要なる計數　次に五年計畫に依る農業の發展に關し主要なる計數は左の如くである。

	一九二七—二八年	一九三二—三三年
播種面積（單位百萬「ヘクタール」）	一二五・六%	一四一・六%
內 粒穀類	九七・四	一一一・七
內 其他の作物	一八・二	三〇・三

家畜數

馬	三〇、八四三、〇〇〇	三六、九九二、〇〇〇
牛	六一、四四二、〇〇〇	八〇、九三七、〇〇〇
豚	二三、六四八、〇〇〇	三四、八四九、〇〇〇
總生產額（單位百萬留）	一三、九八〇	二一、六二九
內 粒穀類	三、七三一	五、六一八
內 其他の作物	三、九四三	六、九三九
內 動物性生產品	四、七六四	七、一六〇
市場出廻額（單位百萬）		
內 粒穀類	四五一	一、一三五
內 其他の作物	九二六	一、五六〇
內 動物性生產品	一、四六八	二、八九一

外國貿易發展の五年計畫

ソウエート聯邦外國貿易の方針は、（一）諸外國との貿易總額を增加すると同時に、能ふ限り外國よりの輸入を減少し、外國との依存關係の縮少に努力し、（二）外國よりの輸入品はソウエート聯邦の工業化及農業振興の爲に利用し、（三）又農業の發達遲れ居れるが爲に振はざる輸出品に付ては、之を國民經濟の各部門の一般的發達に應じて發展せしむるに在る。

輸出計畫　外國貿易の五年計畫中最重要なる問題は謂ふ迄もなく輸出の發展計畫にあり、同計畫に依れば、一九二七—二八年度の輸出額七億七千三百九十萬留を漸次增加し、一九三二—三三年度は二十億四千七百五十萬留に達せしめ、又五年間の輸出總額を六十九億七千二百萬留と爲す豫定である。

而して輸出の性質に就ても之を戰前に比較すれば、其間に大なる變化を齎すであらう。即ち戰前の主要なる輸出品は粒穀類及農業生產品のみなりしが、五年計畫は之に加ふるに石油及木材を以てし、他面粒穀類の市場出廻高に付ても略戰前の狀態に復歸せしめんとするのである。（註）

又現在農業生產品の輸出に付ては野菜、動物性產物、町鳥家禽、魚貨等を包含し、戰前の輸出總額の七割五分に相當せるが、是等の輸出額の總輸出額に對する百分率は左の如く戰後漸次減少を示してゐる。

	一九二三—二四年	一九二四—二五年	一九二五—二六年	一九二六—二七年	一九二七—二八年
農業生產品	四八・八	二六・四	三七・九	三五・九	一三・四
動物性生產品	一一・五	一八・九	一七・〇	一七・七	二五・〇
野鳥家禽及魚貨	五・五	一二・七	一一・三	一〇・九	一六・二
總計	六五・八	五八・〇	六六・二	六四・五	五四・六

註　一九三二年度には粒穀類は主として、ウクライナ、北コーカサス、クリミヤ地方は再び重要なる輸出品となるべく、又西伯利方面は國內市場に對する穀物の供給に付十分なる貢獻を爲すに至るべき豫定なり

動物性生產品及野鳥、家禽及魚貨の生產額は右の通り漸次增加しつゝあるが、所期の輸出額に到達せしめんが爲には木材、石油、亞麻、豚毛、滿俺鑛等の工業品の發展に求めねばならぬ。

而して又輸出促進の爲に必要なる各種の施設に對し投下せらるべき資本金額は一億八百萬留に上る豫定なるが、右の外牛酪製造工場の新設として一億三千萬留、亞麻の精練工場建設費五千萬留等なるが、輸出肉加工の爲に建設せらるべき工場費も亦巨額に上る豫定である。

尙五年間に廣く農業生產品の輸出促進擴張の爲に投資せらるべき資金總額は十億五千五百萬留に達すべく、又工業輸出品の發展に對する投資額中主要なるものは木材の九億千四百萬留と石油の十四億千七百萬留等である。

一九二八—二九年度經濟計畫遂行成績表

	九ヶ月間（十月—六月）に於ける遂行金額 一九二七—二八年度	一九二八—二九年度	前年度に對する增加率	豫定計畫に對する增加率
（一）大生產事業關係				
1 生產品總額（單位百萬留）				
總計	四・一三八、三	五・〇四九、二	二三、〇%	二三、二%
A欄（※）	一・八六七、八	二・三二九、九	二四、二	二五、九
B欄（※）	二・二七〇、五	二・七二九、三	二〇、〇	一九、七
2 勞働（單位千）				
勞働者平均數（單位千）	二・一五八、一	二・三二一、九	七、一	三、八
一勞働者の一ヶ月平均生產額（單位留）	二三八、六	二六九、一	一三、八	一六、八
一ヶ月間の平均勞働賃銀（チェル、留）	六三、〇四	六八、五二	八、九	七、〇
3 天然生產物				
石炭（單位千トン）	二六・二二五、〇	二八・九七二、〇	一〇、二	一五、〇
原油	五・八一四、五	九・七二〇、七	六七、八	一三、九
鐵鑛石	四・二八一、一	五・三四四、三	二四、六	三三、三

	九ヶ月間(十月—六月)に於ける遂行金額 一九二七—二八年度	一九二八—二九年度	前年度に對する増加率	豫定計畫に對する増加率
鉄鉱石	二・四七一・七	二・九〇一・〇	一九・四	二七・八
鋼鉄	三・一四〇・八	三・五二九・〇	一二・二	一四・七
軌條	二・三六六・二	二・八六二・四	二一・六	二二・七
ボーランド、セメント	一・二〇〇・二	一・三四七・三	一八・九	一七・七
燐酸鑛	二一〇・七四七・〇	二一〇・二五二・〇	八・六	古四・五
棉花	一・九一九・九	二・二三一・六	一一・二	八〇

(II)外國貿易

(ヨーロッパ國境)(單位百萬留)

輸出				
農産物	二六五・六	二六一・一	一・七	—
製品	一九〇・九	二五五・五	三四・九	—
合計	四五六・五	五一六・六	三二・二	—
輸入	五六六・九	四四一・九	一四・二	—

露國現下の經濟問題

全聯邦共産黨中央委員會政治部員モロトフ氏の報告

一、五年計畫と經濟的前途

目下、勞働階級と我が黨の注意の中心をなすは、五年計畫である。諸君は、既に第十六回黨大會の決算により、五年計畫に關する諸問題を識り得たことゝ思ふから、私はこれを詳細には述べまい。五年計畫が實現したら、工業生産高は大戰前と比較して三倍以上の增加であることを、諸君に想起せしむるのみにて充分であらう。

現在我等は、五年計畫を二方面から批評し得る、即ち第一は、それを半年以上實行した經驗の觀點からであり、第二は、其の各個分子につき既に開始された深い研究の觀點からである。

五年計畫の第一年は九個月經過した。此の間に、一方、若干の重要なる達成を見たが、又他方五年計畫の實行に於ける本質的失敗も現れた。殊に最も重要な項目、即ち工業品の生産原價引下げに於ける失敗は、大なるものである。本年度の上半期に我等は、計畫に定められた生産原價引下げ七%の代りに、僅か二・三%を贏ち得たばかりであつた。原價引下げの一%毎に、我等は約一億留の資本集積を爲す譯であり、之に反して、引下げ得ざる一%毎に、國家は約一億留の損をなす譯である。生産原價引げの失敗は、達成された原價引下げが生産物の品質を惡化せしめたことにより更に大きくされる。斯して五年計畫の第一の半年間に於ける實際の生産原價引下げは、統計に示されるものより少いのである。原價引下げを妨ぐる根本的原因は、生産組織の不充分、産業幹部の用意缺乏、勞働生産力引下げに關する我が産業機關、職業同盟及び黨機關の活動不足に在る、又原料の缺乏及び其の價格の騰貴によることも間々ある。勞働生産力に關しては、我等は半年間に計畫の課題を果し得なかつた。勞働生産力の引上げは、計

	九ヶ月間(十月—六月)に於ける遂行金額 一九二七—二八年度	一九二八—二九年度	前年度に對する増加率	豫定計畫に對する増加率
差引	二〇・四	増三・四	—	—

(III)國家豫算

(單位百萬留)

A 收入				
租稅	四・七四一・四	五・六二四・三	一七・八	二三・八
租稅外收入	二・二四一・七	二・七〇七・二	二〇・五	一七・八
B 支出	五八一・四	六七〇・〇	七・九	一二・六
行政支出	四・六九四	五・七五〇・〇	二二・二	一七・五
産業支出	一・二九八・八	一・四〇三・六	一五・七	一五・七
	九四一・二	一・四八八・六	古四・六	四六・四

備考　※A＝泥炭、煉瓦、石灰、發電所、製綿、其他小生産事業を含ます

※B＝漁業、鎌詰、製麵、砂糖、釀造、飮料水、製菓、其他小事業を含ます

畫にれば一七%なるに、實際行はれたるは一三%弱であつた。他方、名目勞働賃銀は、計畫に定められた七%を既に超えたけれども、多數の商品、殊に農産物の値段が騰貴したので、實質勞働賃銀は餘り增加しなかつた。生産原價引下げに於ける前述の失敗は、下半期に下級機關も、指導機關も中央機關に生るまで總て、其の事務を徹底的に改善することを要求する。本年度の最初の數個月は、工業生産高を二一%方引上げると云ふ課題を、順調に果しつゝある。勞働生産力引上げと生産原價引下げの課題をも、完全に果すやう努力が肝要である。

次には、五年計畫の個々の分子を注意深く、綿密に研究した後、我等が得たところの最初の決算を足を停めやう。ソヴエート大會が、五年計畫を全然認可してから、まる二個月經過した。五年計畫の個々の分子を研究することは、黨の中央機關に於ても、又上級の産業機關に於ても、多大の注意を惹いたし、今も惹いて居る。而して我等は認可された五年計畫を實行し得るのみならず、今や定められた課題の多數を更に割增する可能さへ見出して居る。實際、やつと今、黨と産業機關に於ける黨の代表者等は、五年計畫の各個の方面を一段深く眞面目に研究し得る。五年計畫の各個部分につき開始された檢算、中央委員會さへ多大の力を傾注して居る檢算は、ソヴエート聯邦の經濟的發展の前途を益々廣くする。

今はたゞ、五年計畫の各個分子訂正につき豫備的數字を述べ得るばかりであるが、然し其の豫備的數字も黨及び勞働階級の注意に値しないものではない。聯邦最高國民經濟會議（工務省）でなした概算數字の若干を引用する。此等の概算は、工業の最重要部門と共に五年計畫の各個部分を本質的に割增する可能を與へる。五年計畫に認可された數字と、最近の見込とを比較しよう。先づ第一に重工業である。鑛山採掘業の增産は、大戰前に對して三・五倍と五年計畫に定められたが、現在の豫想では六・五倍である。金屬工業の增産豫想は、三・一倍が三・三倍となり、有色金屬冶金業のそれは、三・四倍が四・四倍となり、農業機械製造業のそれは、四・六倍が五・七倍、化學工業のそれは、二・九倍が三・四倍となり、紡績業のそれは、二・一倍が二・四倍となる。輕工業の增産豫想に關して、主なるものを擧ぐれば、製紙業の二・五倍が三・三倍となり、印刷業の二倍が二・五倍となり、ゴム工業の二・四倍が三・五倍となる。

斯して五年計畫が全然認可されてから僅かな時日が經過したばかりであるのに、その個々分子の深い、綿密な研究は、も早や我が經濟計畫進展の新しい前途を開いてゐる。前に引用した數字は、多數の工業最重要部門に關するものであるが、工業と輸出のために原料を與ふる産業部門については、まだ述べなかつた。二、三の例を引かう。

先づ林業である。近年、林業は大發展を遂げた。然しその發展たるや、將來の計畫と對比すれば物の數でない。我等は計畫の實現に精進せねばならぬ。小國フインランドの木材輸出が、これまで我が國のそれを著しく凌駕して居る有樣であるが、然し其の

中央委員會に本問題を研究すべく強ひた。するとその結果、棉花栽培に力を注ぎ、殊に紡績業者からの斯業に對する注意を盛んにするに於ては、外國産棉花を輸入する要なきに至るべきこと明白なる根據をつきとめた。

總て前に言つた事は、我等が我が經濟發展のための總ての可能性には觸れ得なかつたことを示して居る。我等はまだ矢張り拙劣に産業を指導して居る、この故に社會主義産業を急速に發展せしむるためソウエート組織の大なる卓越を利用することが不充分である。この事に關聯して、産業的活動の方法と其の幹部問題に、足を停めねばならぬ。

二、生産競爭の方法と産業幹部問題

私は、本年度の最初の六個月間に於て、勞働生産力の引上げと、生産原價引下げの課題實行が、甚だ不成績であつたことを述べた。然しそれと同時に言はねばならぬ事は、四、五月に明かな轉換が認められたこと、之である。此の轉換は、諸工場間に開始された生産競爭の進展と關聯して居る。勞働者大衆が、勞働生産力の引上げ、生産原價引下げ及び增産の競爭を盛んにすればする程、この轉換が現るゝであらう。實際、四、五月には多數の工業部門に於て、生産原價引下げの速度が著しく早くなつた。これを以て、社會主義工業に於ける競爭方法が實驗された嚆矢とする。競爭の成功は、顯著である。その意味は頗る大きい。何となれば直接の實際的效果以外に、それは勞働者大衆に社會主義教育を爲す最上の手段であり、それと共に我等の産業機關全部の活動を急進的に改善する最良の手段であるから。

社會主義的生産競爭は、社會主義建設の方法であつて、一時のお祭り騷ぎではない。然しまだこれまでは時々、競爭に對して斯る態度を執る者のあるを認むる、騷ぐ、書き立てる、演說する、幾らかの效果をあげる、それで終りと云ふ調子であつて、一時の現象であらう、何となれば職業同盟指導の下に、生産會議及び委員會を改造し、その機能を發揮せしむる可能は、充分あるのであるからそのために職業同盟は、社會主義的生産競爭の組織を自分で引受け、勞働者大衆の自覺と積極性を增進せしめて、已れの事務を刷新しなければならない。

黨機關が爲す社會主義的生産競爭の指導振りも、亦多くの場合、滿足出來ない。他方、社會主義的生産競爭の最初の數個月は、勞働者大衆に大なる精力が集積し、それが黨機關及び大衆的組織の努力によつて社會主義建設の河床に流れ込み得ることを示した。

社會主義建設事業に於ける勞働者の發意及び積極性を展開せしむるため最大限の好條件を保障すること、大衆的活動の方法を適當に改良して、社會主義的生産競爭の先頭に勞働者を立たしむることは、黨機關最大の任務である。

斯して産業機關、職業同盟機關並に黨機關は、全力を傾注して、社會主義的生産競爭の事に當らねばならぬ。今や、この社會主義建設の方法は、勞働者大衆に諒解されて居り、取りつき易いこと、明かである。

經濟的建設の他の重要問題は、産業幹部の問題である。

この方面に於ては、我等は今なほ頗る不成績で、非常な損失を蒙つて居る。我が經濟的建設のため、有資格幹部をどし〳〵養成せねばならぬ。

然らずんば我等は大事業五年計畫を實現し得ないであらう。如何に我等が此の事で後れて居るかと云ふ新事實が、毎日のやうに我等の耳に入る。

去年のドネツツ地方炭坑事件は、赤色技術者養成問題を、最も現實性に富める任務として、我等の前に提起した。ドネツツ地方炭坑事件は、階級の敵が徹底的に叩きつぶされたのではないこと、彼等が工場に於て、實務機關に於て、計畫機關に於て、工業に於て、又交通事業に於て、我等に反抗せんと試みて居ることを示した。ブルジョア技術者の一部分は、ソウエート制度の存在に快からずして、或は積極的に害を與ふる結社に參加して働いたり、或は消極的にそれを援助したりして居る。勿論、反革命的技術者と共に、正直な技術者もあるが、前者の役割がまだ大きい。我等はドネツツ事件以後、交通事業に於て、採金プラチナ事業に於て、それから尙其處此處に秘密結社を摘發した。反革命者等は、多くの技術問題に於て、我が勤務員の頼りなさを利用して居る、然し我等はも早や此の頼りなさを克服し得る狀態になつて居る。そのためには、赤色技術者の養成あるのみである。昨年、我等は此の事業を死點から起した。然し決議實現のため爲された實際的事業は、まだ充分だとは言へない。黨も、職業同盟機關も、産業機關も、此の事業に最も力を入れねばならない、さうしたら經濟的建設の進展と五年計畫の實現は、非常に堅い基礎の上に立つであらう。我等の任務は、社會主義的生産競爭の進歩と赤色技術者養成の興隆を、一緒にすることである。

三、農業振興の二途

然し諸君も御承知の通り、我等の主なる困難は、農業にある。この故に農村の社會主義的改造問題は、我が黨内の鬪爭に於て最も大なる役割を演じて居る、今も右傾派及び其れに對する妥協派を向ふに廻した鬪爭の中心問題は社會主義へ赴かしむべき農村發展の途に關することである。若しこれまで資本主義の根が深く入つて居る處があるとしたら、それは勿論、農業である。此處では、小規模生産が、資本主義分子の復活を助けながら、その根を養つて居る。この故に農業の社會主義的改造問題は、プロレタリアート革命の根本的な、最も困難な問題である。此の問題を解決する困難は、農業の社會主義的改造の任務がプロレタリアート國家の前に其の全幅の大きさを以て立つ時、最も尖鋭化して現れる。斯る時期を、我等は今ソウエート聯邦に於て經過しつゝある。この故に農業發達の二個の相反する途といふ問題が、起つた。即ち其の一は、農村は農業に於ける資本主義分子の生長、鞏固化の途を進むか、然らば農村は前進し途そのいづれであるか。途を選ぶことは、不可避的に政治的大方針を選ぶことになる。事は第二次的の問題にあらずして、社會主義建設の根本問題である。從つて右傾派との鬪爭は、レーニン進路のための、レーニン主義根本の爲めの鬪爭である。

右傾日和見主義者等に對して黨が行つて居る鬪爭は、右傾イデオロギーの本質を完全に裸にし

た。然しながら此の鬪爭は、まだ終局を告ぐるには前途遼遠である。今の右傾派代表者等は、已れの見解を捨てたのではないと云ふ事を、述べたら充分である。黨は壓倒的大衆を以て中央委員會のレーニン政策を支持して居るにも拘らず、我等の諸機關に於ては、他の途へ引張り込まうとする共産主義者の層が未だに跡を絕たないこと、明かである。小ブルジョア原素の勢力は、我が農村機關の中農分子に擴がるのみならず、又都市の非プロレタリアート分子に擴がるのみならず、黨員である勞働者の或る部分、殊に農村と緊密な關係を有する者をも、捉へて居る。黨内に於て小ブルジア原素の勢力を反映して居る此等分子のために、右傾派のイデオロギーは、黨のレーニン的イデオロギーに已れを置き換へる。されば共産黨員各自の前に、農民が全人口の過半數を占むる國に於て社會主義を建設する方法問題、それから政治的進路の選定問題を、斷乎として提起せねばならぬ。右傾派イデオロギーは、結局レーニン主義の思想を全然爆破するものであることを、徹底的に說明せねばならぬ。共産黨員各自の前に、此問題をより嚴しく、より明確に提起すればする程、黨は容易且つ急速に既に追ひ出した日和見主義分子から解放さるゝであらう。

二個の例で、黨の進路と右傾派の進路との間に存する根本的差異を、解說し得る。

穀物問題を引用しよう。我等は穀物不足を感ずること二年目である。如何にして、主要産物の不足と鬪ふべきか——これはプロレタリアート國家のため、頗る重要性に富む問題である。

御承知の通り、此問題に關して、我が黨には二個の觀點、二個の進路がある、其一は次の結論となる、我が國に穀物が不足したら、我等が農村に於て機宜に應じ穀物を蒐集し得ないとしたら、我等は外國から輸入せねばならぬ。斯う右傾派は判斷した。彼等は、外國産穀物輸入以外に、他の穀物危機切拔策あるを見なかつた。此の立場の裏面は、プロレタリアート國家のため富農と穀物獲得戰を鬪ふことを拒否するのである。

勿論、黨は此の立場に立つことは出來なかつた。黨は、本年の穀物不足との鬪爭問題を解決すべく、他の端から近寄つた。黨は、勞働者、赤軍及び貧農に供給する穀物不足を除くため、勞働階級の全力を動員する問題を提起せざるを得なかつた。黨は、農村の富農上層に對する徹底的彈壓の途に立ち、此の政策援助のため、貧、中農動員に努力した。そのため、穀物を隱匿せる富農をば、ソウエート法律の基礎の上に嚴重に懲罰せねばならなかつた。そのため、貧農の組織化、富農投機者流に反對する貧、中農聯合の鞏固化に新たな力を注がねばならなかつた。最後に、村ソウエート村民總會の活動を盛んにし、又富農と穀物買付を妨害する投機者に嚴罰を加ふる基礎の上に、農村に於ける買付計畫の實行を容易ならしむる特別法が、近頃發布された。

然し穀物不足は、買付の問題のみでなく、我等の前に新問題を提起した。それは勞働者多き諸都市に穀物を供給する組織である。本年、我等は、全國に五り通帳による組織的供給制度を敷いた。この制度は、疑ひもなく、大なる積極的意味を持つた。本年の穀物買付は昨年より著しく少かつたにも拘らず、勞働者に對する穀物供給問題は、供給に制限を加へて、滿足に解決された。穀物買付の統計によれば、本年七月一日現在高は昨年同日のそれより、一億六千六百萬プード少かつた。然し昨年と違ひ、夏季の數個月間にも勞働者に對する穀物供給は變調を示さなかつた。これは通帳制實施の大成功を物語つて居る。

斯して穀物買付の組織と、穀物供給の組織に關し黨の採用せる諸政策は、國家に對する穀物供給を巧みにする可能を我等に與へた。昨年の七月、我等は三千萬金留を投じて、二十五萬噸の穀物を輸入すべく餘儀なくされたが、それでも夏季の穀物供給は變調を示した。本年、我等は輸入をなさずに濟まし、供給の變調を警しめた。概して本年の作柄よきは、この方面に於て達成された結果を、更に鞏固化する先行條件をなす。來年の穀物供給の豫想は、本年より惡くない。

斯くて本年の穀物不足との鬪爭問題は、黨の進路と右傾派との間に於ける差異を、充分明瞭に示した。今や、如何なる途により黨は勞働者と貧農に對する穀物供給の任務を遂行すべきか、自覺ある勞働者には誰にも明かであらう。一の途は右傾派の途は、富農を彈壓せずして、富農及び投機者に反對して貧、中農を動員せずして、勞働者居住地方に對する穀物供給の組織をなさず、工業原料並に機械類輸入のために豫定された基金の中から、數千萬乃至數億留を穀物輸入金に拂ぎ取ることを意味する。黨はこれに反對の途を進んで、工業化の速度に關れる所でも寸毫の讓歩をなさずして、穀物不足との鬪爭に大成功を收めた黨は、資本主義分子に對する攻撃を進展せしめ、社會主義建設を最も困難なる方面——即ち農業——に著しく進捗せしめたばかりでなく、農村に於ける己れの勤務員幹部を共産主義に教育し直すため、小ブルジョア的變質分子を除いて黨機關を廓清するための先行條件を創めた。穀物供給に關する實際的任務の成功的解決は、黨が正しい途に立つて居ること、右傾派及びその妥協派に對する非妥協的鬪爭が、社會主義建設の困難を征服するため必要な先行條件であることを、充分明瞭に證明する。

次には農業の振興問題を引かう、この問題に關して、彼等は次のやうなことを言ふ、本年は富農に對する嚴しい彈壓——それは其處此處では富裕な中農に對しても行はれた——が必要があつたとしやう。我等は成功的に貧農の組織を前進せしめた、そして通帳制を敷かねばならなかつたとしやう、又本年は一般的に言つて穀物の困難を切拔けたとしやう、然し來年は如何なるだらう、此の政策は將來破滅の結果に導かないだらうか？　これから引出される結論は、兎に角この政策で黨は農業を振興し得ないであらう、我等に必要な振興を保障し得ないであらう、從つて新經濟政策に「歸ら」ねばならぬ、と云ふにある、これが農業振興問題に於ける、右傾派の意見である。これが富農彈壓に反映し、根本に於て基本的農民大衆の利益と相反するのである。この意見は社會主義の力に對する不信の表現に他ならない、富農に「不斷の讓歩」をなす理論——やつと昨年應づ〳〵組織された理論の明白な表現に他ならない。

このイデオロギーは、我が黨の列中に同情者を見出すのみでなく、コンミンテルン（第三インターナショナル）での此のイデオロギーの代表者は、同執行委員會に於けるイタリー共産黨代表セルラ氏であつた。同氏はイタリー共産黨中央委員會の二月の報告に、我が右傾派の見解を赤裸々に記して居るから、以下に引照しよう。

「第十五回大會は——セルラ氏は書いた——恰も農業政策に大變更を加ふべき時が既に來でもしたやうな幻影に捉はれた。第十五回大會による根本的任務は農村の貧農大群を向上せしむることにはあらずして「資本主義分子」を一掃することにある。從つて農村の幸福と生産の一般的水準線は、も早やこの上向上せしむる必要がない程になつて居ると考へねばならぬ。これは間違ひである。私は考へる、第十五回大會は第十四回大會の立場から餘り早く降り過ぎたと。この誤れる評價を考慮しながら、協同農業發達問題に關する第十五回大會の決議を檢討せねばならぬ。」

セルラ氏は、富農に對する態度に關しては、同じ報告に斯う書いて居る「我等は富農の働きを、我等が彼等の生産物を要しないやうになる迄、妨げないがよい。」讓歩に讓歩を重ぬる日和見主義理論が、何處へ導くかは明かである。右傾日和見主義者の見解は、以上の如きものである。

黨は、他の政策を、全聯邦共産黨及びコンミンテルに於ける右傾派とは全然反對の進路を、執つて居る。農業振興問題では、黨は今、農村に於ける社會主義分子の發達に、特に重心を置いて居る。「農村よ、進め、大協同農業へ。」と云ふ標語を基本的標語として掲げた第十五回大會に於てさへ、我等のうち誰も、農村社會主義分子の發展速度が、最近一年半に於て、斯く急激なのを豫想し得た者はなかつた。今になつて明かなのは、ソウエート政權の最初の數年間に我等は、協同農業並に國營農業建設の速かなる發展のために多くの先行條件を創つたこと、近頃まで我等は充分な計算を爲し得なかつたことである。例を擧ぐれば、協同農業並に國營農業の發展に關する統計は、明瞭にそれを物語つて居る。五年計畫には、一九二八——二九年度分として、六個の最大國營農業合同のために、耕作地百四十萬ヘクターを豫定して置いた。然るに實際では、百五十萬ヘクターを超える。五年計畫が來年度分としては百五十萬ヘクターで豫定して居たのが確立してから僅か數個月を經過したばかりであるのに、これをもう二百八十萬ヘクターとする案が出來て居る。さすれば、國營農業の總生産高も、生産物商品化も、五年計畫の二倍になる譯である。

協同農業建設の方面では、發展速度が更に高い。昨年の協同農業耕地は、百三十八萬ヘクター（他の資料によれば、百八十萬ヘクター）に達した。一九二九年中には四百四十萬ヘクターに達するであらう、即ち昨年の三倍強である。協同農業建設は、急速、確實に進んで居る。協同農業が大きくなり、耕地數千乃至數萬ヘクターを有する巨大なものが設立されるのは、殊に重要である。

農村に於ける社會主義建設の實際は、我等の前に益々新しい途を開く。農村の大衆的協同化の準備として、大なる意味を有するトラクター驛の設置も、これに關係したことである。ウクライナのベフチエンスキー國營農場に於けるトラクター驛の經驗は概して好成績である。この經驗は、大なる國營農業と、小なる農業組合（大協同農業組織へ移行するに便利な樣式）の合同を意味する。これが、中央委員會をして、トラクター驛の全聯邦中心を設立する必要ありと認めしめた。此の中心驛には本年中に五千臺のトラクターを配屬せしむる筈で、それが主要穀物生産諸地方に百個所の新トラクター驛を設立する基礎となるであらう。

前述農業振興及び改造方法（國營農業、協同農業、トラクター驛）以外に、農業の生産諸力發展のため、ソヴエートが働きかける他の方法も、益々盛んになつて行くのを認める。プロレタリアートと農民との結合は、新しい形式をとり鞏固な生産的基礎を作りつゝある。これに關係した耕作播種請負契約の如き方法に、足を停むる必要はない——それは一般に知れ渡つて居る。今になつてやつと、農業の組織的進歩のためソヴエートの社會的活動新樣式が、廣く發達し始めて居る。村ソウエートは、農村に於ける大なる經濟生産的役割を演じ始めて居る。既に昨年から多くの場所に於て、村の植付播種計畫を樹て始めた。而して今や、北コーカサスの例が示す如く、農業の基本的諸分子（耕地、農具、牧畜等）に關する各村の完全な生産計畫の作製に移りつゝある有樣である。これは農村に於けるソウエートの仕事に新しい性

質を與へる。近頃、中央委員會が採用した農業組合改造に關する決議は、同組合の基本的特殊樣式發達を保障するものであり、今後農業組合は農業生産的諸問題に已れの注意を集中せねばならぬ。農業組合の改造は、それを眞のソウエート式組合に、農業生産組合に變ぜしむることを意味し、農村の大衆的協同の基礎を準備するものである。

今や、我等は、農業の組織的進歩に關する黨の活動の初期決算につき、も早や話し得る。御承知の通り、ソウエート政權は、昨年の秋、牧穫高を五年間に三五%方引上げる決議を採用した。五年計畫による耕地の增加は二二%と見込まれて居る、從つて五年末の總生産高は、五七%の增加となる筈である。農業を斯く發達せしむることは、半年前には多くの人に、全然不可能のやうに思はれた。今になると、諸事實を冷靜に研究した人は誰でも、もつと大膽な限で此の事を見得るやうになつて居る。一九二八——二九年度としての耕地增加見込は七%であつた。冬蒔穀物植付地は、寒氣により三%駄目になつたけれども、地方諸機關が非常に活動した結果、勢を盛り返し、今のところ本年の全耕地面積の增加は、昨年に比較して六%と云ふことになつて居る。六%は概略六百萬ヘクターである。これは、ソウエート政權並に黨の諸機關が協力一致、農業振興に當つて大成功を贏ち得たものではあるまいか？

前述のことにより、農業振興を目的とする二途の根本的差異が明瞭である。一の途は、新經濟政策解放の途、商品運轉發達の途、自由市場の途にして、不可避的に農産物價格を騰貴せしむる途——これ右傾派の途である。この途は、基本的農民大衆の哀れむべき貧困狀態はそれが自然の運命であるとして、農業に於ける資本主義分子の成長を自由にするものである。他の途は、農業に於ける社會主義分子を努めて發展せしむる途、ソウエート、産業組合及び黨の參加により、基本的貧、中農大衆を組織的に向上せしむる途——これ我が黨の途である。現狀に於ては、此等二途を妥協せしむることは、全然不可能と言はねばならぬ。右傾派は黨を後へ引張らうとして居る、即ち實際上は資本主義を復活せしむる方向へ引張るのである。黨は、農業に於ける社會主義分子の徹底的支援の途、農民大衆の營む農業の向上と改造のための組織的鬪爭の途に、しつかり立つて居る。

右傾派の途と黨の途の間に存する根本的差異に關聯して、言ふべきことが一つある。近頃、我等は、現狀では農村に共産思想を入るべきでないと云ふ演說を聞いた。然もそれはレーニンの言葉を引用してなされた。然しレーニンの見解は決してさうでない。まだ第八回黨大會の時、レーニンは斯う言つた、農村の狀態は急激に變るであらう、さうしたら中農は「共産主義贊成」と言ふであらう。と。然るに、十年後の今日、他の時期にレーニンが言つた言葉を引用して、農村の社會主義的改造の先頭に立つて居る黨に反對する同志等がある。今や數萬臺のトラクターが活動して居る時、トラクター製造の大工場が自國に設立されんとして居る時、我が工業が既に大戰前の水準線を超え、更に發展し續けて居る時、農村にては數千の協同農業が新たに作られ、協同農業運動は益々大衆的に成長しつゝある時、社會主義建設事業に於て大衆の指導者たるべき共産黨員の根本的義務を理解せざるのみならず、却つて農民大衆の協同化に反對を試みんとする黨員あるは、頗る遺憾である。

勿論、我が協同農業と國營農業の建設には大なる缺點あるを見落してはならぬ。協同農業は通常小規模で、我が國にトラクターや複雜な農業機械の缺乏して居る結果、貧弱な技術的基礎に立つて居る、又富農や其の子分が潛り込んで居ることもある。我等は協同農業建設の實際を檢査し、其の發達にあらゆる援助を與へ、技術的基礎の改良、指導幹部の養成、富農分子の驅逐に努めねばならぬ。

それから穀物の生産高を增加せしむると共に、獸肉、牛乳、雞卵、野菜等の農産物は今尙缺乏の狀態であるから、牧畜、菜園、工業原料作物の栽培等を盛んにせねばならない。そのためには農産物加工工業を急速に發展せしむる必要がある。

大農（協同農業、國營農業）の發達、トラクター驛の設立、農産物加工工業の進歩、農村に新たな農業機械と資金を供給する組織、生産的性質を有するものとして農業組合の改造——すべて此等は黨に聯邦農務人民委員部（省）新設の必要を認めしめた。よつて中央委員會は既に其の豫備決議をなした。

黨の途と右傾派の途、この二途の主義的差異は現狀に於ける階級鬪爭の役割に關する理解の差異である。右傾派イデオロギーの本質は、進展しつゝある社會主義建設の現時期に於て、猛烈な階級

鬪爭の避け難きことを否定するにある。言葉の上では、右傾派も我が經濟界から資本主義分子を驅逐する必要あることを認めて居る。然し實際上は右傾派の小ブルジョア・イデオロギーは、階級鬪爭の尖銳化なくして資本主義の根を拔き取る可能ありとの幻影に捉はれて居る。右傾派は、レーニンが唱へた中農との提携が、一分間も絶ゆる間もなき富農反對の鬪爭と不可分に結ばれて居ることを理解しない。右傾派は、勞働者階級と中農との提携が、貧農の保護をなさず、又富農に對する組織的、決定的攻擊なくば、中農との提携と云ふレーニンの見解に悖ることを理解しない。右傾派は、トロツキー派との鬪爭時期に於ては黨が中農との提携に重心を置いたことを記憶したが、階級鬪爭が尖銳化し、中農との提携が鞏固化した現狀に於ては貧農の組織と富農に對する攻擊とに重心を置かねばならぬことを理解しない。黨は、レーニンの有名な慣用句——貧農の保護、中農との提携、富農との鬪爭——により指導されて居る。

露國の産業

産業資源

こゝに謂ふところの産業資源とは即ち、土地、森林、魚富、燃料、（石炭、薪材、原油、泥炭）、水力、黒色金屬、有色金屬、並に貴金屬、硫黄、鹽、硝石、燐、苔土、石雲石、珪石、石英、粘土石鉛、アスベスト、等々是れである。

聯邦内に於て特に豊富なのは石炭の埋藏で、（世界的には第四位を占めてゐる）それの埋藏量は、最近に於ける地理學研究委員會の計算によれば四千七百四十億トンに達し、その中三千三百億トンはクズネツキイ流域（シベリヤに、六百八十億トンはドネツキイに、六百二十億トンはブリイルクツキイ等に分布する。然し總ての炭層（就中シベリヤ方面に於けるものに對して）に對してはなほ研究不十分であり、而かも專門家の鑑定によれば埋藏量はなほ遙かに多い見込みである。

原油の埋藏量はラムジン教授の計算によれば、二百八十五億トンに達する。併しながら右は所謂「實際的」の埋藏量であり、それに對してなほ「見込みある」もの、また「可能性ある」ものを加算する必要があるが、それに關しては調査はまだ遙かに不十分である。

泥炭層の調査に至つては、更に不十分である。泥炭の埋藏量は全聯邦を通じて、目下一千五百九十億トン（但しカロリーに基く）と計算されてゐるが事實上の埋藏量は今日なほ全然判明してゐない。

國内に於ける木材の毎年の成長量は七萬七千立方メートルであり、國家の毎年の需要に五萬九千立方メートルと計算されてゐる。

聯邦内の水力資源は一九二〇年度に於ては、遙かに增加し六千五百萬馬力と計算されが今日に於ても劣らないことになつたが、これの完全なる調査はなほ判明してゐない。

鐵鑛石は確定的なもの、見込みあるものを含めて、二十五億トンの埋藏を有し中ケルチエンスキイ地方十四億トン、クリオイ・ロート五億トン、ウラル一億七千トンと計算されてゐる。滿俺鑛（ニコポリスク、並にチヤツウルスク地方）は一億六千七百萬トン、銅鑛（ウラル、カフカス、キルギース、アルタイ）二百萬トン、鉛—四十六萬二千トン、亞鉛—八十二萬八千トン、アルミニユーム—八十三萬トン、金—十二萬五千キログラム、白金十六萬キログラムの埋藏量である。其他の鑛石（水銀、コバルト、重石、モリブデン、蒼鉛、クロム、砒石等々）及び其他の鑛物の調査はなほ不十分である。

石炭、原油、泥炭、一般鑛石類の調査不十分は聯邦國民經濟に對して、地理—地文學の研究に關し厖大なる出費をなすことを義務づける、蓋し、舊鑛は廢鑛となりつゝあり、而かも國民經濟の正しき發展の爲めには更に、なほ新たなる鑛山の探査が必要であり、これが入費としてソウエート聯邦國家計畫局は十五ケ年間に亘り四億六千八百萬留の豫算を決定した、即ち最初の五ケ年間に一億七百萬留、第二回目に一億五千四百萬留第三回目に一億九千七百萬留を當てゝあるのである。この厖大なる經費は鑛山事業發展の基礎をなすものであり、それは工業事業に對して、その鑛物原料品を供給することにより、全般に亘る工業の發達を約束するものである。

左にソウエート聯邦自然富源一覽表を揭載する。但し前記文章は「カレンダーリ、コムムニスタ」によつたものであり、別表は駐日ソウエート通商代表部發表の統計によつたもので、或る項目に於ては多少の開きがあるが、そのまゝ揭げることゝした。

自然富源一覽表

作付面積	二八四、八〇六、八〇〇（エーカー）
牧　場（使用中のもの）	八五、〇八九、九六〇同
枯草刈地	八二、二六三、八一〇同
魚　類	——種類極めて多種にして農富なること世界的に知られてゐる。
毛　皮	——輸出品中重要の位置を占めてゐる。
森　林	二、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇（エーカー）
水　力	（未だ利用されざるもの最少に見積つて）六二、三八〇、〇〇〇馬力
石　炭	——地方別による埋藏量（佛噸）
ドネツ地方	六八、一八〇、〇〇〇、〇〇〇
シベリヤ地方	三八八、四六三、〇〇〇、〇〇〇
極東地方	三、三一一、〇〇〇、〇〇〇
ウラル及ペチヨラ地方	七九二、〇〇〇、〇〇〇
中央工業地方（モスクヮ附近）	八、三八八、〇〇〇、〇〇〇
中央アジヤ	五、二九二、〇〇〇、〇〇〇
コウカサス及クリミヤ地方	二四七、〇〇〇、〇〇〇
合　計	四七四、六七三、〇〇〇、〇〇〇
石　油	——地方別による埋藏量
バーク地方	一、四四二、六〇〇、〇〇〇
グロズヌイ地方	九〇〇、〇〇〇、〇〇〇
クバン地方	六五、六〇〇、〇〇〇
後コウカサス地方	三二、八〇〇、〇〇〇
ウラル地方	二六二、四〇〇、〇〇〇
ウフタ地方	三二、八〇〇、〇〇〇
北　樺　太	九八、四〇〇、〇〇〇
チエレケン地方	三二、八〇〇、〇〇〇
フエルガナ地方	一六、四〇〇、〇〇〇
合　計	二、八三二、八〇〇、〇〇〇
泥　炭	——を產する面積は三二五、〇〇〇、〇〇〇エーカーであるが歐洲部分のみにて三七二、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇佛噸と算定されてゐる。
鐵	——クルスク地方の二六、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇佛噸を除きてなほ二、七八二、〇〇〇、〇〇〇佛噸を埋藏する。
炭酸曹達	——は西部ウラルのソリカムスク附近で最近に發見されたが、その埋藏量は一、五〇〇、〇〇〇、〇〇〇乃至一、七二五、〇〇〇、〇〇〇佛噸と推定されてゐる。
金	——ウラル及シベリヤには重要な金鑛があり、その埋藏量は三、〇〇〇乃至五、〇〇〇佛噸と推定されてゐる。
白　金	——ウラルの白金鑛は全世界に供給してあまりある程である。
銅	——ウラル、コウカサス、キルギス及シベリヤの諸地方に發見せられ、埋藏量は三〇、〇〇〇、〇〇〇佛噸と推定されてゐる。
マンガン	——コウカサスのジヨルジヤ共和國にあるマンガン鑛層は世界中で最大のものであり、ウクライナのニコポル及ウラルでも發見されてゐる、鑛石の總量は二二〇、〇〇〇、〇〇〇乃至二五〇、〇〇〇、〇〇〇佛噸と推定されてゐる。
石　綿	——ウラルの石綿は世界的に有名である。

以上の外に銀、鉛、水銀、クロム鑛、黄鐵鑛、黒鉛、硫黄、アスファルト、雲母、燐鑛、ニッケル、アンチモニー、蒼鉛、砒石、岩鹽等の諸鑛も巨額に產出する。

工　業

ソウエート聯邦經濟政策の核心をなすものは國家の工業化であり、就中これが重點は重工業及び機械製造工業の發展に置かれてある。即ち、銑鐵熔鑛、鋼鐵鑄造、製鐵、機械製造、蒸氣機關、車體及船體等の諸事業を發展せしめ、これの領域に於て、外國市場からの解放を目的としたものである。

ソウエート聯邦に於ける基礎的工業の今日に於ける總生產高を一九一三年度のそれと比較するなれば次の如くである。

年度	戰前に於ける「留」建値（單位百萬留）
一九一三年	六、三九一
一九二五—二六年	五、七八九
一九二六—二七年	六、六八五
一九二七—二八年	七、六七七

かくの如く一九二六—二七年度に於ける基礎工業の總生產額は既に一九一三年度の域に達してゐる、而してこれ等の基礎的工業以外の小規模工業の製產額も一九二六—二七年度に於ては戰前のそれを超過すること二百五十萬留（チエルオーネフ）である。

小規模工業を含めた全工業は最近年度間に於て次の如くに發展した。即ち（但し金額は戰前の留建値）一九二五—二六年—六十九億一千九百萬留、一九二六—二七年—七十八億九千四百萬留、一九二七—二八年—八十九億八千九百萬留にして內小規模工業に屬するものは、右年度順によつて示すなれば、十一億三千萬留、十二億九百萬留、十三億一千二百萬留であり、即ちそれの全工業に對して持つ役割は減じつゝあるのである。

こうした工業の發展は同時にまた投資額の膨脹を伴つてゐる。一九二四—二五年度に於ける工業投資額は八億七千二百萬留であり、一九二六—二七年度—十億九千五百萬留、一九二七—二八年度十一億五千八百萬留である。五ケ年計畫に基けば一九二八—二九年より一九三二—三三年間に於て九十億—百億留の投資が豫定されてゐる。

資本の投下は重工業及び生產手段としての生產事業に益々多く向けられつゝあり、從つて金屬工業及び燃料工業への投資は特に急を告げつゝある。これと共に年を追ふて新事業への投資も益々增加しつゝある。一九二七—二八年に於ては經費の半分以上は既存事業の設備改善に向けられたのであるが、一九三一—三二年に於てはこの種の經費は半減するがその代り新規事業への投資は全投資額の四分の一からそれの半分に相當するまで增加する豫定である。

資本投資の增加の結果として生產品總額もまた急速に增加した。

國營工業の總生產額は別表の如くである。(後記表參照)該者に示されてあるが如く生產手段としての生產は消費手段としての生產に比して、一般的に、その發達が急速である。特に、電氣、鐵鑛、化學工業、塗料、セメント、金屬に關する工業部門は進展しつゝあり、それ等は國家の工業化、化學化、電化に對應しつゝある。消費物生產中、最も發達しつゝあるは油脂、砂糖、製麻、製ゴムの部門であり、即ち營養、衣類、履物等に對する注文の增加を意味する。

一九二八—二九より一九三二—三三年に至る期間(即ち五ケ年計畫期間)に於ても、先づ第一に注意は、生產手段としての生產に向けられるであらう。生產手段としての生產物の年額增加のテンポは二〇%、直接消費に屬する生產物の增加テンポは一七%と豫定されてゐる。

(單位百萬留)

工業部門	年度	一九二四年—同二五年度	一九二五年—同二六年度	一九二六年—同二七年度	一九二七年—同二八年度
(I) 生產の爲の生產		一、一四二	一、六二九	二、〇二八	二、三七九
總額		七五	一〇七	一三七	一七八
電氣		一一	一七	二六	三三
鐵鑛		二三	三三	四〇	五〇
化學		一二	一八	一九	二三
塗料		一四	二七	三三	四〇
セメント		四九七	七六九	九四九	一、一〇一
金屬		一、六〇三	二、二七九	二、九八六	二、九六五
(II) 消費の爲の生產		七五	一〇三	七五	一一三
總額		一三四	二四三	二六九	二七〇
油脂		八〇	一一四	一三七	一六四
砂糖		七四	九六	一一三	一三五
製麻					
製ゴム					

以上の事實と相俟つて、現在輸入によつて補給されてゐる商品及び製品の生產事業發展に對しては特に大なる注意を拂つてをり、また從來に於ける輸入原料品(棉花、羊毛、皮革、生ゴム等)を國內生產原料品を以つて代へることの可能性に關して問題が課せられてゐる。

原料品問題は工業の發達にとつて特に重要であつては大麻、亞麻、砂糖大根、ひまわり、の耕地面積が多少縮少された。これ故に一九二八—二九年より一九三二—三三に至る期間に於ては農業開拓方面への金融は著しく增加さる豫定である。他方に於て、消費生產物の急速なる增加と相俟つて、それの物價引き下げは勘なからず重要な意義を持つ。五ケ年計畫は一九三一—三二年度までに一九二六—二七年度のそれに對して一二・六%、一九三二—三三年度までに同じく一二七・三%の物價引下げを豫定してゐる。これに關して、建設材料、農業機械、肥料、並に一般的消耗品(鹽、バタ、袋、食器、煙草、オーバシュウス等)に關する物價は最も多く引き下げられることが豫定されてゐる。

こうした物價の引き下げは、たゞに工場及び製造所の設備改善方法によつて達成されるのみならず全工業部門に亘る勞働の合理化、經費の節減並に不生產的消費節減の結果に待つのである。そこには、一定の標準により生產、それの專門化、混成生產、(木材事業と化學工業、化學工業と金屬事業等)原料品、燃料、交通、勞働力等の分布狀態に基いて、最大限度に有利な地方額生產事業が重要な關係を持つのである。

最後に工業に適用されたる勞働力に對する政策が重要問題として殘されてゐる。七時間勞働制は第一計畫として確定されることになつてをり、全工場勞働者に對して、これが實施は一九三一—三二年度までに當然完成されねばならないのである。全般に亘る工業に從事する勞働者總數は一九二五—二六年度に於ては、約二百九十萬人であつたが一九二六—二七年度に於ては、三百三萬人である。七時間勞働制の實施は勞働者の極めて多數を吸收し、而して國家計畫委員會の計算によれば一九三一—三二年度に於ては三百六十萬の勞働者を吸收するに至ることが豫定されてゐる。

五ケ年計畫によれば金屬工業の發展に對しては特に注意を拂ひ、一九三二—三三年度に於けるこれが生產額の增加は一九二七—二八年度のそれに對して一五〇%に達し、機械製造二四〇—二五〇%に增加する豫定である。

五ケ年計畫に基く金屬工業と相並んで化學工業が發展さる(一九二八年四月廿八附、人民委員會議の國內化學に關する指令)その中特に化學肥料の生產(混合燐素、加里鹽、等)は特に有望視されてゐる。金屬及び化學工業と相並んで木材事業が發展する。一九三二—三三年度に於ける木材工業の生產物の增加は一九二七—二八年度のそれに比して一六〇%に達する。これの混成生產事業(セルロイド、製紙、木工事業に合併されたる木材事業)の發展は特に重要なる意義を持つ。

燃料と電化事業の計畫化並に工業の計畫化並に工業の混成生產に對して施するに際し、地方的な工業の混成生產事業は特に注意が拂はれつゝある。

電化事業

過去五ケ年間に給電用及工場用の發電所が建設された數は非常に多い。その大部分は水力發電所で、其他は泥炭又は安價な燃料を使用するやうに設計されてゐる。其の中で最も大きいのはウォルコフ水力發電所で五五、〇〇〇キロワットを給電する。目下建設中の發電所の給電力は二、〇〇〇、〇〇〇キロワットに達してゐる。最近に竣工した各地方の發電所の現在及完成後の發電力は次の如くである。

發電所名	現在の能力(キロワット)	今後五年間に達する能力(キロワット)
ウォルコフ	五五、〇〇〇	一、七五〇、〇〇〇、〇〇〇

發電所全部の發電力

發電所類別	一九二五—二六年	一九二六—二七年
公共用(都會ノ部)	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	一、六〇〇、〇〇〇、〇〇〇
公共用(地方ノ部)	三七〇、〇〇〇、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇、〇〇〇
工場用	一、七〇〇、〇〇〇、〇〇〇	一、七五〇、〇〇〇、〇〇〇
鐵道用	四〇、〇〇〇、〇〇〇	四二、〇〇〇、〇〇〇

公共用發電所發電力

	キロワット	キロワット
一九二二—二三年	四七八、〇〇〇	九五五、〇〇〇、〇〇〇
一九二三—二四年	四九八、二五〇	八九七、〇〇〇、〇〇〇
一九二四—二五年	五二六、〇〇〇	一、二三一、〇〇〇、〇〇〇
一九二五—二六年	六二八、八三一	一、四七〇、〇〇〇、〇〇〇
一九二六—二七年	七三三、六五五	二、一〇〇、〇〇〇、〇〇〇

クラスヌイオクチヤブリ

	二〇、〇〇〇	一四八、〇〇〇、〇〇〇
シヤトラ	四八、〇〇〇	一三六、〇〇〇、〇〇〇
カシラ	一二、〇〇〇	一二二、〇〇〇、〇〇〇
エレクトロペレダチヤ		
	三六、〇〇〇	五六、〇〇〇、〇〇〇
パラフナ	二〇、〇〇〇	八六、〇〇〇、〇〇〇
シテロフカ	二〇、〇〇〇	一〇八、〇〇〇、〇〇〇
キゼロフ	六、〇〇〇	四一、〇〇〇、〇〇〇
ゼモアフチヤル	一三、〇〇〇	一五、〇〇〇、〇〇〇
發電力總計	二三〇、〇〇〇	六七五、〇〇〇

農村用	六、〇〇〇、〇〇〇	一六、〇〇〇、〇〇〇
電信用	四、〇〇〇、〇〇〇	四、〇〇〇、〇〇〇
總計キロワット時	三、三一〇、〇〇〇、〇〇〇	四、一二、〇〇〇、〇〇〇

設計中の發電所の能力

目下設計中の發電所の能力は現在の發電所能力の合計と殆ど等しい豫定である。主なる發電所について記せば次の如くである。

一、ドニペルストロイ發電所はドニペル河の水力を利用するもので、四三〇、〇〇〇キロワットに達する豫定である。工事は一九三二年に完成する筈で、建設費は一二〇、〇〇〇、〇〇〇留である。

二、スウイル發電所はレニングラード附近のスウイル河の水力を利用するもので、完全は一九三二年一〇月で、出力八〇、〇〇〇キロワット、建設費八〇、〇〇〇、〇〇〇留である。

三、シャフチン發電所はドン炭田地方にあつて、昨年度から工事にとりかゝつた。二二、〇〇〇キロワットのターボージェネレーターは本年の十月据付が了る筈で、來年の十月までになほこれと同樣なのを更に一臺据付ける筈である。建設費は一二、〇〇〇、〇〇〇留である。

四、ハリコフ發電所はチュヴェフ市に設置せらる。四四、〇〇〇キロワットの豫定で、本年中に一臺、來年中に一臺のターボージェネレーターが据付けられる筈である。

五、キーエフ發電所は一九二六年から着手せられて、本年一〇月には一一、〇〇〇キロワットのターボージェネレーターが据付けられ、來年度更に同樣のものを一臺を据付ける筈である。燃料は石炭を用ひる。

六、サラトフ發電所は一九二六年から着手せられ一九二九年の一〇月から五、五〇〇キロワットのターボージェネレーター二臺をもつて供電する筈である。この建設費は六、〇〇〇、〇〇〇留である。

七、イワノウオズネセンスク發電所は泥炭を用ひ四四、〇〇〇キロワットを出す筈である。昨年から着手したが一九三一年九月に完成する。

八、チエリヤビンスク發電所は石炭を用ひる。一九三一年一〇月までに完成し、二二、〇〇〇キロワットターボージェネレーター二臺を据付ける筈である。この建設費は二八、〇〇〇、〇〇〇留である。

九、ブリヤンスク發電所は二二、〇〇〇キロワットのダーボージェネレーター二臺を据付ける筈で來年十二月から開始する、燃料は泥炭である。

一〇、オシノフ發電所はオルシヤ市近傍に建設せられ、二二、五〇〇キロワットの豫定で、能力は二二、〇〇〇キロワットの豫定である。

一一、ギゼルドン發電所はウラヂカフカズから一五哩の所に建設せられ、二二、五〇〇キロワットを發電する豫定で、その完成は一九三〇年である。

一二、リオン水力發電所はクータタイス市附近に昨年度から着手せられ一九三〇年で完成する。一二、〇〇〇キロワットを出す豫定である。

一三、ゾラヂエット水力發電所はアルメニヤ共和國にあつて一九三〇年に完成し、二一、〇〇〇キロワットを供電する筈である。

一四、ノウオロシイスク發電所は重油を燃料とし一一、〇〇〇キロワット發電機二臺を据付ける豫定である。來年及明後年に各一臺を運轉する計畫である。建設費用は八、〇〇〇、〇〇〇留である。

一五、クラスノダール發電所はカフカズ北部にあつて、泥炭を燃料とし、一一、〇〇〇キロワットを供電する筈である。事業は一九三〇年一〇月から開始する豫定で、建設費は六、〇〇〇、〇〇〇留である。

一六、グロズヌイ發電所はカフカズ北部にあつて昨年後から開始した。全部の完成は本年一〇月である。發電力は一一、〇〇〇キロワット、建設費は五、〇〇〇、〇〇〇留である。

一七、バトム發電所は來年夏完成する。發電力は五、五〇〇キロワットで建設費は五、〇〇〇、〇〇〇留である。

農業

一九二八年はソウエート聯邦の農業にとつては穀物並に大部分は穀物外の栽培事業、方面に於て四大豊作の年とされてゐる。併しながら、一九二五年と一九二七年の秋と、それに續く一九二六年と一九二八年の春に於ける天候狀態は思はしくなかつたのである。この事實は一方に於ては、播種の時期を遲らかすことにより秋穀の耕作の縮少を來し、他方に於ては、家畜の畜舍飼育期間を延長し、その結果として貯藏飼料の缺乏から家畜の屠殺を激增し家畜事業の縮少を來したのである。

それにも拘はらず、最近四ケ年間に於ける農業の發展の一般的結果は、謂ふ迄もなく決定的のものとして評價すべきである。即ち左記表が示すが如くである。

年度別	耕地面積（單位百萬デシヤーチン）	家畜數（大經營に屬する單位百萬頭）	農産品總額（單位一億留—戰前に於ける留建値）
一九一三年	一〇九・〇	八四・三	一〇七
一九二二—二三年度	七一・八	六一・五	八二
一九二三—二四年度	八四・〇	六二・七	八二
一九二四—二五年度	九〇・六	七一・一	八四
一九二五—二六年度	九六・六	七六・〇	一〇九
一九二六—二七年度	一〇二・八	八〇・九	一一五
一九二七—二八年度	一〇六・一	八四・九	一一九

農業の最も疲弊した年度に於ては、耕地は戰前の面積に比して三五%乃至は三分ノ一にまで縮少され、家畜は大經營に屬する範圍に於て二七%乃至は四分の一に減少し、而して農産原料品は一九二一—二二年度に於ては戰前の平均産額に比して約半額——四五%にまで減少したのである。

併しながら今日に於ては、全く異つた狀勢を觀る。全聯邦に亘る耕地面積は殆んど戰前の域に達し、而して家畜の數量及び農産物に至つては寧ろ戰前の域を突破してゐる。この事實は、全體に亘る、凡ての農村經濟、即ち農民經濟と共に戰前向きの地主經濟にも、現代向のソウエート農場にも影響してゐる。こゝに農民經濟だけを取つて觀るにその達成は、大であり、即ち次の如くである。

年度別	耕地面積（單位百萬デシヤーチン）	全家畜數（單位百萬頭）
一九一三年	一〇〇、〇	八〇、〇
一九一七—一八年度	九四、〇	—
一九二二—二三年度	七一、五	六一、五
一九二七—二八年度	一〇四、〇	八四、九

農民經濟は、耕地面積並に家畜方面に於て戰前に於ける域を超過してゐる、即ち耕地面積に於て四%、家畜に於て六%の增加を示してゐる。若しも革命の第一年度と第十年度とに於ける耕地面積を比較するなれば、十年目の農民經濟は第一年目のそれに比して一一%を增加したことを知るのである。この事實は革命の第五年目までは國內戰爭と一九二一—二二年度に於ける飢饉の爲めに農民はその耕地を二千五百萬デシヤチン縮少したにも拘はらず、次の五ケ年間に於て農民は、より大なる耕地面積（三千五百萬デシヤーチン）を擴張したのことを示す。農民經濟の分野に於ける進歩を正しく評價する爲めには耕地面積と家畜の數が、殆んど全く、富農を除外し、貧中農の廣汎に亘る勤勞大衆の手によつて擴張せられたものなることを念頭に置く必要がある。

戰前に於ける農民の生活狀態と現時に於ける農民のそれとは、農産物に對する農民の一人前の割當消費額によつても特色が說明される。即ち

一九一三年——一四年度	三四、〇留（一〇〇%）
一九二六年——二七年度	三八、八留（一一四%）

この一四%は、十月革命が農民の生活狀態に齎したる根本的變化の重要なる表示數である。全農民を對象として計算したる、個人消費水準の一般的增加は農民の個々の團體に、均等に割當てられたものでは決してないことは自明である。併しながら、その增加の大部分は、農民の基礎的大衆に割當てられてゐることは想像し得る。

耕地＝一九一三年度と比較して、作付段別の移動を示せば次の如くである。

（單位千デシヤーチン）

農作物種類	一九一三年	一九二五年	一九二六年	一九二七年	一九一三年ト一九二七年ノ比較率
裸麥	二六、一九八	二六、六七八	二六、四四三	二六、三三七	
小麥	三二、四三七	二二、六八六	二六、九〇〇	二八、七五三	一〇〇、五
燕麥	一七、四三九	一一、九二三	一四、二三三	一六、二五五	八八、五
大麥	一一、四九一	五、九六四	六、九一二	六、六二八	九三、五
蕎麥	一、九九六	二、六七八	二、六五二	二、五八五	五八、〇
稷（黍）	三、五二九	五、七九七	四、九二九	三、九六三	一二九、五
玉蜀黍	一、三二六	三、一四六	二、七二八	二、七一〇	一一二、〇
其他	一、七六九	二、一二六	二、四〇七	二、二一八	二〇四、〇
以上穀類小計	九六、二二一	八一、〇〇〇	八七、二〇四	八九、四六一	一二五、五
ひまわり	一、二八〇	二、九五八	二、四七八	二、七七〇	九三、〇
大麻	一、七〇〇	一、五七二	一、五四四	一、六一二	二六一、五
亞麻	六六〇	八六四	八六九	八六〇	一三〇、〇
棉花	六四二	五九七	六四一	七三六	一一四、五
砂糖大根	五六九	四八九	四九二	六〇九	一〇七、〇
煙草	六〇	七八	八三	七	一二八、五
以上小計	四、九一一	六、五八八	六、一〇七	六、六六四	一三五、五
馬鈴薯	三、六〇〇	四、六三二	四、八二二	五、〇二九	一三九、〇
其他	四、三一〇	四、四九二	四、七一九	四、九五五	一一五、〇
總計	一〇九、〇四二	九六、六八一	一〇二、八五二	一〇六、一〇九	九七、三

かくの如く、ソ聯邦の農産物は、革命前に於ては輸出貿易の大宗を爲してゐた。而してそれ等輸出貿易總額の四分の三は植物類、畜産、漁獲品を合した農産物であつた。ソ聯邦輸出品の五割以上は植物類で、二割が畜産品一分乃至二分が狩獵品であつた。

世界戰爭と革命はソヴェート聯邦の輸出貿易を頓挫せしめ一九二三年に至る迄其の恢復を見るに至らなかつた。

今、過去五ケ年間の關稅統計によつて農産物の輸出が如何なる程度にまで現在恢復してゐるか、又、將來發展の可能如何を研究する基礎が與へられた。即ち左記の表の如くである。

輸出總額に對する農産物輸出品の割合

	一九一三―一四年	一九二五―二六年	一九二六―二七年
農場産物	四八、八%	三六、四%	三七、九%
畜産品	一二、五	一八、九	一七、〇
狩獵漁獲品	五、五	三、七	二、一
計	六五、八	六六、〇	六六、二

農産品の輸出は戰前に比して、多少輸出高を減少したが、價格に於ては增加を示した。殊に狩獵品と漁獲品に於て此の傾向を見る。

更にまた中央統計局の第一次的報告に依れば一九二八―二九年度の播種面積は一九二七―二八年度に比較して七分、即ち六百六十萬「ヘクタール」を增加せるが、其內譯を見るに個人農家は三百三十萬「ヘクター」（三倍）の割合なるが、增加面積の過半は中貧農に屬する個人農家にして、富農の播種面積は減せる趣である。

而して本經濟年度の作柄は良好で、六月末の收穫の見積高は第一次的統計報告に依れば粒穀の收穫高は昨年度よりも三百三十萬噸乃至五百萬噸增加するであらうと謂はれてゐる。

なほ甜菜及日葵の栽培面積は昨年度に比較すれば何れも減少せるが、それは昨年度の甜菜及日葵の播種面積が非常に增加せることゝ、昨年度に於て馬鈴薯不足の爲に其價格騰貴せるが爲めに、一九二八―二九年經濟年度に於てコーペラチブにて馬鈴薯の栽培を奬勵せし結果、自然甜菜及日葵の栽培面積の減少を見るに至つた次第である。

漁業

漁業に關する法令

露西亞社會主義聯邦「ソヴィエト」共和國全露中央執行委員會及人民委員會議決定

露西亞社會主義聯邦「ソウェート」共和國（以下露西亞共和國ト稱ス）漁業經濟ノ組織及管理ニ關スル一九二二年九月二十五日附全露中央執行委員會及露西亞共和國人民委員會議決定（一九二二年度法令集第六一號第七八〇條）一般國家的意義ヲ有スル漁場表ニ關スル一九二三年二月十六日附勞働及國防會議決定（一九二三年度法令集第一三號第一七二條）及露西亞共和國漁業經濟ノ組織及管理ニ關スル決定第六條ノ項變更方ニ關スル一九二三年五月三日附全露中央執行委員會及露西亞共和國人民委員會議決定（一九二三年度法令集第三九號第四一九條）ヲ廢止シ露西亞共和國全露中央執行委員會及人民委員會議ハ左ノ通決定ス

左記露西亞共和國漁業經濟ニ關スル規則ヲ認可ス

露西亞社會主義聯邦「ソヴィエト」共和國漁業經濟ニ關スル規則

第一章　總則

第一條　漁業經濟トハ左記各項ヲ謂フ

（イ）魚類及其他ノ水棲動物（哺乳類、甲殼類、軟體動物）及海藻ノ富源ノ利用ニ關スル事業

（ロ）前記ノ富源ノ衰滅ヲ防止スル合理的原則ノ下ニ右利用ノ組織ニ關スル措置

（ハ）魚族ノ富源ノ維持又ハ創設ニ關スル措置（蕃殖）

第二條　自然的水域――海面、湖沼及河川――並人工的水域（池其他）ニシテ本規則第一條所揭ノ目的ノ爲使用シ得可キ一切ノ水域ハ右目的ノ爲ニ必要ナル地區ト共ニ漁場ト稱ス

備考第一、漁業ノ目的ヲ以テ使用セラレ且市街地ノ外ニ存在スル一切ノ水域ノ岸地ニ於テハ漁夫ノ一時的避難ノ爲最高滿潮線ヨリ起算シ幅員二十米突ノ沿岸地帶ヲ無償ニテ供與ス但シ建築物若ハ船舶航行用、水利用又ハ其他ノ設備若ハ農業的園圃的又ハ其他ノ作物ノ爲ニ使用セラレアル場所ヲ除ク

備考第二、漁場ニ編入セラル可キ地區ノ境界ハ露西亞共和國土地法ノ定ムル手續ニ從ヒ之ヲ定ム

備考第三、都市ノ境域內ノ漁場ニ於ケル一切ノ築造物、設備及實用的構造物ハ當該都市「ソヴィエト」トノ協議ヲ經ルニ非レハ之ヲ築造又ハ設置スルコトヲ得ス

備考第四、漁場ニ編入シタル成規ノ陸岸地帶內若ハ船舶航行用又ハ浮送用內水路ニ於テ各種ノ築造物ヲ築造シ各種ノ建築物、機械其他ヲ設置シ、若ハ水路ノ人工的管造物（運河、堤防、閘門其他）ノ境域內ニ於テ漁場ヲ經營シ又ハ本規則第一條ニ揭ケタル措置ヲ實施スルニハ豫メ交通人民委員部當該官衙ト協議スルヲ要ス

備考第五、「ソヴィエト」聯邦ノ商港內ニ存在スル漁場經營ノ手續ニ付テハ「ソヴィエト」聯邦商港內ニ於ケル漁場又ハ附屬漁場ノ經營手續ニ關スル一九二五年四月三日附「ソヴィエト」聯邦人民委員會ノ決定（一九二五年度法令集第二三號第一五七條）ニ從フヘシ

第三條　魚類、海獸及其他ノ水產業ノ目的ヲ以テスル漁場經營權ハ國家的保安ノ理由ニ因リ「ソ」聯邦ノ機關（譯者曰ク官衙企業團體ヲ指ス）及

人民ノミニ許與スルコトヲ得外國人民、其ノ團體及外國法人ハ當該國家機關ノ特別決定ニ基キテ右權利ヲ享有スルモノトス

第四條　漁業築造物、機械及設備並漁業用船舶及國營漁業企業若ハ漁業及魚族蕃殖官廳ノ管理ニ屬スル一切ノ漁業用財產ハ國有財產トス

第五條　漁場ハ之ヲ分チテ營業用及非營業用トス非營業用漁場トハ漁場ノ生產物カ沿岸住民ノ魚類ニ對スル自家用消費量ヲ超エサルモノヲ謂フ其他ノ一切ノ漁場ハ之ヲ營業用漁場ト認ム營業用漁場ハ其國家經濟ニ對スル意義ニ應シ之ヲ一般共和國的（露西亞共和國ヲ通スル）意義ノ漁場ト地方的意義ノ漁場トニ分ツ

備考　一般共和　的意義ノ漁場ニ屬スルモノ左ノ如シ

（一）「ソヴイエト」聯邦領域ヲ圍ミタル海面漁業水域及一般聯邦機關ノ締結スル國際的協定ノ對象タリ得ヘキ國境漁場

（二）當該漁場ノ生產物カ食糧品市場ニ於ケル數量及價格ノ關係上重要ニシテ該生產物ノ數量ノ減少又ハ價格ノ騰貴カ一般聯邦的又ハ國際的意義ノ市況ニ影響ヲ及ホスカ如キ漁場

（三）人口鮮キ邊陬地ノ漁場ニシテ該地方ノ文化幼稚ナル住民ニ取リ漁業カ第一義的重要性ヲ有シ且該漁業ノ維持及保護ノ爲一般共和國的主權ノ特別措置ヲ必要トスルモノ

（四）生產能力ニ付テハ地方的意義ノモノナリト雖產業維持ノ爲一般共和國資金ノ多大ノ支出ヲ要スヘキ漁場

第六條　一般共和國的意義ノ漁場ノ編成及境界ハ之ヲ本條附屬表ニ揭ク（別表）

第七條　一般聯邦的意義ノ漁場ハ露西亞共和國農務人民委員部ノ管轄ニ屬シ漁業ノ實施ノ爲之ヲ有償ヲ以テ國營漁業企業、「コオペラチヴ」及私人團體並個人ニ貸下クルコトニヨリテ運用ス

備考第一、漁業ノ實施トハ漁業對象物ノ漁獲、買付及加工ヲ謂フ

備考第二、露西亞共和國農務人民委員部ハ自治共和國領域內ニ於ケル一般共和國的意義ノ漁場ノ管理ヲ全部又ハ一部分右共和國農務人民委員部ニ委任スルコトヲ得

第八條　國有漁業築造物、機械及設備並漁業用船舶及一般ニ漁業用財產（第四條）ニシテ漁業「トラスト」ノ定款資本ニ編入セサリシモノハ露西亞共和國農務人民委員部ノ管轄ニ屬シ之ヲ國營「コオペラチヴ」、私的團體及私人ニ賃貸スルコトニ依リテ運用ス

備考第一、漁業築造物及財產ニシテ賃貸ニ付セサリシカ又ハ國營漁業企業ニ交付セサリシモノノ維持費ハ露西亞共和國農務人民委員部ノ豫算ニ計上ス

備考第二、國營企業カ第八條所載ノ定款資本ニ屬スル財產ヲ利用セサリシカ又ハ直接ノ目的以外ニ使用シタル場合ニ於テハ露西亞共和國農務人民委員部ハ右財產ノ當該部分ヲ定款資本ヨリ除去シ之ヲ同部貸下基本財產ニ編入方ニ付露西亞共和國經濟評議會ニ申請スヘシ

備考第三、漁業築造物ノ分配又ハ其ノ賃貸ハ漁業經濟單一計畫ノ實施ノ爲現地ニ於ケル州、地方、縣又ハ管區土地行政廳若ハ漁業行政廳附屬特別委員會之ヲ行ヒ右ニ當該財務部、商業部及國民經濟會議（地方經濟部）ノ代表者ヲ參加セシメ縣ノ行政區劃ヲ有セサル自治共和國ニ於テハ農務人民委員附屬特別委員會之ヲ行ヒ右ニ財務、商業兩人民委員部及國民經濟中央會議ノ代表者ヲ參加セシム

第九條　一般共和國的意義ノ國有漁場ノ運用（第六條）並右漁場ノ境域內ニ於ケル漁業築造物、機械及設備ニシテ國營漁業企業ノ定款資本ニ編入セラレタルモノ以外ヨリ生スル收入ハ露西亞共和國豫算ニ計上シ右共和國農務人民委員部所管トス但シ成規ノ金額ハ地方資金ノ爲控除ス

第十條　露西亞共和國農務人民委員部ハ本規則ノ擴充ノ爲一般共和國的意義ノ漁場管理手續ニ關シ關係ノ部分ニ付各關係ノ官府自治共和國中央執行委員會又ハ地方若ハ州執行委員會ト協議ノ上訓令ヲ發スルコトヲ委任セラル

第十一條　本則第六條附屬表ニ記載ナキ漁區ハ地方的意義ノ漁場トス

第十二條　地方的意義ノ漁場ノ編成及境界ハ各縣又ハ當該行政區劃單位每ニ當該土地行政機關之ヲ定メ當該執行委員會ノ審查ヲ經タル後當該共和國農務人民委員部ニ於テ認可ス

縣ノ行政區劃ヲ有セサル自治共和國ニ在リテハ本條所載ノ漁場ノ編成及境界ハ當該共和國農務人民委員部之ヲ定メ當該中央執行委員會認可ス

第十三條　地方的意義ノ漁場ハ露西亞共和國農務人民委員部ノ管轄ニ屬シ自治共和國ニ於テハ右共和國農務人民委員部ノ管轄ニ屬シ地方土地行政機關之ヲ運用ス

備考　都市ノ境域內ニ於ケル地方的意義ノ漁場ハ當該土地行政機關ノ監督ノ下ニ且本規則ノ定ムル漁業調整規則ヲ遵守シテ都市「ソヴイエト」之ヲ運用ス

第十四條　地方的意義ノ漁場ハ一般原則（第三十八條乃至第四十三條）ニ依リ賃貸ニ付スルカ又ハ漁業經營免許狀ヲ發給シテ（第四十五條乃至第四十八條）之ヲ運用ス

備考　北方未開住民ノ居住スル地域ニ於ケル地方的意義ノ漁場ハ當該農務人民委員部ノ訓令ノ定ムル手續ニ從ヒ地方住民ノ勞働的用益ニ供スルコトヲ得

第十五條　地方的意義ノ漁場運用ニヨル收入並ニ右漁場ノ管理及保護ニ要スル經費ハ地方豫算ニ計上ス

第十六條　露西亞共和國農務人民委員部若ハ當該自治共和國農務人民委員部ハ本規則ノ擴充ノ爲當該執行委員會又ハ關係官府ト協議ノ上地方的意義ノ漁場管理方ニ關スル訓令ヲ發スルコトヲ委任セラル

第十七條　一般共和國的意義ノ漁場表（第六條）中ニ編入セラレス且編成ノ手續ヲ以テ地方的意義ヲ有スル漁場（第十二條）トシテ公示セラレサル漁場ハ非營業用漁區ト認メ特別ノ文書ヲ以テ是等漁場所在地域ノ土地組合、農業團體其他各種勞働的土地用益者ノ結合體ニ對シ無期限ニ其ノ勞働的用益ニ供スルコトヲ得

第十八條　自家用ノ爲ニスル魚類ノ漁獲ハ禁漁地又ハ特設經營ニ付シタル池乃至湖ヲ除キ當該農務人民委員部カ各漁業地方ニ付定ムル表ニ記載セラルル漁具ヲ以テ無料ニテ隨所ニ於テ之ヲ行フコトヲ得

第二章　漁業經濟ノ行政機關

第十九條　露西亞共和國農務人民委員部ハ露西亞共和國ノ漁業經濟ニ關スル一切ノ方策ニ付協調ヲ保ツカ爲各曆年度ノ初ニ於テ露西亞共和國農務人民委員部及自治共和國農務人民委員部（複數）ノ代表者、露西亞共和國政府附外務人民委員部全權代表者並露西亞共和國最高國民經濟會議、同商業人民委員部、同財務人民委員部、同內務人民委員部、全聯邦職業同盟本部、全露漁夫生產組合聯合會及消費組合中央聯合會ノ各代表者ヲ以テ組織スル評議會ヲ召集スヘシ

第二十條　前條ノ評議會ニハ左記各號ノ事項ヲ委任ス

（イ）各水域ニ於ケル魚族保護方法、漁場貸下條件及免許料金率ノ協調

（ロ）露西亞共和國及自治共和國農務人民委員部ノ實施スル方策ノ豫算及計畫ノ審查

（ハ）學術的產業調查派遣員及常設學術產業研究機關ノ計畫及豫算ノ審查

（ニ）國家的又ハ農業經濟的魚族蕃殖方策ニ關スル計畫及豫算ノ審查

（ホ）本則第十九條所載ノ各農務人民委員部ヨリ提出スル漁業狀態報告ノ審查

（ヘ）評議會ニ參加スル者ヨリ提議シタル漁業關係問題ノ審議

第二十一條　本則第十九條ノ評議會ノ決議ハ露西亞共和國農務人民委員部ヨリ之ヲ同共和國經濟評議會ニ提出シテ其認可ヲ受クヘシ

第二十二條　露西亞共和國及自治共和國農務人民委員部ニ對シ本則ノ課シタル使命ヲ實現スルカ爲右人民委員部內ニ漁業及魚族蕃殖課ヲ設ケ其ノ下級機關ヲ地方ニ設クヘシ

第二十三條　露西亞共和國農務人民委員部ニ左記事項ヲ委任ス

（イ）一般共和國的意義ノ漁場、露西亞共和國領域內ニ於ケル地方的意義ノ漁場及國有漁業財產（第四條）ニ對スル行政的經濟的一般管理並右漁區及財產運用方法ノ決定

（ロ）漁業ノ調查、漁業ニ關シ定メタル法令履行ニ對スル監督並漁業及魚族蕃殖ニ關スル地方行政機關ノ事務ニ對スル監督

（ハ）漁業狀態ノ調查、漁業及魚族蕃殖ニ關スル學術的產業的研究及漁業經濟組織問題ノ審查

（ニ）人工養殖ニ依ル漁場生產力ノ維持

（ホ）湖沼經濟ノ開發、養魚池ノ設備、新規魚族ノ風土馴化並住民ニ對スル移植魚ノ供給

（ヘ）漁業ニ關スル職業的技術的教育ニ付其教授要項ノ審議ニ參加

（ト）漁業經濟ノ利益上必要ナル其他ノ方策ノ執行

第二十四條　漁業並魚族蕃殖ニ關スル地方行政機關ノ職務ノ範圍及其ノ執行手續並此等機關ト中央政廳及地方執行委員會トノ相互關係ハ當該自治共和國農務人民委員部及關係執行委員會ト協議ノ上露西亞共和國農務人民委員部ノ定ムル訓令ニ依リ律セラルヘシ

第二十五條　漁業法令ノ履行ニ對スル監督及貸下ケタル漁場ノ保護ノ爲地方土地行政機關及地方漁業行政機關ニ特別漁業監視官吏ヲ置キ之ニ武器並水陸運輸物件ヲ附與ス一般共和國的意義ノ漁場ニ於ケル漁業監視官吏ハ國家豫算ニヨル支出金ヲ以テ之ヲ維持ス國費ヲ以テ維持スル監視官吏不充分ノ場合ニハ漁場借受人ハ自ラ地方土地行政機關ニ納付スル特別資金ヲ以テ右監視官吏增加方ノ問題ヲ提起スルコトヲ得

備考第一、一般共和國的意義ノ漁場ニ於ケル漁業監視官吏ノ職務執行手續ハ關係官府及執行委員會ト協議ノ上當該農務人民委員部ノ定ムル訓令ヲ以テ律セラル

第二十六條　本則第二十三條ニ揭ケタル職務ニシテ地方的意義ノ漁場ニ關スルモノハ之ヲ自治共和國農務人民委員部漁業及魚族蕃殖課ニ委任ス

第二十七條　地方的意義ノ漁場ニ於ケル漁業經濟ヲ管理スル地方機關ハ縣土地行政廳又ハ之ニ該當スル農務機關トス

第三章　漁業調整規則

第二十八條　魚類捕獲ノ爲爆發物又ハ水ヲ有毒ナラシメ若ハ魚類ヲ麻痺セシムル物質ハ何處ニ於テモ之ヲ使用スルコトヲ禁ス

第二十九條　內海（裏海、「アゾフ」海、「アラル」海及黑海）ニ於テハ鱘魚族ノ漁獲ニ種類名稱ノ如何ヲ問ハス一切ノ「トロール」網及魚類ヲシテ餌ヲ付シ又ハ特別ノ餌ヲ付セサル釣針ヲ嚥下セシムルコトヲ構造ノ基礎トスル配網ヲ使用スルコトヲ禁ス

第三十條　河川ニ在リテハ水流全幅ニ亘リテ魚類ヲ阻止スヘキ遮斷物ヲ築設スルコトヲ禁ス

備考　移動的ナラスシテ河川ノ水流ノ一部分ヲ區劃スルニ過キサル遮斷物ノ築設ハ其ノ各遮斷物ニ付當該農務人民委員部ヨリ特ニ許可ヲ得タル場合ニノミ之ヲ爲シ得ヘク但交通人民委員部ノ直轄スル水域ニ付テハ右人民委員部ノ協議ヲ經ルヲ要ス

第三十一條　產業的尺度タル左記ノ大サヲ有スル鱘魚族ハ其漁獲買入、販賣又ハ貯藏ヲ禁止ス

（一）「ベルーガ」及「カルーガ」　一一六「サンチメートル」（二十六「ウエルシヨク」）
（二）　アシヨートル」　七一　同（十六　同）
（三）「セウリユーガ」　六二　同（十四　同）
（四）「シープ」　七一　同（十六　同）
（五）「ステルリヤーデイ」　二七　同（六　同）

備考第一、產業的尺度トハ眼ノ中心ヨリ臀鰭ノ終端ニ至長サヲ云フ

備考第二、產業的尺度ニ滿タサル鱘魚族ノ漁獲ハ學術的產業的研究ヲ目的トスル場合ニ限リ其都度露西亞共和國又ハ當該共和國農務人民委員部ノ特別許可ヲ受ケテ之ヲ爲スコトヲ得

第三十二條　本則第六條ノ附屬表中ニ列擧シタル一般共和國的意義ノ漁場ニ於ケル漁業ハ露西亞共和國農務人民委員部ニ於テ關係官府及當該執行委員會ト協議ノ上定ムル規則ニヨリ之ヲ行フヘシ

第三十三條　地方的意義ノ漁場ニ於ケル漁業實行ノ規則ハ地方土地行政廳之ヲ作成シ當該執行委員會ノ審査ヲ經タル後露西亞共和國又ハ當該自治共和國ノ農務人民委員部之ヲ認可ス

第三十四條　本則第二十八條乃至第三十一條ヲ以テ定メタル禁止事項ノ外第三十二條及第三十三條ニ揭ケタル規則ヲ以テ左記事項ヲ定ムルコトヲ得

（イ）　漁業實行ニ對スル禁漁區域
（ロ）　禁漁期
（ハ）　禁止ノ漁具及漁撈方法
（ニ）　漁獲魚類ノ大サニ對スル最小限度（鱘魚族ヲ除ク）
（ホ）　一定ノ水域若ハ其各個ノ漁場ニ於テ漁獲シ得ヘキ魚類ノ數量ノ限度
（ヘ）　漁業ノ地方的條件ニ由リ必要ナル其他ノ

コトヲ禁ス

第三十條　河川ニ在リテハ水流全幅ニ亘リテ魚類ヲ阻止スヘキ遮斷物ヲ築設スルコトヲ禁ス

備考　移動的ナラスシテ河川ノ水流ノ一部分ヲ區劃スルニ過キサル遮斷物ノ築設ハ其ノ各遮斷物ニ付當該農務人民委員部ヨリ特ニ許可ヲ得タル場合ニノミ之ヲ爲シ得ヘク但交通人民委員部ノ直轄スル水域ニ付テハ右人民委員部ノ協議ヲ經ルヲ要ス

第三十一條　產業的尺度タル左記ノ大サヲ有スル鱘魚族ハ其漁獲買入、販賣又ハ貯藏ヲ禁止スシムルコトヲ構造ノ基礎トスル配網ヲ使用スル

（一）「ベルーガ」及「カルーガ」　一一六「サンチメートル」（二十六「ウエルシヨク」）
（二）　アシヨートル」　七一　同（十六　同）
（三）「セウリユーガ」　六二　同（十四　同）
（四）「シープ」　七一　同（十六　同）
（五）「ステルリヤーデイ」　二七　同（六　同）

員會ノ審査ヲ經タル後露西亞共和國又ハ當該自治共和國ノ農務人民委員部之ヲ認可ス

第三十四條　本則第二十八條乃至第三十一條ヲ以テ定メタル禁止事項ノ外第三十二條及第三十三條ニ揭ケタル規則ヲ以テ左記事項ヲ定ムルコトヲ得

（イ）　漁業實行ニ對スル禁漁區域
（ロ）　禁漁期
（ハ）　禁止ノ漁具及漁撈方法
（ニ）　漁獲魚類ノ大サニ對スル最小限度（鱘魚族ヲ除ク）
（ホ）　一定ノ水域若ハ其各個ノ漁場ニ於テ漁獲シ得ヘキ魚類ノ數量ノ限度
（ヘ）　漁業ノ地方的條件ニ由リ必要ナル其他ノ

制限

第四章　漁業企業ノ調整

手續

第三十五條　國營漁業ノ管理並國營ニコオペラチヴ」及私的漁業企業ノ事業ノ調和ハ管轄ニ從ヒ露西亞共和國最高國民經濟會議又ハ地方國民經濟機關ニ於テ統轄ス

第三十六條　最高國民經濟會議及國民經濟地方機關ニハ左記事項ヲ委任ス

（イ）　漁業全體ノ豫想的計畫ノ編成ニ參加スルコト

（ロ）　漁業全體ノ發達ニ關スル理想的計畫ニ基キ且關係官府及組織體ノ協力ヲ得テ產業的漁業地方ノ漁業發展ノ理想的計畫ヲ作成シ所定ノ手續ニ從ヒ露西亞共和國經濟評議會ニ提出シテ其認可ヲ求ムルコト

（ハ）　同一ノ手續ニ從ヒ每年各漁業地方別ニヨリ漁業ノ綜合計畫及財政的資金融通計畫ヲ作成シ之ヲ當該政府機關又ハ金融機關ヲ經テ實施スルコト

（ニ）　前記計畫ノ實施ヲ監督シ及魚類又ハ其製造物ノ捕獲又ハ加工方面ニ於ケル各組織體ノ業務ヲ調和スルコト

（ホ）　漁業企業ノ開設、移轉又ハ擴張ニ關聯スル問題ノ解決ニ參加スルコト

（ヘ）　漁業及漁獲物加工ノ合理化ヲ目的トスル其他ノ措置ヲ講スルコト

（ト）　漁業ノ必要ノ爲共同輸入計畫ヲ作成スルコト

第三十七條　露西亞共和國商業人民委員部及地方商業行政廳ニ左記事項ヲ委任ス

（イ）　國營、「コオペラチヴ」及私的漁業企業ノ商業業務ノ調和

（ロ）　生魚市場ノ調整及生魚販賣ノ合理化ニ關スル方策ノ實施

（ハ）　魚貨調達者ノ員數ノ決定

（ニ）　魚貨ト其包裝ニ關シ內外市場ノ要求ニ從ヒ標準設定問題ノ審議

第五章　漁場ノ用益手續

第三十八條　本則第八條及第九條ニ從ヒ賃貸ニ付スヘキ一般共和國的意義ノ漁場又ハ漁業財產ハ露西亞共和國農務人民委員部カ同共和國財務、商業各人民委員部、同最高國民經濟會議及當該執行委員會ト協議ノ上各地方每ニ定ムル規則及備考　賃貸ニ付シタル漁場ニ於テハ魚類ノ捕獲（自己ノ消費ノ爲ニスルモノヲ除ク）買入及加工ノ權利ハ右漁場借受人ニ排他的ニ屬ス

第三十九條　漁場ハ原則トシテ計畫的方法ニ依リ基本的魚貨調達者ニ對シ有償的貸下ニ付スルコトニヨリ之ヲ運用スル計畫的方法ニヨリ基本的魚貨調達者ニ貸下ケサル漁場ハ之ヲ競賣ニヨリ貸付クルカ又ハ漁撈免許狀料若ハ布屋稅ヲ徵收シテ貸下ク漁業財產ハ國營漁業企業ノ定款資本ニ編入ノ方法ニヨリ右企業ニ交付スル漁業築造物、機械及設備並漁業用船舶ヲ除キ同シク有償貸下ノ原則ニ從ヒ之ヲ運用ス貸下ハ管轄ニ從ヒ漁業行政廳、縣土地行政廳又ハ當該土地行政廳之ヲ行フ

第四十條　計畫的方法ニヨリ配付セラル漁場又ハ漁業財產ハ左記ノ場合ニ限リ露西亞共和國農務人民委員部ノ許可ヲ經テ競賣ニ依ラスシテ交付スルコトヲ得

（イ）　學術的產業的目的ノ爲ニ前記漁場又ハ財產ヲ交付スルノ必要生シタルカ又ハ國家ノ特殊利益ノ爲競賣ニ依ラスシテ貸下クルコト必要ナル場合

（ロ）　成立セサリシ第二次競賣ノ後競賣ニヨリ前記漁場及財產ヲ競賣ニヨリ貸下クルコト不可能ナルコト明白トナリタル場合

（ハ）　契約カ期限前ニ解除セラレタル場合但競賣指定迄ノ期間

第四十一條　競賣ニ付スヘキ漁區ハ競賣執行機關之ヲ定ム

第四十二條　競賣ニ付スヘキ漁場又ハ財產ノ評價ノ基礎ハ左記資料トス

（イ）　魚類漁獲高並生產物ノ數量及價格ニヨツテ定メラレル漁場ノ收益

（ロ）　漁業築造物及建物ノ狀態但其大修繕ニ要スヘキ費用ヲ考慮ス

（ハ）　當該競賣直前ノ契約ニ依ル貸下料

第四十三條　競賣執行手續ハ露西亞共和國農務人民委員部、同財務人民委員部ト協議シテ定ムル訓令ニ依ル

第四十四條　競賣ニ依ラスシテ貸下クル漁場及漁

業財産(第四十條)ノ使用條件ハ露西亞共和國農務人民委員部、同財務人民委員部ト協議シテ之ヲ定ム但シ漁場又ハ漁業財産ノ借受人カ露西亞共和國最高國民經濟會議所管ノ國營企業ナルトキハ右最高國民經濟會議トモ協議スヘシ

地方、州及縣ノ執行委員會ハ競賣ニ依リ又ハ競賣ニ依ラスシテ貸下ケラルル地方的意義ノ漁場ニ關スル契約ニ付テハ金額ノ如何ニ拘ハラス之ヲ認可スルコトヲ得縣及管區土地部ハ競賣ニ依ラスシテ貸下クル場合ニハ貸下全期間ヲ通シタル貸下料三千留以下ニシテ貸下期間六年ヲ超エサルモノニ付競賣ニ依リ貸下クル場合ニハ貸下全期間ヲ通シタル貸下料總額一萬八千留期間六年ヲ超エサルモノニ付契約ヲ認可スルコトヲ得地方及州農務部ハ競賣ニ依ラスシテ貸下クル場合ニハ借區全期間ヲ通シタル貸下料一萬留ヲ超エス期間六年ヲ超エサルモノニ付競賣ニ依リ貸下クル場合ニハ借區全期間ヲ通シタル貸下料總額三萬留ヲ超エス期間六年ヲ超エサルモノニ付契約ヲ認可スルコトヲ得

備考　本條ニ揭クル地方行政機關ノ權限ハ利權法ニヨリ實行スル貸貸貸下ニ付之ヲ適用セス

第四十五條　漁業經濟ニ關スル貸下政策ノ一般原則ヲ定メ及右政策ト國營及「コオペラチヴ」漁業ノ利益トヲ調和セシムルコトハ露西亞共和國經濟評議會ノ管轄ニ屬ス

第四十六條　免許狀料ヲ徵收シテ運用スル漁場ニ於ケル魚類ノ漁撈、獵獵、漁業生產物ノ買入ノ免許狀ハ地方土地行政廳之ヲ發給ス

第四十七條　第四十六條ニ揭ケタル免許狀ハ地方的條件ニヨリ左記各號ノ區別ニ從ヒ之ヲ發給スルコトヲ得

(イ)　漁撈、買入又ハ副的業務ニ使用セラルルカ又ハ漁撈若ハ買入ノ爲ノ根據タル各船舶ニ付

(ロ)　各漁具ニ付

(ハ)　又ハ各漁夫若ハ買入人ニ付

冬期漁業執行ノ場合ニハ漁業又ハ買入ニ使用スル橇一臺毎ニ免許狀ヲ發給スルコトヲ得

第四十八條　本則第四十六條ニ揭クル免許狀及船舶又ハ橇ニ付着セシムヘキ證票ハ各個ノ地方付露西亞共和國農務人民委員部ノ定ムル期間ニ對シ之ヲ發給ス

第四十九條　一般共和國的意義ノ各水域又ハ地方ニ對スル免許狀料額ハ露西亞共和國農務人民委員部、同財務人民委員ト協議シテ之ヲ定ム

第五十條　地方的意義ノ漁場並右漁場ノ用ヲ便スル附屬漁場及設備ニシテ自治共和國ノ領域內ニ存在スルモノノ用益ニ關シテハ本則第三十八條乃至第四十八條ニ揭ケタル露西亞共和國農務人民委員部ノ職務ハ當該自治共和國財務人民委員部ト協議ノ上該共和國農務人民委員部ニ委任ス

行政廳ニ委任スヘシ

第五十一條　貸貸ニ付シタル漁場ノ境域外ニ於テ新ニ魚類ノ買入及加工ノ爲ノ漁業企業ヲ開設スルコトハ當該農務人民委員部及地方農務部ニ於テ露西亞共和國最高國民經濟會議及地方國民經濟會議(地方經濟部)ト協議ノ上與フル許可アル場合ニ限リ之ヲ行フコトヲ得

第六章　魚族蕃殖

第五十二條　一般共和國的意義ノ漁場ニ於ケル高價ナル魚族ノ富源ヲ支持及增加シ並地方的意義ノ水域ヲ合理的及漁業經濟的ニ用益スルカ爲保護制限的方法ノ外ニ國家的及農業經濟的魚族蕃殖ノ方策ヲ實施スル(第五十三條及第五十四條)コトヲ當該農務人民委員部ニ委任ス

第五十三條　國家的魚族蕃殖トハ大水域(海面、大河川又ハ湖)ニ於ケル產業的價値アル魚族ノ大量的人工養殖ニ關スル一切ノ方法ヲ含ム

第五十四條　農業經濟的蕃殖トハ大ナラサル人工的又ハ自然的水域(池及湖)ニ於テ該水域ヲ集約的ニ用益スル目的ヲ以テ經濟的ニ高價ナル魚族蕃殖ノ爲合理的ニ漁業經濟ヲ組織スルコトニアリ

第五十五條　一般共和國的意義ノ水域ニ於ケル國家的魚族蕃殖ニ關スル方策ハ國家豫算中露西亞共和國農務人民委員部所管ノ經費ヨリ支出スル資金ヲ以テ實施ス農業經濟的蕃殖ニ關スル方策ハ地方豫算ニヨリテ支出スル資金ヲ以テ實施ス

第五十六條　露西亞共和國人民委員會議ノ認可スル表ニヨリ一般國家的意義ヲ有ヲル養魚場ノ組織、設備及維持ノ經費ハ當該農務人民委員部所管ノ豫算ヲ以テ支出スル一般國家資金ヲ以テ之ニ充ツ

第五十七條　國家的及農業經濟的蕃殖ニ關スル方策實施ノ爲當該農務人民委員部ハ必要ニ應シ養

第七章　學術的產業的研究

第五十八條　魚族富源ノ狀態並右魚族富源ニ對スル漁業ノ影響ヲ闡明シ漁業ノ全般的經濟狀態就中一般共和國的意義ノ漁業地方ニ於ケル漁民ノ經濟的狀態ヲ研究スルカ爲露西亞共和國農務人民委員部所管ノ豫算ヲ以テ支出スル資金ヲ以テ學術的產業的研究(魚生物學的經濟的研究)ヲ爲スコトヲ右人民委員部ニ委任ス

第五十九條　前條ノ研究ハ特別調查隊ヲ派遣スルカ又ハ常設學術的產業的研究機關(「インスチチューション」「ツボラトリー」「ステーション」)ヲ通シテ之ヲ行フコトヲ得

第六十條　調查隊又ハ常設學術的產業的研究機關ノ作業計畫及豫算ハ露西亞共和國農務人民委員部ノ認可スル特別規則ニ遵據シテ行動スル同人民委員部漁業及魚族蕃殖課附屬學術的產業的評議會之ヲ審議シ本則第十九條ニ揭ケタル評議會ニ提出シテ其ノ審查ヲ受クヘシ

第六十一條　生產ノ合理化及經濟化方面ニ於ケル國營漁業企業ノ行動ニ關聯スル問題ヲ研究スルカ爲學術的實驗機關及學術的模範機關附屬特別資金積立方ニ關スル一九二四年七月九日附該共和國人民委員會議決定(一九二四年度法令集第六〇號第五八九條)ニ從ヒ前記機關ノ特別資金ヲ組成ス

一九二七年七月二十五日

全露中央執行委員會議長

「エム、カリーニン」

露西亞共和國人民委員會議長代理

「ア、レジヤワ」

全露中央執行委員會書記官心得

「ヤン、ボルヤン」

露西亞共和國ノ一般共和國的意義ヲ有スル漁場表

(第六條附屬別表)

順序番號	漁業地方又ハ漁場ノ名稱	編成及境界
	海面漁場	
一	裏海	「アゼルバイジヤン」國境ト「カラブガズスキー」海峽トノ間ノ線以北ノ全域(港灣、江灣、海峽、河口及小灣一切ヲ含ム)
二	「アゾフ」海	全域但一切ノ港灣、海峽、河口及海灣(「シワシ」ヲ含ム)ヲ含ミタル「ウクライナ」「ソヴイエト」社會主義共和國領水ヲ除ク
三	黑海	露西亞共和國沿岸全域ニ亘リタル沿岸水域但一切ノ港灣、海峽、河口、入江ヲ含ム

四	芬蘭灣	露西亞共和國領水ノ全部
五	北氷洋	露西亞共和國所屬全領域ノ大陸及島嶼ノ最大干潮線ヨリ十二海里ノ幅員ヲ有スル沿岸水域
六	「モトフスキー」灣	「バシエンカ」岬ト「ボガニ、ナウアロク」岬トヲ連結スル線以西ノ全域
七	「コーリスキー」灣	「ボガニ、ナウアロク」岬ト「ギリデイン」島トヲ連結スル線ヨリ南ノ全域
八	白海	「スウアトイ、ノース」岬ト「カニン」岬トヲ連結スル直線ヨリ南方全水域及前記各點ヨリ海上二海里ノ水域（一切ノ港灣、入江及海峽ヲ含ム）
九	「チエーシスカヤ」灣	「ミクーリン」岬ト「テイマンスキー、スウアトイ、ノース」岬トヲ連結スル線ヨリ南方ノ全水域並前記諸點ヨリ海上十二海里ノ水域
一〇	「ベチョールスカヤ」灣	全域
一一	「オブスカヤ」灣	
一二	「アゾーフスカヤ」灣	
一三	「ベーリンク」海	域（港灣海峽及入江一切ヲ含ム）
一四	「オホートスク」海	露西亞共和國全領域ノ大陸及島嶼ノ最大干潮線ヨリ十二海里ノ幅員ヲ有スル沿岸水域（港灣、海峽及入江一切ヲ含ム）
一五	韃靼海峽	
一六	日本海	北ハ「ペトロフスキー」岬ト「ウイトフスキー」岬、南ハ「ラザレフ」岬ト「ボギバ」岬トヲ各連結スル線ヲ境界トスル全域
一七	太平洋	
一八	黑龍江海灣	

河川漁場

順序番號	漁業地方又ハ漁場ノ名稱	編成及境界
一九	「ウオルガ」河	海ト間（支流、舊河床、積砂洲ヲ迂廻セル支流、入江、湖及入江湖及出水時氾濫地ノ一切ヲ含ム）ノ境界ヨリ上流
二〇	「ウラル」河	海ト山間濁流ヲ含ム）ノ境界ヨリ上流「サライチク」自然界標ニ至ル間（河口、支流、舊河床、
二一	「クバニ」河	海ト及プロトーカ」河（「クバニ」河トノ分離地點ヨリ河口迄）ノ境界ヨリ「プロトーカ」河分離地點ニ至ル間（支流、海灣及河口ヲ含ム）
二二	「ドン」河	「アゾフ（支流、河口、出水時氾濫地海灣ヲ含ム）」海灣ニ注入スル地點ヨリ一コンスタンチノフスカヤ」兵村ニ至ル間
二三	「トウーロム」河	海トノ境界ヨリ「シヨームガ」產卵地點ニ至ル下流
二四	「オネーガ」河	河口ヨリ「コージヤ」河トノ合流點迄全延長但支流「コージヤ」河ヲ含ム）
二五	北「ドウキーナ」河	河口ヨリ「アルハンゲリスク」上流八露里ノ地點迄
二六	「ジームニヤヤ、ゾロテイーツア」河	河口ヨリ「ショームガ」產卵地點迄
二七	「カニンスキー」半島ノ各河川	海トノ境界ヨリ滿潮時海水ノ進入スル地點ニ至ル間
二八	「メーゼニ」河	河口ヨリ「ペーザ」河合流點迄
二九	「ペチョーラ」河	河口ヨリ「シヤープキナ」河（「ピリウオル、ヤーガ」）ノ合流點迄
三〇	「オビ」河	河口ヨリ「オレーンスキー」塘砂「ベリヨーゾフ」ノ北方百五十露里ニ至ル間（支流、湖ヲ含ム）
三一	露西亞共和國境域內ニ於ケル白令海、オホートスク海、日本海及韃靼海峽沿岸ノ河川ニシテ鮭鱒族カ產卵ノ爲遡上スル總テノモノ	

三二	黒龍江	河口ヨリ「ウスリー」河合流迄ニ至ル間
三三	「ウスリー」河（支流ヲ含ム）	露西亞共和國ノ全流域

湖漁場

三四	「ラドカ」湖	
三五	「チュード」湖	
三六	「チョープロエ」湖	露西亞共和國ニ屬スル全域
三七	「プスコフ」湖	
三八	「イリメニ」湖	

注　大河川ノ入江、湖、河口ヲ含ム

林業

ヤクーツク、ブリヤート蒙古を除きソ聯邦の國有林は五億九千八百十萬ヘクターである、此の中ロシヤ共和國五億七千九百萬ヘクター、ウクライナ共和國二百六十萬ヘクター、白ロシヤ共和國三百二十萬ヘクター、後高架索共和國三百九十萬ヘクター、中央亞細亞千四十萬ヘクターである。ソ聯邦森林の平均利用率は二六・二%である、因みに利用範圍は共和國によつて各自著しく異る。例へばロシヤ共和國の國有林利用は僅かに三・五%であり、ウクライナは全部に亘つてゐるが如きである。

五年計畫案はソ聯邦の森林經濟に四億七千萬留の支出をなすこととなつてゐる。又、木材輸送改善、新線一萬一千七百五十基米突、修理四萬三千百五十萬ヘクターである。一九二七・二八年度森林の生長は二億六千四百立方米突、輸出と森林生長速度との割合は一・六%である。將來年成長率を一〇%にして木材輸出を擴張せしめる計畫がある。

極東地方の林業

極東地方の森林總面積は八千九百八十萬ヘクター、その中伐材其他に便利なる森林面積は七千九百五十萬ヘクターである、而してその林業政策として左の諸點が中心を爲すものである。

一、森林の不斷利用に支障なからしめること

二、住民及び産業用材の需要を充分間に合はせること

三、枯木林の可及的利用を講ずること

四、森林經濟より各種の收入を計ること

植林事業

右の目的を達成するため地方農務局は植林及び森林調査事業擴張に着手した。革命前（一九〇〇年より一九一六年）期に於て植林し、調査したる面積は總森林面積の二二%であつたが、一九二七二八年度には二九%（二七、二三九、四五七ヘクター）に增加した。國家豫算承認額の外、木材買限業者の資金をも誘引したが、併し以上の植林及び調査の速度では今後全部の森林資源調査及び植林を終るに十五年乃至二十年を要する。

森林開發

伐材秩序を立てるため地方農務局は正確なる計畫案作り、一九二七、二八年度には左の方針を採用することになつた

木材買附機關たるダリレス及び交通人民委員會（ウスリ鐵道）に對し總面積一二、八〇三、一三五ヘクターの編入を計畫する。

木材買附機關の地方別作成、これによつて國有林に編入すべき極東の全森林はその需要の目的如何によつて左の四大別に區分する。

イ、輸出を專一とする林區（二二、二〇六、六〇〇ヘクター、既ち二五%）

ロ、國內市場の一般需要に應ずる林區（四六、七五八、五〇〇ヘクター、即ち五〇%）

ハ、輸送用林區一、三三四、〇〇〇ヘクター（一・五%）

ニ、利權の目的とすべき森林一八、〇九五、〇〇〇ヘクター（二〇・五%）

輸出用林區は主として外國市場の爲め「ダリレス」に提供する。

斯の如く林區を其の目的によつて整理することは森林開發上重要なる事柄である。木材買附機關はその專用の林區に於て伐材及び輸送法の完全を期し得べく、且つ木材買附機關の事業を障害する勞働者爭奪戰を避けることが出來る。

伐材場所の集中化をはかるために生長せる伐木林分割法を講じる、これによつて木材買附機關が大森林に分散するを防ぎ、伐材の合理化を導き、勞働者の生活を完全に保護することが出來る。

「ダリレス」は輸出材の豐富な、併し從來斧鉞を入れなかつた林區の長期租借契約を結んだ、伐材を許される範圍は幹部八ウェルショク乃至上部切口五ウエルショクを殘したる樹木の全部である。これは總ての買附立木を合理的に利用せしめる方法である。

搬出及び流材の距離如何により總ての林區を各等級に別ち、租借料を斟酌する。森林區表を作り然る後立木の搬出を許可する、これは收入を增加せしめ、且つ買附機關に總ての買附立木を利用せしめるに便するものである。

伐材整理保證金は一割から二割に引上げる、これは伐材の取片附に就て不注意なる木材買附業者の注意を促すと共に森林局が彼等の費用を以て實際に伐材の取片附を爲するを得さしめるものである。

造林事業

一九二六年以來、木材買附業者より伐材後片附費として、所謂伐材整理保證金を徵收して伐材後の取片附を實施してゐるが、一九二六年一月組織した（レスザグ）を經て初めて伐材後の取片附協同作業がチタ管區に於て行はれた、これは良好なる結果を與へ、該事業は一九二七、二八年度に於て總ての管轄區に實施され、その作業面積は四萬一千五百ヘクターに達した。

一九二六年チタ及びブラゴエシチエンスク市に於て苗床の復活を行つてみた、これは附近に苗木の供給復活を開始すためであつた。

ハバロフスクの立木苗床は住民に植林の材料として役立つたのみでなく、各種の研究事業を促す動機となつた（地方樹屬にして實用的目的に使用するもの丶研究、耐寒試驗、種子比較研究等）。一九二七年にはウスリイ鐵道と契約して、除雪線を造るためエゾ松四年苗木六十萬本を植林した。ハ市附近の村落に於ける實用樹種の需要多大なるに鑑み、一九二八年春より實用造林部を設けることゝなつた。一九二六年より二八年間に種木及び苗木を配布したる數は二千五百本に達した。

一九二八年春より地方第一回ソウエート會議の議決を實施するため人工森林回復事業地たるゼイスコ・ブレイン平原の調査を行ふことゝなつたが住民の大多數は該事業の實施を歡迎し、植林を要する土地或は勞力を提供する筈である來年度からは國家豫算を以て大規模に行ふ計畫がある。

運輸

一、鐵道運輸

全般に亘り、鐵道輸送による積載貨物の數量及びその主要品目は次の如くである。

貨物名	單位百萬トン	一九一三年	一九二四—二五年	一九二五—二六年	一九二六—二七年	一九二七—二八年
合計		一三一	八四	一二七	一三四	一五一
內譯						
(一)穀物		八	一〇	一四	一六	一七
(二)石炭		二六	一四	一三	一八	二三
(三)原油		六	五	六	六	七
(四)薪材		九	九	一三	一四	一五
(五)木材		一三	九	一三	一五	一八
(六)鑛石		九	二	五	六	七
(七)銑鐵		四	二	四	五	六
(八)其他		四八	四三	四一	四四	四八

以上の表に見られる如く、一九二六—二七年度には鐵道輸送貨物は早くも一九一三年度に於ける水準を超過した。穀物、鑛石の輸送は一九二七—二八年度に於て、なほ戰前の域に達せないが、石炭、原油、木材、薪材は、それを超過してゐるのである。

旅客輸送總走行里程

年度	總行里程（單位十億キロメートル）
一九一三年	二五、二
一九二三—二四年	一五、四
一九二四—二五年	一九、〇
一九二五—二六年	二三、四
一九二六—二七年	二一、五
一九二七—二八年	二二、七

かくの如く、旅客輸送はなほ一九一三年度の水準に達してゐないのであり、これは次の事實によつて說明され得るのである、即ち一旅客の平均走行里程が縮少され、かつ一九二六—二七年度に於ける總走行里程が一九二五—二六年度に比して低落せるは乘車賃の値上げによるものである。

併しながら、貨物及び旅客の總輸送（但し旅客キロメートルを平均トンキロメートルと計算して）即ち、所謂「總走行キロ」は次の如く增加した。

年度	總走行キロ（單位十億キロメートル）
一九一三年	九〇、九
一九二三—二四年	四九、一
一九二四—二五年	六六、四
一九二五—二六年	九二、三
一九二六—二七年	一〇四、五
一九二七—二八年	一一四、六

輸送の總計は、一九二四—二五年度に於ける六十五萬七千人より一九二七—二八年度の七十七萬四千人即ち一〇%の增加を示してゐる。從つて、これが能率は一九二四—二五年度に於ける一人平均十萬三千トン、キロより一九二七—二八年度の十五萬トン、キロ乃至は四六%にまで增加した。

これと同時に鐵道從業員の賃銀も、一九二四—二五年度に於ける平均月收四四・五留より一九二七—二八年度の七二・二留即ち金屬勞働者の平均賃銀にまで增加したのである。

貨物輸送の增加並に鐵道事業の改善の結果鐵道による純收益も一九二三—二四年度に於ける三千九百萬留より、一九二六—二七年度の二億二千萬留にまで增加した。

鐵道の全延長も一九二六—二七年度に於ては七萬六千百八十九キロメートルであつたが、一九三一—三二年度に於ては八萬三千六百七キロメートル、即ち十%の延長を見る筈である。

鐵道網の擴張は、國民經濟の上に影響するところ甚大であり、一九三一—三二年度に於て建設さるべき新設鐵道は千三百十八キロにしてこれが總經費は十三億六千二百萬留であり、內一億五千四百萬留はトルキスタン——シベリヤ線（この延長一千四百九十四キロメートル）に投資さることになつてゐる。

次に河川運輸並に汽船運輸に就て見るに、河川航行輸送は次の如くである。船舶航行九萬キロ、浮流航行——十七萬六千キロメートル、人工河川路（運河等）四千三百キロであり、河川運輸に關する一部の表を示せば

年度	總輸送貨物數量（單位百萬トン、キロ（單位十億）	荷物の平均走行里程（單位キロメートル）	正規從業員數（單位千）	一河川勞働者の積荷（單位千トン、キロ）
一九一三年	四七、六	—	—	—
一九二四—二五年	二四、三	一二、六	一四、六	一五、七
一九二五—二六年	三二、八	一四、六	七八、〇	四三
一九二六—二七年	三七、七	一五、七	八二、七	四二
一九二七—二八年	四五、三	一八、四	八五、〇	四五
一九三一—三二年	三三、九	一七、九	三一、九	四〇、六

海運業に就ては、一九一三年度に於て、ソウエート聯邦の全港を通じての貨物輸送總額は三千六百八十萬トンであつたが、一九二七—二八年度に於ては二千四十萬トン、即ち革命前の五三%であつた。これは、云ふまでもなく對外貿易關係の不振に基くのである。次に、ソウエート聯邦の港商船隊並に國家計畫部の一九三一—三二年までの見透しを說明する統計を示せば

一、海港運輸

	一九一三年	一九二四—二五年	一九二五—二六年	一九二六—二七年	一九二七—二八年	一九三一—三二年
1貨物總輸送高（單位百萬トン）						
2港收入（單位百萬留）						
3事業費（同上）						
4投資額（同上）						

二、國營汽船

	一九一三年	一九二四—二五年	一九二五—二六年	一九二六—二七年	一九二七—二八年	一九三一—三二年
1汽船による貨物運送（單位百萬トン）						
2それの收入（單位百萬留）						
3汽船に要する經費（同上）						
4純益						
5造船費						
(イ)ソウエート聯邦						
(ロ)諸外國						
6積算額（但し國外造船を含ます）						

露國の產業

航空界

一、航空界發達の經過

歐洲大戰中に於ける露國航空事業の活躍は左して見るべきものがなかつたが、國民一般の航空に關する知識は相當發達してゐたのであつて、革命以來爲政者の指導と國民の熱誠とは兩々相俟ち終に今日の盛況を見るに至つた。今其最近に於ける發達の道程を探究すると左の如く區分することが出來る。

第一期＝革命及其直後內戰時代には經費及器材缺乏のため舊式飛行を修繕して勇敢に行動した。

第二期＝平和建設時代に到りては主として獨、佛の製品を輸入し、差向き國內の秩序維持に必要あるものを整備して國民の輿論に訴へ寄贈を受く。

第三期＝第二期に於て自國權威者の發奮と外人智識の吸收に努めて固め得た基礎の充實を圖り、特に千九百廿七年以來隔世的進步を示した。從つて今や編制、整備、敎育、補給、製作、運用に於て殆ど完璧とも稱すべき域に達した。

以上の發達促進に貢獻せる主なるものは國防飛行化學協會（オソ・アビアヒム）にして、其會員たる農民と勞働者は空軍建設のため積極的行動に出で、千九百廿七年の十月革命十周年記念日迄に提供せし飛行機は二百卅三臺に達し、今や五百臺に及ばんとする盛況である。

之を要するに露國航空界發達の進度は頗る急速である。露國航空機關雜誌の發表する所に依れば

其進歩率は左の如くである（但し千九百廿年を單位として飛行機、航空員、諸經費、其他一切の要素を計上したるもの）

一九二一年	一六%
一九二二年	二七%
一九二三年	三六%
一九二四年	一一六%
一九二五年	三〇四%
一九二六年	四一一%

二、航空員訓練の概要

陸軍航空員は理論學校、飛行學校、空中戰鬪學校を經過するを基礎條件とし修業年限は三箇年である。更に偵察其他の學校があるが學校は整理せられて現在は十六校である。

ジュコクスキー陸軍航空大學は修業年四箇年にして技術科と飛行科とに別れ、技術科には更に補習科が附屬し、飛行科は專ら陸軍指揮官を養成するを以て主眼とする。其校内の設備は頗る完全し六萬部の航空關係文献を收藏する圖書館、十八の實驗室、四箇の陳列室は共に有名である。

既に基本教育を終りたる操縱者に對しては頗る硬教育を施し、平穩の日よりも寧ろ烈風、濃霧、低雲、雨雪、嚴寒の場合を撰んで、方向標定困難なる上空の飛行を奬勵し、而かも他國と趣きを異にして最も簡單に設備せる飛行場より長距離飛行を敢行し、着陸の際は機上の特別照明のみを利用して特種照明設備を有せざる他の飛行場に着陸することを訓練する。

爆彈投下竝に空中より地上及空中目標に對する射撃は常に實戰の高度に於て行はれ命中率は頗る良好である。操縱者及偵察者は機關に就て機關士を指導し得る程度に其能力を養成する。其優秀なる例證として左に二三の事實を擧げて見る。

(1)阿富汗地方は露國民間航空路が延長され其操縱者は軍人である。タシケント＝テルメス間七五三粁中タシクルガン＝タシケント間には標高五千米のヒンヅクシ山脈横はりて岩石露出し世界定期航空路中最悪の地方であるが、此上空を四十分間を以て毎に定期航空をなし未だ一回の事故もない。

(2)テルメーズ＝カブール間は道路不良、特に春秋二季は交通杜絶し駱駝隊は約一箇月を要する箇所であるが三時間で飛行してゐる。

(3)千九百廿七年オデッサで行はれた機動演習は連日最悪の天候氣象であつたが三百機の飛行機出動して完全に任務を達成した。又千九百廿六年十月の革命十周年紀念日には全國の飛行機集中演習を行ひ、翔程十四萬九千百五十七粁に及びしも事故は絶無であつた。

三、露國航空工業の獨立

露國の航空工業も逐日獨立の道程を踏んでゐる。重もなる工場は中央航空力學研究所＝千九百廿三年以來莫斯科イナ航空輸送會社附屬工場の二つである。

(1)中央航空力學研究所＝千九百廿三年以來莫斯科に官立研究所兼製作所を設置し、主として金屬飛行機の研究製作に從事し、所長はツポレフ氏である。由來獨逸に於ける飛行機用材料の「ジュラルミン」も其原料は露西亞東南部地方に多産するた「コルチュガルミン」と稱しコルチュジノ製作部で製出してゐるが、之が露國の金屬飛行機製造上に無限の力を與へてゐる。同工場で製作する主もなるものは左の三種である。

(A・N・T・1) 單坐戰鬪機——ブラックバーン・トム・タイト發動機

(A・N・T・2) 三發動機旅客機——ルシフワー發動機

(A・N・T・3) 複坐偵察機——ネピアライオン發動機

A・N・T・3型は三日間に二萬六千五百十粁を翔破し、歐洲各地を巡航し卅四時間十五分連續飛行して歐洲斯界の注目を惹いた。又訪米大飛行用に使用せる國士號もA・N・T型であり、先年の訪日飛行機は純露國製M—5發動機を用ゐたが、連續使用時間百五十三時間に及び、從來歐洲の六十時間使用後大手入をなすの例を破つた。

(2)ウクライナ航空輸送會社＝千九百廿三年以來カリニン氏の特許の翼を用ひ、ユンカース發動機又は露國製M—5發動機を裝着して、カリニンK-1と稱する旅客機（全金屬製）を製出する。

尚ほ右二工場の外、グリゴロウキツチ、クロビアス、ビサンコ、トルチ其他の工場があるが、政府は逐次大工場に統一せんとするもの〻如くである。

四、民間航空界の活動

露國に於ける航空奬勵、研究、宣傳等の機關としては次の六團體があるが就中オソアビアヒムは今や一千萬留の資産を擁し嚮然たる勢力を示してゐる。

オソアビアヒム（國防飛行化學協會）
オーテ・ヴェ・エフ（航空親友協會）
ドブロヒム（義勇化學協會）
アビアヒム（飛行化學協會）
ウエ・エヌ・オー（軍事研究協會）
オソ（國防協會）

而して航空輸送會社の重もなるものはドブロリヨット（義勇航空會社）ウクライナ航空會社及デルルフト（露獨航空會社）であるが其航空路左の如し。

(A)ドブロリヨット＝莫斯科以東の航空路を經營する。

タシケント＝テルメーズ＝カブール線並に中央亞細亞、ウエルフネウヂンスク＝ウルガ間は常に旅客滿員の盛況である。

(B)ウクライナ航空會社＝莫斯科＝ハリコフ＝バク線を經營する、近く波斯ペフレヴイにてティラン線に連絡する筈である。

(C)デルルフト＝莫斯科＝伯林間

又空中寫眞測量は露西亞の如き廣漠たる地域には頗る適當であり、更に森林監視、整理、課稅、河川改修、害蟲驅除及北海漁獵等に利用せられて偉大な功績を擧げてゐる。地上測量一平方米三十九留を要するに對して、飛行機によれば二十三留の割合に輕減されてゐる。

寫眞撮影區域成績

一九二五年	九〇〇平方粁
一九二六年	六、〇〇〇平方粁
一九二七年	一二、〇〇〇平方粁

害蟲驅除成績

年次	蝗蟲被害區域（飛行機を以てする撒布藥量）
一九二五年	一、〇〇〇ヘクタル —
一九二六年	一〇、七〇〇ヘクタル 三五噸
一九二七年	二一〇、八〇〇ヘクタル 九三噸

五、露國航空界の將來

露國空軍の現在勢力は、陸軍十二機編制の九十隊、海軍は黒海、裏海、バルチック海を合して六百機、豫備機を通算せば軍用飛行機は一千八百臺と言はれてゐる。千九百廿七年のソウエート聯邦民間航空會議に於て、民間航空界の發達發表せる五ケ年計畫實施に伴ふ民間航空界の發達も、必ずや近き將來に於て吾人を驚嘆せしむるであらう。その五ケ年計畫の大要は左の如きものであつた。

一、航空路現在一萬一千五百粁を四千粁とし、一年の飛行距離三百十萬粁を千八百萬粁とす。

二、千九百卅一迄には西伯利縱斷線を浦潮斯德に達せしむ。

三、空中寫眞撮影區域二萬六千平方粁を一躍廿五萬五千五百平方粁とす。

四、害蟲驅除は五ケ年後には廿四萬ヘクタールに及ぼさしむ。

五、飛行機の製作を獨立せしめ全部金屬製とする。

而して昭和四年四年十五日から始まつた夏季航空に於ては

一、夜間定期飛行の實施

二、一時間の飛行能力を百五十粁まで增進の件

三、航空幹線たる獨逸＝ソ聯邦＝波斯間の經由地點をモスクワよりハリコフ＝チホレツクウユ＝ソチ＝スヴフム＝クタイス＝チフリス＝バク＝ベフレウイ＝テヘランと黒海沿岸線に沿ふて延長せしむる以外に、ロストフよりミネラ＝ヌエ・ウオズイの鑛泉地方へ支線新設の件

等を計畫實現したが、近き將來に於て現在歐露よりイルクーツクに至る定期航空路を浦潮まで延長し、進んで我國との間に定期航空連絡を設定すべく計畫を進め、更に最近にはソウエート義勇飛行隊本部は浦鹽＝勘察加ペトロパウロフスク＝北洋間の航空交通路開拓決行に關して貿易人民委員部に建言したと傳へらるゝが、一方國防飛行化學協會（オソアビアヒム）は、四年七月中ソ聯邦人民委員會議に、第四回福引付國防飛行化學協會券四百萬留の賣出を出願して承認する所となり、十二月一日から賣出すことゝなつた。之を要するに露國航空界の長足なる進歩發展は、縱し官憲側の宣傳が與かつて力ありしとは言へ、實に露國民衆の理解と熱誠の賚物であつた。翻つて我が航空界の現狀や如何、恐らく何人も忸怩たらざるを得ぬであらう。

露國の貿易

外國貿易に關する法規

第一章　總說

外國貿易ニ關スル一般的規則ハ一九一八年四月發令セラレタル「外國貿易ノ國有化」ニ關スル露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國人民委員會議令（一九一八年法令集第三十三號第四百三十二項）ニ依リ制定セラレ其後此等諸規定ノ手續法トシテ一九二〇年六月十一日附外國貿易ニ關スル露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國人民委員會議令（一九二〇年法令集第五十三號第二百三十五項）ノ發令ヲ見タカ此等ノ法令ニヨレハ外國貿易國營トハ「ソヴイエト」聯邦ノ對外貿易業務一切ヲ國家ニ於テ獨占スルノ主義ニ基ケルモノテ其ノ主義ノ點ニ於テハ過去五ケ年ニ國營貿易ハ何等大ナル變化ヲ受ケナイガ貿易獨占ノ解釋ニ於テハ大ナル變化ヲ經テヰル

仍チ一九二〇年六月十一日附人民委員會議令ニヨリ國有トサレタ外國貿易ノ監理ハ外國貿易人民委員部ニ課セラルルト共ニ其他ノ人民委員部、官衙、企業乃至私人ニ對シテハ外國貿易人民委員部又ハ其ノ機關ヨリ豫メ許可ヲ受クルニ非ラサレハ絕對ニ貿易ヲ行フコト此ニ關スル交渉ヲ爲スコト又ハ契約ヲ締結スルコトヲ禁止シ從テ外國貿易國營ハ貿易ノ調節、業務執行上ノ凡ユル行爲ヲ只一個ノ國家機關ニ集中セルモノテ同機關ハ各場合ニ自己ノ所存ニヨリ一定ノ輸出入等ヲ爲スノ許可ヲ團體又ハ個人ニ與フルノ權利ヲ有スルノテアル

然ルニ新經濟政策ハ外國貿易ニモ影響ヲ及ホシテ從來ノ文字通リノ國營ヲ緩和シ以テ幾多ノ國家企業ニ對シテモ外國市場ヘノ出口ヲ與ヘ國家機關ノ權利ヲ擴張シ貿易ヲ目的トスル株式會社ノ設立ヲ許スコトトナリタル結果茲ニ國家ノ貿易獨占トハ國家自ラ手ヲ下シテ貿易ヲ行フニハ非スシテ只各種經濟機關ノ行フ貿易ヲ監督スルノ意ニ解釋セラルル樣ニ成ツテ來タ

從テ外國貿易人民委員部ニ於テモ從來各課ニ分擔實施セシメテヰタ貿易務ヲ今後ハ新設ノ輸出入特別委員會一名「ゴストルグ」ニ集中シ且右各課ニ對シテハ新タニ貿易ノ調節及監督ニ關スル事務ヲ分擔セシメ此等ヲ統轄スル爲メ課ノ上ニ調節局ナルモノヲ設置スルコトトナツタ

此ノ外國貿易人民委員部內組織改造ハ一九二三年十一月十二日附同委員部ニ關スル法律ニ依リ行ハレタノテアル（一九二三年法令集第百八號第一千三十五項參照）

斯ク新經濟政策實施ノ結果トシテ外國貿易人民委員部ノ機關以外ノ各種ノ獨立團體モ貿易ノ實施ヲ許可セラレタル爲メ中ニハ專ラ貿易ヲ營ム爲メニ設立サルル機關モ在ル等當該行政上極メテ複雜ナル狀態ヲ生シ遂ニ右委員部內ニハ前記調節局ノ外更ニ商企業局ナルモノヲ增置シ外國貿易人民委員部ニ隸屬スル貿易機關一切ノ行動ヲ監督指導統轄セシムルコトトナツタ

又貿易調節機關ヲ貿易實施機關ヨリ切リ雜スト共ニ全「ソヴイエト」聯邦ノ貿易調節權ヲ中央ニ集ムル必要生シ遂ニ聯邦憲法ニヨリ外國貿易指導ハ全聯邦的最高機關ノミノ權限ニ屬セシメ聯邦內各共和國ノ外國貿易調節權ヲ制限スルコトトナツタ

斯ノ如ク「ソヴイエト」聯邦憲法ノ發布セラレ且又同憲法ニ基キ定メラレタル全聯邦的機關就中一九二二年十一月十二日附「ソヴイエト」聯邦中央執行委員會第二例會ノ認可シタル外國貿易人民委員部ニ關スル法律ノ發セラルルト共ニ同憲法ニヨリ全「ソヴイエト」聯邦ニ加盟セル各共和國カ從來發シテ居ツタ諸法規ニシテ右全聯邦的法令ニ牴觸スルモノハ凡テ効力ヲ失フコトトナツタ

一方各共和國ノ外國貿易ハ「ソヴイエト」聯邦組織前ニ於テモ露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國ト其他ノ共和國間ニ諸種ノ條約乃至協約ヲ設ケ之ニヨリテ各共和國ノ外國貿易ハ事實上露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國政府ノ各最高機關及外國貿易人民委員部ニ統一管轄サレテ居ツタコトハ看過シテハナラヌ

他方露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國ノ外國貿易關係法規ハ自然其ノ締盟共和國ニ於テモ採用サレ時ニハ全ク內容同シク只發令者ノ名ヲ變ヘタ以外其ノ儘ノモノヲ適用シテ居タ例モ尠クナイ

更ニ注意スヘキハ聯邦憲法ノ發布セラルル前ト雖モ既ニ全露中央執行委員會ハ「ソヴイエト」聯邦中央執行委員會ヨリ附與サレテヰタ全權行使ノ意味ニ於テ外國貿易ノ組織及調節ニ關スル主要法令ニシテ露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國及其他ノ共和國凡テニ適用サルヘキモノヲモ公布セルコト之レテアル（全露中央執行委員會及其幹部會法規ノ「ソヴイエト」聯邦全領域適用ニ關スル一九二三年七月十三日附「ソヴイエト」聯邦中央執行委員會參照—一九二三年「イズヴヱスチヤ」紙第百五十六號參照）要之外國貿易ニ關スル現行法規ヲ解釋スルニ當ツテハ只ニ「ソヴイエト」聯邦憲法發布後ニ公布サレタ全「ソヴイエト」聯邦的法令ヲ研究スル要アルノミナラス更ニ憲法發布前ニ露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國ノ公布セル法令ニシテ然モ新シキ全「ソヴイエト」聯邦的法令ニ牴觸セサルモノニシテ「ソヴイエト」聯邦同領域ニモ適用サル可キモノアルコトヲ記憶シテ居ラネハナラヌ

然シ此等露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國ノ發布ニ係ル法律ハ正規ノ全聯邦的法令ノ形式ヲ備ヘテ居ナイカラ法理上ノ効力ヲ今後モ保持セムカ爲メニハ改メテ「ソヴイエト」聯邦機關ノ名ニ於テ發令スル必要カアル故ニ目下一九二四年一月四日附「ソヴイエト」聯邦人民委員會議令ニ基ヒテ同委屬會議附屬法律草案委員會及其他ノ關係主務官廳ニ於テ再發令ヲ準備シツツアルノテアル

第二章　貿易調節ニ關スル法規及制度

第一節　概說

前述ノ如ク「ソヴイエト」聯邦憲法第一條ニ依レハ貿易ノ指導ハ「ソヴイエト」聯邦最高機關ノ權限ニ屬シ同シク同憲法ノ第四十九條及五十一條ニ依レハ「ソヴイエト」聯邦ノ貿易直接指導ハ之ヲ聯邦貿易人民委員部ノ權限ニ屬シ更ニ同委員部ニ關スル法律第一條ニ依レハ國營主義ニヨル聯邦ノ貿易行爲指導ハ凡テ同委員部ノ管掌ニ屬ス云云ト規定シテ居ル

仍チ貿易人民委員部ハ聯邦ノ全領域內ニ於ケル國營貿易一切ヲ管轄スル機關テアルト共ニ其ノ上級機關ノ名ニ於テ貿易ヲ調節シ且實施スル機關テアル

次ニ貿易人民委員部ノ地方ニ於ケル調節機關ハ聯邦內各共和國ニ附屬スル同委員部ノ全權代表ニシテ海外ニ於ハテ通商代表テアル（貿易人民委員ニ關スル法律第十二、第二十九條參照）

而シテ委員部ニ關スル法律第十六條ニ依ルニ貿易全權代表ハ其ノ委任セラレタル貿易調節上ノ任務ヲ果ス爲メニ管理局ヲ有シ且ツ必要アル場合ニハ委部ノ認可ヲ經テ該出先共和國內ニ州管理局又ハ支部ヲ設置スルノ權利ヲ與ヘラレテ居ル

在外通商代表館ハ右法律第二十三條ニ依リ一方外國貿易人民委員部ノ機關タルト共ニ他方「ソヴイエト」聯邦全權代表館（大公使館）ノ一部ヲ成シ其ノ「スタフ」ニ入ルヘキモノニシテ必要ノ場合ハ通商代表館ノ「スタフ」中ニ聯邦各共和國ノ代表ヲ加フルエトヲ得ルノテアル（第二十五條參照）

要之外國貿易ノ調節ハ即チ外國貿易人民委員部ノ職務ノ殆ント凡テテアル依テ以下同職務ヲ研究シヤウ

第二節　外國貿易人民委員部ノ職務

「ソヴイエト」聯邦外國貿易人民委員部ニ關スル法律第二條ニヨルニ同委員部ノ職務權能ハ左ノ如タ規定セラレテ居ル

（一）聯邦全般及各共和國ノ利益ニ應スル如ク聯邦ノ諸外國トノ通商關係ヲ發達セシムルノ方法ヲ立案シ且ツ實施スルコト

（二）「ソヴイエト」聯邦輸出入計畫ノ設定

（三）本人民委員部ノ中央地方並在外通商機關及貿易ヲ營ム株式會社及其他ノ會社ヲ經テ行ハルル貿易指導及輸出入計畫ノ實施

（四）稅關事務ノ管理及關稅政策問題ノ審査

（五）通商條約締結及外國貿易問題ニ關スル國際會議ニ聯邦代表ノ一員トシテ參加シ該問題審議ニ參加ス

（六）外國貿易各部門ニ於ケル利權化、株式組織

化及合辨其他ノ會社組織、貿易機關設定ニ關スル問題ノ審議

(七)聯邦內ニ於ケル營業許可ヲ申請セル外國商社ノ登錄ニ關スル問題ニ對スル意見ヲ利權本委員會ニ提供スルコト

(八)外國貿易ヲ行フ凡テノ機關、團體及個人ノ輸出入行爲ヲ調節シ監督スルコト並外國貿易國家獨占ニ關スル凡テノ法規ノ遵守方ヲ監督スルコト

(九)外國貿易上ノ利益ヲ保障スル爲メ必要ナル海上、河川、鐵道、及空中各運輸業、保險倉庫及倉庫證券業務ニ關スル問題ヲ審議シ之ニ關シ關係各機關ト協議ヲ遂クルコト

(十)委員部管轄內ノ商港々務ヲ指導スルコト

以上ニ依ツテ見ルニ外國貿易人民委員部ハ殆ント貿易行爲ノ調節指導機關ト云フヘク貿易ヲ直接施行スルノ機關トシテノ性質ハ殆ント之ヲ視ルコトカ出來ナイ

從テ此等直接取引行爲ハ特殊ノ貿易機關例ヘハ貿易人民委員部地方機關ニ附屬スル企業例ヘハ各共和國ニ附屬スル貿易人民委員部全權代表ノ有スル「ゴストルグ」ノ如キテアル或ハ海外ニ於テハ在外通商代表(同代表館內ノ商業部)又ノ貿易人民委員部カ外國貿易ノ爲メニ創立スル合辨其他ノ會社等カ專ラ之ヲ取扱フ譯テアル

以下更ニ節ヲ分チテ外國貿易人民委員部ノ具體的調節業務ヲ述フヘシ

一、一般方策樹立

外國貿易國家獨占ヲ實施スルニ必要ナル一般方策ノ樹立及此レニ關スル法令發布、前記外國貿易人民委員部職務ノ一、二、四、六及十項ハ何レモ外國貿易國家獨占ヲ實施スルニ必要ナル一般方策ヲ樹立シ且此レニ關スル法令ヲ發布スルコトニ他ナラナイ此レト同樣ノ表現ハ一九二〇年六月十一日附露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國人民委員會議々令第二條(一九二〇年法令集第五十三號第二百三十五項)ニ之ヲ見ルコトカ出來ル卽チ「商品ノ輸出入ニ關係アル凡テノ方策ヲ實施スル」ノ權限ヲ專ヲ外國貿易人民委員部ニ與ヘテ居ル、斯クノ如ク右ノ兩條項ハ同人民委員部ニ對シ「ソヴイエト」聯邦ノ通商關係ヲ增進スル爲メニ必要ナル一切ノ手段ヲ構シ且外國貿易ヲ調節スルニ必要ニシテ各機關各個人ニトリ强制的ナル法令ヲ現行法規ノ範圍內ニ於テ發令スルコト換言セハ國家ノ貿易獨占ヲ實施スルニ必要ナル行爲一切ヲハ國家ノ名ニ於テ實施スルノ權利ヲ委任シタモノチアル

二、通商代表設置

一九二〇年三月十一日附命令第二條ニ依ルニ共和國唯一貿易全權機關タル外國貿易人民委員部ハ共和國ノ名ニ於テ諸外國ト通商取引ヲ行フノ特權ヲ有ストアリ依テ右委員部ハ國家ノ貿易上ノ利益ヲ代表スル爲メノ特別委任ヲ受ケ且ツ之カ實際上ノ業務ハ在外通商代表ト稱スル右委員部ノ在外機關ニシテ同時ニ外交代表(大公使)ノ「スタフ」ノ一部ヲ形成スルモノヲ經テ施行シテ居ルノテアル

(一九二三年四月十二日附全露中央執行委員會及人民委員會議令—一九二三年法令集第三十一號第三百四十五項參照)

三、輸出入計畫ノ作成及實施

「ソヴイエト」聯邦外國貿易調節ニ關スル根本大綱中注意スヘキハ此處ニ述フル輸出入基本計畫ノ作成及實施テアル此ノ輸出入計畫トハ每年內外市場ノ需要供給關係、國內生產力及政治上ノ見地ニ基イテ勞働國防會議カ決定セル一年間ノ貿易實施計畫ニシテ最初同計畫ハ外國貿易人民委員部カ立案シ豫メ國家計畫委員會ト協議ヲ遂ケタル上勞働國防會議ニ提出シテ勞働國防會議ハ之ヲ更ニ國家計畫委員會內ノ外國貿易部ニ其ノ審查ヲ依囑スルノ順序テアルカ現在ニ於ケル輸出入計畫事業ハ輸出入品ノ分配率、免許狀及證明書ニ關スル一九二三年四月十二日附人民委員會議令ニ依レハ無制限ノ輸出入ヲ禁セラレタ基本物品ノ分配率決定制度殆ント集中シテ居ルノテアツテ玆ニ謂フ分配率トハ要スルニ勞働國防會議カ外國貿易調節ノ目的ヲ以テ外國貿易人易委員部ニ於テ國家一般計畫委員會(之ニハ國民經濟最高會議及其他ノ關係人民委員部ノ各代表者カ參加スル)ト協議ノ上爲シタル提議ニ基イテ定ムル輸出入量ヲ制限セサル基本物品ノ輸出入量ヲ各機關乃至企業ニ或ル期間ヲ限リ割當ツル率ノ意テアル、此ノ分配率決定後外國貿易人民委員部ノ輸出ニ對スル分配率ヲ配分スルニ當リ州經濟會議及聯邦共和國ノ經濟會議ニ附屬セシメサル外國貿易人民委員部代表者ノ手許ニ分配シタル後自ラハ中央ニ於テ又其代表者ハ地方ニ於テ各其許ニ有スル輸出分配率ヲ生產的國家企業、其聯合、組合機關及合辨會社等規定ノ手續ニヨリ外國ニ向ケ相當ノ貨物ヲ輸出シ得ル權利ヲ有スルモノノ間ニ夫々分配シ輸入貨物ニ對スル分配率ハ之ヲ通商代表機關、州經濟協議會及聯邦共和國經濟會議附外國貿易人民委員部代表者、國家企業及其聯合等輸入權ヲ享有スル者竝當該輸入貨物ノ最大需要者タルモノノ間ニ割當テ分配率ニ剩餘ヲ生シタルトキハ貿易人民委員部及其機關ハ豫メ同委員部「ライセンス」課附屬ノ特別輸出局及其所屬機關ノ意見ヲ徵シタル上右剩餘率ヲ各別團體及個人ニ許與シ處分スルノテアル斯クシテ分配率ノ一定部分ヲ受領シタ官公衙、企業、團體乃至個人ハ國家ニ對シ自己ノ負擔セル義務ヲ正確ニ履行スルノ責ニ任シ若シ不履行ノ場合ニハ勞働國防會議ノ特別決定ニヨリ定メラルヘキ額ノ物質上ノ責任ヲ負フコトトナリ官公衙若クハ團體ニシテ物質上ノ責任ヲ負フトスルモ之ハ犯罪人カ分配率ニ關スルノ義務不履行ノ結果ニ關聯シテ負フヘキ刑法上ノ責任ヲ免スルモノテハナイ

四、貿易ヲ行フ機關及個人ニ對スル監督

既ニ述ヘタル如ク外國貿易人民委員部ノ任務中ニハ凡テノ貿易上ノ契約乃至一切ノ監督カ含マレテ居リ(同委員部規定第二條(イ)項)一般原則トシテ如何ナル團體、法人、自然人ト雖モ貿易人民委員部又ハ其機關ノ許可ヲ受ケナケレハ通商取引ヲナスノ權利ナキノミナラス一九二三年六月十一日附命令第二條(ロ)項ハ委員部ヨリ豫メ許可ヲ受ケナケレハ絕對輸出入取引ニ關スル交涉ヲ行フコトモ禁シ一九二〇年十二月四日附商品ノ輸入ニ關スル暫定法(一九二〇年法令集第九十三號第五百十項)ニハ貿易人民委員部又ハ其委任セル機關、團體及個人ニヨリ買收セラレ若クハ輸入ヲ許可セラレタル商品ノミヲ露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國內ニ輸入スルコトヲ得ト規定シアリ又一九二三年四月十二日附分配率ニ關スル人民委員會議令第十八條ニ於テモ凡テノ稅關官廳ハ露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國ノ當該代表ノ輸入證明書ヲ備ヘサル外國商品ハ絕對之ヲ通關セシム可ラスト嚴ニ規定シテ居ル

而シテ輸出入ノ權利ヲ設定セル書類ニ關シテハ同令ノ(乙)編ニ於テ規定セラレ一ケノ商品ト雖モ規定ノ書類ヲ伴ハナイモノハ國境ヲ通過セシムルコトヲ得ナイ然ラハ右書類トハ如何ナルモノヲ意味スル哉トイフニ同令第四條ニ從ヘハ(イ)證明書(ロ)「ライセンス」ノ二種テアル、證明書トハ前記輸出入品ノ分配率ニ關スル法律第五條ニ依レハ獨立輸出入取扱ヲ許サレテ居ル商品ノ目錄中ニ含マルル商品ノ輸出入行爲ニ對シニ下附サルル許可書ノ意ニシテ然ラサル商品ヲ輸出入スル場合ニ必要ナルノカ「ライセンス」卽チ免許狀テアル然シ外國人ハ右ノ區別ニ關スルコトナク凡ユル場合ニ「ライセンス」ヲ受ケネハナラヌ

證明書ハ

(イ)一九二三年四月十一日附外國貿易法ニ基キ外國市場ニ於テ直接商行爲ヲ爲シ得ル權利ヲ適法ニ取得シタル機關ニ對シ下附セラル

(ロ)規定ノ分配率ノ範圍內ニ於テ發給セラル

(ハ)(分配率ノ定メアル商品ノ輸出ノ場合)分配率ノ定メアル商品ニ對スル證明書ハ外國貿易人民委員部、州經濟協議會、聯邦共和國附屬外國貿易人民委員部代表者ヨリ發給セラル

(ニ)(分配率ノ定アル商品ノ輸入ノ場合)分配率ノ定メアル商品ノ輸入ニ對スル證明書ハ外國貿易人民委員部、聯邦共和國經濟協議會附屬外國貿易人民委員部代表並在外通商代表ヨリ發給セラル

(ホ)(分配率ノ定メナキ商品ノ輸出ノ場合)分配率ノ定メナキ商品ニシテ無制限數量ノ輸出ヲ許可サレタルモノノ輸出證明書ハ外國貿易人民委員部、州經濟協議會附屬又ハ聯邦共和國經濟協議會附屬外國貿易人民委員部代表之ヲ發給ス

(ヘ)(分配率ノ定メナキ商品ノ輸入ノ場合)分配率ノ定メナキモ輸入ヲ禁止セラレテ居ラヌ商品ノ輸入ニ對スル證明書ハ外國貿易人民委員部ニ限リ之ヲ發給シ且右ハ外國貿易人民委員部、國民經濟最高會議、勞農檢査及財務兩人民委員部ノ參加スル輸出事務局ノ豫メ決定スルトコロニ基キ外國貿易人民委員部ノミヨリ發給セラル

次ニ「ライセンス」ノ發給手續ハ左ノ通リテアル

(イ)分配率ノ定メラレタル商品ノ輸出入ニ對スル「ライセンス」ハ規定ノ分配率ノ範圍內ニテ發給セラル

(ロ)(分配率ノ定メアル輸出商品ニ對スル場合)分配率ノ定メアル商品ニ對スル輸出「ライセンス」ハ外國貿易人民委員部ヨリ之ヲ發

給ス同樣州經濟協議會附又ハ聯邦共和國經濟協議會附外國貿易人民委員部代表ヨリ其有スル分配率ノ範圍內ニ於テ發給スルコトモアル右何レノ場合ニ於テモ貿易委員部、國民經濟最高會議、勞農檢查及財務兩人民委員部代表ノ參加セル輸出事務局ノ豫備決定ヲ基礎トセネハナラヌ

(ハ)(分配率ノ定メアル輸入商品ニ對スル場合)分配率ノ定メアル商品ニ對スル輸入「ライセンス」ハ外國貿易人民委員部ヨリ發給スルヲ原則トスルモ州經濟協議會附又ハ聯邦共和國經濟協議會附外國貿易人民委員部代表竝通商代表機關ヨリ發給スルコトモアル然シ其何レノ場合ニ於テモ輸出事務局ノ決定ニ基クヲ要シ又外國ニアツテハ當該通商代表機關「ライセンス」事務課ノ決定ニ基クヲ要シ且伯林及倫敦ニ於テハ必ス國民經濟最高會議代表ノ參加ヲ必要トスル

(ニ)(分配率ノ定メナキ輸出商品ニ對スル場合)分配率ヲ定メラレスシテ無制限數量ノ輸出ヲ許可セラレタル輸出商品ニ對スル「ライセンス」ハ外國貿易人民委員部、州經濟協議會附外國貿易人民委員部代表ヨリ發給スルノテアル然シ之モ亦輸出事務局ノ決定ヲ必要トスル

(ホ)(分配率ノ定メナキ輸入商品ニ對スル場合)分配率ノ定メナキモノモ其輸入ヲ禁セラレテ居ラヌ商品ノ輸入ニ對スル「ライセンス」ハ外國貿易人民委員部、國民經濟最高會議、勞農檢查及財務兩人民委員部各代表ノ參加スル輸出事務局ノ豫備決定ニ基キ外國貿易人民委員部ニ限リ之ヲ發給スルノテアル

(ヘ)生產的國家企業及聯合ニ對シテ與ヘラルル自己生產商品輸出「ライセンス」ハ輸出業務局ノ豫備決定ヲ必要トシナイ

(ト)個人ニ對シテ與ヘラルル輸出入「ライセンス」ハ一般規定ニ基イテ發給セラル

(チ)「ライセンス」所有者ハ海外ニ於ケル外國貿易人民委員部ノ機關即チ通商代表ヲ經テ目的ノ實行ノタメ「ライセンス」ヲ使用スルモノテアル

倘證明書及「ライセンス」ノ各種ノ惡用並共使用方法ノ違背即チ他ノ團體及個人ニ對スル右書類ノ有償若クハ無償ノ讓渡、右讓受人ノ該書類使用、他團體及個人ニ對スル自己定ノ貸與若クハ外國貿易人ニ關スル現行規定ノ適用ヲ免レムトシテ右宛名スルコトアルヘシト豫告シテ居ル

五、稅關

外國貿易人民委員部ノ貿易調節任務中ニハ更ニ稅關管理カアル、同委員部ニ關スル法律第二條(二)項ニ依ルニ(イ)稅關ノ設置及管理(ロ)國際條約及協定中ノ稅關事務關係問題作成參加(ハ)關稅作成(ニ)密輸防止事業參加(ホ)稅關關係法規實施ノ狀態監督(ヘ)關稅統計作成等ヲ掌ル、尙稅關ノ組織及稅關法ニ就テハ第五條ニ規定ス

六、規格

外國貿易人民委員部ハ輸出品ノ規格ニ關スル一九二三年四月二十七日附露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國勞働國防會議令ニヨリ輸出入品ノ品質ヲ監督スルノ權利ヲ有シテ居ル(一九二三年法令集第三十七條第三百九十二項)

同法ハ「ソヴイエト」聯邦ヨリ輸出サルル商品ノ素質ヲ改善スル目的ヲ以テ發布セラレタルモノテ輸出品ノ調達及輸出機關及團體カ品ノ規格及包裝ニ關スル外國貿易人民委員部ノ要求ヲ確實ニ履行スルノ義務ヲ定メテ居リ若シ或ル機關又ハ團體ニシテ右規格ニ反セル商品ヲ屢々輸出セルコト發覺セル際ニハ人民委員部ハ將來免許狀ノ下附ヲ停止

七、貿易國營ノ保護

外國貿易人民委員部ニ關スル法律第二條(ト)項ニヨリ貿易人民委員部ハ更ニ貿易國營ニ關スル法規一切ノ遵守狀況ヲ監督スル義務ヲ有シ又外國貿易ニ關スル一九二三年四月十二日附全露中央執行

委員會及人民委員會議令第八條(一九二三年法令集第三十一號第三百四十三項)ニヨレハ貿易人民委員部、其ノ地方機關ノ在外通商代表ハ私人タルト官吏タルトヲ問ハス露西亞人ニシテ外國貿易法規ヲ犯セル者ヲ告訴スルノ義務ヲ負フ

因ミニ該委員部ハ每月貿易國營ニ關スル法規ノ違犯人報告ヲ人民委員會議ニ提出スヘク又委員部ニ關スル法律ノ第八條ニヨリ委員部ノ裁判事務ハ之ヲ一切經濟權利管理局ニ委托サレテアル

第三章　外國貿易ノ主體

第一節　概說

現在ノ外國貿易ヲ行ヒ得ルモノハ左ノ六種テアル

(一)外國貿易人民委員部及其管轄機關(通商代表館商業部及ゴストルグ)

(二)獨立的輸出入權ヲ與ヘラレタル經濟機關(一九二二年十月十六日附全露中央執行委員會及人民委員會議令)

(三)在外通商代表館「スタフ」中自己ノ代表ヲ置クノ權利ヲ有スル國家機關(一九二三年四月十二日附全露中央執行委員會及人民委員會議令)

(四)「コオペラチーヴ」ノ中央團體

(五)輸出入ヲ目的トシテ設立サルル株式會社

(六)其他凡テノ國家機關、企業、公共團體「コオペラチーヴ」團體並私人

以下右六種ノ外國貿易主體ニ就キ詳述ス

第二節　外國貿易人民委員部及其ノ管轄機關

一、在外機關

「ソヴイエト」聯邦ノ外國ニ於ケル主要ナル通商機關ハ(一九二四年四月十二日附外國貿易法第一條)所謂在外通商代表ニシテ實際上ノ取引事務ハ同代表公館ニ附屬スル商業部之ヲ行ヒ其ノ商業行爲ニ關シテハ通商代表ヲ經テ貿易人民委員部ノ商企業局及其他ノ機關ニ隷屬シ其ノ行動範圍ハ專ラ當該駐在國ニ限ラレ同國外ニ於ケル契約ハ當該國通商代表ニシテ實際上ノ取引事務ハ貿易人民委員部ノ商業機關ニ隷屬シ其ノ行動範圍ハ專ラ當該駐在國ニ限ラレ同國外ニ於ケル契約ハ當該國通商代表ヲ經テ貿易人民委員部ノ商業機關、國營企業及公共的團體「コーオペラチーヴ」機關並私營企業乃至私人ノ委囑ニヨリ取引仲介業務ヲモ取扱ツテ居ル其他貿易官ノ權限ハ外國貿易人民委員部ヨリ發給スル委任狀ニ詳細ニ記載シテアル(一九二四年三月三十一日貿易部命令第四十八條ニヨリ發布サレタル「ソヴイエト」聯邦貿易官規定參照)

次ニ國內ニ於テ輸出入取引ヲ行フハ「ゴストルグ」ニシテ這ハ聯邦內各共和國人民委員會議附屬ノ貿易人民委員部全權代表委員部ノ許可ヲ受ケテ商取引ヲ行フ爲メニ各共和國內ニ設置サルルモノテ法人權ヲ有シ勞働國防會議ノ認可スル規定ニ基キ行動シ且又前記全權代表ノ直接指導ト貿易委員部ノ商企業及商業機關管理局ノ監督ヲ受クルモノテアル

二、國內機關

「ゴストルグ」ハ原則トシテ專ラ其ノ所在共和國領內ニ於テノミ行動シ他ノ共和國內ニ於ケル行動必要ナル凡ユル動產不動產ヲ取得、賣却買入レ租借シ貿易ニ關聯スル信用、銀行、手形其ノ他ノ業務ヲ行フ外起訴並應訴スル權限ヲ持ツテ居ル(在外通商代表館規定第八條備考及第九條參照)

更ニ通商代表ノ外ニ貿易官ナルモノカアル(貿易人民委員部ニ關スル法律第二十九條參照)這ハ未タ正式ノ國交開カレサル外國ニ設ケラルルモノテ其ノ權限ハ殆ント通商代表ト異ラス更ニ直接取引ヲ行フ上ニ於テ何等政治的ニ支障ナキ外國ニ於テハ貿易委員部ノ商業機關、國營企業及公共的團體「コーオペラチーヴ」機關並私營企業乃至私人ノ委囑ニヨリ取引仲介業務ヲモ取扱ツテ居ル其他貿易官ノ權限ハ外國貿易人民委員部ヨリ發給スル委任狀ニ詳細ニ記載シテアル(一九二四年三月三十一日貿易部命令第四十八條ニヨリ發布サレタル「ソヴイエト」聯邦貿易官規定參照)

第三節　獨立輸出入權ヲ有スル經濟機關

獨立輸出入權ヲ有スル經濟機關ノ名簿ハ外國貿易ニ關スル一九二三年四月十二日ノ政令ニヨリ勞働國防會議之ヲ制定スルノテアル

今日迄獨立輸出入權ヲ附與サレテ居ルノハ一九二三年四月十八、二十七日、十月十二日、十九日及十二月四日附勞働國防會議令（一九二三年法令集第三十二號第三百五十八項、第三十七號三百九十六項、一九二三年「外國貿易」法等四十八號附錄第十九號、一九二四年法令集第十號第二十七項、一九二四年「外國貿易」法第一號附錄（第一號參照）ニヨレハ左記ノモノテアル

（一）木材ノ大口輸出機關（一九二三年五月七日附外國貿易人民委員部命令第八十三號附錄ニヨル）

「セーヴエロレス」―北部林業等「トラスト」
「ペトロレス」―「ペトログラード」林業「トラスト」
「ドヴイーノレス」―「ドヴイーナ」林業「トラスト」
「ザーパツドレス」―西部林業「トラスト」
「ダリレス」―極東林業「トラスト」

右各「トラスト」ノ行動ヲ指揮監督スル爲メ國民經濟最高會議林業中央管理局内ニ木材輸出中央局カ設置セラレ其ノ地方局ハ在倫敦在伯林及在「リガ」各通商公館ニ設ケラレテアル

此ノ地方局ハ各木材輸出機關ノ代表及貿易ノ委員部代表ヨリ成ツテ居ル

（二）石油輸出機關

「ネフチシンデケート」石油「シンデケート」

（三）亞麻、大麻及此等類似ノ生產品輸出機關

「リノトルグ」―亞麻貿易部
「ゴストルグ」―國營貿易部
「ツエントルソユーズ」―全聯邦消費組合中央聯合會
「リノツソトル」―亞麻組合中央聯合會
「フレーボプロヅクト」―穀類貿易部

註　（一）ト同樣ニ亞麻輸出中央局及同地方局ヲ設置スル右記以外ノ國家機關ハ凡テ中央局ニ加入スル經由ノ又組合團體ハ「ツエントルソユーズ」及「リノツエントル」ヲ經由シテ取引ヲ行ハネヘナラヌノテアル

（四）織物ノ輸出入機關

全「ソヴイエト」聯邦織物「シンデケート」

（五）石炭ノ輸入機關

「ドン」河流域石炭中央管理局（倫敦及伯林ニ支部ヲ有ス）

（六）石油ノ輸入機關

「アゼルバイヂヤン」石油業國家合同部（同右）
「グローズヌヰ」石油業中央管理局（同右）

（七）茶珈琲ノ輸入機關

茶、珈琲及「きくおさ」（チコリー）工業本局

（八）柔毛、毛、剛毛、馬毛輸出機關

全露皮革「シンジケート」

（九）護謨及「アスベスト」ノ輸入機關

國營護謨工業「トラスト十」

（十）醫療品販賣部（倫敦、伯林ニ支部ヲ有ス）

（十一）雜貨、小間物品ノ輸出入機關

國營百貨店

（十二）農產物ノ輸出機關

「フレーボプロヅク」―穀類貿易部

而シヲ獨立輸出權ヲ有スル經濟機關ハ同權利ヲ行使スルニハ次ノ制限ニ從フノテアル即チ第一ニ四月十二日附外國貿易法ニヨリ只自己ノ生產品ノミヲ國外ニテ販賣シ自己ノ生產ニ必要ナル物品ノミ（勞働者ノ給養品ヲ含ム）ヲ購入スルコトカ出來ル

輸出品調達ニ當リテハ貿易人民委員部ノ制定セル規格ヲ遵守セネハナラヌ輸出品ニ對スル規格包裝等ノ條件ハ外國貿易人民委員部ニ於テ國民經濟最高會議及内國商業部ハ必要ノ場合ニハ其ノ關係官廳又ハ團體ト協議ノ上作成セラル

又露西亞ヨリ輸出サルル商品ニハ凡テ（一）發荷機關又ハ團體ノ名稱（二）規格票（三）數量ヲ記入スル標ヲ貼布スルコト、ナツテ居ル

尙一定ノ輸入商品ヲ專ラ需要スル國營生產企業及其聯合ハ勞働國防會議ノ特別令ニヨリ該品ヲ海外ニテ購入スルノ獨占權ヲ附與セラルルコトモアル（四月十二日外國貿易法第三條）

外國市場ニ於ケル直接取引執行ノ權利ヲ受ケタル機關ハ絕對ニ國外ニテ購入シタル商品ヲ轉賣シ又ハ露國内ニテ購入セル商品ヲ國外ニテ販賣スルヲ禁セラル

以上述ヘタ機關ノ契約締結ノ爲メニハ豫メ外國貿易人民委員部機關ニ申告スルノテアル

四月十二日附外國貿易令ニ對スル一九二三年四月十八日附勞働國防會議令（一九二三年法令第二百十二號第三百五十九項）ニヨレハ右記機關ノ代表者ハ外國商社トノ具體的交涉ヲナスニ當ツテハ豫メ當該通商代表ニ通告スルノ義務ヲ有シ（第一項）通告ヲ受ケタル通商代表ハ二日以内ニ反對ノ意ヲ商館代表ニ通告スヘク若シ通商代表ヨリ何等ノ回答ナキ場合ニハ事實交涉ヲ開始シテ差支ナイノテアル

又商社代表ハ自己ノ注文及提議ヲハ相手商社ニスルト共ニ通商代表ニモ照會スルヲ要シ若シ右注文及提議ニ對スル商社側ノ條件ニシテ通商代表側ノ條件ト同一ナルニ於テハ通商代表之ヲ引受ケナケレハナラヌ

商社代表ハ交涉終了ノ曉ハ契約セムトスル條件ヲ通商代表ニ通告シ若シ右契約中ノ商品ニシテ取引所ニテ交換サルル商品ニ對シテハ二日以内ニ其他ノ商品ニ對シテハ五日以内ニ通商代表ヨリ異議ナキ場合ハ最早許可サレタルモノト認メラル（第十二項）

而シテ通商代表ハ（一）政治的見解ヨリ（二）一般國家的計畫ニ適應セサルニヨリ或ハ（三）商業上有利ナルト認メタル場合ニハ計畫サレタル取引一切ヲ停止スルノ權利ヲ有シ若シ取引ヲ停止シタル場合ニハ通商代表ハ此レト同時ニ該取引ヲ實行スル爲メニ一層有利ナル條件ヲ前記機關ニ指示スルカ又ハ相當ノ商品信用ヲ提供セネハナラヌ（第十二項）

凡テ經濟機關（國家機關ヲモ含ム）ノ資金ハ之ヲ通商代表館ニ預金シ該金ハ右機關ノ通告又ハ指示ニヨリ代表館之ヲ支出スルノテアル（第十二項）

以上ハ勞働國防會議訓令ニヨリ定メラレタル輸出入權所有機關ノ外國ニ於ケル契約締結ノ手續テアル然ラハ外國品ノ輸入及内國品ノ輸出ニ關スル契約ハ凡テ當事者如何ナル手續ニ於テ締結スヘキヤト云フニ之モ前記手續ト全ク同樣テ只指導的地位ニ立ツトイフニ過キナイ這ハ一九二二年十月十六日附全露中央執行委員會幹部會ノ外國貿易法ニ記載サレテアル（一九二二年法令集第六十五號第八百四十六項第三節）

前記ノ契約ハ凡テ輸出入權ヲ有スル機關ノ代表者カ自己機關ノ名ニ於テ取極メネハナラヌ但シ右ニ述ヘタ手續ニヨル契約ハ凡テ當該機關ニ對シテ契約ハ凡テ當事者之ニ對シ機關ハ自由ニ處分シ得ル自己ノ財產ノ範圍ニテ責任ヲ負フノテアル（民法第十九條）

勿論民法第二十一條及第二十二條ニヨリ土地建物及設備ハ債務辨濟ノ客體タリ得ナイノテアル國家、人民委員部及其他ノ中央官廳ニシテ前記機關ヲ管轄スルモノモ共ノ契約ニ對シテハ五日以内ニ通商代表ヨリ異議ナキ場合ハ最早許可サレタルモノト認メラル（第十二項）

而シテ通商代表ハ（一）政治的見解ヨリ（二）一般國家的計畫ニ適應セサルニヨリ或ハ（三）商業上有利ナルト認メタル場合ニハ計畫サレタル取引一切ヲ停止スルノ權利ヲ有シ若シ取引ヲ停止シタル場合ニハ通商代表ハ此レト同時ニ該取引ヲ實行スル爲メニ一層有利ナル條件ヲ前記機關ニ指示スルカ又ハ相當ノ商品信用ヲ提供セネハナラヌ（第十二項）

凡テ經濟機關（國家機關ヲモ含ム）ノ資金ハ之ヲ通商代表館ニ預金シ該金ハ右機關ノ通告又ハ指示ニヨリ代表館之ヲ支出スルノテアル（第十二項）

以上ハ勞働國防會議訓令ニヨリ定メラレタル輸出入權所有機關ノ外國ニ於ケル契約締結ノ手續テアル然ラハ外國品ノ輸入及内國品ノ輸出ニ關スル契約ハ凡テ當事者如何ナル手續ニ於テハ如何ナル手續ニ於テ締結スヘキヤト云フニ之モ前記手續ト全ク同樣テ只指導的地位ニ立ツトイフニ過キナイ這ハ一九二二年十月十六日附全露中央執行委員會幹部會ノ外國貿易法ニ記載サレテアル（一九二二年法令集第六十五號第八百四十六項第三節）

前記ノ契約ハ凡テ輸出入權ヲ有スル機關ノ代表者カ自己機關ノ名ニ於テ取極メネハナラヌ但シ右ニ述ヘタ手續ニヨル契約ハ凡テ當該機關ニ對シテ契約ハ凡テ當事者之ニ對シ機關ハ自由ニ處分シ得ル自己ノ財產ノ範圍ニテ責任ヲ負フノテアル（民法第十九條）

勿論民法第二十一條及第二十二條ニヨリ土地建物及設備ハ債務辨濟ノ客體タリ得ナイノテアル國家、人民委員部及其他ノ中央官廳ニシテ前記機關ヲ管轄スルモノモ共ノ契約ニ對シテハ五日以内ニ通商代表ヨリ異議ナキ場合ハ最早許可サレタルモノト認メラル（第十二項）

而シテ通商代表ハ（一）政治的見解ヨリ（二）一般國家的計畫ニ適應セサルニヨリ或ハ（三）商業上有利ナルト認メタル場合ニハ計畫サレタル取引一切ヲ停止スルノ權利ヲ有シ若シ取引ヲ停止シタル場合ニハ通商代表ハ此レト同時ニ該取引ヲ實行スル爲メニ一層有利ナル條件ヲ前記機關ニ指示スルカ又ハ相當ノ商品信用ヲ提供セネハナラヌ（第十二項）

凡テ經濟機關（國家機關ヲモ含ム）ノ資金ハ之ヲ通商代表館ニ預金シ該金ハ右機關ノ通告又ハ指示ニヨリ代表館之ヲ支出スルノテアル（第十二項）

以上ハ勞働國防會議訓令ニヨリ定メラレタル輸

出入權所有機關ノ外國ニ於ケル契約締結ノ手續テアル然ラハ外國品ノ輸入及内國品ノ輸出ニ關スル契約ハ凡テ當事者如何ナル手續ニ於テハ如何ナル手續ニ於テ締結スヘキヤト云フニ之モ前記手續ト全ク同樣テ只指導的地位ニ立ツトイフニ過キナイ這ハ一九二二年十月十六日附全露中央執行委員會幹部會ノ外國貿易法ニ記載サレテアル（一九二二年法令集第六十五號第八百四十六項第三節）

前記ノ契約ハ凡テ輸出入權ヲ有スル機關ノ代表者カ自己機關ノ名ニ於テ取極メネハナラヌ但シ右ニ述ヘタ手續ニヨル契約ハ凡テ當該機關ニ對シテ契約ハ凡テ當事者之ニ對シ機關ハ自由ニ處分シ得ル自己ノ財產ノ範圍ニテ責任ヲ負フノテアル（民法第十九條）

勿論民法第二十一條及第二十二條ニヨリ土地建物及設備ハ債務辨濟ノ客體タリ得ナイノテアル國家、人民委員部及其他ノ中央官廳ニシテ前記機關ヲ管轄スルモノモ共ノ契約ニ對シテハ五日以内ニ通商代表ヨリ異議ナキ場合ハ最早許可サレタルモノト認メラル（第十二項）

而シテ通商代表ハ（一）政治的見解ヨリ（二）一般國家的計畫ニ適應セサルニヨリ或ハ（三）商業上有利ナルト認メタル場合ニハ計畫サレタル取引一切ヲ停止スルノ權利ヲ有シ若シ取引ヲ停止シタル場合ニハ通商代表ハ此レト同時ニ該取引ヲ實行スル爲メニ一層有利ナル條件ヲ前記機關ニ指示スルカ又ハ相當ノ商品信用ヲ提供セネハナラヌ（第十二項）

凡テ經濟機關（國家機關ヲモ含ム）ノ資金ハ之ヲ通商代表館ニ預金シ該金ハ右機關ノ通告又ハ指示ニヨリ代表館之ヲ支出スルノテアル（第十二項）

以上ハ勞働國防會議訓令ニヨリ定メラレタル輸

會）及一九二四年三月五日附勞働國防會議令ニヨリ「ウーコスビルカ」（「ウクライナ」消費組合中央聯合會）ニモ附與サレテ居ル

更ニ「ツエントルソユーズ」ハ輸出入權ヲ有スル經濟機關ニ關スル前掲一九二三年十月十九日附勞働國防會議令ニヨリ亞麻、麻屑、大麻其他此レニ類似ノ生品ノ輸出權ヲ得テ外國市場ニ於テ直接取引ヲ行フコトカ出來ル即チ第二節ニ述ヘタル經濟機關ト同等ノ權利ヲ有シ從テ經濟機關ト同樣一九二三年四月十八日附勞働國防會議訓令ノ手續ヲ遵守セネハナラヌ

此ノ權利ハ十月十九日附勞働國防會議訓令ニヨリ「リノツエントル」（亞麻組合中央聯合會）ニモ及フ

其他「フセコブルソユーズ」（全露工場組合中央聯合會及「フセコレス」（全露林業組合中央聯合會）モ外國貿易人民委員部トノ間ニ結ヘル協定ニヨリ通商代表公館內ニ自己ノ代表ヲ駐在セシムルコトヲ得ルノテアル

又「ウクライナ」組合ノ中央機關タル「ウルコープ」ハ一九二三年九月二十八日附勞働國防會議令ニヨリ「ツエントルソユーズ」ノ在外事務所內ニ自己ノ代表ヲ置クコトカ出來ル

第五節　輸出入株式會社

輸出入取引ヲ目的トシテ設立サルル株式會ヲ述フルニ當リ先ツ其ノ中合辨株式會社ニ就テ述ヘヨウ「ソヴイエト」聯邦現行法規ノ解釋ニヨルニ合辨株式會社トハ國家資本ト私人資本（外國人及露國人）共同出資ニヨル株式會社テアツテ其ノ中ニ國家資本カ幾何投セラレ居ルモ尙法律上ハ個人企業テアル

從テ此等株式會社ノ事業ノ性質及範圍ハ定隷ニ定ムルモ輸出入取引ヲ行フカ爲メニハ私法人ナルカ故ニ絕對ニ所定ノ法規ニ從ハネハナラヌ即チ原則トシテ其ノ都度豫メ輸出入ノ特許ヲ受ケ若シ外國資本ノ參加シテ居ル場合ニハ更ニ利權ヲ取付クル必要カアル、勞働國防會議令ニヨリ輸出入權ヲ附與サレタル株式會社ハ此ノ例外テ此等ハ何レモ第二節ニ述ヘタル輸出入權ヲ有スル經濟機關ト同樣ノ權利ヲ有スルモノテアル

第七節　其他ノ外國貿易主體

上記以外ノ國家機關、國營企業、公共團體、組合機關、私人等ハ凡テ免許ニ關スル一般規定ニ從ヒ輸出入ヲ行フノ他ナイノテアツテ何レモ商品ヲ處分スル爲メニ委托販賣主義ニヨリ之ヲ貿易人民委員部ニ交附スル例ヘハ其都度貿易人民委員部ノ許可ヲ受ケ其ノ定ムル條件ニヨリ輸出入契約ヲ結フ譯テアル

又貿易人民委員部ノ許可ヲ以テ輸出入契約實施上同委員部機關ニ對シ技術的援助ヲ與フル爲メ自己ノ代表ヲ派遣スル事カ出來ル

而シテ免許ヲ得タルモノハ通商代表ヲ經由シテ海外ニテ行動スルコトヲ得ルモ若シ外國商館ヨリ貿易人民委員部ヨリ以上ノ有利ナル條件ニ接シタル場合ニハ通商代表ノ許可ヲ得テ之ニ關スル契約ヲ結ヒ締結ノ上ハ更ニ通商代表ノ認可ヲ受クルノテアル（一九二三年四月十二日附外國貿易法第十六項、同年四月十八日附勞働國防會議訓令—同年四月十二日附外國貿易法第十條（ニ）項、第六條及附錄第五號）

第四章　輸出入權ト金融機關

「ソヴイエト」聯邦ノ現行法規ノ下ニ於テハ外國貿易ノ主體ハ上述六種ニ盡キ此等以外ハ絕對ニ輸出入ノ權利ヲ享有セサルモノテアルカ玆ニ右輸出入權ヲ得テ貿易機關ノ行動ニ類似ノ行爲ヲ爲スヲ許サレタルモノカアル即チ外國貿易ニ關係アル金融機關テアル、此等ノ金融機關ハ自己又ハ他ノ企業者カ擔保トシテ受理セル輸出入品ヲ處分スルコトヲ得ルノテアル

從テ或ル者ハ金融機關ヲモ貿易ノ一主體トシテ論スルモ元來金融機關ハ右ニ述フル如ク輸出入ヲ營業目的トシテ行フニアラスシテ自己營業ニ關スル商品ヲ其營業ノ目的ヲ果スタメニ處分スルノミナルヲ以テ斯カル觀察ハ全ク誤謬ト云フヘキテアル

定款ニヨリ輸出入業ニ對スル金融機關タル國立銀行其他ハ（一）外國ニ輸出サレタル商品ニシテ擔保ニ入レアルモノハ期限後賣却スルノ權利（二）輸入スヘキ在外商品ニシテ擔保ニ入レアルニ何等カノ理由ノ爲メ輸入不可能トナレル場合及右事情ノ判明後一週間ヲ經ルモ尙債務者又ハ通商代表ニ於テ處分セサル場合ハ之ヲ海外ニテ賣却スルノ權利（三）擔保商品ヲ外國銀行ニ二重擔保ニ入ルルノ權利（四）擔保商品ヲ二重擔保ニ入ルルノ目的ヲ以テ露西亞銀行又ハ中立銀行（外國貿易人民委員部ト協議ノ上國家計畫委員會ニテ作成セル中立銀行表ニ基キ其一ヲ選擇ス）ニ發送シ同銀行ノ倉庫ニ保管スル等ノ權利ヲ有ス（一九二三年四月四日附勞働國防會議令—一九二三年七月十二日附財政報第二十八號附錄二號）

第五章　通商代表公館內ニ代表ヲ有スル國家機關

在外通商代表公館內ニ代表ヲ置クノ權利ヲ有スル特種ノ國家機關ナルモノカアル聯邦共和國經濟協議會、州經濟協議會、各人民委員部及其他ノ中央機關カ之レテアル（四月十二日附外國貿易法第五條、一九二三年法令集（第三十一號第三百四十三項））

斯カル權利ヲ附與スヘキヤ否ヲ決定スルハ勞働國防會議テ同會議ノ作成セル此種國家機關名簿（一九二三年五月九日附勞働國防會議令、一九二三年法令集第四十五號第四百五十三項）ニ編入サレテ居ルモノニハ外「カフカズ」聯邦「ソヴイエト」共和國、「ウラル」、「シビリ」東南部、同西北部及莫斯科各經濟協議會テアル、此ノ他一九二三年八月十日附勞働國防會議令（一九二三年貿易委員部命令第五八號ニヨリ發布）ニヨリ國民經濟最高會議ノ電技本局亦代表設置權ヲ與ヘラレタ

又「ウクライナ」共和國ハ自ラ在外ニ通商代表ヲ設置スルノ權利ヲ有ス（一九二三年法令集第六十二號第五百八十九項）

右代表ハ何レモ其派遣機關ノ名ニ依リ契約ヲ結フコトヲ得、之レ獨立輸出入權ヲ有スル經濟機關ノ代表ト異ナル所テアル

而シテ右契約ハ凡テ在外通商代表ヲ通シテ締結サル、若シ同代表ニシテ自ラ國家機關ノ注文履行ヲ拒絕スルカ又ハ私人商社ノ提供スル程度ノ有利條件ラ提供シ能ハサル場合ニハ當該國家機關代表ノ提議ニ基キ國家機關ノ推薦セル商社トノ間ニ國家機關ノ提示セル條件ニヨリ且國家機關ノ計算ニ於テ契約ヲ締結セネハナラナイ（勞働國防會議訓令第十三項）

然シ通商代表ハ政治的見解又ハ商業利益ノ見地ヨリ該契約ノ締結ヲ不可能ト認メタルトキハ提議セラレタル契約締結行爲ニ應スルニ及ハナイ（同訓令第十三項）

此種國家機關カ輸出入權ヲ有スル經濟機關ト異ナル第二ノ點ハ其締結セル契約ニ對スル國家ノ責任ノ範圍テアル即チ經濟機關ノ契約ニ對シテハ國家ハ毫モ責任ヲ負ハナイカ國家機關ノ契約ハ通商代表ノ名ニ於テ締結サルル故ニ國家之ニ對シ責任ヲ負フ譯テアル

而シテ勞働國防會議訓令中ニハ國家機關ハ如何ナル手續ヲ以テ外國商社ト交渉スヘキヤニ關スル規定ナキモ國家機關代表カ外國商社ノ提議ヲ通商代表ニ讓渡スルニハ豫メ交渉スル必要カアル

要之此種國家機關ハ輸出入權ヲ有スル經濟機關トハ概ネ同一ニシテ而モ却テ其ノ權限狹キカ故交渉ニ當リテハ經濟機關ニ對スル規定ヲ遵守スヘキモノト解セラレテ居ル

第六章　外國商館

外國商館トイフハ「ソヴイエト」聯邦領域外ニ於テ設立セラレ且ツ其ノ所在國ニ於テ商事業務ヲ爲ス法律上ノ權利ヲ有スル（株式會社ノ規約及定款ノ認可又ハ當ナル官廳ニ於ケル企業ノ登記、營業免許ノ取得等ニヨリ）總テノ個人企業又ハ團體的企業（合名會社、合資會社、株式會社其他ヲ云フ

外國商館カ「ソヴイエト」聯邦ノ外國貿易ニ參加スル爲メニハ之迄吾人カ研究シテ來タ一般並特別法規即チ露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國ニ於ケル外國商館ノ商取引ニ關スル一九二三年四月十二日附全露中央執行委員會令及同年五月十二日附手續規定ニ從ハネハナラヌ

右ニヨレハ外國企業ハ「ソヴイエト」聯邦內ニテ商業ヲ行ヒ且事務所支店代理店等ヲ設クルニハ中央利權委員會ヨリノ許可ヲ受クルヲ要シ「ソヴイエト」聯邦內ニテ結ハルル輸出入契約ノ相手ハ必ス右許可ヲ有スル外國商館テアラネハナラヌ

而シテ外國商館ニシテ右許可ヲ中央利權本委員會ヨリ取付クル爲メニハ左記事項ヲ認メタル願書ニ所定ノ印稅ヲ添付シテ外國貿易人民委員部ニ提出スルヲ要ス

（一）企業及管理者ノ名稱、業務範圍、所在地

（二）企業設立月日、所在地國ニ於ケル法律上ノ存在ヲ證明スヘキ證據

（三）企業カ所在地國ニ於テ行動スル根據タル條款（會社ノ規約及定款又ハ組合契約）ノ認可又ハ登記ノ年月日

（四）存續期間（企業カ所在地國ニ於テ行動スル根據タル條款ニ其ノ定メアル場合）

（五）企業ノ屬スル株式會社又ハ有限責任會社ノ屆出資本額及拂込資本額

（六）戰前及一九一七年前ニ露西亞ニ於テ業務ヲ營ミタルコトアリヤ否ヤ若シアラハ其ノ場所

するに在り（此點は見方に依れば共産主義の讓歩とも見ゆるが故に、特に新聞紙をして論評せしむることを避けたものか暫く疑の儘殘す）、從て露西亞共和國の商業は國家の一般計畫より幾分解放せらるゝと同時に、地方は各自其需用供給を計り多少とも活動の餘地を生ずること、考へらる。

地方産業の開發と輸出の奬勵　從來國營或は國家獨占なりし輸出貨物の買出又は輸出を中央に在りて指揮するより地方に一任し、地方の事情に從て處理せしむる方有利なる點に氣付たるものゝ如く、定款第一條に於て此意義を高調し、第七條特權株の設定、第九條特權株主に對する資金の融通、第五十三條特權株主に對する利益配當等悉く此趣旨より起案せられたるものなりと考へらる。

ゴストルグの組織變更　一見地方資金集中の便法なるが如く見ゆるも、定款第八條は株式は金錢國庫有價證券、企業又は有價物件、權利、其他の財産を以て拂込むことを得とありて、地方株主の入社に便宜なる規定あり、第九條には商業人民委員部は、特權株主に資金を融通する規定あり必ずしも然らずと思はるゝ節あり、研究を要す。尙新設ゴストルグは國營ゴストルグを引繼ぎたること故、株式の拂込に金錢以外種々の物件及債權を充當せるは已を得ざる處なるべきも、現金を有せざる會社は假令其公稱資本一億留なりとするも、其信用に關しては相當注意を要するやに考へらる。因に客年十二月二十日發刊エコノミーチエスカヤ・ジーズニ掲載の株式會社ゴストルグ設立登記の廣告に依れば株式拂込金額は六千四百四十七萬八千四百十八留九十一哥とあり。

右に依れば新ゴストルグは中央政府の補助を受けて、地方の輸出に活躍せんとするものなることを明にして、本邦と極東州との間に何等かの新關係を生ずべしと期待せらる。

露西亞共和國商業人民委員部の管轄に屬するゴストルグ・エル・エス・エフ・エス・エルの定款

一九二八年十月三十一日露西亞共和國商業人民委員部認可。

一九二九年二月十八日露西亞共和國法令集第貳部第十七號所載。

（譯者註）露西亞社會主義ソウイエト聯邦共和國の名稱は、ソウイエト社會主義共和國聯邦と混同し易き爲、ウクライナ共和國又は白露西亞共和國の例に倣ひ本譯文中には露西亞共和國と略稱せり。）

第一章　會社の目的及權利義務

第一條　露西亞共和國領域內に於ける原料、半加工品、製造品の買出、輸出增進及發展を助長する工業の創設及經營、外國市場に於ける輸出貨物の販賣及主として工業に供給する輸入貨物の仕入等國營輸出入商業局（ゴストルグ・エル・エス・エフ・エス・エル）の業務繼續及發展の爲に、露西亞共和國商業人民委員部管轄の下に國營輸出入株式會社ゴストルグ・エル・エス・エフ・エス・エルを設立し、本社を莫斯科市に置く。

備考　（一）會社發起人は左の如し。

（イ）露西亞共和國商業人民委員部

（ロ）同　最高國民經濟會議

（ハ）カレリヤ自治共和國中央執行委員會

（ニ）ダゲスタン自治共和國中央執行委員會

（ホ）北高加索地方執行委員會

（ヘ）烏拉爾州執行委員會

（ト）極東地方執行委員會

（チ）ニージエゴロドスカヤ縣執行委員會

（リ）レニングラード州執行委員會

備考　（二）會社は露西亞共和國商業人民委員部の管轄に屬す

第二條　會社は登錄の日より法人の權利を有し、第一條に揭げたる事業遂行の爲各種財産を取得し、讓渡し、現行法規に定められたる規定に從ひ國有財産を取得、讓渡し竝擔保に供し、各種の契約を締結し、又は負擔を約し、會社の名に於て裁判所に訴訟を提起し、又は答辯を爲す。就中會社は左記の權利を有す。

（イ）外國に於て會社の勘定を以て、又は委託に依る買付を爲し、露西亞共和國領域內へ輸入し、同國內に於て各種輸入品を現行法令及外國貿易獨占規定を遵守して販賣し、會社の勘定を以て或は官衙、企業、コオペラチーヴ、公共機關及私人（自然人竝法人共）の委任に依り各種輸出貨物の買出、輸出及外國市場に於ける販賣

又は委託販賣を爲し、又其他一般輸出入に關聯する各種の商業行爲をなす。而して此內には內國市場に於て輸出に不適當なる出廻り原料の賣却をも含む。

（ロ）會社の地方機關にして、且本社の特種規定及指揮に從ひ營業する支店、營業所、代理店特約店を露西亞共和國內に設置すること。

（ハ）工業及商業の傍系企業を開設すること。

第三條　會社は總ゆる現行法律及政府の命令に服從す。

第四條　法律の命ずる總ての會社の公告は法律に依て指示せられたる新聞紙に揭載す。

第五條　會社は第五條の名稱を標示する社印を有す。

第二章　會社の資本、株式及び株主の權利と義務

第六條　會社の資本を一億留とし、之を十萬株に分ち、一株一千留宛とす。

（備考）株式（株券）は之を發行せず。

第七條　會社の株式は記名にして普通株と特權株とに分つ。

普通株は露西亞共和國商業人民委員部及露西亞共和國及蘇聯邦の中央官衙竝企業の間に分配し特權株は會社の株主たる地方執行委員會に分配す。

特權株は會社總決算の結果如何に拘らず、夫々地方機關（支店）が地方の輸出により得たる利益を別勘定として配當を受くる權利を有す。特權株の受くべき配當の歩合は、發起人の同意又は招請せられたる各特權株主と發起人或は取締役會との協議に依り之を定む。而して右協議は露西亞共和國財務人民委員部の贊同を得たる上、同國商業人民委員部の認可を受くべし。

總株式數の五十一％以上は露西亞共和國人民委員部に所屬すべきものとす。

第八條　株式は金錢、國庫有價證券、企業又は會社の組織上必要缺くべからざるか、又は其營業科目中に入るべき各種の有價物件、若は權利より成る他の財産を以て額面の金額を拂込ものとす。

資本の一割は必ず金錢を以て拂込むことを要す株式の拂込方法及期限は一九二七年八月十七日株式會社法第二十九條による。而して資本全額の拂込は本定款の認可公告の日より一箇年以內に完了するを要す。

第九條　露西亞共和國商業人民委員部の持株は國營商業局ゴストルグ・エル・エス・エフ・エス・エルの財産を以て引受く、尙商業局財産の二十五％は商業人民委員部と、特權株主との特別協定により特權株主の勘定として融通することを得るも、該融通額は株主拂込額の五十％を超ゆることを得ず。

前項記載の特權株主の勘定は、同株主が受け得べき利益中より商業人民委員部に辨濟すべし。

第一〇條　一官衙或は企業より他の者への株式讓渡は、一九二七年八月十七日株式會社法第五十二條及第五十四條の規定に依り、取締役會の同意を經て之を行ふ。

第一一條　株式全部の引受及資本の四分の一拂込を了したる後、一箇月以內に發起人及株式引受人の準備委員會を招集し、發起人は株式の分配株式の拂込として收受したる金錢其他の財産に關し又創立費の支出、會社設立に關する方法、會社の爲し又は爲さんとする凡ゆる行爲及取引竝設立せんとする會社の狀態を判斷するに必要なる一般事情に關して書面上の報告をなし、又會社の財産目錄及收支の計畫案を提示すべし。發起人の報告、財産目錄及收支の計畫案等を檢查する爲に、準備委員會は檢查役會を選擧す。但し會社の發起人は該檢查役會員たることを得ず。

發起人及株式引受人の準備委員會閉會の後三日乃至一箇月以內に、發起人は創立總會を招集し其席上に於て檢查役會の報告を聽取し、且會社成立の承認、發起人の執りたる措置及取引の追認、株式の拂込として受入たる財産の評價、財産目錄及收支計算の承認、取締役會の選擧、其他會社役員の選擧竝發起人の報告又は會社の常務に關する事項を決議す。

第三章　會社の機關

第一二條　會社の機關は左の通りとす。

（一）株主總會

（二）ソヴイエト

（三）取締役會

(四) 監査役會

第一節 株主總會

第一三條 株主總會は定時總會及臨時總會とす。

定時總會は取締役會により毎年(一)前年度營業報告、貸借對照表の審査及承認、利益の分配及損失補塡の方法決定竝ソヴイエト、取締役會及監査役會及會員選擧の爲に年度經過後四箇月以內に、(二)次年度の投資、營業計畫及經費豫算承認の爲に營業年度開始一箇月前に招集す。

臨時總會は取締役會の見解、ソヴイエト又は監査役會の要求、若は資本の二十分の一以上に當たる株主の要求に依り、會社の經營上生じたる緊急事項を解決する爲取締役會之を招集す。

總會招集に關する請求を提出するに當りては、總會の審議すべき事項を正確に指示することを要す。臨時株主總會は露西亞共和國商業人民委員部の命令に依るも亦招集することを得。臨時總會招集の要求は法律の規定に依り該請求を通告せる日より二週間以內に執行すべし。

第一四條 總會は本定款に基き會社の關する限り一切の事項を決議するも、總會の必然管掌すべき事項左の如し。

(イ) ソヴイエト、取締役會、監査役會の會長及會員の選擧及交迭、候補會員の任命及報酬額の決定

(ロ) ソヴイエト、取締役、監査役會規則の審査及承認

(ハ) 既定の手續により左記各項の審査及承認

(一) 次年度の投資營業計畫

(二) 前年度の營業報告及貸借對照表

(三) 前年度利益の分配

(ニ) 資本金額の增減、準備金の支出、會社定款の變更及清算に關する事項の解決

(備考) 一九二七年八月十七日株式會社法第百二十九條に規定せる事項に關する總會の決議は、露西亞共和國商業人民委員部の認可を要す。(特に民法第二十二條に規定せる財産の讓渡に關する事項が決議せられたるときは、定められたる手續に依り認可を受くる爲、露西亞共和國商業委員部に遒遠すべし)

第一五條 總會は適當の時期少くとも開會の日より二週間前にエコノミーチエスカヤー・ジーズニ紙上に廣告する公告を以て招集す。

公告には左の事項を正確に記載すべし。

(イ) 總會招集の日時

(ロ) 開會の場所

(ハ) 總會の審議、決定すべき事項の詳細なる列記

第一六條 取締役會の報告及審議に付する議題の爲に供用する材料は、少くとも總會開會の十日以前に株主の閱覽に供することを要す。

第一七條 總會に於て審議すべき事項は、必ず取締役會を經て提供せらるべきを以て、總會に對し何等か自己の提案を爲さんと欲する株主は、遲くとも總會開會七日前取締役會に對し書面を以て申出づべし。

若し資本の二十分の一以上に當る株主より提案ありたるときは、取締役會は右提案に其意見を付して必ず最近の總會に提出すべし。

第一八條 各株式は一箇の議決權を有す。

第一九條 ソヴイエート、取締役會、監査役會の會員たる株主の代表者は、責任の負擔及之が解除、解職及其報酬額の決定又は各自の署名せる報告書の承認に關する事項の決議に際しては發言權を有せず。又會社が其株主と契約を締結することに關し決定を與ふる決議に際しては、該株主は總會に於て發言權を有せず。

第二〇條 取締役會に於て作成せる總會に出席權を有する株主の名簿は、總會開會七日前本社に揭示す。該名簿の謄本は株主の要求により之を交付す。

第二一條 總會開會前監査役は取締役會の作成せる株主名簿を校閱す。而して總會に出席せる株主にして資本金の二十分の一以上に當るものより請求ありたるときは、前記の名簿は少くとも之が校閱を要求せる株主中より選擧せる一名を加へ、株主中より選擧したる三名以上の委員により總會席上に於て檢閱すべし。

第二二條 總會はソヴイエート會長、又は其代理者之を開會し、準備委員會及創立總會は發起人の代表者之を開會す、總會開會後株主中より總會議長を選擧す。

第二三條 總會の有效なる爲には資本の三分の一以上に當る株主の出席することを要す、資本の增加又は減少、定款の變更、會社の解散、他の會社(此內株式會社を含む)又は企業と併合に關する事項を解決する爲には、總會に資本の二分の一に當る株主の出席することを要す。

第二四條 總會の決議は單に出席株主の多數決に依る。然れども前條に列記せる事項及議事定員數の增加を要する事項は、出席數三分の二の多數を得る時にのみ之を決議することを得。

第二五條 總會招集公告には、若し總會出席株主の持株が所要の資本の歩合に達せざるときは再び總會の招集をなす旨豫告することを得、此場合には第二回の總會は不成立に終はりたる第一回總會後一晝夜より早からず、五日より遲からざる間に開會することを得。若し公告中に右の豫告なきときは第二回總會は本定款第一五條に依り招集す。

第二回總會は出席株主の持株が資本の所要歩合に達すると否とに拘らず成立せるものと認む。同總會に於ける採決は單に投票の多數決に依る。但し採決に際し投票數の三分の二以上を要するものにして、特に第二十三條に示せるものを除く、第二回總會は成立せざりし第一回總會の通告狀に揭記せし事項のみを決議することを得。

第二六條 多數に反對せる株主は其意見を提示する權利を有す。

同意見は總會の議事錄に記入す提示せる特別意見は、總會後七日以內に該意見の詳細を議事錄に併記する爲提示することを得。

株主の權利を侵害する議會の決議は採決の日より一箇內に其決議の無效を會社を相手受り起訴する方法に依り爭ふことを得、斯る起訴權は各株主之を有す。

第二七條 總會の議決は公開するものとす。

第二八條 總會に於て採決せる決議は、出席者の有無を問はず、株主全部を拘束す。

第二九條 總會の審議、決定せる事項に就ては詳細なる議事錄を作成す。決議記入に際しては採決票數が如何に多數なりしかを示し、且採決に關し開陳せる特殊の意見をも記述すべし。

議事錄は總會議長が株主或は株主以外より招聘せる者之を取扱ひ、總會議長は總會に於ける審議及決議と議事錄との一致に對して責任を負ふ。

議事錄の正確に關しては總會議長及三名以上の株主が其署名を以て之を證明す。取締役會の證明したる總會議事錄、特殊意見、謄本及其附屬書類全部は、株主の要求に從ひ、各人に之を交付することを要す。

第二節 ソヴイエト

第三〇條 ソヴイエトは株主又は株主以外の者より二箇年の期限を以て、株主總會にて選擧したる十五名乃至二十五名を以て組織す。

第三一條 ソヴイエト會員は會議開會の都度金錢上の報酬を受くることを得。

第三二條 ソヴイエトの管掌事項左の如し。

(イ) 會社事業に關する取締役會の報告聽取

(ロ) 總會に於て確立せられたる計畫に從ひ、且其範圍內に於て投資及營業方針實施の監視

(ハ) 取締役會に於て多數の贊成を得ざりし事項又は取締役會の職務執行中取締役會員中一人の要求に依り、ソヴイエトに提出せられたる事項の豫備審査

ソヴイエトの職制は株式總會にて承認し、或は改正したる規則に依りて之を定む。

第三三條 ソヴイエトは必要に應じて議長の招請に依り參集すれとも如何なる事項ありとも三箇月に一回以上たるを要す。ソヴイエトの決議の有效なるが爲に議長、或は其代理者及ソヴイエト會員八名以上出席せざるべからず。ソヴイエトの決議は多數決を以てす、但し投票同數なる時は議長之を決す。

萬一多數決に達せざる二以上の意見ありたる場合は、問題の決定は總會に讓る。

ソヴイエトの決議に不同意なるソヴイエト會員は、其旨議事錄に記入することを要求し、採用せられたる決議に對する責任を免るゝことを得。

(備考) 取締役會はソヴイエト會議に發言權を有して出席することを得

第三節 取締役會

第三四條 取締役會は株主總會にて株主代表者並株主以外の者より二箇年の期限を以て選擧したる九名より組織す。

第三五條 任期經過前に缺員となりたる取締役補充の爲、同期間中取締役會會員の職權を有する候補者二名を株主總會にて選擧す。缺員取締役に代はれる候補者は、取締役會員が選擧せられたる期間滿了迄其職務を行ふ。但し候補者が選擧せられたる期間を越ゆるを得ず。

候補者は取締役の職務執行中取締役に屬する凡ゆる權利を了有す。

第三六條 取締役會長及其代理者は總會之を選擧す。

取締役は株主總會に依りて決議し、且其額を承認せる一定の俸給を受く。

第三七條　取締役會は總會及ソウイエトの特殊權限に屬せざる會社一切の事務及資金を取扱ふ。即ち會社の名に於て各種の證書を作成し、取引を行ひ、契約書に調印し、官衙、裁判所、公共職業其他の機關に於て會社を代表す。就中取締役會の職務は左の如し。

(イ)　株式として拂込む金錢其他の財産の受入並本定款第七號に依る特權株主と、其持株の受くる配當金額の協議決定

(ロ)　事務、簿記、出納、決算及檢査の編成

(ハ)　法律、定款及總會の決議に依りて定められたる報告、貸借對照表、投資其他計畫の作成

(ニ)　會社の執務上必要なる人員の採用、事務の分擔、俸給額の決定並其罷免

(ホ)　現金又は信用に依る財産の賣買、倉庫其他の建物の貸借

(ヘ)　會社財産の附保

(ト)　營業所、代理店、特約店の開設及其業務の監督

(チ)　會社の名に於ける委任狀の發給

(リ)　會社の名に於ける契約の締結

(ヌ)　裁判所、行政官衙及官吏に對し會社の利益保護

(ル)　國營企業の爲に定められたる規定を遵守し、民法第二二條に指示せる建物其他財産の取得、讓渡、賃貸に對する法律上の書類作成建設物の取得、讓渡及擔保に關する契約締結

(ヲ)　手形の發行及手形其他債務の支拂、會社に宛てたる手形の割引

(ワ)　會社關係事項全部の一般的管掌及處理

取締役會の事務規定は總會の承認せる規則により之を定む。

第三八條　取締役會は毎年總會に於て承認せる投資及營業計畫に基き支出を行ふ。總會は遲滯することを許さゞる場合に處する爲、取締役が計畫外支出を爲し得る金額を定むるも、此場合に於ては取締役會は支出の己を得ざりしこと及其結果に付總會に對して責任を負ふ、又斯かる支出を爲せる度毎にソウイエトの協贊を得て、最近開會せらるべき總會の承認を受くべきものとす。

第三九條　會社の業務に關する一切の往復文書は取締役一名の署名を以て取締役會之を管掌す。手形、委任狀、契約書、承認書其他の書類並會社より債務者に對する返金請求書には、少くとも取締役二名の署名を要す。當座預金の小切手には取締役二名の署名を要す。當座預金の小切手には取締役會の決議により委任せられたる取締役一名署名す、又郵便局より凡ゆる郵便物、金錢及書類等を受領する爲には、取締役一名の署名と社印の押捺を以て足る。

第四〇條　會社の業務上必要あるときは取締役會は特別の委任狀を有せずして官衙及官吏に對し請願する權利を有し又取締役會は之が爲取締役會の一員又は其他の人に對し、特別の委任狀を以て代理せしむる權利を有す。

第四一條　取締役會は總會の招集を除くの外、取締役會全員の行動を要するときは特別の委任狀を以て取締役會員の一人又は其他の人を代理せしむることを得るも、此場合には取締役會は代理者が執るべき一切の措置に關して會社に對して責任を負ふべきものとす。

第四二條　取役會は必要に應じ、取締役會長の招集により集會す。但し如何なる事情ありとも一箇月一回以上たるを要す。取締役會の決議が有效なる爲には取締役三名（此中には會長又は其代理者を含む）以上の出席を要し、取締役會議は議事錄を作成し會長及出席取締役全員署名す取締役會の決議は多數決による。但し贊否同數なるときは會長之を決す。若し問題の議決に際し二以上の意見發生し何れも多數の贊成を得ざるとさは之が解決はソウエートに移す。又若し取締役會員が同會の決議に不同意なるとき其旨を議事錄に記入することを要求したる場合は、成立せる決議に對し責任を解除せらる。

第四三條　取締役會員は本定款に於て指示せる法令竝に總會、ソウエートの決議に基き其職務を行ふ。而して萬一越權行爲、怠慢若は前期の法令又は決議に違背せるときは法律の定むる處に依り處罰す。又取締役會員は株主總會の決議に依り任期終了前之を更迭することを得。

第四節　監査役會

第四四條　監査役會は總會にて（株主の代表者として）或は株主以外の者にしてソウエート取締役會、其他選擧或は任命に依り代理せらるゝ會社の職にあらざる者の中より二箇年の期間を以て三名を選擧す。監査役會員の缺員又は職務執行不可能となりたる場合に備ふる爲、總會は其候補者一名を選擧す。監査役會員の報酬は總會

之を定む。

第四五條　資本の五分の一以上を占むる少數派株主は、其中より監査役會員一名の選擧を要求することを得、此場合には他の監査役會員及其候補者の選擧に參加する權利を喪失するものとす。

第四六條　監査役會の任務は左の如し。

(イ)　取締役會の年報、營業期間に於ける會社の金庫財産を自己の見解に依る方法、或は資料に基き檢査すること

(ロ)　會社次年度の豫算及計畫の下檢査

(ハ)　會社の凡ゆる事務及計算の一般檢査

第四七條　取締役會は監査役會に對し同會の盡すべき任務遂行上必要なる援助をなす義務を有す。

監査役會は會社全財産を所在地に於て檢査及點檢し、既成業務及支拂濟支出金の檢査を爲すことを得。

第四八條　監査役會は總會開會一箇月前に取締役會の作成したる年報、貸借對照表、金庫、資本金竝報告に關係ある帳簿、勘定書、證書類及取締役會の業務全般の檢査を開始する義務を有す。營業報告、貸借對照表の檢査後監査役會は、其意見を付して取締役會に送致し、取締役會は其說明書を付してソウエート及總會の審議に付す。

第四九條　監査役會は決議と監査役會員の少數意見とを記入せる會議の議事錄を作成する義務を有す。此等議事錄及報告、議事錄以外の意見は其謄本を取締役會に送致すべく、役締役會は自己の釋明を付してソウイエト及最近開かるべき總會の閲覽に供すべきものとす。

第四章　會社の營業報告、利益金の分配及配當金の交付

第五〇條　會社營業年度は十月一日より九月三十日迄とす。但し例外として第一回決算期は會社創立の日より前記最終日迄、少くとも六箇月の時日あるときは九月三十日迄とし、若し六箇月に足らざる時は次年の九月三十日迄とす。

取締役會は定時總會の檢閲に供し、其承認を求むる爲前年度の詳細なる營業報告及貸借對照表を作成す。年報及貸借對照表は營業年度滿了後三箇月以内に作成すべし。尤も右期間の延長は公開報告に關する規則に規定せられたる手續に依り許與せられ報告、貸借對照表の印刷物は、定時總會開會二週間前本社に之が受領方を申出づる株主全部に分配す、又同期日より本社の營業時間中勘定書證書類及報告又は貸借對照表に關係ある附屬書類と共に取締役會の帳簿を株主の閲覽に供す

第五一條　會社の報告は公開報告の義務ある企業の爲に、法律に定められたる規定に依り作成す。

第五二條　報告及貸借對照表は總會の承認を經たる後關係法令の規定に依り該官衙に提出すべし。貸借對照表及損益計算書は公開規定に依り公告す。

第五三條　報告が總會の承認を經たるときは、左記の基礎に依り利益を分配す。

特權株主には會社の總決算より生ずる結果如何に拘らず、地方機關（支店）の決算に從ひ該當地方輸出業の成績に依り擧げ得たる利益の歩合を此等特權株主との協定（本定款第七條）に依り定まりたる率に依り第一順位に配當す。

會社總決算より得たる殘餘利益金より左の通控除す。

(イ)　準備金として二〇%

(ロ)　勞働者及勤務員の生活改良費

(ハ)　會社傍係企業の擴張及其機械化の爲に豫定せられたる特別資金の創設五%

(ニ)　其他の法律或は株主總會にて定めたる控除額

殘餘の利益は株主總會に於て決せる株式に割當る一定率の控除金（配當金）として全株主（特權及普通株主）に分配す。

第五四條　準備金の控除は資本の半額に達する迄繼續す。準備金は年度貸借對照表に依り明示せる會社營業上の缺損塡補に充當するものとす。

準備金は法律の規定に依り保管す。

若し準備金が資本の半額に達したる後、其全部又は一部を損失塡補の爲支出したる時は再び全額に復舊する迄控除を開始す。

準備金の支出は總會の決議に依り之を行ふ。

第五五條　會社は建築物、機械類、器具、家財、工場、引込線、船舶其他よりなる財産の原價償却資金へ歩引の方法に依り之を行ふ。

原價償却資金の創設及之が支出手續は現行法律に從ひ株主總會之を定む。

第五章　會社の業務上に於ける爭議の審判、責任及び業務の停止

第五六條　株主間及取締役會員と其他の被選擧會社關係者との間に起れる會社業務に關する凡ての爭議、若し爭議者双方が同意するに於ては株主總會に於て解決し、又は一般裁判手續に依り審理す。

第五七條　會社の責任は其所有財産に限定せらる。

第五八條　會社存續期間は之を定めず、會社の行動は國營株式會社法の規定せる場合と手續とに依り之を停止す。

第五九條　清算開始竝に其終了に關しては、露西亞共和國商業人民委員部に對して申告し、且必要なる公告をなす。

露國の利權（コンセツシヨン）

利權ニ關スル法令

一、利權法（利權ノ一般經濟的竝法律的條件）

露西亞ニ於ケル全世界經濟ノ爲メノ一大原料品供給根據地ヲ復興セシメ且世界大戰ニヨリテ破壞セラレタル露國ノ一般生産力ヲ發達セシムル爲人民委員會議ハ既ニ一個年餘以前ニ工業ノ發達シタル國家ノ技術上ノ力ト物質的資本トヲ誘致スルコトヲ實際上ノ綱領中ニ入レタリ三個年ニ亙リ敵ト武裝的爭鬪ヲ爲スノ必要ニ追ラレツツモ「ソヴイエト」共和國ハ自己ノ努力ト資力トヲ以テ共三個年間ニ於テ破壞セラレタル國民經濟復興事業ニ付著大ナル成功ヲ收メ得タリ然レトモ露西亞生産力ノ恢復ハ同時ニ全世界生産力復興ノ行程ナル處右ハ露西亞ノ天然的富源ノ開發、精製事業ニ付キ外國國家及自治團體的營造物、私的企業、株式會社、組合及勞働者團體ヲ招致スルコトニ依リテ幾倍カ之ヲ促進スルコトヲ得ヘシ而シテ甚タシク原料品ノ缺乏ヲ感スルト同時ニ一面資金ノ剩餘ヲ有スル歐洲諸國及亞米利加合衆國ニアリテハ露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國ノ廣大ナル各州ノ天然資源開發ノ爲一定條件ノ下ニ外國資本ヲ應用セムトノ具體的提案ヲ携ヘテ「ソヴイエト」共和國政府ニ對シ切實ナル提議ヲ爲スニ至レリ

現今「ソヴイエト」政府ハ露西亞ノ森林及土地資源ノ開發（例ヘハ機械的開拓ヲ爲ス爲農耕用空地ノ租借提議）竝各種工企業ノ創設ニ關スル多數ノ具體的利權提議ニ付審議シツツアリ

此共和國ノ生産力竝全世界經濟復興ノ手段ヲ廣ク適用スル目的ヲ以テ人民委員會議ハ左記利權ノ一般經濟的竝法律的條件ヲ公布シ又確實ニシテ信用アル外國會社及團體トノ間ニ締結シ得ヘキ利權ノ物體ヲ擧示スヘキコトヲ決定セリ

第一條　利權者ハ契約ニ定メタル生産物ノ一部ヲ報酬トシテ受取リ且之ヲ國外ニ輸出スルコトヲ得

第二條　特別ナル機械的設備ヲ大規模ニ應用スル場合ニハ利權者ハ商業上ノ特權ヲ附與セラルヘシ（例之、機械ノ調達、大註文ニ關スル特別契約其他）

第三條　利權者ノ危險竝利權事業ニ投下シタル經濟的設備ニ對スル完全ナル補償ヲ確保スル爲利權ノ性質及條件ニヨリ長期ノ利權期限ヲ許與スヘシ

第四條　露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國政府ハ事業ニ投下シタル利權者ノ財産カ國有、沒收又ハ徵發セラルルコトナカルヘキコトヲ保障ス

第五條　利權者ハ露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國領域内ニ於テ自己ノ事業ノ爲勞働者及從業員ヲ雇傭スルノ權利ヲ附與セラルヘシ但勞働法典若ハ勞働者及從業員ノ生活ト健康ヲ保護スヘキ一定ノ勞働條件ヲ彼等ニ對スル關係ニ於テ遵守スヘキコトヲ保障スル特別契約ヲ守ルコトヲ要ス

第六條　露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國政府ハ利權者ニ對シ政府ノ何等カノ處置又ハ命令ヲ以テ一方的ニ利權契約ヲ變更セサルヘキコトヲ保障ス

人民委員會議長
ヴエー●ウリヤーノフ（レーニン）
人民委員會議事務局長
ヴエー●ボンチ●ブルエウイツチ
書記官　エル●フオティエワ
千九百二十年十一月二十三日

二、農業移民ニ關スル勞働國防會議ノ規定

農業移民及再移住ノ利用ニ依リ廣漠タル及邊境ノ地方ニ於ケル農業ヲ合理的形式ヲ以テ振興發展セシムル爲勞働國防會議ハ左ノ通リ定ム

及取引商館

(七)一九一七年以降「ソヴイエト」聯邦ニ於テ又ハ其在外通商代表ト取引シタルコトアリヤ否ヤアラハ其ノ取引商館

(八)企業カ行ハムトスル商事業務ノ精確ナル性質(輸出、輸入若クハ國内商業)、業務ノ場所、取扱ハムトスル貨物機械類、業務ノ程度範圍、資本額及自己ノ計算ニ於テナスヤ又ハ委託賣買ナルヤノ點

(九)國家機關ヲ自己ノ商品販賣ノ代理人ト爲サムト爲サムト欲スルヤ否ヤ若シ欲スルナラハ如何ナル條件ニ於テ之ヲ爲サムトスルヤ或ハ又個人ヲ代理人ト爲サムトスルヤ若シ然ル場合ハ其ノ姓名及住所

(十)以上ノ外企業ノ性質ヲ明カニスル上ニ於テ必要ト認ムル他ノ材料ヲモ添付提出スルコトヲ得

右ノ中(一)及(五)ハ株式會社ノ規約、定款、組合契約其他ノ證據書類ノ寫ニシテ在外當該勞農官憲ノ認證シタルモノ及損益計算書ヲ公告スル企業ニアリテハ認證ヲ受ケタル最近營業年度ノ貸借對照表及損益計算書寫ヲ添付セネハナラヌ

尙右書類ニシテ代理人ヨリ提出セル場合ニハ同人ハ通商代表ノ裏書セル委任狀ヲ提出セネハナラヌ

貿易人民委員部ハ該願書ヲ受理シ此レニ意見ヲ添ヘテ中央利權委員會本部ニ送付シ正規ノ審査ヲ受ケ、許可書ハ一ケ年乃至三ケ年ノ期限附ニテ交付サルルヲ以テ外國商館側ニシテ之ヲ更新セムトセハ期限終了前二ケ月内ニ其旨ヲ貿易委員部ニ出願スルコトカ出來ル而シテ許可期限終了迄ニ回答ヲ受理シナイトキハ右許可書ノ効力ハ回答ニ接スル迄自働的ニ延長セッルルノテアル

斯クテ業務執行許可ヲ受ケタル外國商館ノ許可書ニ指定シアル場所ニ常設代理店、事務所、支店等ヲ置キ其ノ長トシテハ「ソヴイエト」聯邦内ニ定住所ヲ有スル全權代表ヲ駐在セシメナケレハナラヌ而シテ右代表ハ「ソヴイエト」聯邦内ニ於ケル商館ノ業務ニ關シ發生スル一切ノ裁判上及裁判外ノ事項ニ付キテモ商館ヲ代表スノ權限ヲ有スルト同時ニ聯邦内ニ於ケル商館ノ業務上起ツタ一切ノ訴訟事件ニ關シ其ノ住所地ニ於テ代理人トシテ責任ヲ負ハネハナラナイ

斯クノ如ク許可ヲ受ケタ商館ハ代表ヲ駐在セシムル義務以外又聯邦官憲カ現在及將來發令スル一切ノ關係法規ニ從ハネハナラヌコトハ云フ迄モナイ

營業許可ノ効力ヲ失フ場合ハ左ノ通リテアル

(一)許可期限ノ滿了セル場合

(二)商館ニシテ外國ニ於ケル存在ヲ停止セル場合

(三)許可受理後三ケ月以内ニ業務ヲ開始シナイ場合及許可條件ヲ履行シナイ場合

又營業ヲ許可サレタル企業ハ其一切ノ動産不動産(所在地ノ何處タルヲ問ハス)ヲ以テ「ソヴイエト」聯邦内ニ於ケル自己ノ行爲ニ對シ責ヲ負フ、此場合聯邦内ニ存在スル商館ノ財産及營業收入ヲ以テ自己ノ行動ニ關シ生スル請求ニ對シ優先的ニ辨濟スヘキテアル

斯クシテ正規ニ登錄セラレタル外國商館ハ商業議所及商品取引所ノ會員トナル權利ヲ有スルノテアル

尙最後ニ一言シテ置クヘキコトハ右記外國商館ノ他ニ政府ノ批准セル利權契約又ハ特別ノ法令ニヨリ業務執行ヲ許可サルルヲ要シナイノテアル

(一九二三年九月七日附司法人民委員部回令第百七十九號、同年九月十三日附「ソヴイエト」司法週報第三十六號)

第七章　通商條約

一九二四年八月二日迄ニ「ソヴイエト」聯邦カ諸外國ト締結セル通商條約ハ「ソ」瑞典、「ソ」伊及「ソ」波斯ノ三通商條約テアル、其ノ中「ソ」伊條約ハ内容最モ詳細ニシテ相手國ノ人及機關ノ權利、(市民權、入國、出國、營業等ノ權利)貿易ノ條件(關稅輸出入商ノ限定)運送條件(「トランヂット」問題、航海問題)等ノ主要問題カ取極メラレテアル

而シテ此等ノ諸條項ハ(一)最惠主義(居住權、租稅、財産權、裁判構成)(二)平等主義(三)商品及人ニ關スル特權制度(「トランヂット」、利權)ヲ基礎トシ伊露通商條約第三條ニ於テハ「ソヴイエト」聯邦ノ貿易國營制度ニ關聯セル聯邦ノ諸權利ヲ認メテ居ル

最惠國待遇附與ノ宣言サレタノハ之ヨリ先キ獨逸ト結ヘル「ラツパロ」條約ニシテ之ニヨレハ兩國政府ハ双方國民ノ一般的法律上ノ地位竝相互的通商經濟關係ヲ調節スル爲メニ最惠國待遇主義ヲ採用スルコトニ同意ストアル

一九二四年三月十五日附締結サレタ「ソ」瑞通商條約モ全ク之ト同シク其第一條ニ於テ最惠國待遇主義ノ若干變ツタ型ヲ示シテヰル

即チ兩國ハ極力兩國間ノ通商ヲ緩和スルコトニ同意シ兩國間通商ハ相手國現行法律ニ順應シ行ハルルモノトス、兩國間ノ通商ハ他ノ凡テノ國トノ通商ニ對シ課セラレ居ル以外ノ制限又ハ高率ノ稅ニ服セサルモノトストアリ此レニヨリ兩國平等ニシテ且第三國ヨリモ劣ラサル恩惠ニ浴スルト共ニ今後外國人及外國商品ニ適用サルルコトアル可キ制限ハ之ヲ一切容認スルモノト解スルコトカ出來ル

次テ露西亞ニ於ケル無條件的最惠國待遇ヲ各國ニ附與スル例ハ一九〇四年ノ露獨條約第六條及一九〇七年ノ露伊條約第四條ニシテ何レモ特典ヲ無條件ニ遍滯ナク且自働的ニ與ヘテ居ルノテアル

然シ十九世紀ノ後半及二十世紀初期ノ通商條約中ニ於テ用ヒラレタル此ノ無條件的最惠國待遇主義ハ大戰後ハ條件附最惠國待遇主義ノ型ヲトル樣ニナツタカ最近歐洲ノ經濟界カ回復シ世界的工業危機漸次去リ且又國際關係次第ニ安定ヲ見ルニ至ツタ爲メ各國トモニ戰前ノ如ク無條件的最惠國待遇主義ニ後戻リシツツアル摸樣テアル例ヘハ一九二三年ノ米獨條約、米伯(伯拉次爾)及米致(「チエツコ、スロヴアキヤ」)條約ニ於テモ過去約百年間米國ノ國際條約ノ基礎ヲナセル條件附最惠國待遇主義ハヨリ少ク用ヒラレテ居ル

飜テ「ソヴイエト」聯邦ノ通商條約ヲ觀ルニ元來同國ノ國家經濟組織ハ全ク獨得ノモノナルカ故ニ「ソヴイエト」聯邦ノ締結スル通商條約ニハ所謂

目錄制ヲ採用スルヲ主義トシタ

即チ露伊條約ノ如キ其ノ一例ニシテ同條約中ニハ最惠國待遇ヲ適用ス可キ貨物ノ目錄カ附屬シテ居ル

稅關

「ソヴイエト」聯邦ノ稅關事務ノ主要部分ハ一九二四年中頃ヨリ漸ク整理サレ圓滑トナツタカ此レ以前ニ於ケル法規ハ左ノ如クテアル

第一章　稅關事務ノ組織

稅關事務ノ管理ハ一九二三年十一月十二日召集「ソヴイエト」聯邦中央執行委員會第三例會ノ認可セル外國貿易人民委員部ノ管掌スルトコロテアル

於テハ同委員部ノ稅關本局、地方ニ於テハ其ノ地方機關之ヲ行フ(一九二三年法令集第百八號、第一千三十五項)右ノ他外國貿易人民委員部及國稅率委員會ナルモノアリテ新關稅率ノ制定改正竝輸出入禁止品目錄ノ改正等ニ關スル問題ノ審議ヲ司リ財務人民委員部ノ同意ヲ經タル外國貿易人民委員部ノ提議ニヨリ人民委員會議ノ任命スル委員發行「イズヴエスチヤ」紙第百八十一號)及一九二三年三月十日附貿易人民委員部ノ認可セル「稅關管内ニ在ル商品ノ荷受人倉庫内保管竝此等倉庫内商品ニ對スル稅關監視料金ニ關スル」規定(一九二三年三月十日附貿易人民委員部命令第三十四

家機關ノ代表ハ自己機關ノ權限ニ關スル問題ノ審議サルル場合ニハ議決權ヲ以テ招聘セラル(一九二二年二月二十三日人民委員會議令)

次ニ密輸防止ノ爲メニ一九二一年十二月八日附貿易人民委員部(一九二一年法令集第七十九號第六百七十四項)ニヨリ密輸防止中央委員會及區(「ライオン」)委員會創立セラレ其後同中央委員會ハ稅關本局ニ、其ノ區(「ライオン」)委員會ハ地方稅關ニ夫々附屬スルコトトナツタ

第二章　輸出入手續法規

商品ノ輸出入手續ヲ律スル基本法律ハ輸出入品ノ收容、保管及通商ニ關スル一九二〇年十一月十二日附人民委員會議令(一九二〇年法令集第九十四號第五百十三項)(一九二二年十一月二十二日附人民委員會議令ニヨリ改正サル)一九二二年十一月二十九日發行「イギズヴエスチヤ」紙第二百七十號)ニシテ其後幾多ノ新規定乃至追補令カ發セラレテ居ル

例ヘハ商品ノ稅關保管ノ期限及倉庫料竝雜料金ノ徵收手續ハ一九二三年三月十四日附人民委員會議令(同年法令集第三十三號第二百六十四項)ニヨリ又稅關管内ニアル商品ノ荷受人倉庫内保管ハ一九二二年八月二日附人民委員會議令(同月十三日

號）ニヨリ律セラレテ居ル

更ニ輸出入品ニ對スル稅關監視ノ詳細ハ

（一）一九二二年九月一日附貿易人民委員部ノ認可セル「商品ノ境外通關、其ノ返送手續及輸送品用風袋ノ特別通關ニ關スル臨時規定（一九二二年十月十七日附貿易委員部命令）

（二）一九二二年十月三十一日附貿易委員部ノ認可セル「商品ノ輸出入監督」ニ關スル稅關ニ對スル訓令（一九二二年十一月四日附委員部命令）（同訓令ハ同年十一月二十三日附第二百九十九號、一九二三年二月八日附第十九號、同月十四日附十四號同月十五日附第二十八號、同年十一月十二日附第五十一號、一九二四年一月十七日附第六號等貿易委員部命令ニヨリ修正サル）ニ規定セラレテアル

次ニ海路輸入ニ關シテハ一九二三年九月三十日附貿易人民委員部ノ認可セル海路輸入訓令（一九二二年十一月三十日附委員部命令）（一九二三年三月十四日第三十五號、同月二十一日附第四十號同年四月二十七日附第七十三號委員部命令、海路輸入貨物書類ノ發送及受領手續ニ關スル規定一九二四年三月七日附貿易委員部命令第二十五號ー及一九二一年九月十五日委員部ノ認可セル「海船ニ對スル稅關「パスポート」下附手續規定ニヨリ修正サル）ニヨル

鐵路輸入ニ關シテハ一九二二年七月二十日貿易人民委員部カ交通人民委員部ト協議ノ上認可シタル「稅關經由商品ノ輸出入」ニ關スル鐵道訓令ニヨルノテアル、尙同訓令ハ翌年一月十五日附委員部命令第四號ニヨリ若干ノ修正ヲ施サレテ居ル

第三章　郵便小包ノ通關

郵便小包ノ通關ニ關シテハ左ノ如キ法令カ現存シテ居ル

（イ）一九二一年八月二日附外國貿易及遞信兩人民委員部ノ認可シタ郵便小包、信書ノ輸出入ニ關スル規定

（ロ）郵便小包ノ交換條約ヲ結ンテヲラナイ國ヨリノ食料品其他小包ノ料金並發送ニ關スル一九二一年九月三十日附勞働國防會議令（一九二一年法令集第七十號第五百六十五項）

（ハ）一九二一年十月二十日貿易、外務、遞信、三人民委員部ノ認可シタ「右法適用手續ニ關スル訓令」

（ニ）一九二一年十一月十日外國貿易及遞信兩人民委員部ノ認可シタ輸入「郵便物ノ稅關ヨリ郵便局ニ對スル交付手續」ニ關スル規定

（ホ）輸入郵便物ノ通關手續ニ關スル一九二二年五月三十一日附人民委員會議令（一九二二年法令集第三十五號第四百十八項）

（ヘ）一九二二年十一月九日外國貿易、遞信兩人民委員部ノ認可セル「旅客及其ノ携行荷物ノ通關」ニ關スル規定カ設ケラレテ居ル

第四章　旅客荷物ノ輸出入

旅客荷物ノ通關ニ關シテハ一九二二年十月二十三日貿易人民委員部命令第四號ニヨリ若干ノ修正ヲ施サレテ居ル（一九二二年十一月二十三日附貿易人民委員部命令第二百九十八號）（本規定ハ一九二四年六月二十八日附貿易委員部命令第七十二號ニヨリ修正サル

ソヴイエト聯邦在外通商代表

日本（東京）駐剳	ベ・ウエ・アニケエフ
埃國（維納）駐剳	ヴエ・カ・カールスベルク
獨逸（伯林）駐剳	カ・エム・ベツゲエ
希臘（アデン）駐剳	ア・エム・ウスチノフ
丁抹（コーペンハーゲン）駐剳	ア・イ・ベロコフスキイ
伊太利（羅馬）駐剳	ジ・エヌ・ドツセル
中華民國	（一九二九年七月國交斷絕）
ラトヴイヤ（リガ）駐剳	イ・ベ・シエフツエフ
リトワニヤ（コウノ）駐剳	
墨西哥（メキシコ）駐剳	ア・エム・マカル
諾威（オスロ）駐剳	イ・エヌ・エレルドフ
波斯（テイラン）駐剳	ベ・ゲ・ミジワニ
波蘭（ワルシヤワ）駐剳	エム・イ・ヒルソフ
土耳古（アンゴラ）駐剳	ヴエ・ハ・アウスセエム
芬蘭（ヘルシングフオルス）駐剳	ヴエ・テ・トリフオノフ
佛蘭（巴里）駐剳	ゲ・エリ・ピヤタコフ
瑞典（ストツクフオルム）駐剳	エム・エヌ・ミロノフ

エストニヤ（タールン）駐剳　オ・ヤ・オシポフ
チエツコスロヴアキヤ（プラガ）駐剳　イ・エフ・レンスキイ

外國貿易の十ケ年

（ソヴイエト聯邦内外商業人民委員ミコヤン氏の談）

一、外國貿易の獨占は經濟干渉を防遏する手段である

一九一八年四月二十二日にプロレタリヤ獨裁の一つの重要命令が發布された。これは、資本主義の包圍内に社會主義を建設しつゝある我が國の經濟的陣地を新なる指導的高所に築きあぐる所のものである。ソヴイエート政府がこの命令に基いて外國貿易國有化に關する法律を發布したその時から既に十ケ年を經過してゐる。この命令は至極簡單であるが、そのうちには大なる政治的經濟的内容を含んでゐる。即ち、

「有ゆる外國貿易は國有化する。諸外國及び諸外國に於ける個々の商店との各種物資の販賣及び購入の契約はロシヤ共和國の名を以つて之れが全權機關に依つて行はれる。此等の機關以外の、輸出輸入のためにする外國との有ゆる商契約は之れを禁止する。」

生産手段の根本要具の共有化、土地、工業、運輸及び銀行の國有化に關する十月革命の此等の凡ての法令は、社會主義制度を建設する前提であつた。

世界に始めて現はれたソヴエート共和國は、曾にロシヤの地主や資本家等の崩潰しつゝある搾取階級を破碎するのみならず、更に全世界のブルジユア階級との鬪爭に於て社會主義に對する資本主義的絞殺者に打擊を與へつゝ、尙ほ内外の階級的仇敵を防衛しなければならなかつた。赤軍の組織は、外國の軍事干渉からプロレタリヤ獨裁を防禦することを保障した。然し、世界の資本主義及びその代理者たる國内の破碎されたるブルジユア階級の殘存者等は軍事戰線の間隙に乘じ、古い社會を破壞し新しい社會主義的社會の建設をなしてゐる最初のプロレタリヤ國家に對して經濟干渉の戰線を布いた。

四月二十二日に布告された外國貿易の國有化、即ち獨占の形式のうちに組織されたる外國貿易は、富有なる資本主義諸國の經濟干渉に對して建設された要塞である。

二、獨占は蘇聯邦工業化の忠實なる哨兵である

最初のプロレタリヤ革命の敵たる世界的資本主義及び場との有ゆる經濟的交渉を集合化せる外國貿易の獨占は、我が國の若き社會主義的工業の成長を促進せしむるためには最もよい條件である。

外國貿易の獨占は、我が國の工業化の忠實なる哨兵である。この獨占は、世界の如何なる所に於ても見ることの出來ない程の速度を以つて、破壞された工業を恢復し、次いで新工業の建設を促進せしむるものである。

外國貿易の獨占は、我が國の經濟的建設の計畫的根據と社會主義的基礎並びに經濟の獨立不羈とを、世界の資本主義とその市場との干渉及び惡計から防衛する土臺である。プロレタリヤ國家は、世界市場、世界のブルジユア階級、それらの投機、危機、動搖等より生ずる激浪を防止する巨岩を、外國貿易の形式にに於て建設したのである。

外國貿易の獨占は國内の工業化を保護して圓滑ならしむるのみではない、又我が經濟の計畫的根據を世界の資本主義的市場の自然力から防禦するのみではない。更にロシヤ・ブルジユア階級の殘存者たる日毎に衰頽しつゝある個人資本、並に我が農村の富農的要素と外國資本との直接的結合を抑制するものである。

三、外國貿易の獨占は確固である

プロレタリヤ革命の敵たる世界的資本主義及び我が國内のブルジユア階級は、過去十ケ年に亙つて壓迫の手を休めなかつた。然し此等の内憂外患はソヴエート政權の外國貿易獨占を少しも動搖せしむることが出來なかつた。否、却つて、貿易の獨占は組織的に益々鞏固になつて行つた。

要するに外國貿易の獨占は、勘なくも我々が資本主義の包圍のうちにをる間は、又猛烈な階級戰を續行しつゝあるプロレタリヤ獨裁が人間社會の社會主義的改造の途を開拓してゐる間は、決して廢止すべからざるものである。

外國貿易の獨占は、資本主義世界と我が經濟の相互關係を調節する實際的唯一の手段であり、ソ

ヴエート聯邦の經濟的獨立性を防衛する手段である。最高率の關稅も許可主義的貿易制度も、世界的資本から我が國を防ぎ護る力がない。故に或る同志が外國貿易の獨占を緩和してはどうかと提議した時、外國貿易國有に關する命令の作者たるウラヂミル・イリイチ・レーニンは次のやうに言ふた。「此れは最も驚ろくべき誤謬である。如何なる關係政策も、今日の如き帝國主義の時代及び國と國との間に驚くべき貧富の差のある時代には何等の効力を持つことが出其ない」と。

四、獨占に對する資本主義世界の鬪爭

我が國の社會主義發展にとつて外國貿易の獨占は如何なる意義と力を持つてゐるかと云ふことに付ては、我々の敵もよく之を理解してゐる。外國貿易の獨占は、對角線的に異つてゐる二つの經濟組織—ソヴイエト的と資本主義的—の間に行はれる階級鬪爭の特殊な形式であり、外國貿易獨占制度は、富める强大なる諸國に對する鬪爭に於て我々を最もよく武裝せしむるものである。從つて資本主義諸國は絕えず外國貿易の獨占に反對して戰つてゐる。此の資本主義諸國の鬪爭は貿易獨占制度が行はれると同時に始まつたもので、可成り古い歷史を持つてゐる。然し、武力干涉に失敗した資本主義世界は遂には經濟封鎖をも解除して實際的に我々と貿易を行はねばならなかつた。當時、外國とのあらゆる交涉に於て、我々は常に外國貿易の我が形式を法文化し鞏固化することを其任務としたのである。

今日、世界の重要諸國にはソヴエートの通商代表部や貿易機關が設置してある。此等は我が貿易上有ゆる役割を演じ、我々のために大なる經濟的意義となつてゐる。我が國と資本主義諸國との條約に外國貿易獨占の形式が認められてゐるが、これは重大なる我々の勝利である。而して斯る通商條約を結んでゐる國は、ドイツ、イタリー、ノルウエー、スエーデン、ラトウイヤ、トルコ、ペルシヤである。

其他の諸國とは目下交涉中である。然し、通商條約を締結してをらない諸國と雖もその大部分には成が通商代表部が實際的に存在して活動してゐるのである。

外國貿易獨占の制度は、ソヴエート聯邦の社會主義的經濟並に貿易獨占それ自體の利益をも防禦するため、色々な形態のもとに日常猛烈な鬪爭をなさねばならぬ。外國貿易獨占に對する鬪爭の波は、ソヴエート聯邦の外交關係の變化と世界市況の如何に依つて或は鎭靜し或は强大となる。例へば、最近英露關係の決裂後、我々は諸外國に於て我が外國貿易の獨占に對し無數の襲擊を受けた。遺憾なことには、我々と通商條約を締結してゐる諸國に於てさへも此襲擊を受けた。世界のブルジユア階級は外國貿易獨占の廢止若しくは少なくともその緩和を實現せしめやうとする試みを決して棄てない。此等の襲擊は、我々との貿易の非採算的、若しくは支拂の不正確、又は我が國と諸外國との輸出入運用が發展不充分であると云ふために行はれるのではない、何んとなればソヴエート外國貿易が開始されてから以後今日に至るまでソヴエート經濟機關の方から不拂をしたことは一回もないからである。事實斯の如き例は、如何なる富有なる國でも嘗てないことであつて、我が國の如く其契約を立派に果し、實際的にも又法律的にも之を完全に遂行してゐる國が果して他に何處にあるか？ 實にソヴエート聯邦は外國貿易の契約に於て最も信賴の出來る立派な相手方である。これは多年我々と商業關係を有してゐる凡ての國、凡ての會社が信じてゐる所である。

五、獨占に對する鬪爭の諸原因

我が外國貿易の獨占に於て、敵が不滿とする所は次の諸點である。(イ)輸出入業者が、戰前のロシヤに於て、植民地的異常な利益を得て居たのが今はそれが出來ぬこと、(ロ)我等の相手方が特に有利なる商品と思てゐるものでも、我が經濟上輸出若くは輸入に關係を持たないならば、斯る物資の輸出及び輸入は之をなすことが出來ぬこと、(ハ)ソヴエート市場を世界的資本政策の對象に變化することが出來ず、從つて聯邦の經濟を破壞し又は社會主義的建設を破碎することが出來ないこと、(ニ)外國資本がソヴエート聯邦に自由に侵入することが出來ず、從つて、例へば成が石油や滿俺に對する支配權、換言すれば原料や食料の源泉を經濟的に領有することが出來ないこと等である。

而して、過去に於ける外國貿易獨占の破碎及び緩和の運動者は、プロレタリヤ國家政策の此の重大なる問題に於ける我々の陣地の牢固として動かすべからざること及び彼等の企圖の望みなきことを信んぜねばならぬ機會が十分にあつた。例へば最近世界の諸新聞が盛んに唱導した外國貿易反對說、即ち外國貿易獨占を土臺としてソヴエート聯邦と仕事をすることが出來ない、そこでソヴエートの貿易制度に對し、同國と貿易をなしてゐる諸國が特別な協定を締結してこれに對時する必要がある（デモンヂ案）と唱導したけれど見事に失敗に歸した。

此の種の運動を繰り返すことに依つて、外國貿易の獨占を動搖せしむることは出來ない、却つて益々我々の力の緊張と外國貿易獨占の鞏固化に對する我々の奮起を增加せしむるのみである。外國貿易の獨占に對する壓迫の企圖—明かに失敗に運命づけられてゐる企圖を再び繰返せば、此れを唱導し鼓吹する諸國及びその會社は、これまで大なる利益を得てをつたソヴエート聯邦との貿易を擴張することが出來ないのみならず、却つて縮少されざるを得ない。

之れに反して、反ソヴエート的團結に參加することなく、我が國と正規的な條件のもとに商業運用をなしてゐる國や會社は、有利な條件で自己の產物を益々多く提供して利益を獲得してゐる。

六、外國貿易の組織的形式

外國貿易の實行と指導の組織的形式は過去十年間に著しい變化をなしつゝ益々完成されて來た。

一九一八年四月二十二日の命令は、國有化された指導權を當時の商工人民委員部に與へた。其後、軍事共產主義時代に外國貿易の實行權は中央集權化された外國貿易人民委員部の機關に移された。

新經濟政策實施當初からソヴエート聯邦の輸出入取引が急速に恢復を始め、外國貿易人民委員部の事業も擴張されて來た。これと同時に外國貿易と商業運用の調節事業に所要なる組織的變革を行つた。其後、內國の物資取引と外國貿易との間に密接不可分の聯繫のあるのに鑑み、一九二五年十一月十八日の命令に依つて外國貿國人民委員部と內國商業人民委員部を合同せしめ、之れに內外商業の指導權を賦與した。此等の變革をなした結果、目下內外商業人民委員部は、その機關を通じて外國貿易一般の調節をなしつゝ輸出入會社及び通商代表部を經由して外國貿易の運用を實行してゐる。

外國貿易の獨占制度は世界に類例のない新奇なもので我々には參考にすべき何ものもなかつたこと、貿易に取扱はれる物資の複雜多樣なること、各種の鬪爭をなしつゝ貿易を實行することの困難なること等は自ら我々の失敗の原因となつた、殊に外國貿易の開始の初年に於て甚しかつた。

外國貿易獨占制度は—世界市場に進出する、我々の唯一の道であり、我が取引の大なる特質であり、操業の伸縮自在である點に於て—我々のために有利且つ合理的であるにも拘らず、我々は外國物資の購入に際し普通の値段よりも高く支拂ひ、ソヴエート物資の販賣に際し普通値段よりも安く渡すといふ大なる缺點を有してゐる。更に、ソヴエート物資の輸出方面に於ける缺點は、外國貿易の經驗や知識のないこと及適當な活動家のないことのみではない、內國の仕入機關の商品研究と市況順應力の足らないために適當な標準と包裝の物資を供給してくれないことも、我々の失敗に可成りの影響を與へてゐる。

此等の缺點の排除は相當の成績を擧げてゐるが、外國貿易獨占の存在第十一年に入つた今日、我々は尙ほ殘存してゐる諸缺點を完全に排除することに努めなければならぬ。

七、貿易取引の發展

此所に擧げねばならぬ重要なことは、我が國の輸出及び輸入が國民經濟全體の發展速度から著しく後れてゐることである。即ち國內の全經濟が戰前の水準を突破してゐるに拘らず、我が輸出は戰前の約四三%を占むるに過ぎない。此は十月革命の結果國內に於ける生產的及び個人的需要の增加に起因するものである。

戰前の輸出の過半を占むるものが穀物であつたのであるから、今日の如く穀物產出が恢復して居らぬ上に、國內の穀物消費が增加してゐるため、輸出の恢復速度の遲いのも當然と言はねばならぬ。戰前輸出總額は十三億戰前留であつたが、最近の外國貿易取引の消長を示せば左の如くになる。（單位 千留）

年次	輸出 戰前留	輸出 現代留	輸入 戰前留	輸入 現在留
一九二〇	一三九七	—	二八一四六	—
一九二一	三〇一九五	—	二〇八三五	—
一九二二	八一六三	—	二六八七七	—

一九二三	二〇五、八一三	—	一四四、〇五六	—
一九二三—四	三六九、一八八	五三二、六三五	二三三、五三三	四三九、三七二
一九二四—五	三六五、一六九	五五八、六三二	四一五、五〇九	七二三、五〇一
一九二五—六	四七〇、六四八	六七六、六二〇	四六五、一五三	七五六、三三二
一九二六—七	五五八、六一一	七七〇、五四三	四九七、四三四	七一二、六九一

八、重大任務は輸出の擴張

輸出と輸入は、我が國民經濟に於てはまだ僅少の意味を示してゐるに過ぎない。輸出の擴張問題は、石油や毛皮のみが戰前の水準を超過してゐるだけであるから依然として重大問題の一つとなつてゐる。

穀物と亞麻の輸出が著しく縮少されてゐるために外國貿易の取引が十分な額に達してゐない。然し、國民經濟各部門に於ける大規模な建設及び工業化計畫の實現は、他の諸國に於けるとは違つて輸出發展の澁滯と輸入要求の增加を惹起してゐる。故に國內の工業化及び穀物產業恢復の結果が現はれて來なければ、我々は新だなる輸出資源を得ることが出來ないのである。五ケ年計畫案に依れば、我々は五年後に於て我が輸出を殆んど二倍にすることが出來、從つて我が輸入を增加する可能性も出來て來る。然し、當分の內は國內の貨幣資源を考慮に入れつゝ我が輸出入計畫の範圍內に於て輸出入を行はねばならぬ。何んとなれば貿易決濟に於て我々の利益を確保することが出來ないからである。

此等の諸事情、並びに我が外國貿易を行はねばならぬ國際的環境と關聯して大なる意義を有してゐるのは、外國貿易機關の改善、斯業活動家の資格向上、並びに我が國內に於ける社會主義的經濟の迅速なる成長に絕えず利益を齎らすために各國の經濟及び世界市況の變動をより注意深く研究すること等である。

我々は、我々に敵意を有する所の富裕にして且つ多年の經驗に依つて武備せる競爭會社と複雜困難なる鬪爭を行ばねばならなかつた。例へば、デテルリソグ石油會社の如きは我々に對して猛烈なる妨害運動をなした。然し、斯る窮地にありながらも我々は世界の石油市場に於て鞏固なる地位を勝ち得るに至つた。鬪爭は依然として行はれてゐる。こゝに於て、最初の勞働者國家と資本主義的諸國との間に、經濟取引を實行すべき重大なる責任ある任務を課せられてゐる機關、及びその活動家の大る組織化、並に大なる我々の努力を必要とする。外國貿易の成長は、ソヴエート聯邦と資本主義市場との經濟的聯繫の成長そ意味するものである。而して、我々は我が經濟發展に必要なる需要量を考慮して輸出入計畫を樹て以つて此の成長に助勢せねばならぬ。

我々は今や外國貿易獨占の十一年を迎ふるに當り左の二項目の實現に努力せねばならぬ。

一、外國貿易獨占制度に內在する組織上の缺陷を排去し、今日までの經驗を基礎として指導方法を改善して此の制度の完璧を期せねばならぬ。

二、我が工業發展の速度を迅速ならしむる所の輸入を盛んならしむるためには、我が輸出を益々振興擴張せねばならぬ。

外國貿易統計

外國貿易額（佛噸）

輸出	歐洲國境	亞細亞國境	合計
一九二四・二五	五、四七四、三三八	六九四、六二六	六、一六八、八六四
一九二五・二六	七、一二二、九五七	七三三、八六一	七、八五五、八一八
一九二六・二七	八、七九二、三六一	七五八、一六〇	九、五五〇、五二一

外國貿易額（留）

輸入			
一九二四・二五	一、六一三・八〇九	一三〇、八八三	一、八四四、六九二
一九二五・二六	一、三五二、六五六	一九四、六八二	一、五四七、三三八
一九二六・二七	一、六三〇、五三八	二一三、九〇五	一、八四四、四三三

輸出			
一九二四・二五	五〇七、八四四、〇〇〇	六七、四一四、〇〇〇	六七五、二五八、〇〇〇
一九二五・二六	五八九、一二四、〇〇〇	八七、四九六、〇〇〇	六七六、六二〇、〇〇〇
一九二六・二七	六七八、二四〇、〇〇〇	九二、三〇三、〇〇〇	七七〇、五四三、〇〇〇

輸入			
一九二四・二五	六四三、七七二、〇〇〇	七六、一〇九、〇〇〇	七一九、八八一、〇〇〇
一九二五・二六	六七三、六七七、〇〇〇	八二、六五五、〇〇〇	七五六、三三三、〇〇〇
一九二六・二七	六二三、八〇九、〇〇〇	八八、八八二、〇〇〇	七一二、六九一、〇〇〇

輸出入總額（留）

		差引
一九二四・二五	一、二九五、一三九、〇〇〇	一一四四、六二三、〇〇〇
一九二五・二六	一、四三三、九五二、〇〇〇	一七九、七一二、〇〇〇
一九二六・二七	一、四三八、二三四、〇〇〇	十五七、八五二、〇〇〇

歐洲國境通過國別輸出入額（留）

	一九二五—二六 輸出	一九二五—二六 輸入	一九二六—二七 輸出	一九二六—二七 輸入
米國	二五、一〇〇、〇〇〇	一一九、九〇〇、〇〇〇	一七、三〇〇、〇〇〇	一四三、四〇〇、〇〇〇
獨逸	一一一、〇〇〇、〇〇〇	六七三、二〇〇、〇〇〇	一六七、三〇〇、〇〇〇	一五七、七〇〇、〇〇〇
英國	一八七、一〇〇、〇〇〇	一二五、四〇〇、〇〇〇	一九七、五〇〇、〇〇〇	九七、一〇〇、〇〇〇
墺地利	—	一六、八〇〇、〇〇〇	—	一五、六〇〇、〇〇〇
白耳義	一八、六〇〇、〇〇〇	一、九〇〇、〇〇〇	一三、二〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇
チエツコスロワキヤ	五〇〇、〇〇〇	一八、一〇〇、〇〇〇	二、二〇〇、〇〇〇	一〇、八〇〇、〇〇〇
丁抹	一〇、四〇〇、〇〇〇	一、七〇〇、〇〇〇	九、九〇〇、〇〇〇	九〇〇、〇〇〇
埃及	二、九〇〇、〇〇〇	二六、六〇〇、〇〇〇	五、九〇〇、〇〇〇	二〇、八〇〇、〇〇〇
エストニヤ	一七、〇〇〇、〇〇〇	六、五〇〇、〇〇〇	六、九〇〇、〇〇〇	三、六〇〇、〇〇〇
芬蘭	四、五〇〇、〇〇〇	一四、七〇〇、〇〇〇	一〇、五〇〇、〇〇〇	一七、七〇〇、〇〇〇
佛國	三九、八〇〇、〇〇〇	一九、〇〇〇、〇〇〇	五四、一〇〇、〇〇〇	二一、七〇〇、〇〇〇
和蘭	二一、一〇〇、〇〇〇	六、八〇〇、〇〇〇	二三、二〇〇、〇〇〇	四、九〇〇、〇〇〇
伊太利	三三、五〇〇、〇〇〇	二三、二〇〇、〇〇〇	三七、七〇〇、〇〇〇	三、二〇〇、〇〇〇
ラトウイヤ	六三、五〇〇、〇〇〇	四、四〇〇、〇〇〇	五七、四〇〇、〇〇〇	一、六〇〇、〇〇〇
波蘭	三、一〇〇、〇〇〇	九、二〇〇、〇〇〇	一九、五〇〇、〇〇〇	一三、一〇〇、〇〇〇
瑞典	三、三〇〇、〇〇〇	二〇、四〇〇、〇〇〇	六、二〇〇、〇〇〇	一一、八〇〇、〇〇〇
其他諸國	四七、七〇〇、〇〇〇	八六、九〇〇、〇〇〇	四九、四〇〇、〇〇〇	九九、八〇〇、〇〇〇
合計	五八九、一〇〇、〇〇〇	六七三、七〇〇、〇〇〇	六七八、二〇〇、〇〇〇	六二三、八〇〇、〇〇〇

歐洲國境通過輸入品目及重量と價格

品目	一九二五—二六 佛噸	一九二五—二六 留	一九二六—二七 佛噸	一九二六—二七 留
綿花	八五、六〇〇	一〇四、四五〇、〇〇〇	一四八、一〇〇	一二〇、六五一、〇〇〇
工業機械	三六、〇〇〇	四三、三九七、〇〇〇	六六、八〇〇	六九、五七六、〇〇〇
鐵以外金屬類	五二、一〇〇	二八、六五三、〇〇〇	八五、八〇〇	四四、五三二、〇〇〇
皮革	三四、六〇〇	四一、五八六、〇〇〇	五〇、二〇〇	三七、六五〇、〇〇〇
羊毛	八、九〇〇	三一、四四八、〇〇〇	一一、七〇〇	三五、三三三、〇〇〇
茶	一六、三〇〇	二〇、三四七、〇〇〇	一四、四〇〇	二〇、五五二、〇〇〇
紙	一四一、三〇〇	二七、五〇六、〇〇〇	一〇三、三〇〇	一七、三一一、〇〇〇
毛絲	二、〇〇〇	一一、四五九、〇〇〇	二、八〇〇	一三、一七九、〇〇〇
農業機械	六四、二〇〇	三一、二五六、〇〇〇	二八、五〇〇	一二、八五五、〇〇〇
製革材料	六五、六〇〇	一〇、七八六、〇〇〇	六九、五〇〇	一一、六七八、〇〇〇
鐵類	五四、一〇〇	九、九一八、〇〇〇	七七、五〇〇	一〇、七四二、〇〇〇
染料	五、二〇〇	一五、七三七、〇〇〇	三、八〇〇	一〇、一八九、〇〇〇
パルプ	七九、三〇〇	八、一三四、〇〇〇	八六、五〇〇	八、五二八、〇〇〇
トラクター	一六、二〇〇	一一、四九六、〇〇〇	九、八〇〇	八、〇七四、〇〇〇
自動車	六、一〇〇	一二、七九二、〇〇〇	四、四〇〇	六、二二〇、〇〇〇
石炭	三〇六、一〇〇	三、三七五、〇〇〇	四七一、六〇〇	五、二一二、〇〇〇
サーヂン	一九、三〇〇	二、〇四六、〇〇〇	三六、五〇〇	三、一三〇、〇〇〇
綿絲	七、一〇〇	一七、五一六、〇〇〇	七〇〇	一、九七二、〇〇〇

綿布	一〇、九〇〇	三八、三六九、〇〇〇	一〇〇	三八七、〇〇〇
其他	三四一、〇五六	二〇四、四〇六、〇〇〇	三五八、五三八	一八六、〇五八、〇〇〇
合計	一、三五二、六五六	六七三、六七七、〇〇〇	一、六三〇、五三八	六三三、八〇九、〇〇〇

歐洲國境通過輸出品目及重量と價格

	一九二五—二六 佛噸	一九二五—二六 留	一九二六—二七 佛噸	一九二六—二七 留
穀物類	二、〇四八、〇〇〇	一五六、〇一一、〇〇〇	二、二二六、八〇〇	二〇四、九七〇、〇〇〇
油類	一、四三二、八〇〇	六九、四八七、〇〇〇	二、〇〇五、一〇〇	八二、八一三、〇〇〇
毛皮	二、〇〇〇	六三、二三〇、〇〇〇	二、七〇〇	八〇、三一九、〇〇〇
材木	一、六六六、七〇〇	五二、〇三〇、〇〇〇	二、一三三、二〇〇	七〇、二六三、〇〇〇
バター	二七、二〇〇	三二、八五〇、〇〇〇	三〇、三〇〇	三四、二二四、〇〇〇
卵	四一、四〇〇	二三、六二九、〇〇〇	五八、六四八	二八、九五四、〇〇〇
マンガン鑛	六七三、〇〇〇	二一、二八五、〇〇〇	七八四、七〇〇	二四、〇九〇、〇〇〇
油粕	四〇〇、一〇〇	二三、六七三、〇〇〇	三四五、九〇〇	二二、二五一、〇〇〇
亞麻及屑	六九、六〇〇	四四、七三三、〇〇〇	四一、八〇〇	一九、二六六、〇〇〇
腸詰	二、五〇〇	九、二八〇、〇〇〇	二、八〇〇	九、六六四、〇〇〇
砂糖	一、三〇〇	一七六、〇〇〇	六九、六〇〇	九、一二四、〇〇〇
鳥類	四、二〇〇	二、九三七、〇〇〇	九、三〇〇	七、一一二、〇〇〇
豚毛	一、五〇〇	一〇、二七九、〇〇〇	一、二〇〇	六、七〇九、〇〇〇
種子	一四一、八〇〇	一四、一八一、〇〇〇	三一、六〇〇	四、一五二、〇〇〇
魚卵	二、九〇〇	五、三三一、〇〇〇	一、二〇〇	三、五〇二、〇〇〇
大麻	七、〇〇〇	二、二九七、〇〇〇	一、三〇〇	二五八、六〇〇
其他	六一〇、一五七	五九、七二七、〇〇〇	一、〇四六、七一三	七〇、五七九、〇〇〇
合計	七、一二三、九五七	五八九、一二四、〇〇〇	八、七九二、三六一	六七八、二二〇、〇〇〇

亞細亞國境通過國別輸出入額（留）

	一九二六—二七 輸出	一九二六—二七 輸入
波斯	四三、二七七、〇〇〇	三八、四三九、〇〇〇
支那	一八、六七四、〇〇〇	二〇、八八七、〇〇〇
日本	一一、四九二、〇〇〇	三、〇八三、〇〇〇
蒙古	四、六三三、〇〇〇	七、五五三、〇〇〇
米國	五、九二九、〇〇〇	二、二二八、〇〇〇
アフガニスタン	三、四三三、〇〇〇	三、九〇六、〇〇〇
英國	一、一五五、〇〇〇	三、九九六、〇〇〇
獨逸	一、八三〇、〇〇〇	三、八三〇、〇〇〇
其他諸國	一、八九〇、〇〇〇	四、九〇六、〇〇〇
合計	九二、三〇三、〇〇〇	八八、八八二、〇〇〇

一九二七—二八年度外國貿易

一、概況

一九二七—二八年度の蘇聯邦の外國貿易は輸出七億七千三百九十萬留、輸入九億四千四百七十萬留、合計十七億千八百六十萬留（內對歐國境貿易額十一億五千百六十萬留）に上り、之を前年度の貿易額十四億八千三百二十萬留（輸出七億七千五十萬留、輸入七億千二百七十萬留）に比較し二億三千五百四十萬（一割五分九厘增）を增加せりと雖、其貿易尻は却て一億七千八十萬留の入超に終つた。革命後逐年漸減の步調を辿り來たる穀物輸出は、前年度迄は辛じて其頽勢を維持し得たるも俄然激減し遂に三千八百萬留臺に低下し、輸出貿易より殆ど其姿を沒せんとしたる一九二七—二八年の外國貿易は、蘇聯邦現下狀態を最も善く反映するものである。

元來穀物輸出は外國貿易の樞軸を爲し輸入は唯其輸出に依りてのみ順調な發展を遂げ來りたるものなるが故に、穀物輸出の激減が外國貿易の全般に亘り重大なる變化を齎すに至りたることは當然と謂はねばならぬ。

穀物輸出減少に基因する貿易上のバランス塡補に關する蘇聯邦政府當局苦心の跡は之を貿易統計に徵して明である。即ち工業的農作物、畜產品、動物性產物の輸出は何れも前年度に比較して顯著なる增加を示した。即ち穀物を除外したる農業生產品の輸出貿易額は三億四千三百萬留に達し、前年度に比較して七千九百萬留を增加し、又工業的生產品は三億九千百萬留に上り、前年度よりも九千二百五十萬留を增加せりと雖尙、前記の通り一億七千萬留の輸入超過を見るに至つた。一億七千萬留內外の入超の如き其大部が生產的輸入品なる以上は、一小國の國民經濟に於ても敢て其處置に善處するに難からずと雖、特異の經濟を營む蘇聯邦としては全然趣を異するものありと謂はねばならぬ。蘇聯邦政府當局者は這般の輸入超過はクレヂツトにて輸入したるものなるが故に、直に決濟を爲すことを要せざるものと說明し居れども、現在蘇聯邦の經濟に於て輸入の決濟は正貨の現送に依らざる限りは、輸出か或は外資又はクレヂツトの外なきに鑑み、這般の入超は蘇聯邦經濟の社會主義的建設事業に對して一大暗翳を投じたるものなることは之を否定しがたい。

穀物の輸出激減に伴ふ貿易の逆潮に對する對策としては、穀物以外の農產品及工業製產品の輸出增加となりて現れ居れども、右は未だ穀物輸出上の缺陷を塡補するに足らざるのみならず、是等輸出品の國內に於ける缺乏に想到するときは、這般の輸出が所謂飢餓的輸出と相去る遠からざるものなることを了解し得らるる。

革命前に於ける穀物の輸出は、國民が內に飢へ之を外に輸出したる結果なりとの說の當否は別とするも、今日に於ては一般消費の增進及人口の增加が自然穀物の輸出に影響を及ぼしつゝあることは論を俟たざる處なるも、輸出穀物減少の根本的理由は革命の結果、從來の農業經濟の全機構覆され、生產穀物の大部分を市場に賣出したる大地主及クラークの土地が中農及小農の手に分散せられ其結果農業經濟が市場に最小限度の穀物を搬出することを得るに過ぎざる小農に基礎を置くに至りたる一方、國內の工業化は漸く其緖に著きたるに過ぎざる狀態にあり、從て工業製產品の缺乏は其價格と農業生產品の價格との間に非常なる不平均衡を生じ將又農業生產品中にありても穀價と穀物以外の農產品の價格との開は益々甚しく、彼是相俟て穀物の市場出廻を困難ならしめつゝあり。

由是觀之現在の蘇聯邦の經濟的實狀は假令凶作なく其穀物の輸出は勿論、其他の物資輸出の非常なる發展を期待し難き事態にあるものにして、外國貿易は實狀を反映したるものにして唯一九二七—二八年度は穀物の凶作ありたるが爲這般の現象特に顯著なりしに過ぎず。

社會主義的建設事業は蘇聯邦經濟の生命なる處之が爲には輸入を繼續せざるべからざる次第なるが、輸入は唯輸出に依りてのみ可能なる蘇聯邦の經濟にありて、輸入の目的を達せんとせば新に外國よりクレヂツトを得るか、或は輸出穀物の增加を圖るの二途あるのみである。而して穀物の輸出增進は農業經濟の機構に變更を加ふるか、將又外資又はクレヂツトに依る輸入を以て集團經營主義の農園の發展を促進し、其標榜する新穀物經濟政策の實現を期するの外なき處、此の二問題は今日蘇聯邦の全經濟を覆ふ重大問題にして、此二大問題に關する蘇聯邦の國策の歸趨如何は、軈て其社會主義的經濟建設事業の運命を制するものと謂はざるべからず。今日米國の資本以外叙上の經濟的危機を救ふものなしとの空氣は益々蘇聯邦の內外に漲りつゝあり、又事實此方面に於ける蘇聯邦政府當局努力の跡は之を各種の事象に見ることを得べしと雖、當面の問題としては輸入を抑制し、農村政策並國內の工業化を緩和せざるべからざるやに觀察せらる。

二、最近の外國貿易の趨勢

（單位千留—戰前價格）

年度	輸出	輸入
一九二一—二二	六三、九一六	二七〇、八五六
一九二二—二三	一三三、二四一	一四七、八九二
一九二三—二四	三六九、一八八	二三三、五三二
一九二四—二五	三七〇、八〇五	四一一、三七九
一九二五—二六	四七〇、六〇〇	四六四、五二七
一九二六—二七	七七〇、四〇〇	七二二、七〇〇
一九二七—二八	七七三、九〇〇	九四四、七〇〇

右に付て見るに一九二七年十月一日より一九二八年九月三十日に終る一年間の外國貿易額は、輸

出七億七千三百九十萬留、輸入九億四千四百七十萬留、合計十七億千八百六十萬留に上り、之を前年度の貿易總額十四億八千三百二十萬留に比較すれば一割五分九厘即ち二億三千五百四十萬留を增加せるが、其貿易尻は却て一億七千八十萬留の輸入超過を示した。

而して歐羅巴國境の貿易額のみに付て見るに一九二四—二五年度の對歐國境貿易總額は、十一億五千百六十萬留なりしが、年を追ふて增加し、一九二七—二八年度には十四億五千五百九十萬留に增加せり。輸出入品の內容の變化　輸出入品の內容を革命前と比較し其の間に著しく差異ある事は蘇聯邦の特異なる國民經濟の事情に基因するものである。概言すれば輸入品は器械及裝置器具等工業建設の必需品が輸入の大部分を占め、又直接の消費品の輸入激減し、半製品よりも原料品の數量增加しつゝあり、又輸出品は從來輸出貿易の大部分を占めたる穀物類が逐年漸減の步調を辿りつゝあるが、這般の變動は全貿易の上に顯著なる變化を齎しつゝある。

穀物輸出の減少に基因する貿易上のバランスを塡補すべき努力の跡は、今や漸く輸出貿易統計に現れつゝあり、即ち穀物以外の輸出農產品の金額竝其ヴアラエチイ增加すると共に、工業的製產品の輸出額も亦增加しつゝあるが、此現象は從來輸出貿易の大宗たる穀物の輸出激減し、殆ど輸出貿易より其姿を沒せんとする一九二七—二八年度に於て特に顯著なるものあり而して蘇聯邦の現狀は輸入は唯輸出の增加のみに依りて順調なる發展を遂げ得るものなるが故に、今後は穀物の輸出增加せざる限り、國內工業化に必要なる輸入を抑制するの已を得ざるに至るであらう。

主要なる輸出品目　一九二七—二八年度の輸出貿易總額は七億七千三百九十萬留に上りたるが其內容を檢するに毛皮は一億千九百萬餘留に達し輸出貿易の首位を占め、油及其製品之に次ぎ一億六百九十萬留に上り、又木材は九千二百萬留にして第三位を占め、其他穀類及其製品(五千六百萬留)、綿布類(四千九百萬留)、砂糖三千四百萬留)、鷄卵、牛酪(以上何れも三千九百萬留)、滿俺鑛(千三百萬)、留肉製品(千二百萬)等の順序なるが、其他金額千萬留を超過するものは、家禽及野禽魚產品、獸皮等なるが其の內容左の如し。

三、輸出貿易の狀況(一九二七—一九二八年度)

	數量(噸)	價格(千留)
▲農產品	五九、二一九	三六、五六
穀類生產品		
內譯		
穀粒	三九一、一二四	一九三、五九
豆粕	一九三、四一九	五、三二六
採油用種子	五〇、一八一	三、八五一
牛酪	三、〇二三	八、六二三
鷄卵	八、六〇〇	一六、三五三
家禽及野禽	一六、〇七五	二、四五八
魚產品	二七、〇七五	一六、〇九三
肉製品	三五、六二五	二、〇九七
亞麻(原料及製品を含む)	二七、三六八	三、二七五
大麻(同)	二、四八五	三、三五〇
羽毛	一、三六一	六、五七
動物	—	一〇、六九
毛皮	—	一九、二〇
其他	—	四五、七四
農產品總額	—	二六二、二六
穀粒を除きたる農產品總額	—	二四三、三六三
▲工業製品		
木材	二、八九八、〇七	九二、六三
油製品	二、七七、二四八	一〇八、九七
滿俺鑛	九八、八二	一三、七三
鐵鑛	四二六、四三五	四、三七
石炭、無煙炭、骸炭	四九六、七〇	四、三七
アスベスト	二、一六四	三、一〇九
砂糖	一三三、二五〇	三四、二九
綿布類	—	四九、三六
其他	—	八二、四九
工業製品總額	—	三九二、五九

尙前記輸出總額中、歐洲國境の分のみに付之を大別すれば左の如し。

(單位千留)

	一九二七—二八年	一九二六—二七年
生活必需品	一九七、八六	三六、九七
原料品及半製品	四四、五八〇	三九、五七
動物	三、二六	三、一八
精製品	二〇、二九	六、五四

四、輸入貿易の狀況

主要なる輸入品と一般輸入の特況　一九二七—二八年度の輸入總額は九億四千四百七十萬留に上れるが、前年度に比し一億三千二百六十萬留を增加した。而して輸入品の內容を檢するに原料品及半製品、器械及裝置具大部分を占め、消費品が極度に減少せられたることは前年度と同樣なり。即ち工業上の裝置器具類二億五千五百八十萬留(前年度に比し一億三百萬留增)、原料品は三億八千三百六十萬留(前年度に比し一割七分增)に達し、輸入總額の四割六厘を占め、半製品は一億千七百萬留に達し、又農業用機械及肥料二億千七百萬留(前年に比較し稍減少せるが、國內に於ける農業器械製造の發達に基く)に達した。斯くて工業化に必要なるは總輸入額の八割四分三厘を占め、器械類は蘇聯邦市場は世界の第一位を占むるに至つた。而して僅に其殘餘が一般消費品に充當せられたるに止れるとは如何に蘇聯邦政府當局が、銳意工業建設に努力しつゝあるかを語るものなり。

對歐國境に於ける輸入貿易の內容　對歐國境の貿易額のみに付て見るに設備品、工業及運輸器械類二億四千七百萬留、原料品三億三千萬留、半製品約一億六百萬留、農業用器械器具三千七百萬留等にして、生產的輸入金額は七億二千百萬餘留に達したるに反し、一般工業製品約二千四百萬留等にして、合計九千五百萬餘留に過ぎざること左の如し。

(單位千留)

	一九二七年—二八年	一九二六—二七年
●生產的輸入		
▲工業及運輸用裝置器具	二四七、三〇〇	
▲原料	三三〇、〇三八	
內譯		
棉	一三四、八六五	二三、九九九
羊毛	四二、五八二	一九、三六一
鐵金屬	一五、五五九	一〇、六九
有色金屬	五四、七〇〇	一九、二〇
皮革	三八、五〇六	四五、七四
護謨	二四、〇九七	二六二、二六
其他	一九、七二九	二四三、三六三
▲半製品	一〇五、九四五	四二、五八二
內譯		
精製皮	一九三、五六九	一五、五五九
紙類	五三、三六	一四、九二八
鞣皮	三二、八五一	五、三二六
染料	八、六二三	三、八五一
其他	四〇、四六二	四二、五八二
▲燃料	一六、三五三	一〇、六七
▲農業用輸入品	二、四五八	二、四五八
內譯		
農業用器械類及トラクター	二七、〇七五	一六、〇九三
其他	二、四五八	二、四五八
生產的輸入總額	三三一、一二六〇	二三、九九四
●需要品の輸入		
▲生活必需品	三、〇一六	九二、六三
內譯		
乾果	一三、七二九	一〇八、九七
米	一四、七二〇	一三、七三
茶	一〇、九六四	四、三七
鍊蜜柑及レモン	六三、五一八	四、三七
砂糖	六二二	三、一〇九
其他(註一)	三七、三五五	三四、二九
▲一般工業製品	一五、五五九	一〇、六九
其他	五四、七〇〇	一九、二〇
輸入總額	三八、五〇六	四五、七四
	二四、〇九七	二六二、二六
	一九、七二九	二四三、三六三
	一〇五、九四五	二三、九九四

(註一)、大部分は穀物輸入價格。(註二)、本統計數字は多少變更あるべきものなるに付、後掲せる稅關統計に依る八二〇、〇六が實際の輸入價格である。

五、歐洲國境及東方亞細亞國境の貿易額

蘇聯邦政府は對歐國境並東方諸邦中工業の發達せる國(例へば日本)に對しては堅く外國貿易獨占の障壁を嚴守し來れるに反し、彼斯、アフガニスタン、蒙古等の東方諸國に付ては獨占制度を緩和し、特種の通商經濟關係の促進に努め、其貿易額を增加する所あつた。

歐洲國境の貿易　一九二七—二八年度の總輸入額九億四千四百七十萬中八億二千萬餘留、總輸出額七億七千三百九十萬留中六億二千三百八十萬留は歐洲國境(日本を含む)よりの輸出入額に屬した。而して輸出入額とも最多額に上りたるは依然獨逸にして、米國及英國之に次ぐことは左の通りである。

(單位千留)

一九二七—二八年	國名	輸入	輸出
	洲	二九、〇四六	一四
	濠	一〇、四一	七、五九八
	塡地利	四五、二九	一四七、七七
	英國	四八、三五三	七四
	亞國		

アフガニスタン	二三四	—
白耳義	一、二五六	一一、一五六
ブルガリー	〇・一	一六三
ブラジル	四、〇二一	—
ハンガリー	一、三六五	三
獨逸	二四二、〇四〇	一八五、三八四
和蘭	三、九八〇	一六、五八二
希臘	一五七	五、四五八
丁抹	一、九七一	九一六
埃及	三二、六〇三	九、四八八
印度	二四、九五七	三、九六五
アイルランド	一	—
西班牙	二、四三八	一一、一二三
伊太利	九、一四〇	二五、八二七
加奈陀	一一、三八六	—
支那	二一、三九六	三
ラトビヤ	五、七五九	七九、九一六
リトビア	二九四	一、三〇五
メキシコ	二四三	三
蒙古	八八	—
ニユージランド	五六四	—
ノールウエイ	四、九六一	二、三六三
彼斯	五、三九七	一、〇一四
波蘭	六、九二六	四、九三六
ポルトガル	八三九	—
ルーマニア	三五四	七〇九
米國	一八一、五〇五	二三、〇五六
土耳其	一三、〇四九	一四、〇七一
フインランド	一六、四六九	七、四八七
佛蘭西	三五、三一七	四〇、五四九
シロン	四、六九六	—
チエツコスロヴアキア	一七、二三〇	三、七四五
瑞典	一、〇一六	一〇
瑞西	一五、九一六	三、四七五
エスニトニー	二、六七五	四、八五一
ユゴスラビア	一三〇	一
日本	一、二五二	五一
其他	八、八九〇	二、五八〇
總計	八二〇、〇八六	六三五、八四一

六、極東露領外國貿易

極東露領に於ける一九二七—二八年度（自一九二七年十月一日至一九二八年九月三十日）外國貿易は輸入千八百九十二萬六千留、輸出二千四百八十八萬九千留であつた。之を前年度に對比すれば輸入六四%、輸出一八%、輸出入總計三四%の增加を示して居る。更に之を重要輸出入品に付見るに輸入方面では食糧品九一%、化學品六四%、金屬製品七二%、紡績品五二%と殆ど全般的に激增を見たるに反し、輸出方面では食糧品四四%、木材三七%、鑛物燃料二二%と僅な增加を見、金屬製品は三六%の減少を見た。

右の如く輸出の比較的不振なりしは爲替資金の罐乏せしと、輸出品中の大宗たる木材及魚產物に對する日本市場の購買力減少及魚類（鱒）に對する國內需要の增加等に基因する。尙同年度の積類別輸出入額左の通り。

（單位は千留）

▲輸入類別	前半期	後半期
食糧品	三、四八六	四、七四一
畜產物	六〇一	七一六
化學製品	三一二	三七七
金屬製品	二、二九二	二、〇七七
紡績品	一、九三七	一、二〇二
其他	六九七	四八九
▲輸出		
食糧品	二、二五六	二、七〇七
畜產物	三、一七九	二、五六五
木材	四、五〇六	五、〇五八
金屬	八四三	六八八
鑛物燃料	一、七三六	一、〇一九
其他	六八	二六五

次に極東路に於ける仲繼貿易の狀態を見るに浦潮港經由輸出貨物は百二十八萬八千百六十七噸、輸入貨物は五萬六千六百二十五噸にして、前年度に比し輸出は一二%、輸入は一三%の增加を示して居り、又極東露通過東支鐵道に依る。輸出貨物は十七萬二百三十三噸、輸入は十五萬七千四百二十四噸にして、前年度に比し輸出二八%の增加、輸入一五%の減少を見た。

尙詳細左の如し。

（單位噸）

摘要	前半期	後半期
浦潮港經由輸出貨物	九二一、三一八	三七六、八四九
其中		
大豆	五九八、四〇七	二三七、九五五
豆粕	二二五、八二四	一〇八、一八五
浦潮港經由輸入貨物	二〇、〇二三	三六、六〇二
極東露經由東支鐵道に依る通過輸出貨物	二〇、〇二三	八五、八七八
東支鐵道に依る極東露經由通過輸入貨物	八八、六四五	六八、七七九

一九二八—二九年度上半期貿易表

（歐羅巴國境通過の分）

輸出

種別	一九二八年—二九年度上半	一九二七年—二八年度上半
穀類	二五、二八六、〇〇〇留	四五、五〇八、〇〇〇留
牛酪	八、一九九、〇〇〇	九、一四七、〇〇〇
生卵	一二、二三四、〇〇〇	一三、四九四、〇〇〇
死鳥	一〇、七六七、〇〇〇	一〇、〇四二、〇〇〇
魚肉	五、九三一、〇〇〇	五、四五〇、〇〇〇
肉類	一二、六四五、〇〇〇	九、六八一、〇〇〇
亞麻	二五、一〇五、〇〇〇	一七、二三一、〇〇〇
毛皮	四六、三四一、〇〇〇	五三、〇〇七、〇〇〇
第二級農產品	三一、二四二、〇〇〇	二六、四八三、〇〇〇
農產品小計	一八九、五七一、〇〇〇	一九九、〇五八、〇〇〇
木材	三八、〇一五、〇〇〇	二三、七五五、〇〇〇
原油	五二、九四二、〇〇〇	三九、四三五、〇〇〇
滿僚鑛	七、一一七、〇〇〇	五、六四五、〇〇〇
第二級工業品	三九、八八九、〇〇〇	二六、二三九、〇〇〇
工業品小計	一五一、二二〇、〇〇〇	一〇一、五三〇、〇〇〇
合計	三四〇、七九一、〇〇〇	三〇〇、五八八、〇〇〇

輸入

種別	一九二八年—二九年度上半	一九二七年—二八年度上半
工業機械	九七、三六六、〇〇〇留	一二〇、〇四六、〇〇〇留
原料	一一七、一九四、〇〇〇	一二四、八九八、〇〇〇
內譯		
棉花	三五、八三六、〇〇〇	四一、九九九一、〇〇〇
絨毛	二三、四八六、〇〇〇	二二、七八九、〇〇〇
有色金屬	一七、三三九、〇〇〇	二〇、一一一、〇〇〇
半加工品	三九、四二四、〇〇〇	五〇、九四五、〇〇〇
農業用機械	二九、七三八、〇〇〇	一九、〇六七、〇〇〇
生產用輸入小計	二八三、七九七、〇〇〇	三一五、三〇四、〇〇〇
食糧品	一四、一八二、〇〇〇	二三、一八七、〇〇〇
工業製品	九、九六六、〇〇〇	一二、五七八、〇〇〇
消費用輸入小計	二四、一三八、〇〇〇	三五、七六五、〇〇〇
合計	三一〇、五七〇、〇〇〇	三五二、三六七、〇〇〇
輸出入合計	六五一、三六一、〇〇〇	六五一、九五五、〇〇〇
バランス出超	三〇、三二一、〇〇〇入超	五一、七七九、〇〇〇

一九二九—三〇年度の外國貿易計畫

一、計畫第一年目に於ける成績

五ケ年計畫の第二年目に於ける一九二九—三〇年度對外貿易の豫想は、極めて興味ある問題である。現在に於て我々は、計畫第一年目の成績を批判するに足る材料を整理せんとするものである。本年度七ケ月間に於ける輸出額は五億五千三百五十萬留（ヨーロッパ國境通過八ケ月間、亞細亞國境方面は七ケ月間）であり、前年度に對して一〇・二パーセントの超過を示してゐる。ヨーロッパ國境方面よりの輸入は、一三・二パーセントの增加である。輸出計畫は、販賣契約の成立經過に關する數字によつてそれを判斷し得る如く、遂行せらるるであらう。又輸入に關しても、それが多少は最初の計畫の豫想額を超過するとしても同樣に、大過なく遂行せらるゝであらうことは言ひ得るのである。五ケ年計畫の第一年に於ける成績は、實行上に大なる、そして緊張せる活動が必要とされたとは云へ、豫定數字の正確さを立證する。

二、來年度査定數字

來年度に對する査定數字は、五ケ年計畫の前途の道標となる。一九二九—三〇年度に於ける査定數字の編成は、國家の輸出的富源の重要性と、將來の對外貿易分野に於ける廣汎なる可能性を、立證する通商人民委員部の豫測に據れば、一九二九—三〇年度に於ける貿易額は五ケ年計畫による同年度の豫定數字を超過するに違ひない。その輸出超過額は二・四パーセントと豫測されてゐる。

最高國民經濟會議の輸出に關する査定數字は數字的に著しき增加を示してゐる。最高國民經濟會議の査定數字によれば五ケ年計畫のそれを超過すること次表の通りである。

種別	五ケ年計畫	査定數字
木材類	一〇〇	一三一、〇
食糧品	一〇〇	一〇〇、六
鑛物類	一〇〇	一〇七、二
一般工業製品	一〇〇	九八、七
計	一〇〇	一一〇、〇

三、工業及び農業の發達テンポ

工業の著しき發達テンポと相俟つて製造品輸出の總計的比率は六三・二パーセントにまで高上する。(最高國民經濟會議の査定數字)輸出製造品の增加は高度のテンポを示しつゝあり、本年度(八ケ月間)に於ける、それの輸出は三九パーセントの增加である。來年度に於ける輸出製造品に關する査定數字は、本年度に於ける豫定額に比し四二・六パーセントの增加を見るに皆である。

農産物輸出の增加率は、極めて僅かであり、本年度に於ける農産物の輸出は(穀類を除いて)八ケ月間の增加率六パーセントに過ぎない。來年度に於ては、大いに增加の見込みであるが、それにしても、農産物の輸出のテンポは製造品のそれに比して甚だしく劣る。輸出五ケ年計畫によれば、穀類の輸出は、計畫の第三年目から實施されることになつてゐる。食糧品に關する五ケ年計畫の一般的骨子をなすものは國內市場の狀勢である。本八ケ月間に於て、バターの輸出は、五・七パーセント、鷄卵は三七パーセントの數量減である。

一九二九—三〇年度の査定數字には食糧品バランスの緩和、並に適當量の食糧品輸出を認めることが示されてある。査定數字を決定的に討究するに當つて、必要なことは、來年度に於ける食糧品への國內市場の需要及び、輸出上の餘剩高に關する正確なる統計に注意を向くべきことである。收獲の良好なる豫想からしても、査定數字に示された、額以上の輸出額が可能であることを、無視出來ない。

農産物輸出は、その發展テンポが比較的緩漫となるであらう。

國民經濟全計畫に關する統計數字は農産物生産の最大限の成長と保證する方策を豫知すべきである。製造品(工業)の輸出を旺んにし、擴張することとは、一般的に農産物輸出の意義を小にすることではない。蓋し後者が不十分であれば、輸入及び貿易バランスの上に、望ましからぬ結果を招來するからである。之を要するに製品(工業)輸出の擴張、(精製品、半製品輸出の最大限の發展)の必要よりしても、農産物の輸出はあらゆる方法を以つてこれを助長すべきである。全國民經濟計畫の設定に際して貿易のこの方面に向つても、相當注意を拂ふ必要がある。

重要農産物と相並んで、また第二級農産物の調節及び輸出が必要である。本八ケ月間に於ける輸出ヨーロッパ國境通過輸出は二〇パーセント增加した。査定數字は、これが來年度に於ては一層の發展を見越してゐるが、それは現在に於ては、なほ實際的要求に充たないのである。

四、勞働機關の活動

輸出計畫は結局に於て、これが遂行の爲めのあらゆる調節機關及び實務機關の十分なる活動を必要とする範圍に於て、豫定されたものである。

輸出の量的增大は、當然その質的改良を伴ふ。輸出事業の質的分野に於ける問題を具體化することとは必要である。輸出向に製造され、準備された商品の品質改善——即ちそれの荷造、外國市場の狀態、適應した商品の類別、消耗費の節約、受渡しの敏活等々、に關する一般的指令の遂行と相並んで各輸出機關は、自己の計畫(品質に關する)に基いて活動すべきであり。そこには輸出事業の改善に關する、必要缺くべからざる方策が推測されるであらう。國內各地方に於ては、輸出の增加、輸出に關する新事業の建設に就て考慮すべきであり、特に農産物の産地に於てそれが必要である。しかしながら一般の知るごとく第二級農産物の準備事業はなほ活動不充分である。

吾が輸出事業の成長と、世界市場に於けるソウエート商品の總體的比率の高上は、販賣と國外市況の批判問題に對する特別なる注意を要求する。各市場の狀況を報導する經濟通信と相並んで、商業通信及び個々商品の販賣條件の研究が重要であり、輸出機關をしてこの方面に注意を喚起することが必要である。

聯邦國の通商代表は、先づ第一に、その駐在地に於ける經濟狀態研究に對してなほ十分な注意が拂はれてゐない。この間彼等の双肩には、新たなる輸出商品の販賣擴張の爲めの「槌つき人」たるべき使命が負はれてゐる。

五、五ケ年計畫と輸入品

現國際狀勢の下に於ては輸出の量は、輸入の範圍をも制限する。企業の急激な勃興と國民經濟の發達は輸入關係に於ける新たな需要を招來せしめつゝある。來年度に於ては、輸入は本年度の計畫に比し增大する見込みである。本年度八ケ月間に於ける輸入額は五億一千百四十萬留で、昨年度同期と比較して一三・二パーセントの減率を示し。ヨーロッパ國境方面よりの輸入減率一四・三パーセントである。最も著しき減額を見たのは消耗品

であり(約三〇パーセントの減少である)、生産品の輸入減額一二・八パーセント、機械類の二〇パーセントである。前年度(一九二七—二八年度)に於ては、一般の知る如く、機械の輸入は二億五千六百萬留と云ふ超記錄的數字を示したが、右は本年度に於て節限することを得た。本年度に於ける商品注文及び買附額は、昨年同期の額の八〇・八パーセント)に相當する。信用關係(クレジット)の惡調は輸入買附の上にまた機械買附の上に部分的に影響を及ぼしたのである。

一九二九—三〇年度の査定數字は輸出計畫の重要品目に關しては、その增加を見越してゐる。工業及一般的資本建設事業の發達は、機械及び原料品の輸入增加を必要としてゐる。

工業製造品の增加は、輸出資源を擴張し各産業部門に於ける、輸入品を節減するとは云へ、數字的に觀た輸入額は高まりつゝある。それ故に輸出上の資源開發と相並んで、原料品及び國內に於て製造し得る機械類の輸入を節減せんとする方策は最も重要なる意義を持つ。この方面に於て査定數字の研究は尙十分であるとすることが出來ない。利權讓渡の方法による原料富源の擴張及び、製品の增加は輸入商品に對する需要を節減する上に決定的結果を與へることが出來る。

工業原料品の、よりよき且つ、より完全なる利用は、これまた少なからぬ重要な意義を持つ。絨毛精製事業は、細糸羊毛の輸入制限を可能ならしむる。亞麻、大麻を中等、下等の紡績方面に利用することは、これまたその方面に於ける原料品の輸入を節減する。査定數字が、國內富源の最善なる利用と、輸入需要品の節減を當然に豫測すべきであることとは疑ふ餘地がない。

機械に關する輸入計畫に於ても、輸入機械を國內品を以つて代用せんとするに際し吾が製造能力を、これまた豫め十分なる注意を以つて研究すべきである。爲替關係の制限、信用狀態の不利は、我々をして益々、外國製品を自國製品に代へる必要のあることを考へさせる。農村必需品の輸入は、五ケ年計畫に基いて當然增加され、それ等品目の輸入の總體的比率は高まるであらう。

輸入の範圍は輸出の數量と貿易バランスとによつて限定せしめられる。輸出額の增大は貿易バランスの出超を保證し、農村及び其他産業部門に於ける需要が輸入品を以つて滿足せしめられるものでなくてはならない。

對外貿易額は(輸出、輸入を通じて)二十億留を突破しつゝある。かくの如き彤大なる額にある時對外貿易事業の質的改善は、爲替關係に著しき好結果を與へることが出來、また當然與へられるのである。

國營貿易局の組織變更

(昭和四年九月三日附在アレキサンドロフスク佐々木總領事報告)

佐々木總領事の報告

過般偶然の機會に當地ゴストルグが私設會社となりたる旨を聞込、仔細に研究したる處、從來國營なりしゴストルグは客年十月三十一日露西亞共和國商業人民委員部の認可せる定款に依り其組織を改め、合辦組織の株式會社となり居たることを發見せしが、兎も角定款飜譯左の通り。

ゴストルグが組織を變更せしことは、(一)其名稱が國營輸出入商業局ゴストルグ・エル・エス・エルが、國營輸出入株式會社ゴストルグ・エル・エス・エフ・エス・エルに變りたるのみにて、通俗の稱呼ゴストルグは依然何等の變化を見ざりしこと(二)商業局ゴストルグの專業一切を其儘株式會社ゴストルグに引繼き其間營業所、人事等少しも異動なかりし爲、更に氣付たるものなかりしもの如く右に關しては新聞紙も亦沈默し、僅に客年十一月一日發刊エコノミーチエスカヤ・ジーズニ廣告欄に、新設ゴストルグ定款の認可せられたることを揭載せると、同年十二月二十一日の同紙同欄に株式會社ゴストルグの設立登記濟の廣告ある外、新聞紙の記事又は論評なく、其組織變更は全く潛航式に行はれたり。然るに此組織變更が內外商業に及ぼす影響は相當大なるものあるべしと考へられ、當地外務交涉員ウォリフ及前ゴストルグ主任レビーデン等の談話を參照し、後記定款を研究せる結果左の如し。

露國は商業政策　此の關する限り、中央集權主義を捨て、地方分權の實行に移れり。即ち從來は商業國營として商業人民委員部の直營なりしが、新設の株式會社にては露西亞共和國商業人民委員部は、其株式全部の五十一%を所有し(定款第七條)、殘餘の四十九%は地方自治共和國中央執行委員會、縣、州、クライ執行委員會又は個人より募集し、地方機關のインテレストを喚起せしめんと

第五章　會社の業務上に於ける爭議の審判、責任及び業務の停止

第五六條　株主間及取締役會員と其他の被選擧會社關係者との間に起れる會社業務に關する凡ての爭議、若し爭議者双方が同意するに於ては株主總會に於て解決し、又は一般裁判手續に依り審理す。

第五七條　會社の責任は其所有財産に限定せらる。

第五八條　會社存續期間は之を定めず、會社の行動は國營株式會社法の規定せる場合と手續とに依り之を停止す。

第五九條　清算開始竝に其終了に關しては、露西亞共和國商業人民委員部に對して申告し、且必要なる公告をなす。

露國の利權（コンセツシヨン）

利權ニ關スル法令

一、利權法（利權ノ一般經濟的竝法律的條件）

露西亞ニ於ケル全世界經濟ノ爲メノ一大原料品供給根據地ヲ復興セシメ且世界大戰ニヨリテ破壞セラレタル露國ノ一般生産力ヲ發達セシムル爲人民委員會議ハ既ニ一個年餘以前ニ工業ノ發達シタル國家ノ技術上ノ力ト物質的資本トヲ誘致スルコトヲ實際上ノ綱領中ニ入レタリ三個年ニ亙リ敵ト武裝的爭鬪ヲ爲スノ必要ニ追ラレツツモ「ソヴイエト」共和國ハ自己ノ努力ト資力トヲ以テ其三個年間ニ於テ破壞セラレタル國民經濟復興事業ニ付著大ナル成功ヲ收メ得タリ然レトモ露西亞生産力ノ恢復ハ同時ニ全世界生産力復興ノ行程ナル處右ハ露西亞ノ天然的富源ノ開發、精製事業ニ付キ外國國家及自治團體的營造物、私的企業、株式會社、組合及勞働者團體ヲ招致スルコトニ依リテ幾倍カ之ヲ促進スルコトヲ得ヘシ而シテ甚タシク原料品ノ缺乏ヲ感スルト同時ニ一面資金ノ剩餘ヲ有スル歐洲諸國及亞米利加合衆國ニアリテハ露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國ノ廣大ナル各州ノ天然資源開發ノ爲一定條件ノ下ニ外國資本ヲ應用セムトノ具體的提案ヲ携ヘテ「ソヴイエト」共和國政府ニ對シ切實ナル提議ヲ爲スニ至レリ

現今「ソヴイエト」政府ハ露西亞ノ森林及土地資源ノ開發（例ヘハ機械的開拓ヲ爲ス爲農耕用空地ノ租借提議）竝各種工企業ノ創設ニ關スル多數ノ具體的利權提議ニ付審議シツツアリ

此共和國ノ生産力竝全世界經濟復興ノ手段ヲ廣ク適用スル目的ヲ以テ人民委員會議ハ左記利權ノ一般經濟的竝法律的條件ヲ公布シ又確實ニシテ信用アル外國會社及團體トノ間ニ締結シ得ヘキ利權ノ物體ヲ擧示スヘキコトヲ決定セリ

第一條　利權者ハ契約ニ定メタル生産物ノ一部ヲ報酬トシテ受取リ且之ヲ國外ニ輸出スルコトヲ得

第二條　特別ナル機械的設備ヲ大規模ニ應用スル場合ニハ利權者ハ商業上ノ特權ヲ附與セラルヘシ（例之、機械ノ調達、大註文ニ關スル特別契約其他）

第三條　利權者ノ危險竝利權事業ニ投下シタル經濟的設備ニ對スル完全ナル補償ヲ確保スル爲利權ノ性質及條件ニヨリ長期ノ利權期限ヲ許與スヘシ

第四條　露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國政府ハ事業ニ投下シタル利權者ノ財産カ國有、沒收又ハ徵發セラルルコトナカルヘキコトヲ保障ス

第五條　利權者ハ露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國領域内ニ於テ自己ノ事業ノ爲勞働者及從業員ヲ雇傭スルノ權利ヲ附與セラルヘシ但勞働法典若ハ勞働者及從業員ノ生活ト健康ヲ保護スヘキ一定ノ勞働條件ヲ彼等ニ對スル關係ニ於テ遵守スヘキコトヲ保障スル特別契約ヲ守ルコトヲ要ス

第六條　露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國政府ハ利權者ニ對シ政府ノ何等カノ處置又ハ命令ヲ以テ一方的ニ利權契約ヲ變更セサルヘキコトヲ保障ス

人民委員會議長
ヴエー●ウリヤーノフ（レーニン）
人民委員會議事務局長
ヴエー●ボンチ●ブルエウイツチ
書記官
エル●フオテイエワ
千九百二十年十一月二十三日

二、農業移民ニ關スル勞働國防會議ノ規定

農業移民及再移住ノ利用ニ依リ廣漠タル及邊境ノ地方ニ於ケル農業ヲ合理的形式ヲ以テ振興發展セシムル爲勞働國防會議ハ左ノ通リ定ム

第一條　農業移民用トシテ東南地方及「ウオルガ」沿岸ニ於テ國有地二十二萬「デシヤチン」ノ割當方ヲ農務人民委員ニ委任ス

第二條　農業移民ノ許可及土地給與ノ必須條件トシテ事業計畫及經營ヲ保障スルニ足ル額ノ移民用資本(基本及營業資金)ノ輸入ヲ要ス輸入資本ノ額及形式ハ契約ニ依リ之ヲ定ム

第三條　移民ニ對スル土地等ハ契約ニ依リテノミ之ヲ與フ但シ「ソヴイエト」露國人民ト同樣ニ負擔スヘキ租稅及課金ノ外所定ノ租借料ヲ徵收ス右料金ヲ以テ特別協議ニ依リ特殊ノ農業改良ノ手段(家畜交尾所農具貸借所及精穀所ノ設置)ヲ爲サシム

第四條　農業移民ノ團體及組合ノ旅費及居住經費ハ自辨タルヘシ國家ノ負擔ハ土地割當ニ要スル諸經費ノミトス

第五條　農業移民ニ對シ左記特典ヲ與フ

(イ)從業人員ノ移送、農業用屬具等ノ輸送ニ關シ內國移民ノ爲制定セラレタル現行鐵道賃率ニ基ク特典

(ロ)內國移住民ト同樣ノ食糧稅公役稅及兵役ニ關スル特典

(ハ)關稅ニ關シテハ自家用生產用具農業用家畜及器具種子肥料及家具家什等ニ對シ立法手續ニ依リ定ムル特別訓令ニ依ル

第六條　農業移民ノ移動條件ヲ調節シ輕減スル爲左ノ通定ム

(イ)農務人民委員ハ勞働國防會議附屬農業工業移民調節委員會經由ニテ農業移民ニ割當ツヘキ土地、事業等ニ關シ右讓渡ノ條件事業計畫ニ要スル資本額等ヲ露國技術的援助會ニ報告スヘシ

(ロ)移民團體及組合ノ代表(ホダギイ)ハ事業狀態ノ實地調査竝移民旅行及土地受領準備ノ爲土地及事業ヲ豫メ視察スルコト

勞働國防會議長代理　ア・イ・ルイコフ

同　書記　エル・フオーテイエワ

莫斯科「クレムリン」千九百二十三年二月二日

三、「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦中央利權委員會官制

「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦人民委員會議ハ千九百二十三年三月十八日附全露中央執行委員會及人民委員會議命令ヲ廢止シ左ノ通リ相定ム

第一條　聯邦人民委員會議ニ附屬シテ中央利權委員會ヲ設置ス

第二條　中央利權委員會ハ聯邦人民委員會讓ノ任命スル委員長及委員(複數)ヲ以テ之ヲ組織ス

第三條　中央利權委員會ハ左ノ事項ヲ管掌ス

(イ)「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦領域內ニ於テ商業上其他ノ經濟的活動ヲ爲ス爲外國資本及勞力ヲ誘引シ且之ヲ許容スルコトニ關スル一切ノ事務ノ一般的指揮

(ロ)一般法規ノ除外例ヲ認ムル總テノ利權其他ノ契約締結ニ關スル交涉ノ處理及指揮

(ハ)本法ニ基キ作成シタル總テノ利權契約案及千九百二十三年四月十二日附人民委員會議令ニ基キ中央利權委員會ニ提出シタル自治團體ノ企業ニ關スル利權契約案ヲ關係官廳代表者ヲ參加セシメテ審査スルコト

(ニ)國內商業委員部ヲ參加セシメテ左ノ事項ヲ審査スルコト

一、外國資本ノ參加ヲ以テ設立スル株式會社ノ定款案

二、利權契約ニ基キテ設立セラレ若ハ一般法規ノ除外例ヲ認メラルル株式會社ノ定款案

三、外國株式會社、組合其他ノ提出シタル「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦領域內ニ於ケル業務執行認可決議

(ホ)利權契約案竝(ニ)ニ記載シタル株式會社ノ定款案及外國商館ニ對スル聯邦領域內ニ於ケル業務執行認可ニ關スル決定案ヲ認可ヲ得ル爲聯邦人民委員會議ニ提出スルコト

備考一　外國商館ニ對スル聯邦內ニ於ケル商事業務執行認可ニ關スル中央利權委員會ノ決定ニシテ該委員會ト勞働國防會議附屬內國商業委員會及外國貿易部トノ間ニ於ケル相互協定ニヨリ採決セラレタルモノナルトキハ之ヲ最終的ノモノトシ人民委員會議ノ認可ヲ受クルコトヲ要セス

備考二　中央利權委員會ノ管掌事項ニ關スル決定ニシテ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ニ於ケル外國船舶ニヨル大小沿岸貿易許可ニ關スルモノハ該委員會ト聯邦交通部及外國貿易部トノ間ニ於ケル相互協定ニ依リ採決セラレタルモノナルトキハ之ヲ最終的ノモノトシ人民委員會議ノ認可ヲ受クルコトヲ要セス

(ヘ)締結セラレタル利權契約上ノ義務履行ヲ管理スル特別官廳ヲ指揮監督スルコト

(ト)契約ヲ管掌スル一切ノ官廳ヲシテ總テノ必要ナル報告ヲ提出セシメ及契約ノ實施ヲ妨害スヘキ原因除去ノ手段ヲ講セシムルコト竝利權者カ契約ニ違反シタル場合ニ於テ特別機關ヲシテ契約破棄ノ問題ヲ提起セシムルコト

第四條　中央利權委員會ハ利權契約案審査ノ爲關係官廳代表ヲ招致スルノ義務ヲ有ス

第五條　聯邦ヲ組織スル各共和國人民委員會議ニ附屬シテ利權委員會ヲ設置スヘキモノトス該委員會委員ハ中央利權委員會ト協定ノ上當該國人民委員會議之ヲ任命ス

第六條　聯邦ヲ組織スル各共和國利權委員會竝聯邦各人民委員部ニ附屬スル利權委員會ハ專ラ中央利權委員會ノ發布スル一般訓令及指令ニ從ヒテ行動スルモノトス

第七條　第五條及第六條ニ記載シタル利權委員會ハ其會議ノ一切ノ議事錄、其ノ處理スル利權事務及交涉ニ關スル定期報告竝委員會ニ提出セラレ及作成シタル申込ノ摘要錄ヲ之ニ關スル一切ノ材料ト共ニ中央利權委員會ニ提出スヘキモノトス

第八條　利權委員會ハ中央利權委員會ノ同意ヲ得テ利權契約豫備案ニ調印スルノ權利ヲ有ス但契約ノ最終認可ハ聯邦人民委員會議之ヲ爲ス

第九條　中央利權委員會ハ個々ノ利權委員會ヲ經スシテ利權者ト交涉ヲ爲スノ權利ヲ有ス

第十條　如何ナル官廳モ中央利權委員會ノ特別許可ナクシテ利權賦與ニ關スル交涉ヲ爲スコトヲ得ス

第十一條　地方執行委員會ハ千九百二十三年四月十二日附命令ノ範圍內ニ於テ自治企業ニ關スル利權交涉ヲ爲スコトヲ得

第十二條　國外ニ於テ外國ノ利權請願者ト直接交涉ヲ爲シ及利權契約案ノ豫備作成ヲ爲シ竝利權事務ニ關スル中央利權委員會ノ命令ヲ國外ニ於テ執行スル爲中央利權委員會ハ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦通商代表事務所內ニ其ノ直屬機關トシテ利權委員會ヲ設置スルコトヲ得、該利權委員會ハ聯邦人民委員會議ノ認可シタル個々ノ規程ニ準據シテ事務ヲ執行スルモノトス

第十三條　聯邦人民委員會議ノ認可シタル利權契約ハ政府ヲ代表シテ當該企業ヲ管理スル人民委員之ニ署名シ外務人民委員連署ス但聯邦人民委員會議カ特ニ契約ノ署名ヲ一定ノ者ニ委任シタルトキハ此限リニ非ス

第十四條　聯邦人民委員會議ノ決定ニ依リ正當ナル權限ヲ與ヘラレタル者及利權者ノ署名シタル契約原本ハ人民委員會議事務局ニ之ヲ保存ス適當ナル認證アル契約謄本ハ之ヲ中央利權委員會ニ送致ス中央利權委員會ハ該謄本ヲ契約ニ署名シタル人民委員部、財務人民委員部及利權者ニ交附シ同時ニ中央利權委員會ニモ之ヲ備付クルモノトス

第十五條　本法ニ準據シテ正當ノ權限ヲ與ヘラレタルニ非スシテ利權交涉ヲ爲シタル者ハ刑法第百十條ニ依リ之ヲ處斷ス

聯邦人民委員會議長代理　エル・カーメネフ

聯邦人民委員會議事務局長　エヌ・ゴルブーノフ

書記官　エル・フオチイエワ

莫斯科千九百二十三年八月二十一日

(大正十二年十月一日米國華府發行勞農政府權關雜誌「ルシアン・レヴイエー」所載ニヨル)

四、在「伯林」通商代表部附利權委員會ニ關スル規程

第一條　在獨勞農露國通商代表部ニ利權委員會ヲ設ク同會ハ中央利權委員會ノ指揮ニ從ヒテ行動ス

第二條　委員會ハ中央利權委員會ノ任命スル會長一人及委員二人ヲ以テ組織シ內委員一人ハ最高國民經濟會議ト協議ノ上任命スルモノトス

第三條　委員會ハ各個ノ問題ノ評議及審査ヲナスタメ專門家ヲ招致スルノ權利ヲ有ス專門家中ニ勞農露國通商代表部勤務者ヲモ含マシムルコトヲ得

第四條　委員會ハ左ノ事務ヲ管掌ス

(イ)歐洲大陸諸國ヨリノ利權ニ關スル提議及合辨株式會社ノ設立提議竝勞農露國及同盟「ソヴイエト」共和國領域內ニ於ケル何等カノ形式ニ依ル業務執行認可ニ關スル情願ノ審査

(ロ)利權附與ヲ請願シタル商館ノ財政並技術上ノ信用調査

(ハ)利權競爭者ト直接交涉ヲ爲スコト並中央利

權委員會ノ指揮ニ從ヒ豫備的利權契約案ノ作成及中央利權委員會ノ許可ヲ得テ同豫備案ニ調印ヲナスコト

(ニ)中央利權委員會及各人民委員部利權機關ニ直接提出セラレタル總テノ利權提議ニ關シ中央利權委員會ヨリノ質問ニ對シ意見書並調査書ヲ提出スルコト

第五條　利權委員會ハ其ノ會議ノ總テノ議事錄管掌スル利權事務ニ關スル定期報告書並受理及審査シタル提議案ヲ中央利權委員會ニ送致ス又委員會ハ自ラ爲シ若ハ認定及承諾ヲ與ヘタル交渉ニ關シ正規且遲滯ナク中央利權委員會ニ報告スヘキモノトス

第六條　英國ヲ除ク他ノ歐洲諸國ニ駐在スル外交代表及通商代表ハ專ラ中央利權委員會ノ認可ヲ得且其指揮ニ從ヒテ利權交渉ヲ爲スモノトス緊急ナル心要アル場合ニハ在獨逸利權委員會ノ指導ニ依リテ交渉ヲ爲スコトヲ得但同時ニ正規且遲滯ナク中央利權委員會ニ報告スルコトヲ要ス

第七條　利權委員會ト勞農國及同盟「ソヴイエト」共和國ノ官廳及營造物トノ接渉ハ專ラ中央利權委員會ヲ經テ之ヲ爲ス緊急又ハ特ニ重要ナル場合ニハ外務並貿易人民委員及最高國民經濟會議長ニ對シ書類ノ寫ヲ送附スルコトヲ得

全露中央執行委員會長
エム・カリーニン

人民委員會議長代理
エル・カーメネフ

全露中央執行委員會書記官
テー・サプローノフ

（千九百二十三年三月八日「エコノミーチエスカヤ、ジイズニ」所載）

五、在倫敦通商代表部附利權委員會ニ關スル規程

第一條　在倫敦勞農露國通商代表部ニ利權委員會ヲ設ク同會ハ中央利權委員會ノ指揮ニ從ヒテ行動ス

第二條　委員會ハ本部ノ任命スル會長、會長代理及委員二人ヲ以テ組織シ內委員一人ハ最高國民經濟會議ト協議ノ上任命スルモノトス

第三條　委員會ハ各個ノ問題ノ評議及審査ヲナス爲專門家ヲ招致スルノ權利ヲ有ス專門家中ニ勞農露國通商代表部勤務者ヲモ含マシムルコトヲ得

第四條　委員會ハ左ノ事務ヲ管掌ス

(イ)英國（殖民地ヲ除ク）及佛蘭西ヨリノ利權ニ關スル提議及合辨株式會社ノ設立提議並勞農露國及同盟「ソヴイエト」共和國領域內ニ於ケル何等カノ形式ニヨル業務執行認可ニ關スル請願ノ審査

(ロ)利權附與ヲ請願シタル商館（(イ)項）ノ財政並技術上ノ信用調査

(ハ)利權競爭者ト直接交渉ヲ爲スコト並中央利權委員會ノ指揮ニ從ヒ豫備的利權契約案ノ作成及中央利權委員會ノ許可ヲ得テ同豫備案ニ調印ヲナスコト

(ニ)中央利權委員會及各人民委員部利權機關ニ直接提出セラレタル總テノ利權提議ニ關シ中央利權委員會ヨリノ質問ニ對シ意見書並調査書ヲ提出スルコト

第五條　利權委員會ハ其ノ會議ノ總テノ議事錄、管掌スル利權事務ニ關スル定期報告書並受理及審査シタル提議案ヲ中央利權委員會ニ送致ス又委員會ハ自ラ爲シ若ハ認定及承諾ヲ與ヘタル交渉ニ關シ正規且遲滯ナク中央利權委員會ニ報告スヘキモノトス

第六條　利權委員會ト勞農露國及同盟「ソヴイエト」共和國ノ官廳及造營物トノ接渉ハ專ラ中央利權委員會ヲ經テ之ヲ爲ス緊急又ハ特ニ重要ナル場合ニハ外務並貿易人民委員部及最高國民經濟會議長ニ對シ書類ノ寫ヲ送附スルコトヲ得

全露中央執行委員長
エム・カリーニン

人民委員會議長代理
エム・カーメネフ

全露中央執行委員會書記官
テー・サプローノフ

（千九百二十三年四月四日「エコノミーチエスカヤ、ジイズニ」所載）

利權企業近狀

◇露國利權出願件數

（出願者國籍別）

國名	一九二五—二六年度	一九二六—二七年度	一九二七年九月末日迄
亞米利加國	四一	一六	二〇七
英國	三〇	二六	二二五
佛國	三三	一六	一七一
獨逸	一九九	一〇二	七七七
伊太利	四	七	五二
瑞典	九	九	四五
諾威	八	二	四四
丁抹	二	二	二四
和蘭	三	四	一四
墺地利	二四	一四	七二
チエコ・スロヴキヤ	一六	四	三七
波蘭	四二	七	八一
日本	一二	一〇	四〇
ホストニヤ	一〇	二	九
ラトウイヤ	一二	九	四八
フキンランド	九	三	二六
白耳義	三	〇	一九
聯合國	一〇	二	五三
其外	二五	三一	二二九
合計	四八二	二六三	二、二〇〇

◇露國利權出願件數（種類別）

種類別	一九二六—二七年度
鑛業	二〇
製造業	一一
運輸及通信事業	九
農業	五
林業	一〇
漁業及狩獵業	六
建築業	一九
科學工業	三二
商業	四九
其外	二
計	二六三

◇作業中の利權企業（國籍別）

（一九二七年十月一日現在）

國名	企業數
墺地利	五
亞米利加國	一三
英國	一〇
獨逸	二九
和蘭	一
丁抹	二
伊太利	一
ラトウイヤ	一
リトアニヤ	三
諾威	五
波蘭	一
チエコ・スロヴキヤ	一
瑞典	六
日本	七

種類	企業數
鑛業	一六
製造業	二四
林業	六
農業	二
漁業及狩獵業	二
運輸及通信事業	九
建築業	三
金融業	一
商業	九
科學工業	二五
其外	四
合計	九九

フキンランド	二
佛國	五
公益團體	二
露國	四
合計	九九

◇作業中の利權企業（種類別）

中央利權委員長の報告

中央利權委員長クサンドロフ氏は一九二八年九月二十四日國營商工會議委員會の席上において利權事業の現狀に就き大要次の如く述べた。

ロシヤは其の對外借款に今日まで未だ成功するに至らず、又海外との取引は短期クレヂットに限られ居る故、利權によつて外國資本、技術、機械

設備を招來すべき必要がある。然るに利權の契約は經濟的並に政治的の問題にして複雜なものである。利權政策の發達は國際關係に影響せられること多く最近二ケ年は英國其他と國交斷絶ありしが爲め頓座を生じた。一九二五—二六年における利權出願數は四百八十二件であつたが一九二六—二七年度は二百十六件本年上半期は百十五件である。その中英人の出願數は前各年度に三十件、十六件及び二件となつてゐる。出願數の多い割合に契約の成立するものは甚だ少い、契約締結數は一九二五—二六年に三十八件（七件は技術的援助）昨年度は二十三件（十五件は技術的援助）である。二年前利權事業數は五十四件、その投下資本四千七百萬留であつたが昨年は七十四件、四千五百萬留（投資額の減少は計算の精確と廢業者ありしに由る）となつた。利權事業に依る生產高は昨年一億一千二百萬留、使用勞働者の數は二萬六千人であつた。

利權事業の種類は之を輸出向とロシヤ內地向とに區別し得る。目下の處輸出を目的とするものは業績不振であるがロシヤ市場を對手とするものは利益を擧げてゐる。昨年利權事業の利益は總體で七百萬留にして、內地向きのものは普通三割乃至三割五分の收益を見てゐるが中には十五割、甚だしきは四十割といふ莫大な利益を得てゐるものもある一例を示せばボールベーアリング製作工場（B.K.F.）は二百萬留の資本で二百四十萬留の純益を擧げた。

利權政策はその目的を達したかと言ふに無論例外はあるが、善くその目的に添ふてゐる。現存の諸利權は國營工業に刺戟を與へ、其生產品は良質にして輸入上爲替の失費を大に節約し且密輸入を減少することが出來た。例せばロシヤは三年前まで外國から二百萬留の鉛筆を輸入し同時に鉛筆は密輸品の最たるものであつたが、今ではハンメル利權事業に依て國內の需要のみならず英國、ベルシヤ、支那に輸出するやうになり其輸出高は百萬留を超へる。

今日まで利權政策は無計劃的であつた、外國資本家は彼等の着目せる利權を自ら撰定し、之に反しロシヤは自己の欲する地域における利權を提供するを得なかつた。今後はロシヤの爲に利益になるが如き利權對象物を許可しまたロシヤに取り有利な地域における利權に對して外國資本を誘引しなければならない。此目的の爲め新たに鐵道、農業其他產業上約百種の利權對象物を選定し契約の形式をも審議した。然し之等改善が直に利權政策に好結果をもたらすとは思はれないが將來に期待するものである。

國營商工委員會列席者は右クサンドロフ利權委員長の報告を聽取したる後各自意見を述べ從來利權政策に幾多の失錯ありしことを注意した。大資本を投下して模範的企業を創設するには宜しく外國の信用ある大會社と利權の契約を取結ぶべきである、今日までの處斯かる大會社との契約は寥々たる有樣であることを指摘した。ロシヤ國營事業の爲に模範となり得る利權企業が極めて尠くして、不眞面目な利權漁りの契約の類の多いのは全く右の理由に依る云々（九月二十六日、プラーウダ紙所載）

新利權政策

（一九二八年十月イズウエスチヤ紙發表）

一、新利權政策の轉換

一九二八年七月二十四日聯邦人民委員會は利權對象物件に關する利權委員會本部の報告を聽取し、利權事業全體の統制を決定する基本法規の承認を與へた、利權事業の範圍は輸送、製造業、鑛業、電氣、林業、農業、農事改良、棉花栽培、釀業、搾乳、共働經濟に亘るものである。

利權事業の統制に關する一般法規と共に人民委員會は前記諸事業に對し外國の投資を歡迎する利權對象物の概要書に承認を與へ、且つ前記利權目的物に關し外國資本家に汎く是を知らしめるため利權委員會本部に對し關係官廳と協力して外國文の利權案內書を發行すべきことを命じた。

人民委員會の承認した利權物件概要書は利權希望者に對し、自己の興味を有する利權對象を撰定するに便せしめてゐる。

此他人民委員會は利權委員會本部に對し前記概要書に記載なき利權對象たりとも、それがもし國家に有利なりとすれば交涉すべきことを命令してゐる。

聯邦の國家計畫部は現在國民經濟建設五年計畫案編成の事業に着手してゐるが、利權事業も當然該五年計畫中に包含せらるべきものである、從つて人民委員會は國家計畫部に利權對象の詳細なる案を作成すべく命じたが、是によつて五ケ年計畫

案及び將來の國民經濟十五ケ年計畫案に如何なる事業を利權化すべきかを決定する資料となさんとするものである。

二、新政策の諸要項

現在產業の不振なる地方、又は全然存在せざる地方の工業化問題と關聯し、人民委員會利權本部に對し產業の發展せる地方のほか、非產業地方にも利權資本を誘導し、且つ嶄新なる問題を提供して利權を申込む者に對しては能ふ限りの便宜を與ふべきよう命じた。

利權事業に外國資本を誘致せんとせば單に基本的產業のみならず、第二流の產業にも利權事業を許可しなくてはならぬ。外國資本の誘致を必要とする產業は主として技術的要素の多い產業である。

利權契約締結に當り人民委員會が最も重要視するものは投資額の最大限度を豫定することゝ、利權所有者は義務として其の事業に最新の技術を應用すること及び聯邦內に生產せられざる半製品其他の材料を事業の副產物として生產することである。

利權本部が外國の投資を歡迎する主なる事業は、有色鑛採掘、金屬工業（殊に旋盤機械製作）製紙、セルローズ、自動車製造、人造絹絲、製皮用藥品製造業である。是等の利權事業希望者には人民委員會に於て生產上の保證を與へる爲めに從來よりも有利なる條件を提供することゝなつた。

原則として利權所有者には共生產品の自由販賣權を認める、もし國營產業がそれら製品の最大需要者である場合は、利權契約締結に際して、利權事業の利益を保證する條件の下に製品の一部を主として國家が買取るべしとの項目を加へなくてはならない。

利權契約による生產を短期間に開始せしめ、事業のために要する機械器具、原料建築材料等聯邦領土內に於て購入不可能なものゝ輸入に關し關稅上の特典を與へる、而かして是等の物資輸入に對する許可は遲くも一ケ月以內に利權所有者に下附しなくてはならない。

又、利權所有者が利權契約に從ひ貨幣を輸出する場合は人民委員會は利權本部と財務人民委員會に命じ、利權所有者の之に關し提出したる願書を直ちに審閱し、障碍なからしめる。

利權事業の課稅を簡單ならしめるため人民委員會は利權契約書中に利權所有者は單一稅を支拂ふべしとの項を加へ、該稅をして一定の機關をして徵收せしむ。

割當免除額及地代の額を決定するには、利權事業の健全なる發展と相當の收入を保證する必要あることを考慮に置かなくてはならない。

利權事業の使用する原料は聯邦產たることを原則とする、輸入原料を使用する場合はその原料輸入又はその原料より生產品の輸入が利權契約の如何にかかはらず必要である場合に限られる。輸入原料を使用する利權の許されるのは、利權の性質上外國原料及び半製品を使用し、その需要量を利權所有者がその製品の輸出によつて補塡し得る場合か、又は利權所有者が爲替上の關係な

露國利權と外國資本

（一九二九年發表）

國家の一般經濟に於ける利權の位置

如何により利權本部は利權契約中に利權所有者の義務としてその事業生產品の一定量を外國に輸出することを主張することもある。

聯邦は外國資本の誘致を必要とする關係上、人民委員會は利權本部に對し、利權所有者をして資本は絕對に國外のものなることを言明せしめ、且つ契約所定の資金を聯邦信用機關を通じて送金せしめることを約束せしむる、但し、事業の擴張又は新規利權事業の開始の場合、聯邦內に於けるその事業より得たる利益金を是に充當することが出來る。

餘剩資本輸出額の膨脹に伴ふ國際金融界の緊張商品輸出難による列強國の經濟的不況は世界の經濟分野に於ける、あらゆる統計指數の示すところであり、總て此等の事情は歐洲及び米國に於ける事業家團體をして、ソウエート聯邦領土內に於ける利權事業への投資に關する興味の客觀的要提たりつゝある。

これと相俟つて、國内の決定的工業化並に全産業を高度の技術的基礎の上に置き、且つ大工場の改造を實現せんとする目的に向つて全力的に邁進しつゝある、ソウエート聯邦は、利權讓渡の形式により、廣汎に亘り外國資本の投資に對し途を開きつゝある。資本輸出國とソウエート聯邦との、國家的組織の根本的原則の相違は、資本主義國とソウエート聯邦間の密接なる經濟的關係の發展、特にソウエート聯邦内に於ける利權事業の發展に對して何等の障碍ともならないのである。

國家の工業化の軌道を目差して、投資されたる利權資本が、ソウエート聯邦に課せられたる使命の觀點からして有益なる機能を遂行するものなることは謂ふ迄もない。國家の改造事業に對し、また、その急速なる工業の發展に對して巨額なる投資の必要性は、ソウエート聯邦をして、外資の誘致、貸借關係上必要なる條件とされ、ソウエート聯邦に於ける利權事業の保證を好結果に導きつゝある。

ソウエート聯邦に實施されてゐる、計畫的經濟は外資の誘引を困難に陷らしめないのみならず寧ろ利權事業の有利な活動を常に援助しつゝある。蓋し、利權讓渡は、國民經濟の最も後れた部門、即ち、その富源開發の方面に於ては、國家の活動が十分でなく、時には國營工業が全然缺けてゐる——に對して許されてゐるのである。これに加ふるに、若しも、革命後の數年間に於て、ソウエート聯邦民の全般に亘る福利の增進に基く、支拂能力の著しき向上を考慮に入れるなれば、外資の利權方面の活動が有利なるものなることが當然認め得られる。

ソウエート聯邦に於ける利權事業の活動を調節する各種の法律、並に、特に、一九二八年後半期に發表されたる、利權政策の積極化に關するソウエート政府の規定は、ソウエート聯邦内に於けるゆる必要なる前提條件と、保證とを、形成しつゝある。

ソウエート聯邦に於ける利權事業は確乎たる正しき基礎の上に置かれてあり、利權事業の活動を調節する、全般に亘る法規は、利權事業に對して政府乃至は地方機關の單獨行爲による、行政上の專斷を惹起すべき如何なる可能性をも、存ぜしめない。ウエート聯邦内に於ける利權事業の繼續中に於て、利權事業の活動を妨ぐべき、利權契約に關する、原則的、意見の相違や乃至は、それの抵觸問題を惹起するが如き場合の無かつたことは、實際的經驗が完全にそれを裏書きしてゐるところである。

ソウエート聯邦内に於ける利權事業の基礎的形態に就ては、既に明かに說明されたものと考へ得る。即ち、第一は、純然たる利權事業（組織の點から觀て）——外國資本の獨立的經營によるもの。第二は、混成體によるもの、即ち外國會社とソウエート機關との共同經營によるもの。第三は、信用——請負形態によるもの、こゝに於ては、外國企業家は、單に組織者としての役割に參與するのみであつて、將來に向つての經營上の權利が與へられてゐないのである。

第四は、一時的金融による技術的援助契約、乃至は、各種の形式に於ける技術的協議を代表するものではなく、ある場合に、組織さるべき事業の金融及び機械の支給をなす契約——の形態である。

ソウエート政府を一方とし、外國事業家を他方とする、兩者間に締結せられたる、利權契約は、利權事業の基礎的條件を適確に制定してゐる。實施さるべき、各種の規定は、利權企業に對する十分なる利益を保證し、これと關聯して、そこには一般的ソウエート法規中の出來る限りの除外例が設けられてある。

契約の精神を遵奉する目的から制定された利權契約者の保有する權利、即ち、事業の生產能率の一定水準、設備品の無稅輸入、利權事業に對する課稅はそれと同種の國營企業と同等に取扱ひ、條約に基く課稅統一制の實施、一般的法規に基く生產品（利權事業）の自由販賣——等總てソウエート聯邦に於ける利權事業の高度なる利潤を保證する。

原料品問題の調節、利權事業に對する國内原料品の供給（輸入不可能の場合）投資に對する常軌的償還、及び利潤收得の可能に基く契約期間の制定、仲裁裁判の設定、利權當事者のその取得利潤の搬出、及び、原料輸入目的を以つて現金帶出の自由等々——總てこれ等のことはソウエート政府が利權事業の保障の爲めにあらゆる必要な事を爲しつゝあるを立證する。

最後に、利權事業に對して、國營企業内に實施されてゐる勞働法規を適用する——總てこれ等の

ことは利權事業に於ける、有り得べき困難を除去するものである。

利權事業は、契約期間中に於ては、その性質の如何を問はず沒收、徵發、國有化から保障されてゐる。政府による、ソウエート聯邦國内利權物件案の裁定は、利權事業の發展を容易ならしめ、また、商議の延引を短縮するものである。

若しも上述の事情を考慮に置くならば、最近數年間に於ける、各國ソウエート利權事業に對する興味が增大したことは何等異とするに足らぬ。

世界的に有數なる、大會社のソウエート利權に對する興味はそれ等會社のソウエート聯邦の國民經濟に於て最も重要なる意義をなす、有數なる利權物件に對する興味は、特に注意に値する。就中北米合衆國の資本家の利權事業に對する興味が著しく增大したことを認知する必要がある。

利權事業の正規狀態

外國資本の誘引に關する問題は、一九一八年當時、早くも最高國民經濟會議の議題に上つたのであるが、國内戰爭の勃發によつて、遲延され、而して、一九二〇年既にソウエート政府は緊急令を以て、ソウエート・ロシヤの生產力發展を目的とする外資誘引の計畫に關する宣言を發表した。該宣言を發表したのは、時恰も、國内戰爭尙終結せず、社會的狀勢は、國家をして個人經濟の領域を最大限度に制限し、國家は自からの手中に、生產事業のみならず、商業をも、集中せざるを得ない時機にあつたのである。

一九二一年、一定の限界内に於て個人資本の活動を合法化せしむる所謂「新經濟政策」の實施によつて、一九二〇年に於ける宣言は、著しく、その實際的意義を消失した。何となれば、該宣言に示されたる物的規準は新たなる經濟的條件に於ける活動に對して算定されたからである。

その意義と範圍の點から、多かれ、少なかれ重要なる經濟的活動が、國家並にコペラチーフの手に集中されたことの事情は、ソウエート聯邦に於ける利權事業の性質に確定的印象を捺したものである。假りに西歐に於て利權が先づ第一に社會的需要に應じた企業の客體であるとするなれば、ソウエート聯邦にあつては、ソウエート聯邦の國民經濟に於て最も重要なる意義をなす、有數なる利權物件に對する興味は、特に注意に値する。就中北米合衆國の資本家の利權事業に對する興味が著しく增大したことを認知する必要がある。

利權事業の正規狀態

外國資本の誘引に關する問題は、一九一八年當時、早くも最高國民經濟會議の議題に上つたのであるが、國内戰爭の勃發によつて、遲延され、而して、一九二〇年既にソウエート政府は緊急令を以て、ソウエート・ロシヤの生產力發展を目的とする外資誘引の計畫に關する宣言を發表した。該宣言を發表したのは、時恰も、國内戰爭尙終結せず、社會的狀勢は、國家をして個人經濟の領域を最大限度に制限し、國家は自からの手中に、生產事業のみならず、商業をも、集中せざるを得ない時機にあつたのである。

一九二一年、一定の限界内に於て個人資本の活

特殊な條件を持つた私法上の契約となり、個人（自然人）と政府は（法人）企業の主體として相互に義務を負擔する。

現行利權契約に對する典型的條件を考察するに當つて、利權設定の以上の如き公式が、利權當事者の利益を最も完全に保證するものなることは明となつてくる。

契約に示されたる規定に從ひ、生產能力に相當する適當なる設備を施せる工場を設立し、必要なる運轉材料を供給する等の手段を講ずることを以て利權當業者の基礎的義務となしてゐる。

利權契約者に對して、その初期に於ける事業設備の義務遂行を容易ならしむる爲めに、政府は通常、一定の期間を付與し、その期間内に利權契約者をして工場設備を爲さしめ、また、該事業に必要なる備品の輸入に對して輸入稅の免除の特權を與へてゐる。併し乍ら、この場合、利權契約者をして、最も進步せる近代的技術の上に立つ事業を組織せしむる上から、輸入さるべき設備品（機械）は、總ての點に於て新規品たるべきことを、義務づける。

原料品の供給に關して、利權業者は、若しもそれがソウエート聯邦内に於て取得することの不可能な場合、外國より輸入することの權利を附與されたゐる。

利權事業の權限に關しては、利權契約は、該契約の範圍内に於て、利權業者に對し、金融並に技術方面に關する獨立的管理と支配權を附與することを規定してゐる。この權利は、條約に規定されたる、政府の權利、即ち、利權事業に對して、そ

れが持つ義務を正しく遂行せしむべく、該事業の活動を監視する——權利を制限するものではない。併しながら、かくの如き監視は國家の如何なる機關に對しても、それが利權事業の活動に干渉する權利を與へるものではない。

利權業者の經營管理に關する制限は利權業者の利權事業に屬する財産の棄却權は棄却の場合に適用されるのであり、利權業者は、該財産の棄却に對するこの設備品の老朽の場合に於てのみ認められる。

制限法の實施は全く、首肯され且つ、當然なものである。この限りに於て利權契約の終結と共に該事業所屬の全設備品は當然政府に引渡さるべきである。

換言すれば、この場合に於ては、政府の現存事業の收得を保證するものである。利權業者の材料の範圍には、以上の條件は及ぼされるものでない但し、それは、利權契約者に對する制限法と關聯して事業の棄却による、事業の停止と、それの財産を抵當に附すことを考慮に入れない場合である。何となれば利權契約期間内に於て、利權業者は事業に對する投下資本を償却するからである。

資本投下と關聯するソウエート聯邦の經濟的活動は、利權契約者をして、組織さるべき事業に對する一定の課稅制の制定に努力することを促してゐる。利權事業に對する三種の課稅形式がある。即ち、(一)個人企業と均等したもの、(二)國營企業と均等したもの、(三)抵代稅制の制定によるもの。

巨額の投資に關係ある、利權事業に於ては(一)の課稅形式——國營企業と均等したもの——が適用される(それは最もしばゝ〳〵適用される)

かくの如く、國營企業との均等形式は、たゞに商業的考察からのみ說明さるべきものでなく、特別なる狀態(それは、國稅の一般的制度に利權事業が占むべき)に基くものである。利權事業は、ソウエート聯邦に於ける計畫的經濟の全般的制度に於ては『資本主義的孤島』ではなく、それは計畫經濟によつて著しき程度にまで調節されたものであり、國家の生產力發展と、新技術的基礎の上にソウエート聯邦の經濟的發達テンポを速かならしむることゝを目的として、許容されたものである。

利權契約は、利權業者をして、勞働力の一部を外國より移入し得ることを規定してゐる、但し、その際、當該事業に關係する全勞働者に對する外國勞働者の比率には制限がある。

現行利權契約は、利權業者に對して、外國貨幣との交換、及び、それの國外への送金、を保證する、但しそれは原料の買附け、新舊機械の取り換への必要ある場合、及び、外國に於ける債務の消却の必要ある場合であり、これが金額に就ては豫め、金融部の承認を要する。

かくの如くして、利權契約は、利權業者をして商品及び貨幣(國營信用機關を經て外國より輸入する方法による)の形式による一定資本を拂込む義務を負はしめ、他方に於ては、利權事業に於ける活動上必要なる資金を外國に送金する場合、利權業者の利益を保證する。

外國に於ける利權の特性と形態とは利權の契約者及び被契約者間に發生する紛爭問題解決の上に影響せざるを得ない。利權が一方行爲の形式を採用せる場所に於ける紛議は被利權契約者によつて解決され、所謂行政裁判所のある國家に於ては紛議の解決は、同裁判所の權限に附托されることになつてゐる。

既に示せるところによつて明かなる如く、ソウエート聯邦に於ける利權は、相互的契約に基いて制定されてをり、契約上に關する紛爭問題に於ても、利權契約の規定に基き、ソウエート聯邦に於ける國民裁判所乃至は、條約に關する特別仲裁裁判所に於て審議される。後者の形態をとる紛議は最も屢々發生する。最高仲裁裁判長の選出に關し双方側の協定の不備に鑑み、最近に於ては、ソウエート聯邦或は國外に於ける、或種の學術研究機關を以つてそれに當て、或はこれ等の學術研究機關は數名の候補者を選出し、その候補者中より最高仲裁裁判長の一人を選出することになつてゐる。

上述の事實より、次の如き結論が生ずる、即ち現行規定は、利權被契約者の實際的利益を保證するものであり、且つ、ソウエート聯邦内に於ける利權業者の正規的活動に對する確乎たる正しき地盤を作り與へるものである。

利權事業の活動

一九二九年二月一日現在ソウエート聯邦内に於ける利權事業は合計六八件であり、内製造工業二三件、原料品生產事業一一件、商業七件、及び其の他である。

これを國別とすれば、その第一はドイツで利權事業數一二、次は日本(利權事業數一一)アメリカ合衆國(八)、英國(七)ポーランド(六)及び其の他の順である。

中央利權委員會の發表によれば、鑛業利權は一九二九年に一千萬留の資金を增加し、現在に於けるその資本金額は二千八百萬留である。製造工業利權は一九二七—二八年度に八百萬留の資金を增加し、現在に於けるその資本金額は一千九百萬留である。利權契約者の、利權事業への全投資額は五千萬留であり、これに運轉資金を加算する時はその額は七千萬留に達する。

製造工業利權の年額平均純益は、資本金の五四パーセントに相當する。最も收益率の多いのは繊維工業であり、その純益率六四・三パーセント、製紙業の五八パーセント、金屬業四〇・四パーセント等が、それに次ぐ。

英國の鑛山利權「レナ、ゴリドヒリド」は一九二八年度に於ける、同事業の取得せる收益額は四百萬留なりと發表してゐる。同會社の設資總額は二千百七十萬留であり、三ケ年間に於ける採掘額五千百四十萬留に達し、特に一九二八年度九ケ月間のそれは一千五百萬留である。

サガレンに於ける日本の原油利權事業(北樺太石油株式會社)は一九二八年度に十三萬三千五百トンの原油を採取した(但し一九二七年度のそれは、六萬八千八百九十トンであつた)同會社の投資額は一千萬圓であり(最近三ケ年間に於ける拂込資本金は三百萬圓である)日本に於ける原油採取量の八四パーセントを輸出した。米國の鉛筆利權事業經營者であるハーマー氏は、該事業が一般的に確實なることを聲言してゐる。その生產額は一九二七年度に於ける七百萬留から一九二八年度の八百五十萬留にまで增加した。一九二七—二八年度に於けるその純收益は百萬留である。ハーマー氏は、同氏が輸入する原料木材(鉛筆製造用)と交換にシベリヤに於ける、木材利權を、附帶事業として同氏に許可された、この件に就て目下中央利權委員會と交涉中である。本年度同會社の、英國、支那、土耳古、波斯への輸出は七十一萬七千グロス(一グロスは十二打)である。

一九二八年十月より一九二九年五月一日までに於て中央利權委員會は一二五件の利權に關する交涉を受理したが、内三四件は技術上の援助に關するものである。

該利權契約申出件數の最も多いのは北米合衆國であり、第二は獨逸、第三佛國、第四英國、第五伊太利、第六瑞典、第七墺太利等の順である。

利權の重要對象物

最近ソウエート聯邦利權計畫に於ける重要利權對象物の内容を示せる一覽表が發表された、

サーンゲズールスキイ地方(アルメニヤ)に於ける銅鑛石(豫想埋藏量十六萬トン)タナルイコ—バイマスク地方(アルタイ)に於ける銅、金、銀並に亞鉛鑛(埋藏量十—二十萬トン)ネルチンスク地方其他に於ける銀鑛石の利權讓渡が豫定されてゐる。利權契約に基いて現在作業中の『レナ・ゴリドヒリドス』の外にウクライナに於ける金鑛(スエルドロフスキー附近にして金の大鑛脈を有す)が豫定讓渡利權とされてゐる。トンバス並にクズネオツキイに於ける石炭及びウラル(エンバ)並に裏海其他に於ける原油——利權讓渡も、亦豫定されてゐる。

利權計畫は、或る大金屬工場(これが設立は五ケ年計畫中に含まれてゐる)の一つをも、これ亦利權讓渡し得るものとしてゐる。地方的の大發電所設立に關する利權資本の投下をも亦計畫されてゐる。

利權計畫は、電氣器具製造所(發熱電氣具、電燈用具等の製造所)の利權讓渡に關して計畫してゐる。

更に、トラクター製造工場、播種及び打穀機工場、川船造船所、タイプライター工場、セルロイドに關する各種工場——設立に關する利權を計畫中である。

露國の勞働

勞働ニ關スル法令

勞働法施行ニ關スル全露中央執行委員會決定

全露中央執行委員會ハ千九百二十二年公布ノ露西亞社會主義聯邦 ソヴイエト 共和國勞働法ノ實施ニ關シ左ノ通決定ス

第一條 千九百二十二年制定ノ勞働法ヲ千九百二十二年十一月十五日ヨリ實施ス

第二條 本法實施以後ハ千九百十八年公布ノ（一九一八年法令集第八十七號及第八十八號）勞働法ハ其效力ヲ失フ勞働ニ關スル其ノ他一切ノ法令ハ新法令ノ規定ニ反スル限リ其ノ效力ヲ失フ

千九百二十二年公布ノ新勞働法實施ニ際シ效力ヲ保有スル勞働ニ關スル法令ハ勞働人民委員部（以下單ニ勞働部ト記ス）ニ提出セシムルコトトシ十二月一日迄ニ之ヲ公表スルコトヲ人民委員會議ニ委任ス

第三條 本法ニ規定スル各條項ノ適用及實施ノ規定ハ人民委員會議勞働國防會議及勞働部ノ命令及指令ニ依リ之ヲ定ムルモノトス

第四條 本法ノ變更若ハ增補ハ全露中央執行委員會ノ決定ニ依テノミ行ハルルモノトス

第五條 本法ハ露西亞社會主義聯邦 ソヴイエト 共和國及凡テノ同盟及自治 ソヴイエト 共和國竝ニ自治州ノ全領土內ニ其ノ效力ヲ有ス

第六條 本法竝本法第三條ノ規定ニヨリ人民委員會勞働國防會議及勞働部ノ發布シタル命令決定及指令ニ規定シタル條項ニ違反シタル雇傭主ハ刑法第百三十二條第百三十三條其他ニ從ヒ刑罰ニ處セラルヘシ

千九百二十二年十一月九日

全露中央執行委員會議長 エム・カリーニン

全露中央執行委員會書記官 アー・エヌキツゼ

露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國勞働法

（クゾート）

第一章 總則

第一條 勞働法ハ家庭ヲモ含ム（家庭勞働者）雇傭勞働ヲ爲ス總テノ人ニ適用セラル而シテ凡テノ企業營造物及經濟團體（軍事上ノ機關ヲモ除外セサル國家ノ事業ト機關、公共及私人ノ事業ト機關但シ家庭內ニ於テ勞働者ヲ雇傭スル者ヲモ含ム）竝ニ報酬ヲ支拂ヒ勞力ヲ雇傭スル凡テノ人ニ對シ拘束力ヲ有ス

備考 本法ノ適用ヲ受ケサル家庭勞働者ノ範圍ヲ定ムル爲特別ノ命令ヲ發布スルコトヲ人民委員會議ニ委任ス

第二條 義務勞働（第十一條）ニ關シ本法ヲ適用スル場合ノ限度ハ人民委員會議勞働國防會議竝ニ其ノ委任ニ依リ勞働部ニ於テ之ヲ定ム

第三條 本法ノ規定若ハ其ノ一部分ノ適用ヲ現役ノ軍務ニ服シ居ラサル或種ノ軍人ニ及ホス權限ヲ人民委員會議ニ附與ス

第四條 本法ニ規定スル勞働條件ヨリモ不利ナル條件ヲ課スル一切ノ勞働契約及合意ハ總テ之ヲ無效トス

第二章 雇傭及勞力ノ提供

第五條 露西亞社會主義聯邦 ソヴイエト 共和國ノ人民ハ第九條ニ定メタル場合ヲ除キ勞働部ノ機關ヲ通シテ任意雇傭手續ニヨリ勞力ヲ提供スルモノトス

第六條 求職者ハ勞働部ノ地方勞働部ニ失業者トシテ登錄ヲ受クヘシ

第七條 諸種ノ企業、營造物及經濟團體（國營、公營及私營）竝ニ個々ノ雇傭主カ勞力ヲ雇傭スル場合ニハ例外ナク凡テ左ノ手續ニヨリ勞働部ノ當該機關ノ仲介ヲ經ルモノトス

（イ）求人ノ要求ハ企業及營造物ノ管理部若ハ個々ノ雇傭主ノ名ヲ以テ勞働部ノ當該機關ニ申込ムコト

（ロ）當該機關ハ此ノ申込ニ應シ得ヘキ資格ヲ備ヘタル者カ其登錄名簿ニ記入シアリタル場合ニハ職業組合全露中央「ソヴイエト」トノ協議ニヨリ勞働部ニ於テ定メタル手續ニ依リ其人ヲ差向クルコト

（ハ）雇傭主ハ差向ケラレタル人ヲ雇傭スルヤ否ヤヲ勞働部ノ定メタル手續ニ從ツテ勞働部ノ當該機關ニ通告スルコト

第八條 雇傭主ハ左記ノ場合ニハ責任ヲ負フモノトス

（イ）求人申込ニ就テノ勞働條件ニ關シ虛僞ノ申告ヲ爲シタル場合

（ロ）雇傭ノ條件ヲ履行セサル場合

（ハ）差向ケラレタル人ノ雇傭ヲ不法ニ拒絕シタル場合

第九條 左記ノ場合ニ勞働部ノ當該機關ノ仲介ヲ經スシテ勞働者ヲ雇入ルルコトヲ得 但シ雇入後ニ必ス勞働部ノ當該機關ニ登錄スルコトヲ要ス

（イ）被雇傭者ノ人物ト關聯シ政治的ノ信賴若ハ特殊ノ技能ヲ必要トスル場合

（ロ）勞働部ノ當該機關カ求人申込ヲ受ケ三日以內ニ所要ノ勞働力ヲ供給シ得サル場合

第十條 國營、公設及私人ノ營造物及企業ノ管理部ハ勞働部ノ定ムル形式及時期ニ於テ勞働者ノ變更ニ關シ定期的ニ勞働部ニ報告スヘキモノトス

第三章 露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國人民ノ義務勞働

第十一條 特別ナル場合（天災又ハ重要ナル國家的仕事ヲ遂行スル爲勞働力ノ不足シタル場合）ニハ第十二條乃至第十四條ニ揭ケタル者ヲ除ク露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國ノ總テノ人民ハ人民委員會議若ハ其ノ委任ヲ受ケタル機關ノ特別命令ニ從ヒ義務勞働ノ爲召集セラルルコトアルヘシ

第十二條 左ニ揭クル者ハ全然義務勞働ノ爲召集セラルルコトナシ

（イ）十八歲未滿ノ者

（ロ）四十五歲以上ノ男子

（ハ）四十歲以上ノ婦人

第十三條 左ニ揭クル者ハ義務勞働ヲ免除セラル

（イ）病氣若ハ負傷ノ爲一時的勞働不能者ハ其ノ恢復ニ必要ナル期間中

（ロ）姙婦ハ分娩前八週間及分娩後八週間

（ハ）乳兒ヲ有スル婦人

（ニ）勞働及軍事ニ依ル傷病者

（ホ）他ニ扶養者ナキ八歲以下ノ子供ノ母親

第十四條 種々ナル形ノ義務勞働ニ關シ健康上ノ理由家族的關係仕事ノ性質及生活ノ條件ニ依リ人民委員會議、勞働國防會議及勞働部ハ例外ト免除トヲ追加スルコトヲ得

第四章 團體契約

第十五條 團體契約トハ一方被雇傭者ヲ代表セル職業組合（第百五十二條、第百五十三條）ト他方雇傭主トノ間ニ締結セラルル契約ニシテ個々ノ企業、營造物及經濟團體若ハ其聯合（第十七條）ノ爲勞働及雇傭ノ條件ヲ定メ且將來ノ個人的（勞働）雇傭契約（第二十七條、第二十八條）ノ內容ヲ決定スルモノトス

第十六條 團體契約ノ條件ハ其ノ人々カ團體契約ヲ締結シタル職業組合ノ組合員タルト否トニ關係ナク當該企業若ハ營造物ニ於テ勞働スル總テノ人々ニ之ヲ適用ス

備考 團體契約ハ勞働者ヲ雇入レ又ハ解雇スル權能ヲ有スル當該管理部員ニハ適用セス

第十七條 團體契約ハ一般的ナルコトアリ（生產業ノ全部門、國民經濟若ハ行政ノ部門ニ亘リ共和國ノ全領土內ニ適用セラル）又地方的ナルコトアリ一般的團體契約ノ存スル場合ニハ右一般的團體契約ニテ特ニ規定シタル場合及手續ニ依リテノミ地方的團體契約ヲ締結スルコトヲ得

第十八條 團體契約ノ期間ノ制限ハ職業組合全露中央「ソヴイエト」トノ協議ニ依リ勞働部之ヲ定ム

第十九條 本法又ハ其他ノ現行勞働法規ニ規定シタル條件ヨリモ不利ナル勞働條件ヲ規定シタル團體契約ノ條項ハ之ヲ無效トス

第二十條 職業組合ハ團體契約ニ關スル物質的ノ責任ヲ負ハス

第二十一條 團體契約ハ成文ヲ以テ締結シ勞働部ノ機關ニ登錄スルヲ要ス契約ノ條項中現行勞働

法規ニ規定シタル條件ヨリモ被雇傭者ノ爲惡シキ條件ヲ規定シタル部分ニ對シテハ勞働部ハ之ヲ無效(第十九條)トスルノ權能ヲ有ス團體契約登錄ノ手續ハ勞働部之ヲ定ム

備考　勞働部ノ機關カ團體契約ノ或ル條項ヲ無效トスル場合ニモ若シ契約當事者雙方ノ同意アラハ契約ノ殘餘ノ部分ヲ登錄スルコトヲ妨ケス

第二十二條　登錄ヲ了シタル團體契約ハ當事者雙方カ調印シタル日以降若ハ其ノ契約ニ示シタル期限後效力ヲ發生ス

第二十三條　營造物若ハ企業ノ編制替ヘ又ハ新所有主ニ移リタル場合ト雖團體契約ハ其ノ期間ノ滿了迄效力ヲ有ス

備考　前記ノ場合ニハ當事者雙方ニ對シ團體契約改訂ノ希望ニ關シ申出ヲ爲スノ權利ヲ附與ス但シ相手方ニ對シ二週間前ニ豫告ヲ與ブルコトヲ要ス而シテ新契約ノ成立スル迄ハ舊契約ハ有效トス

第二十四條　契約ラ更新シテ更ニ一定ノ期間繼續スル場合ニハ從來ノ條件ニ依ルモ又ハ雙方ノ合意ニ依リ舊契約ニ變更追加ヲ爲ス場合ニ於テモ一般ノ手續ニ(第二十一條)從ヒ登錄スルヲ要ス

第二十五條　何等カノ理由ニ依リ登錄未了ノ契約ニ就キ雇傭主、被雇傭者間ニ爭議ノ發生シタル場合ニハ之カ解決ハ右契約ニ基カスシテ現行法律ニ從ヒ決定ス

第二十六條　團體契約履行ノ爲監督ニ當ルヘキ主要機關ハ評價爭議委員會第百七十二條トス

第五章　勞働契約

第二十七條　勞働契約トハ二人若ハ二人以上ノ間ニ締結スル契約ニシテ右契約ニ依リ當事者ノ一方(被雇傭者)ハ相手方(雇傭主)ニ對シ報酬ヲ受ケ勞働力ヲ提供スルモノトス勞働契約ハ團體契約ノ有無ニ拘ラス締結セラルヘシ

第二十八條　勞働契約ノ條件ハ雙方ノ合意ニ依リ之ヲ定ム勞働法規、團體契約竝ニ當該企業又ハ營造物ニ適用スル內部管理規則(第四條、第十五條、第十九條及第五十二條乃至第五十五條)ニ定メタル條件ヨリモ被雇傭者ノ爲不利ナル條件ヲ定メタル勞働契約竝ニ被雇傭者ノ政治上ノ權利又ハ公民權ヲ制限スル領向アル條件ヲ定メタル勞働契約ハ何レモ之ヲ無效トス

第二十九條　勞働契約ヲ締結シタル場合ニハ一切ノ企業、營造物及經濟團體ノ總テノ被雇傭者(管理部所屬ノ職員ヲ除ク)ニ對シ其勞働者ノ員數ノ始何ニ拘ラス賃銀帳ヲ交付スヘシ勞働契約ノ期限カ一週間以內ノ場合ニハ賃銀帳ノ交付ハ任意トス

備考一　同業組合ト勞働契約ヲ締結シタル場合ニハ同業組合全體ニ對シ賃銀帳ヲ交付スル外同業組合ノ各員ニ對シテモ賃銀帳ヲ交付スヘシ

備考二　賃銀帳發行ノ規定竝ニ其ノ內容ハ特別法ニ依リ之ヲ定ム

第三十條　勞働契約ハ個人トノ間竝ニ其ノ團體(同業組合其他)トノ間ニモ締結スルコトヲ得

第三十一條　勞働契約ニ關シテハ未成年者ハ成年者ト同一ノ權利ヲ有ス兩親後見人又ハ勞働保護ニ關スル法律ノ遵守ヲ監督スヘキ責任ヲ有スル官廳及官吏ハ其ノ契約ノ履行カ未成年者ノ健康ヲ害シ若ハ一般ニ未成年者ニ有害ナル影響ヲ與フル場合ニハ契約期間ノ滿了前ニ其ノ取消ヲ要求スルノ權利ヲ有ス

第三十二條　勞働契約ニ依ル勞働カ直接其ノ契約ニ調印シタル者ノ爲行ハレスシテ其ノ者ヲ使用スル企業若ハ經濟團體ノ爲行ハルル場合又ハ被雇傭者ノ勞働スル事業カ他ノ企業ノ一部分若ハ一部門ヲ爲ス場合ニハ勞働契約ニ對スル責任ハ是等ノ勞働ヲ行ハシムル企業營造物若ハ人ノ負フヘキモノトス

請負人カ自己ノ引受ケタル請負事業ト關聯シテ締結シタル勞働契約ハ請負人ニ於テ責任ヲ負フモノトス

備考　企業營造物若ハ個人及請負人相互間ノ爭議ハ一般法律上ノ手續ニ依リ決定ス

第三十三條　同業組合ト勞働契約ヲ締結シタル場合ニハ雇傭主ハ此ノ契約ニ規定シタル勞働ニ從事スル同業組合ノ各員ニ對シテ個人的ニ契約ヲ締結シタル場合ト同一ナル責任ト權利ヲ有ス

第三十四條　勞働契約ハ

(イ)一ケ年ヨリ越エサル一定ノ期間ヲ定メ又ハ

(ロ)期間ヲ定メス若ハ(ハ)一定ノ仕事ノ完成ニ必要ナル期間ニ於テ締結セラルヘシ

第三十五條　被雇傭者ハ雇傭主ノ承諾ナクシテ自己ノ仕事ヲ他人ニ委任スルコトヲ得ス勞働契約ニ依リ雇入レラレタル同業組合ハ勞働契約ニ反對ノ條件ナキ限リ其ノ組合員ノ間ニ仕事ヲ割リ振リ又或組合員ト他ノ組合員ヲ振替フルコトヲ得

第三十六條　雇傭主ハ被雇傭者ニ對シ當初契約ニ依リ雇入レタル事項ニ關係ナキ仕事竝ニ明カニ生命ニ危險ナル仕事若ハ勞働法規ノ規定ニ適合セサル仕事ヲ要求スルヲ得ス

若シ雇入レ當時ノ仕事カ一時ナキ場合ニハ雇傭主ハ被雇傭者ヲ其ノ資格ニ相當シタル他ノ仕事ニ移スコトヲ得被雇傭者カ之ヲ拒ム場合ニハ雇傭主ハ第八十九條ニ依リ解雇手當ヲ交附シ被雇傭者ヲ解雇スルノ權利ヲ有ズ

災禍ヲ防止スル必要アル例外ノ場合ニハ雇傭主ハ被雇傭者ニ對シ其ノ資格ニ不相當ナル仕事ヲ委任スルコト得

前記ノ場合ニハ賃銀ヲ引下クルヲ得ス若シ一時的仕事カ被雇傭者傭入ノ時ヨリ賃銀高キ場合ニハ其ノ高キ賃銀率(第六十四條)ニ依リ支拂ハルヘシ

第三十七條　被雇傭者ヲ或ル企業ヨリ他ノ企業ニ移シ若ハ企業又ハ營造物ト共ニスル場合ト雖或ル地方ヨリ他ノ地方ニ移スコトハ勞働者若ハ從業員ノ同意ヲ要ス若シ斯ル同意ナキ場合ニハ當事者ノ何レヨリモ勞働契約ヲ取消スコトヲ得但シ右何レノ場合ニモ第八十九條ニ依リ雇傭主ハ被雇傭者ニ對シ解雇手當ヲ交附スヘシ

第三十八條　永續的性質ノ仕事ノ場合ニハ雇入レ決定前筋力勞働者ハ六日以內資格ヲ要セサル責任ノ輕キ仕事ニ從事スル從業員ハ二週間以內又責任ノ重キ仕事ノ從業員ニ對シテハ一ケ月以內ノ試驗期ヲ設クルコトヲ得

第三十九條　試驗ノ結果ニ依リ決定的ニ被雇傭者ヲ雇入レ又ハ解雇スルコトヲ得被雇傭者ヲ解雇スル場合ニハ試驗期間中ノ勞働ニ對シ雇傭主ハ被雇傭者雇入當時ニ於ケル仕事ノ等級ニ應シ定メタル賃銀率ニ依リ賃銀ヲ交附スヘシ

第四十條　雇傭主ハ試驗ノ結果(採用若ハ解雇)ニ關シ遲滯ナク勞働部當該機關(第七條)ニ届出ツヘシ試驗期經過前ノ勞働者ハ失業者ト見做シ勞働部機關ニ登錄シタル名簿ノ順位ヲ保有ス

第四十一條　若シ雇傭主若ハ企業管理部カ被雇傭者ヨリ身元證明書ヲ取リタル場合ニハ被雇傭者ヨリ請求アリ次第之ヲ返還スルヲ要ス

第四十二條　雇傭主ハ被雇傭者ノ請求ニ依リ雇入レタル期間及仕事ノ性質ヲ記載シタル證明書ヲ交附スルコトヲ要ス證明書ニハ何等祕密ノ記號ヲ記入スルコトヲ禁ス

勞働者ノ雇傭條件ヲ協定スル目的ヲ以テ雇傭主相互間ニ祕密ノ通信ヲ受授スルコトヲ禁ス

第四十三條　特別ノ法律若ハ內部取締規則ニ依リ規定セラレタル場合ヲ除キ雇傭主又ハ企業管理部ハ被雇傭者ニ對シテ何等金錢上ノ負擔ヲ課スルヲ得ス

第四十四條　勞働契約ハ

(イ)當事者雙方ノ合意

(ロ)契約期限ノ經適

(ハ)契約ノ仕事ノ完了

(ニ)第四十六條及第四十七條ノ規定ニ從ヒ當事者ノ一方ノ届出ニ依リ消滅ス營造物、企業若ハ經濟團體カ或ル官廳若ハ所有主ヨリ他ノ官廳若クハ所有主ニ移リタル場合ニ於テ勞働契約ハ其ノ效力ヲ失ハス

第四十五條　勞働契約ノ期限經過後ト雖勞働關係カ繼續シ且當事者ノ何レモ勞働關係ノ中止ヲ要セサル場合ニハ右契約ハ從來ノ條件ニ依リ無期限ニテ繼續セラレタルモノト見做ス

第四十六條　被雇傭者ハ期限ヲ附セスシテ契約ヲ締結シタル場合ニハ隨時之カ取消ヲ要求スルコトヲ得但シ被雇傭者ハ賃銀每週拂ノ場合ニハ少クトモ一日前又二週拂若ハ每月拂ノ場合ニハ少クトモ一週間前ニ雇傭主ニ對シ豫告スルコトヲ要ス

第四十七條　雇傭主ハ第三十六條及第三十七條ニ規定シタル場合ノ外左記ノ場合ニ於テノミ其ノ要求ニ依リ期限ヲ附セスシテ締結シタル勞働契約ヲ取消シ又期限ヲ附シタル契約ヲ其ノ期限前ニ取消スコトヲ得

(イ)企業、營造物若ハ經濟團體ノ一部分又ハ全部解散シ竝ニ其ノ仕事ヲ縮少シタル場合

(ロ)生產上ノ原因ニ依リ一ケ月以上ニ亙リ仕事ヲ中止スル場合

(ハ)被雇傭者カ其仕事ニ不適當ナルコトノ判明シタル場合

(ニ)被解傭者カ相當ノ理由ナクシテ契約又ハ內部管理規則ニ依リ其ノ負擔スヘキ義務ヲ規則的ニ履行セサル場合

(ホ)被雇傭者カ直接其仕事ニ關聯シテ犯罪ヲ行ヒ裁判ノ宣告カ實行セラレタル場合竝ニ被雇傭者カ二ケ月以上ニ亙リ逮捕收監セラレタル場合

(ヘ)被雇傭者カ相當ノ理由ナクシテ一ケ月中ニ

合計三日間以上作業ニ出頭セサル場合（一九二七、八、二二全露中央執行委員會議決定）

（ト）被雇傭者カ一時的ニ勞働不能トナリ其ノ時ヨリ二ケ月ヲ經過スルモ尚缺勤スル場合竝ニ姙娠中及分娩後ノ者ハ第九十二條ニ規定シタル四ケ月ノ期間ノ外更ニ二ケ月間復業シ得サル場合

備考一　（ハ）及（ニ）ニ規定シタル場合ノ契約取消ハ評價爭議委員會ノ決定ニ依ラザレハ之ヲ行フコトヲ得ス

備考二　契約取消ノ際被雇傭者カ製造工場委員會若ハ此ノ種機關ノ一員タル場合ニハ本法第百六十條ノ規則ニ從フモノトス

備考三　（イ）（ロ）及（ハ）ノ場合ニ契約ヲ取消シタル時ハ雇傭主ハ被雇傭者ニ對シ二週間ノ解雇豫告ヲ與フヘシ此ノ場合ニハ一般ノ規定（第八十八條）ニ依リ賠償金ヲ支拂フモノトス

第四十八條　被雇傭者ハ左記ノ場合ニハ期限ヲ附シタル勞働契約ヲ其ノ期限經過前取消スコトヲ得

（イ）期限ニ際シ約束ノ賃銀ヲ支拂ハレサル場合

（ロ）雇傭主カ契約ノ義務ヲ履行セス若ハ勞働法規ニ違反スル場合

（ハ）雇傭主、管理部代表者若ハ其ノ家族カ被雇傭者ヲ虐待シタル場合

（ニ）仕事ノ衛生狀態カ變化シテ不良トナリタル場合

（ホ）一般的ニ法律ニ依リ規定シタル其他ノ場合

備考　（イ）（ロ）及（ハ）ニ規定スル場合ノ實否ハ雇傭主ノ抗議ヲ俟テ其地ノ評價爭議委員會ニ於テ之ヲ決定ス若シ同委員會ノ設置ナキ場合ニハ爭議決定ノ手續ニ依リ解決ス

第四十九條　總テノ勞働契約ハ職業組合ノ請求ニ依リ之ヲ取消スコトヲ得、企業家カ職業組合ノ請求ヲ承諾セサル場合ニハ爭議決定ノ手續ニ依リ解決ス

第六章　內部管理規則

第五十條　內部管理規則ハ五人以上ヲ雇傭スル總テノ企業、營造物及經濟團體ニ於ケル勞働條件ヲ調節スル爲之ヲ制定スルモノトス右規則ハ所定ノ手續（第五十二條乃至第五十五條）ニ基キテ制定シ且總テノ勞働者ニ通達セラレタル場合ニ於テノミ總テノ被雇傭者ニ對シテ拘束力ヲ有ス

第五十一條　內部管理規則ハ勞務者ト管理部トノ一般的及特殊ノ義務竝ニ是等義務的違反ニ對スル責任ノ範圍及手續ヲ明確詳細且出來得ル限リ全般ニ亙リ規定スルヲ要ス

第五十二條　內部管理規則ニハ勞働ニ關スル法令竝ニ當該企業若ハ營造物ニ行ハレ居ル團體契約ニ違反スル規定ヲ設クルコトヲ得ス

第五十三條　勞働部ハ職業組合全露中央「ソヴイエト」及最高國民經濟會議ト協議シ模範的內部管理規則ヲ制定ス

備考　或企業若ハ營造物ニ於テ內部管理規則ヲ起草シ當該官憲ノ認可ヲ受クル迄ハ（第五十四條）第五十三條ニ依リ制定セラレタル模範的內部管理規則カ其企業及營造物ニ對シ效力ヲ有ス

第五十四條　個々ノ國家、公共及私人ノ營造物及企業ノ內部管理規則ハ企業管理部ト當該職業組合ノ地方支部トノ協議ニ依リ起草シ且ツ勞働監督官ノ認可ヲ要ス勞働監督官ノ決定ニ對シテハ地方勞働部ニ訴願スルコトヲ得但地方勞働部ノ決定ヲ以テ最終トナス

第五十五條　產業及國民經濟ノ各部門、中央營造物若ハ企業、直接聯合シタル企業ノ團體竝ニ特ニ國家ニ重要ナル企業及營造物ノ爲適用スル內部管理規則ハ當該職業組合ノ中央委員會ト管理部トノ協議ニ依リ直接中央ニ於テ起草シ勞働部ノ認可ヲ可クルコトヲ得又是等團體ニ加入セル個々ノ營造物及企業ノ爲本法第五十三條同備考及第五十四條ノ規定ニ準據シテ內部管理規則ノ追加規則ヲ制定スルコトヲ得

第七章　生產高ノ標準

第五十六條　生產高ノ標準ハ企業若ハ營造物ノ管理部ト職業組合若ハ當該職業組合機關トノ協議ニ依リ（第百五十一條及第百五十六條）之ヲ定ムルモノトス

第五十七條　被雇傭者ノ過失ニ依リ普通ノ勞働條件ノ下ニ於テ生產高ノ標準ニ達シ得ザル場合ニハ被雇傭者ハソノ爲シタル仕事ノ量ニ應シテ賃金ヲ受クルモノトス但始何ナル場合ニ於テモ賃銀率ノ三分ノ二以下トスルコトヲ得ス生產高カ規則正シク標準ニ達セサル場合ニハ雇傭主ハ第四十七條及同備考ニ依リ該被雇傭者ヲ解雇スルコトヲ得

備考一　本條ニ於テ普通ノ勞働條件トハ左記ノ諸項トス

（イ）機械、旋盤及備品ハ整正シタル狀態ニアルコト

（ロ）作業遂行ニ心要ナル材料及器具ヲ適時ニ供給スルコト

（ハ）材料及器具ハ適當ナル數量ヲ有スルコト

（ニ）作業場ニ適當ノ衛生設備（必要ナル採光、暖房其ノ他）ヲナスコト

備考二　全日極ニアラスシテ時間極ニテ勞働スル未成年者ニ對シテハ成年者ノ生產高標準ニ應シ未成年者ノ爲定メラレタル勞働時間ニ比例シテ未成年者ノ生產高標準ヲ定ムルモノトス

第八章　勞働ニ對スル報酬

第五十八條　勞働ニ對シ被雇傭者カ報酬トシテ受クル額ハ團體契約及勞働契約ニ依リ之ヲ定ム

第五十九條　報酬額ハ適當ナル關家機關カ當該各時期ニ付當該種類ノ勞働ニ對シ定メタル强制的最低賃銀ヨリモ小額ナルコトヲ許サス

第六十條　報酬額ハ或ハ普通ノ勞働時間（第九十四條）以下ニ據リ時間拂トシ或ハ仕事ノ出來高拂トシテ契約ニ於テ之ヲ定ムルモノトス規定ノ時間外ノ勞働ニ對スル報酬ハ特ニ契約ニ之ヲ指定スヘシ但最初ノ二時間ニ對シテハ普通ノ報酬ノ一倍半又其以後每一時間竝ニ休日若ハ祭日（第百九條以下）ノ就業ニ對シテハ二倍以下タルコトヲ得ス

第六十一條　未成年者ノ勞働賃銀ハ短縮シタル勞働時間ヲ以テ相當等級ノ全日ノ勞働ト見做シ支拂フモノトス勞働部ニ對シ產業ノ當該部內ノ性質及條件ニ應シ未成年者ノ勞働賃銀ノ計算及標準制定ノ手續ヲ定ムルノ權利ヲ附與ス

第六十二條　被雇傭者カ數種ノ等級ニ屬スル仕事ヲナス場合ニハ其ノ內最高ノ等級ニ依リ（第三十六條）報酬ヲ受クルモノトス

第六十三條　被雇傭者カ特殊ノ知識若ハ特別ノ準備ヲ要スル仕事ニ從事スルトキハ特別ノ技能修得ニ關スル學位（卒業證書）若ハ證明書ヲ所持セサル場合ニ於テモ當該種類ノ仕事ノ爲定メラレタル範圍ノ賃銀ヲ支拂ハルヘキモノトス

第六十四條　被雇傭者ヲ賃銀ノ低率ナル仕事ニ移シタル場合ニハ其ノ移動ノ日ヨリ二週間ハ從前ノ賃銀ヲ支拂フモノトス

第六十五條　仕事カ恒久的性質ヲ有スル場合ニハ二週間ニ一回以上ノ割ヲ以テ定期的ニ賃銀ヲ支拂フヘシ二週間以內ノ一時的若ハ偶然的ノ仕事ニ對スル賃銀ハ仕事ノ完了シタル後直ニ支拂フヘシ

第六十六條　賃銀ハ通貨竝ニ勞働契約若ハ團體契約ニ規定アル限リ現品（食料、個人的必要品ノ供給ニヨリ）ヲ以テ支拂フモノトス現品ニ依ル賃銀支拂ノ條件及其ノ計算方法ハ契約ニ依リ之ヲ定ム

第六十七條　賃銀ハ勞働時間中且勞働ニ從事スル場所ニ於テ之ヲ支拂フモノトス

第六十八條　被雇傭者カ自己ニ無關係ナル理由ニ依リ仕事ヲ完了セサル場合ニハ其ノ平均日給額ニ依リ賃銀ヲ支拂フモノトス

備考　平均賃銀決定ノ方法ハ勞働部ニ於テ之ヲ定ム

第六十九條　定期休暇中ニ在ル勞働者及從業員ハ休暇期間ニ對シ其ノ平均賃銀ノ前渡ヲ受クルモノトス

第七十條　出來高拂若ハ個數拂ノ支拂ハ當該等級ノ所定ノ日給額ヲ生產高標準（第五十六條）ニ割リ當ツル方法ニ依リ之ヲ定ム契約ニ規定シタル場合ニハ他ノ出來高計算法ニ依ルコトヲ得

第七十一條　出來高拂ノ仕事ノ準備ニ要スル時間ニ對スル支拂ハ團體契約ニ依リ之ヲ定ム

第七十二條　出來高拂ニ依リ特種ノ仕事ノ交附アリタル場合ニハ被雇傭者ハ其ノ仕事ノ完了前ニ所定ノ計算期日ニ（第六十五條）自己ノ等級ノ賃銀率ノ範圍內ニ於テ前拂ヲ受クルモノトス

第七十三條　出來高拂ニ依ル仕事カ所定賃銀ニ達セサル場合ニハ出來高ニ應シテ支拂フモノトス但シ被雇傭者ノ賃銀率ノ三分ノ二以下タルヲ得ス（第五十七條）

第七十四條　被雇傭者カ自己ニ關係ナキ理由ノ爲出來高拂ノ仕事ヲ未完了ノ儘中止スル場合ニハ爲シタル仕事ノ部分ニ對シテハ前拂金（第七十二條）ヲ控除シ其他ノ評價爭議委員會ノ爲シタル評價ニ依リ又同委員會ノ設置ナク且當事者間ニ於テ協定ノ成立セサル場合ニハ爭議手續ニ基キ支拂ヲ爲スモノトス

第七十五條　出來高拂ノ仕事ヲ引受タル未成年者

ハ其ノ仕事ノ遂行ノ際成年者ト同一ノ出來高計算ニヨリ且ツ其ノ普通賃銀率ニ依ル二時間分ノ割增ヲ附シテ支拂ハルルモノトス

第七十六條　時間拂ノ賃銀率ノ變更アリタル場合ニハ出來高拂ノ仕事ニ對スル計算モ之ニ應シ變更セラルルモノトス

備考　出來高拂ノ仕事ニ依ル賃銀率變更前終了シタル仕事ニ對シテハ評價爭議委員會ノ定ムル賃率ニ依リ支拂フヘシ若シ同委員會ノ設置ナキ場合ニハ當該職業組合トノ協議ニ依ルコトトシ尙協定成立セサル場合ニハ爭議手續ニ依リ解決ス

第九章　保障及賠償

第七十七條　當該國家機關ニ依リ勞働時間中ニ選擧權ノ行使ヲ許可セラレ居ル場合ニハ選擧權行使ノ爲ニ要スル時間中ハ勞働者及從業員ニ對シ平均賃銀（第六十八條）ヲ支拂フモノトス

第七十八條　證人、鑑定人及立會人トシテ出廷ヲ命セラレタル勞働者及從業員ハ司法官憲ニ依リ命セラレタル義務ヲ履行スル全期間中平均賃銀ノ支拂ヲ受クルモノトス

第七十九條　國家、職業組合及消費組合等ノ諸機關ニ依リ招集セラレタル代表者ノ大會協議會及集會ニ委員トシテ參加スル爲選擧セラレタル勞働者及從業員ニ對シテハ自己ノ義務ヲ履行スル爲要スル勞働時間中平均賃銀ヲ支拂フモノトス

第八十條　赤軍ニ召集セラレタル勞働者及從業員ハ召集ノ爲退職ノ際向フ二週間分ノ平均賃銀ヲ受クルモノトス

第八十一條　勞働者及從業員カ雇傭主ノ用務ノ爲メ出張スル場合ニハ其ノ出張ノ全期間中地位ヲ維持シ且平均賃銀ノ外一日ニ付一ケ月ノ賃銀額ノ三十分ノ一ヨリ少カラサル率ニ依リ日當ヲ支拂ハルルモノトス右ノ外務勞働ニ於テ定メタル手續ト範圍ニ依リ出張ニ關スル實費ノ補償ヲ受クルモノトス

註　政府企業及之ト同資格ノ企業營造物ノ勞働者從業員ノ出張ニ關聯セル日當及雜費及雜費ノ補償ハ特別ノ法律ヲ以テ之ヲ定ム（一九二七、五、九制定）

第八十二條　勞働者及從業員カ雇傭者ノ命ニ依リ或ル地方ヨリ他ノ地方ニ移轉シ住所ノ變更ヲ要スル場合ニハ移轉ニ依ル出費ヲ支辨セラレ且實際賃銀ヲ保有シ途中ニ滯在期間竝ニ爾餘ノ六日間一日ニ付一ケ月ノ賃銀ノ三十分ノ一ノ計算ニ依リ日當ノ支拂ヲ受クルモノトス右ノ外尙從來ノ職務ニ依リ受ケ居タル一ケ月ノ賃銀ニ均シキ率ニ依リ臨時手當ヲ受クルモノトス又勞働者及從業員カ其ノ家族ヲ同伴スル場合ニハ一人ニ付本人ノ手當ノ四分ノ一ノ額ノ追加臨時手當ヲ受クルモノトス手當及移轉ニ要スル支出ノ支拂條件及手續並ニ一般規則ノ例外ハ特別規定ヲ以テ之ヲ定ム

第八十三條　被雇傭者カ不注意若ハ內部管理規則不履行ノ爲備品、製作品及材料ヲ毀損シタル場合ニハ評價爭議委員會ノ決定ニ依リ其ノ損害額ヲ賃銀ヨリ差引クコトヲ得但其ノ一ケ月ノ賃銀ノ三分ノ一以上ナルコトヲ許サス

第八十四條　雇傭主ハ仕事ニ必要ナル器具及備品ヲ無料ニテ被雇傭者ニ提供スヘシ

第八十五條　被雇傭者カ企業上必要ナル爲自己ノ器具ヲ使スル場合ニハ雇傭主ハ器具ノ損料トシテ相當ノ補償ヲ支拂フヘキ義務ヲ有ス但其額ハ團體契約ニ依リ定ムルモノニシテ團體契約ナキ場合ニハ勞働部ノ決定ニ依リ之ヲ定ムルモノトス

第八十六條　作業ノ條件カ被服及履物ノ毀損ヲ早ムルカ如キ企業ニ於テハ雇傭主ハ勞働部カ特ニ定メタル職業表及標準ニ依リ其ノ被雇傭者ニ對シ無料ニテ被服及履物ヲ支給スヘキ義務ヲ有ス勞働部ノ地方機關ノ決定ニ依リ右現品ノ支給カ不可能ナリト認メラレタル場合ニハ雇傭主ハ實費ニ相當スル金額ヲ以テ之ヲ補償スヘシ

第八十七條　一ケ月未滿ノ間作業ヲ休止シタル企業及營造物ニ於ケル勞働者及從業員ニ對シテハ其ノ賃銀率ニ依リ賃銀ヲ支拂フモノトス

備考　企業若ハ營造物ニ於テ三日以內ノ間作業ヲ休止シタル場合ニハ被雇傭者ニ對シ其ノ休業期間中平均賃銀ニ依リ（第六十八條備考）支拂フモノトス

第八十八條　第四十七條ノ（イ）（ロ）及（ハ）ニ規定シタル理由ニ依リ期限附若ハ期限ヲ附セサル勞働契約カ取消サレタル場合ニハ雇傭主ハ被雇傭者ニ對シ二週間分ノ賃銀ニ相當スル解雇手當ヲ支拂フカ又ハ二週間前ニ解雇ノ豫告ヲ與フヘシ

第八十九條　第三十六條（第二項）、第三十七條、第四十八條及第八十條ニ規定シアル理由ニ依リ勞働契約ノ取消サレタル場合ニハ被雇傭者ニ二週間分ノ賃銀ニ相當スル解雇手當ヲ與フルモノトス

第九十條　第四十七條ノ（ニ）（ホ）（ヘ）（ト）及第四十九條ニ規定シタル理由ニ依リ勞働契約ノ取消サレタル場合竝ニ被雇傭者自身ノ希望ニ依リ勞働契約ノ取消サレタル場合ニハ被雇傭者ハ解雇手當ヲ受クルヲ得ス

第九十一條　企業若ハ營造物カ評價爭議委員會ノ認可ニ依リ又同委員會ノ設置ナキトキハ當該職業組合ノ認可ニ依リ基本的休暇（第百十四條）ヲ與ヘサル場合及必要ニ際シ追加ノ休暇（第百十六條）ヲ與ヘサル場合ニハ勞働者及從業員ハ金錢ニ依ル補償ヲ受クル權利ヲ有ス但其ノ補償率ハ補償交附ノトキニ於ケル其ノ平均賃銀ニ依リ之ヲ定ム

第九十二條　臨時的勞働不能トナリタル勞働者及從業員ハ病氣ノ場合ハ三ケ月ヨリ少ラサル期間又姙娠及分娩ノ場合ハ四ケ月ヨリ少ラサル期間（第四十七條及第百三十二條）營造物若ハ企業ニ於テ其ノ現職ヲ保留ス

第九十三條　雇傭主ノ破產ノ場合ニハ團體契約又ハ勞働契約ニ基ク勞働者及從業員ニ對スル一切ノ支拂ハ民法第百一條及民事訴訟法第二百六十六條ニ準據シ第一順位ニ於テ行ハルヘキモノトス

第十章　勞働時間

第九十四條　生產竝ニ生產ノ爲必要ナル補助的仕事ニ於テ標準的勞働時間ハ八時間ヲ超過スルヲ得ス

備考　勞働ニ對シ職業組合全露中央「ソヴイエト」トノ協議ニ依リ本條ノ規定ニ依ル時間ノ制限ヲ受ケサル責任アル政治上、職業上及「ソヴイエト」ノ勞務者ノ種目ヲ定ムル權利ヲ附與ス

第九十五條　左ニ揭クル者ノ勞働時間ハ六時間ヲ超過スルコトヲ得ス

（イ）十六歲以上十八歲以下ノ者

（ロ）生產ニ直接關係ヲ有スル仕事ヲ爲ス者ヲ除キ智能的及事務的勞務ニ從事スル者

（ハ）勞働部ノ作成シタル職業表ニ依ル地下勞働ニ從事スル者

特別ニ困難ニシテ且健康上有害ナル生產事業ニ從事スル者ノ爲勞働部ニ於テ定メタル職業表及標準ニ從ヒ勞働時間ヲ短縮ス

第九十六條　第九十四條及第九十五條ニ規定シタル勞働時間ハ夜間作業ノ場合ニハ一時間ヲ短縮ス

交替ニ依ル仕事若ハ間斷ナキ當直勤勞ニ際シ夜間ニ亙ル勞働時間ハ晝間ト同一ニ見做ス但シ此ノ場合ニ於テ夜間ニ亙ル勞働時間ニ對シテハ相當ニ割增ヲ行フ（夜間ノ一時間ハ晝間ノ七分ノ八（第九十四條）及五分ノ六（第九十五條）ヲ支拂フ）

出來高拂ニ依ル仕事ニ對シテハ此ノ場合ニ於テ勞働者ハ出來高ニ依ル賃銀以外ニ夜業各一時間ニ付其ノ該當スル種類ノ時間拂賃銀ノ七分ノ一ノ割增手當ヲ受ク

備考　午後十時ヨリ午前六時迄ノ間ヲ夜間ト爲ス

第九十七條　家庭勞働、修繕作業、農業勞働其ノ他ニ從事スル勞働者ニシテ月拂ニテ常傭セラレ居ル者ハ其ノ勞働時間ヲ適當ニ分割スルコトヲ得但勞働中ノ休憩時間ハ一日二回ヲ超過セサルコト又一ケ月ノ全勞働時間ハ一ケ月ノ標準勞働時間ヲ超過セサルコト（第九十四條）ヲ要ス

第九十八條　雇傭主ハ勞務者ニ對シ普通ノ勞働時間中ニ休憩及食事時間ヲ與フヘシ但シ休憩及食事時間ハ勞働時間ニ算入セス

備考　中斷ヲ許ササル仕事ニアリテハ雇傭主ハ勞働者ニ對シ勞働時間中食事ノ時間ヲ與フヘシ但シ內部管理規則ニハ食事ノ場所ヲ規定スヘシ此ノ種仕事ノ一覽表ハ勞働部ニ於テ作成ス

第九十九條　被雇傭者ハ自由ニ休憩時間ヲ處理スルコトヲ得且休憩時間中被雇傭者ハ勤務ノ場所ヲ離ルル權利ヲ有ス

備考　特種ノ性質ヲ有スル企業ニ於ケル本條規定ノ例外ハ當該職業組合ノ同意及勞働部機關ノ認可シタル場合ノミ許可セラルヘシ

第百條　規則正シク間隔ヲ置ク仕事ニアツテハ始業後每四時間以內ニ休憩ヲ與フヘシ但シ其ノ休憩時間ハ三十分以上二時間以內トス休憩時間ノ長短ハ前記ノ範圍內ニ於テ內部管理規則ニ依リ之ヲ定ム

備考　授乳ノ母親ニ對スル特別ノ休憩時間ニ關スル規則ハ第百三十四條ニ規定ス

第百一條　始業、終業竝ニ勤務中ノ休憩時間ハ內部管理規則ニ依リ之ヲ定ム

第百二條　交替ニ依ル仕事ニアリテハ作業ヲナスヘキ各組ハ標準勞働時間中勞働ニ從事スヘシ交替ノ爲作業ノ順當ナル進行ヲ妨クルコトナク內部管理規則ニ基キ定メタル時間ニ依リ交替ヲ行フヘシ

第百三條　標準勞働時間ヲ超過スル勞働（殘業）ハ原則トシテ之ヲ禁止ス

第百四條　左ニ揭クル除外的場合ニ限リ殘業ヲ許ス

（イ）共和國ノ國防上必要ナル仕事及社會的災禍ト危害ヲ避クルニ必要ナル仕事ヲ行フ場合

（ロ）水道、點燈、下水、運輸、郵便、電信及電話ノ聯絡ニ關スル社會的ニ必要ナル事業ニシテ其ノ正確ナル運行ニ對スル偶發的若ハ豫期セサル障害ヲ除去スヘキ仕事ヲ行フ場合

（ハ）既ニ着手シタル仕事ニシテ技術上ノ條件ニ基キ豫期ゼサル若ハ偶發的ノ障害ニ依リ標準的勞働時間中ニ完了セサル場合且既ニ着手セル仕事ノ中止カ材料若ハ機械ヲ毀損セシムル場合之ヲ完了スル爲

（ニ）機械若ハ設備ノ毀損ヲ放棄セハ多數ノ勞働者カ仕事ヲ中止スルニ至ル場合ニ於テ右機械若ハ設備ノ修繕及調節ニ關スル臨時的仕事ヲ行フ場合

備考　本條ニ規定スル殘業ノ適用ハ地方評價爭議委員會ノ決定ニ依リ又同委員會ノ設置ナキトキハ當該職業組合ノ同意ニ依リ且勞働監督官ノ認可シタル場合ニ限リ又至急ヲ要スル際ハ事後勞働監督官ニ通報スル條件ノ下ニ許可セラル

第百五條　十八歲以下ノ者ハ絕對ニ殘業ニ從事スルコトヲ禁ス

第百六條　各被雇傭者ニ對シ一ケ年ヲ通シ殘業ノ總計百二十時間ヲ超過スルコトヲ許サス又二日間ニ亙ル殘業ノ總計ハ四時間ヲ超過スルコトヲ許サス

備考　季節的性質ヲ有スル產業ノ各分派ニ於テハ勞働部ハ職業組合全露中央「ソヴイエト」ノ同意ニ依リ殘業ノ時間數ヲ第百六條ニ規定シタル限度ノ標準以上ニ增加スルコトヲ得

第百七條　遲刻ニ依リ失ヒタル時間ヲ補フ爲メ殘業ヲ課スルコトヲ許サス

第百八條　各殘業ニ付テハ被雇傭者ノ賃銀手帳竝ニ殘業ノ特別帳簿ニ殘業ノ開始及終了ノ時竝ニ殘業ニ對シ被雇傭者ノ受ケタル手當ヲ示シテ之ヲ記入スヘシ

第十一章　休暇

第百九條　總テノ勞務者ハ每週四十二時間ヨリ少カラサル繼續的休暇ヲ受クルモノトス每週ノ定休日ハ地方勞働課ニ於テ職業組合「ソヴイエト」トノ協議ノ上之ヲ定ム而シテ右定休日ハ其ノ地方ニ於ケル勞働者及從業員ノ民族及宗教的構成ヲ考慮シ日曜日又ハ其ノ他ノ週日ヲ以テ之ヲ定ムルコトヲ得

第百十條　仕事ノ性質ニ依リ一般的ニ規定シタル週定休日ヲ得ルコト能ハサル企業營造物及經濟團體ニ於ケル勞務者ニ對シテハ彼等ノ爲都合ヨキ他ノ週日ニ休暇ヲ與フヘシ本規定ハ仕事ノ性質上間斷ナキ作業ヲ要スル企業ニ於テ勞働スル者ニモ適用ス後ノ場合ノ企業ニアリテハ勞務者ノ各組ニ對シ一般的ニ規定シタル定休日ノ代リニ特別ノ休日ヲ定ム

第百十一條　左ニ揭クル祭日ニハ勞働ニ從事スルコトヲ禁ス

（イ）一月一日　元旦

（ロ）一月二十二日　即チ舊露曆千九百五年一月九日記念日

（ハ）三月十二日　獨裁政治顚覆記念日

（ニ）三月十八日　巴里「コムミユン」記念日

（ホ）五月一日　「インターナショナル」記念日

（ヘ）十一月七日　無產階級革命記念日（一九二七年以降ハ、十一月七日八日ノ二日間休日ノコト一九二七、一〇、二六中央執行幹部會規定）

第百十二條　地方ノ勞働課ハ縣職業組合「ソヴイエト」トノ協議ニ依リ第百十一條ニ規定シタル祭日以外ニ地方ノ狀況、住民ノ構成及民族的祭日ヲ考慮シ一ケ年ニ付十日間以內ノ特別ノ休日ヲ定ムルコトヲ得（一九二八年以降特別休養日ハ聯邦共和國勞働法ニテ定メラルル手續ニヨリ一ケ年七日トス一九二七、一〇、二六全露中央執行委員會規定）

備考　勞働部ハ職業組合全露中央「ソヴイエト」トノ協議ニ依リ其ノ仕事ノ性質上前揭ノ條項ニ於テ規定シタル休日及祭日中仕事ノ中絕ヲ許ササル企業及營造物ノ一覽表ヲ作成スヘシ

第百十三條　休日及祭日（第百九條乃至第百十一條）ノ前日ニ於ケル勞働時間ハ六時間ヲ超過スルコトヲ許サス此ノ場合ニハ全日ノ賃銀ヲ支拂フヘシ又出來高拂ノ仕事ニアリテハ本條ノ規定ニ基キ就業セサル時間ニ對シテハ相當等級ノ賃銀率ニ依リ割增手當ヲ支拂フヘシ

備考　月拂ニ依リ賃銀ヲ受クル者ハ祭日及祭日ノ前日ノ爲メ其ノ賃銀ヲ差引カルルコトナシ

第百十四條　五ケ月半ヨリ短カラサル期間繼續シテ勤務シタル總テノ者ニ對シ一年ニ一回二週間ヲ下ラサル定期休暇ヲ與フルモノトス又十八歲未滿ノ者ニ對スル定期休暇ハ一個月ヲ下ルコトヲ得ス

備考　第百十四條ニ依リ定期休暇ノ權利ヲ與フル仕事ノ繼續ハ管理部ノ命令ニ依リ勞務者カ或企業若ハ營造物ヨリ他ノ企業若ハ營造物ニ轉シ又ハ勞務者カ仕事ヲ中絕スルコトナク或國家ノ營造物若ハ企業ヨリ他ノ營造物若ハ企業ニ轉シタル場合ニ於テ中斷セラルルコトナシ

第百十五條　特ニ健康上有害ニシテ危險ナル企業ニ於テ作業スル者ヘ第百十四條ニ規定シタル休暇以外ニ二週間ヲ下ラサル期間追加ノ休暇ヲ受クルモノトス追加ノ休暇ヲ與フヘキ生產業及職業ノ一覽表ハ勞働部ニ於テ之ヲ作成ス

第百十六條　第百十五條ニ規定シタル追加ノ休暇竝ニ未成年者ノ定期休暇（第百十四條）ハ勞働部ノ特別ノ決定ニ依ル場合以外ハ之ヲ廢止シ又ハ金錢ニ依ル補償ヲ（第九十一條）以テ之ニ代ユルコトヲ禁ス

第百十七條　休暇ハ一年ヲ通シテ適時之ヲ受クルモノトス但シ企業、營造物及經濟團體ニ於ケル作業ノ順當ナル進行ヲ妨クルヲ許サス

第百十八條　休暇ヲ受クヘキ時期、手續及順序ハ評價爭議委員會ニ於テ之ヲ決定ス若シ同委員會ノ設置ナキ場合ニハ企業、營造物若ハ經濟團體ノ管理部ト勞働者ノ代表機關（第百五十六條）トノ協議ニ依リ之ヲ決定ス

本問題ニ關シ雙方ノ意見一致セサル場合ニハ爭議手續ニ依リ之ヲ解決ス

第百十九條　規定ノ手續ニ依リ疾病若ハ分娩ノ爲勞務者ニ與フヘキ休暇ハ第百十四條及第百十五條ニ規定シタル定期休暇及追加休暇中ニ含マス

第百二十條　勞働者自身ノ過失ニ基カスシテ年內ニ定期休暇ヲ受ケス又勞務者カ其ノ代リトシテ補償ヲモ受ケサルトキハ（第九十一條）其ノ受ケサリシ休暇期間タケ次年度ニ於テ之ヲ延長スルコトヲ得但シ右休暇ノ併合ハ二個年以上ニ亙ルコトヲ許サス

第十二章　徒弟制度

第百二十一條　徒弟學校、教習隊及教習工場リアル者竝ニ熟練ナル職工ノ指導ノ下ニ生產作業中ニ各個人ノ教導ヲ受ケツツアル者ヲ徒弟トス

第百二十二條　徒弟ノ期間ハ勞働部ニ於テ職業組合全露中央（ソヴイエト）及教育人民委員部（以下單ニ教育部ト記ス）トノ協議ニ依リ各職業ニ付之ヲ決定ス但シ最モ熟練ヲ要スル勞働ニ對シテモ四ケ年ヲ超過スルコトヲ許サス

第百二十三條　團體契約締結ノ際取極ムル徒弟ノ數ハ勞働部カ職業組合全露中央「ソヴイエト」及中央經濟機關トノ協議ニ依リ當該產業部門ノ爲メ定ムル標準ヲ下ルコトヲ許サス團體契約ノ締結ナキ場合亦同シ

第百二十四條　徒弟ニ對シテハ其ノ專門ノ研究ニ關係ナキ始何ナル仕事ヲモ爲サシムルコトヲ得ス

第百二十五條　總テノ企業ハ勞働部、教育部及最高國民經濟會議竝ニ必要ノ場合ニハ相當經濟機關カ共同シテ發布スル決定ニ從ヒ未成年者ヲ正確ニ教育スル爲メ必要ノ手段ヲ講スルノ義務ヲ有ス

第百二十六條　規定ノ期間ニ或特殊技能ノ教育ヲ終了シタル徒弟ニ對シ試驗ヲ行フ尤モ徒弟ハ規定ノ徒弟期間終了前ニ於テモ試驗ヲ受クル權利ヲ有ス

第百二十七條　勞働部ハ徒弟制度ノ標準及規則ニ關スル義務的決定ヲ發布スルノ權利ヲ有ス

第百二十八條　勞働部ノ諸機關ハ徒弟制度ノ正シキ設定ニ付監督及監視ヲ爲ス義務ヲ有ス

第十三章　婦人及未成年者ノ勞働

第百二十九條　特ニ困難ニシテ健康上有害ナル作業及地下ノ仕事ニ婦人及十八歲以下ノ者ヲ雇傭スルコトヲ禁止ス

婦人及未成年者ノ爲特ニ困難ニシテ不健康ナル

仕事ノ一覽表竝ニ婦人及未成年者ノ運搬スル重量ノ限度標準ハ勞働部ニ於テ職業組合全露中央「ソヴイエト」ト協議ノ上之ヲ定ム

第百三十條　婦人ハ十八歲以下ノ者ヲ夜業ニ從事セシムルコトヲ禁止ス

備考　特ニ夜業ヲ必要トスル或種ノ生產業ニ於ケル成年婦人ニ對シテハ勞働部ニ於テ職業組合全露中央「ソヴイエト」ト協議ノ上之ヲ許可スルコトヲ得

第百三十一條　妊娠中又ハ授乳中ノ者ニ對シテハ絕對ニ夜業ニ從事セシムルコトヲ禁ス

第百三十二條　筋肉勞働ニ從事スル婦人ニ對シテハ產前及產後各八週間又事務及智識勞働ニ從事スル婦人ニ對シテハ產前產後各六週間勞働ヲ免除ス（第百八十一條）

備考　特種ノ狀況ノ爲產前產後ノ休養ヲ各八週間ト定ムヘキ事務及智識勞働ノ職業一覽表ハ勞働部ニ於テ之ヲ作成ス

第百三十三條　婦人ハ妊娠五ケ月目ヨリ起算シ其ノ以降ハ本人ノ承諾ナクシテ普通作業ノ場合以外ニ派遣スルコトヲ得ス

第百三十四條　授乳ヲ要スル母親ニ一般休憩以外ニ（第百條）授乳ノ爲メ餘分ノ休暇ヲ與フルコトヲ要ス休憩時間ノ詳細ハ內部管理規則ニ依リ之ヲ定ム而シテ授乳ノ休憩ハ每三時間半以內ノ間隔タルヘク且三十分以上繼續スヘキモノトス

右授乳ノ休憩時間ハ勞働時間ニ算入ス

第百三十五條　十六歲未滿ノ者ノ雇傭ヲ禁止ス

備考　例外的ノ場合ニハ勞働監督官ニ對シ勞働部ニ於テ職業組合全露中央「ソヴイエト」ト協議ノ上發布スル特別ノ訓令ニ基キ十四歲以上ノ未成年者ヲ雇傭スルコトヲ許可スルノ權限ヲ附與ス

第百三十六條　十六歲未滿ノ者、若ハ第百三十五條ノ備考ニ基キ雇傭セラルル者ハ一日ニ付四時間勞働トス

第百三十七條　產業ノ各種部門ニ雇傭セラルヘキ未成年者ノ最少人員數ハ勞働部ニ於テ職業組合全露中央「ソヴイエト」ト協議ノ上發スル特別ノ訓令ニ依リ之ヲ定ム

第十四章　勞働ノ保護

第百三十八條　如何ナル企業モ勞働監督官竝ニ產業衛生機關及技術監督機關ノ承諾ナクシテ開設、作業開始若ハ他ノ建築物ヘノ移轉ヲ爲スコトヲ得ス

第百三十九條　總テノ企業及營造物ハ勞働部ニ於テ發スル各種生產業ニ關スル一般的及特別的義務的決定ニ從ヒ勞働ノ有害ナル作業條件ヲ除去若ハ減少シ不幸ノ事故ヲ警戒シ作業場ノ適當ナル衛生及健康狀態ヲ保持スルニ必要ナル方法ヲ講スヘシ

第百四十條　技術上ノ條件ニ依リ機械、調革、旋盤ノ停止不可能ナル場合若ハ之等ヲ通風、給水、點燈其ノ他ノ用ニ供スル場合ヲ除キ休憩時間中ノ總テノ機械、調革、族盤ノ運轉ヲ停止スルコトヲ要ス

第百四十一條　特ニ健康上有害ナル作業若ハ異常ノ溫度、濕氣アル場所ニ在ルコト若ハ身體ヲ不潔ナラシムルコトニ關聯スル作業竝ニ一般衛生上必要トスル場合ニハ企業者ハ自己ノ負擔ニ於テ勞働部ノ定ムル勞働一覽表及其ノ標準ニ依リ勞働者ニ對シ特別ノ被服ト護裝用具（眼鏡、覆面具、呼吸用「マスク」石鹼其ノ他）ヲ交附スヘシ

第百四十二條　職業上中毒ノ危險アル生產ニ在リテハ勞働部ノ定ムル表及範圍ニ於テ勞働者ニ對シ消毒ノ爲メ脂肪分若ハ其他消毒品ヲ交附スヘシ

備考　特別ノ被服護裝用具若ハ消毒品（第百四十一條及第百四十二條）ヲ交附セラレサル場合ニ於テ勞働者カ自身ニ買入レタルトキハ勞働者ニ對シ其ノ實費ヲ支拂フヘシ

第百四十三條　勞働部及勞働部ノ地方機關ハ特ニ健康上有害ナル生產若ハ企業ニ於ケル勞働ニ從事セントスル總テノ者若ハ勞働者ノ各國（婦人及未成年者）ニ對シ豫メ强制的檢查ヲ行ヒ竝ニ定期的ニ再檢查ヲ行フ權利ヲ有ス

第百四十四條　勞働部ハ職業組合全露中央「ソヴイエト」ト協議ノ上夜業ヲナスコトヲ特ニ必要トセス且ツ勞働者ノ健康上特ニ有害ナル影響ヲ及ホスヘキ企業ニ於ケル夜業ヲ禁止スルノ權限ヲ有ス

第百四十五條　企業、營造物及經濟團體ハ勞働者及從業員ノ勞働保護ニ關スル總テノ現行法規ヲ見易キ場所ニ揭示シ且ツ勞働部ノ決定ノ要求スル帳簿ヲ備ヘ付クルコトヲ要ス

第百四十六條　勞働部ニ於テ職業組合全露中央「ソヴイエト」ト協議ノ上發布スル特別ノ訓令ニ基キ十四歲以上ノ未成年者ヲ雇傭スルコトヲ許可スルノ權限ヲ附與ス

第百三十五條ノ備考ニ於テ既ニ或企業若ハ第百三十五條ノ備考ニ基キ雇傭セラルル者ハ一日ニ付四時間勞働トス

第百四十二條　職業上中毒ノ危險アル生產ニ在リテハ勞働部ノ定ムル表及範圍ニ於テ勞働者ニ對シ消毒ノ爲メ脂肪分若ハ其他消毒品ヲ交附スヘシ

備考　特別ノ被服護裝用具若ハ消毒品（第百四十一條及第百四十二條）ヲ交附セラレサル場合ニ於テ勞働者カ自身ニ買入レタルトキハ勞働者ニ對シ其ノ實費ヲ支拂フヘシ

第百四十三條　勞働部及勞働部ノ地方機關ハ特ニ健康上有害ナル生產若ハ企業ニ於ケル勞働ニ從事セントスル總テノ者若ハ勞働者ノ各國（婦人及未成年者）ニ對シ豫メ强制的檢查ヲ行ヒ竝ニ定期的ニ再檢查ヲ行フ權利ヲ有ス

第百四十四條　勞働部ハ職業組合全露中央「ソヴイエト」ト協議ノ上夜業ヲナスコトヲ特ニ必要トセス且ツ勞働者ノ健康上特ニ有害ナル影響ヲ及ホスヘキ企業ニ於ケル夜業ヲ禁止スルノ權限ヲ有ス

第百四十五條　企業、營造物及經濟團體ハ勞働者及從業員ノ勞働保護ニ關スル總テノ現行法規ヲ見易キ場所ニ揭示シ且ツ勞働部ノ決定ノ要求スル帳簿ヲ備ヘ付クルコトヲ要ス

第百四十六條　勞働部ノ管下ニアル勞働監督、技術監督及衛生監督ハ總テノ營造物、企業、經濟團體及私人ニ於テ勞働條件及勞働者ノ健康及生命ノ保護ニ關スル本法、命令、訓令、指令及團體契約中ニアル條項ノ實行ヲ監督スル責任ヲ有ス

第百四十七條　勞働監督官ハ一定ノ任期ヲ以テ職業組合「ソヴイエト」ニ於テ之ヲ選擧シ勞働部ノ認可ヲ受クヘキモノトス

第百四十八條　第百四十六條所載ノ目的ヲ達成スル爲勞働監督機關ハ左記任務ヲ行フ

（イ）自己ノ管轄地ニ於ケル總テノ企業、營造物及經濟團體及作業ノ行ハレ居ル總テノ場所竝ニ之ニ附屬スル勞働者ノ爲ニ存在スル總テノ設備（住宅、病院、托兒所、浴場其他）ヲ晝夜隨時ニ臨檢スルコト

（ロ）企業、營造物及經濟團體ノ所有者若ハ管理人ヨリ必要ナル說明竝ニ總テノ必要ナル帳簿、書類及報告ノ提出ヲ要求スルコト

（ハ）企業ノ全部若ハ其ノ一部分ノ始業許可ニ關シ決定ヲ與フルコト

（ニ）國家的公共的及個人的營造物、企業、經濟團體及個人ニ對シ其ノ發見シタル勞働保護ノ範圍內ニ於ケル違反其ノ他不備ノ點ヲ除外セシムル爲メ拘束力ヲ有スル訓令ヲ發スルコト

（ホ）勞務者ノ生命及健康ノ保護ヲ目的トスル本令、命令、訓令、指令及「ソヴイエト」官憲ノ命令書ノ規定ノ違犯ニ付行政處分又ハ裁判手續ニ依リ責任ヲ問フコト

第百四十九條　前諸條ニ揭ケタル手段ノ外勞働監督機關ハ特別ノ法律訓令若ハ勞働部及其ノ地方機關ノ決定及指令ニ依リ規定セラレ居ラサル場合ト雖直接勞働者ノ生命及健康ヲ危クスル條件ヲ除去スル爲メ非常手段ヲ講スル權限ヲ有ス

第百五十條　勞働部ノ衛生及技術監督官ハ職業上ノ衛生、工場ノ衛生及技術上ノ安全ニ關スル指令、規則及決定ノ正確ナル適用ト實行トヲ監督スル責任ヲ有ス

第十五章　企業、營造物及經濟團體內ニ於ケル勞働者及從業員ノ職業（生產的）組合及其ノ機關

第百五十一條　國家的公共的及個人的企業、營造物及經濟團體ニ於テ雇傭關係ニ依リ勞働ニ從事スル人民ノ聯合タル職業（生產的）組合ハ團體契約ヲ締結セル當事者ノ一方トシテ雇傭ニ依ル勞働者ノ名ニ於テ各種ノ機關ニ對シ行動シ竝ニ其ノ勞働及生活ニ關スル總テノ問題ニ付勞働者ヲ代表スル權限ヲ有ス

第百五十二條　此等團體ノ當該大會ニ於テ定ムル原則ニ基キ組織セラルル職業（生產的）組合ハ會社及組合ノ爲メ定メタル登錄ヲ國家機關ニ於テ得ル事ヲ要セス而シテ此等職業組合全露大會ニ於テ定ムル手續ニ依リ同組合ヲ統一スル聯合機關ニ登錄スルモノトス

第百五十三條　第百五十二條ニ從ヒ聯合機關ニ登錄ヲ了セサル總テノ他ノ團體ハ職業（生產的）組合ト稱シ又ハ職業組合ノ權利ヲ行使スルコトヲ得ス

第百五十四條　職業生產的組合ハ左ノ權利ヲ有ス

（イ）財產ヲ取得シ及之ヲ所有スルコト

（ロ）現行法律ノ規定ニ基キ總テノ種類ノ契約取引其ノ他ヲ取極ルコト

備考　職業（生產的）組合ノ有スル總テノ權利ハ同組合ノ聯合團體ニモ之ヲ附與ス

第百五十五條　露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國憲法第十六條ノ規定ニ依リ總テノ國家的機關ハ職業（生產的）組合及其ノ聯合團體ニ對シ勞働會館職業組合用家屋建設ノ爲備附アル建物ヲ提供シ、郵便、電信、電話、鐵道及水路ニ依ル交通機關等ヲ利用スル特權ヲ提供シ以テ凡ユル援助ヲ與フル義務ヲ有ス

第百五十六條　企業、營造物若ハ經濟團體ニ於ケル職業組合ノ基礎機關ハ勞働者及從業員ノ委員會（製造工場、鑛山、建築、地方其ノ他ノ諸委員會）若ハ委員會ニ代ル組合ノ代表議員ナリトス

備考一　當該企業、營造物、若ハ經濟團體ノ勞働者カ委員會ヲ選擧スル方法ハ當該職業（生產的）組合ニ於テ之ヲ定ム

備考二　陸軍及海軍部ニ於テハ勞働者及從業員委員會ハ勞働部カ軍事革命委員會及職業組合全露中央「ソヴイエト」ト協議ニ依リ定ムル特別ノ決定ニ基キ之ヲ組織シ且行動ス

第百五十七條　本法第五十六條ニ規定セラレ且當該職業（生產的）組合ニ於テ承認セラレタルモノ

以外ハ企業、營造物、若ハ經濟團體ニ於ケル如何ナル他ノ委員會ト雖第百五十八條乃至第百六十條ニ依リ附與セラレタル權利ヲ行使スルコトヲ得ス

第百五十八條　委員會（第百五十六條）ハ左ノ權限ヲ有ス

（イ）勞働者ノ勞働及生計ノ諸條件問題ニ關シ其ノ企業、營造物及經濟團體ノ管理部ニ對シ委員會ニ依リ統一セラルタル勞働者及從業員ノ利益ヲ代表シ且擁護スルコト

（ロ）政府及公共機關ニ對スル關係ニ於テ代表者タルコト

（ハ）企業、營造物若ハ經濟團體管理部ニ於ケル勞働保護、社會保險及賃銀支拂ニ關スル決定ノ標準、衞生及技術上ノ安全規則其ノ他ノ正確ナル實行ヲ監視シ竝ニ勞働保護ニ關スル國家機關ト協力スルコト

（ニ）勞働者及從業員ノ文化的及物質的狀態ヲ改善スヘキ手段ヲ講スルコト

（ホ）國家企業ニ於ケル順當ナル生產力ヲ協助シ且當該從業（生產的）組合ヲ通シテ國民經濟ノ調節ト組織ニ參加スルコト

第百五十九條　委員會ノ選擧及其ノ事務ノ開始ニ關シテハ管理部ニ通告スルモノトス

委員會ノ事務ヲ行フ爲メ日常ノ作業ヲ免除セラルル勞働者及從業員委員會ノ委員數ハ左ノ標準ニ依リ之ヲ定ム

企業、營造物若ハ經濟團體ニ於ケル勞働者ノ總數　全就業時間中仕事ヲ免除セラルル委員ノ數

三百名以下　一名以下
三百名乃至一千名　二名以下
一千名乃至五千名　三名以下
五千名以上　五名以下

委員會委員ノ就業免除ハ委員會ノ決定ニ基キ管理部ニ於テ之ヲ定ム

第百六十條　委員會ニ於ケル日常ノ事務ヲ行フ爲メ就業免除ノ委員會委員ニ對シテハ本人ノ該當スル種類ノ賃銀ヲ留保スルモノトス

但シ此ノ場合ニハ當該賃銀率ヨリ少カルヘカラス就業ヲ免除セラレタル委員會委員ハ代表期終了後ニ於テ選擧前ニ存在シタル雇傭契約及委員在任中契約ニ加ヘラレタル變更ニ基キ當該企業營造物若ハ經濟團體ニ於ケル雇傭ノ繼續ヲ保障セラルルモノトスル

委員會委員ノ解雇ハ勞働契約ノ支出ハ當該職業組合ニテ定メタル方法ニ依リ委員會ニ於テ之ヲ行フ而シテ直接指定シタル以外何等ノ目的ニ使用スルコトヲ得ス

第百六十一條　企業、營造物及謀濟團體ノ管理部ハ委員會及委員會ヲ選擧スル組合ノ機關（總會及代議員會）ノ行動ニ對シ何等ノ妨害ヲ爲スヘカラス即チ

（イ）總會及代議員會ハ通常勞働時間以外ニ於テ開催スヘシ右集會カ國家機能（勞農「ソヴイエト」及社會保險機關ヘノ選擧職業組合大會ヘノ代表者ヲ選擧スル場合ニハ勞働時間內ニ開會スルコトヲ得、其他例外ノ場合ニハ管理部トノ協定ニ依リテノミ之ヲ許可スルコトヲ要ス

第百六十二條　勞働者及從業員委員會ハ當該職業組合ノ認可スル豫算ニヨリ企業、營造物若ハ經濟團體ノ管理部ニ於テ支辨ス其ノ率ハ該企業、營造物若ハ經濟團體ニ於ケル勞働者及從業員ノ賃銀總額ノ百分ノ二ヲ超過セサルモノトス

第百六十三條　第百六十二條ニ指示シタル維持費ノ支出ハ當該職業組合ニテ定メタル方法ニ依リ委員會ニ於テ之ヲ行フ而シテ直接指定シタル以外何等ノ目的ニ使用スルコトヲ得ス

第百六十四條　職業（生產的）組合ハ委員會ノ維持費トシテ企業、營造物若ハ經濟團體ノ管理部ニ對シ適時資金ノ拂込ヲ要求シ且其ノ收支ヲ適當ニ監督スル權限ヲ有ス

第百六十五條　企業、營造物及經濟團體ノ管理部ハ該委員會竝ニ委員會ニ依リ統一セラルル勞働者ノ總會及代議員會ノ集會用トシテ凡ユル設備竝ニ委員會ノ仕事ノ爲メニハ同建物ニ自由ニ出入スルコトヲ許可スルコトヲ要ス

第百六十六條　職業組合ノ管理部員及特別委任ニ依ル代表者竝ニ委員會委員（第百五十一條及第百五十六條）ハ企業、營造物若ハ經濟團體ニ於ケル總テノ工作場、職工組合、支部、實驗室等ニ自由ニ出入スル權利ヲ有ス

第百六十七條　本法第十五章ニ規定スル企業、營造物及經濟團體內ニ於ケル勞働者及從業員ノ職業　生產的）組合及其ノ機關ニ關スル規則ニ違反スル者ハ露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國刑法第百三十五條ニ依リ處罰ス

第十六章　爭議解決及勞働ニ關スル法規違反事件審理機關

第百六十八條　勞働ニ關スル法規違反事件竝ニ雇傭勞働適用ニ關シ發生スル總テノ爭議ハ人民裁判所ノ特別法廷ニ於ケル强制的手續又ハ評價爭議委員會、調停委員會及爭議當事者ノ同數代表者ニ依リ組織セラルル仲裁裁判所ニ於ケル仲裁手續ニヨリ解決ス前記ノ機關ハ凡テ各特別ノ規程ニ基キ行動スルモノトス

第百六十九條　勞働法、勞働ニ關スル其他ノ凡テノ法規竝ニ團體契約ノ違反ニシテ刑事手續ノ依リ追訴ヲ受クヘキモノハ凡テ人民裁判所ノ特別法廷ニ於テ審理ス同法廷ハ議長タル人民判事及委員二名ヲ以テ構成ス委員ノ一名ハ勞働部代表者トシ他ノ一名ハ職業組合團體ノ代表者トス

雇傭主ト勞働者及從業員間ノ總テノ單獨的及委員的ノ爭議ニシテ若シ之ヲ調停委員會ニ附セラルルトキハ前記人民裁判所ノ特別法廷ニ於テ審理スルコトヲ得

第百七十條　調停委員會及仲裁裁判所ニ於テハ左ニ揭クル事件ヲ取扱フコトヲ得

（イ）團體契約若ハ賃銀取極ノ締結、實行、解釋及修正ニ關スル一切ノ爭議

（ロ）勞働契約ニ關シ兩當事者間ニ發生スル一切ノ爭議ニシテ當事者雙方カ此解決法ニ對シ同意スル場合但シ第百六十九條第一項ニ規定シタル爭議ヲ除ク

第百七十一條　事件ハ當事者雙方ノ同意ニ依リ調停委員會ニ附ス、團體契約ノ實施ニ關係アル事件ハ評價爭議委員會ニ於テ審理セラレタルモノト解決ヲ得サリシ場合ニ限リ調停委員會ニ附ス調停委員會ハ通常勞働時間以外ニ於テ審理セラレタルモノナリテ解決ス

事件カ調停委員會ニ於テ審理セラレタルモノトヲ問ハス當事者雙方ノ同意ニヨリ之ヲ仲裁裁判ニ附ス國家營造物及企業ニ於ケル爭議ノ場合ニハ勞働部ノ機關ハ職業組合ノ請求ニ依リ仲裁裁判所ヲ組織ス國家企業及營造物ハ右仲裁裁判所ヲ承認スル義務ヲ有ス、國家ノ安全ヲ危クスル激烈ナル爭議ノ場合ニハ國家ノ最高機關（全露中央執行委員會、人民委員會議及勞働國防會議）ノ決定ニ依リ仲裁裁判所ヲ組織スルコトヲ得

第百七十二條　評價爭議委員會ハ通常勞働時間以外ニ於テ審理セラレタルモノナリ

本法ニ規定シタル問題ニ限リ審議ス評價爭議委員會ニ於テハ事件ハ當事者雙方ノ合意ニ依リ之ヲ解決ス若シ當事者ノ合意ナキトキハ該事件ヲ上級機關ニ移スコトヲ得

備考　團體契約ノ本質ニ反スル爭議、團體契約ノ一部廢棄ノ要求竝ニ團體契約ニ新ナル條件若ハ補足ノ條件ヲ挿入スル要求ハ評價爭議委員會ノ權限ニ屬セス

第百七十三條　評價爭議委員會ノ決定、契約ノ效力ヲ有スル調停委員會ノ協定竝ニ仲裁裁判所ノ決定ニ對シテハ不服ヲ申立ツルコトヲ得ス

第百七十四條　調停委員會ノ協定ハ當事者自身ニ於テ之ヲ實行スルモノトス雇傭主カ仲裁裁判所ノ決定ヲ任意ニ履行スルコトヲ希望セサル場合ニハ同裁判所ノ決定ハ之ヲ勞働部ノ機關ヲ經テ人民裁判所ニ移ス人民裁判所ハ二十四時間以內ニ强制手續ニ依ル右決定ノ實行ニ關スル記入ヲ爲ス

勞働者ニ關シテハ仲裁裁判所ノ決定ハ職業組合ニ於テ之ヲ實行ス

第十七章　社會保險

第百七十五條　社會保險ハ國家、公共、「コオペラチーヴ」、利權、組借、合辨若ハ個人經營ノ企業營造物若ハ經濟團體又ハ私人ノ下ニ雇傭勞働ニ從事スル總テノ人々ニ對シ其ノ仕事ノ性質及繼續期間竝ニ賃銀支拂ノ方法ニ關係ナク之ヲ適用スルモノトス

第百七十六條　社會保險ハ左ニ揭クル事項ヲ包含ス

（イ）醫療上ノ援助ヲ與フルコト

（ロ）一時的勞働不能（疾病、不具、檢疫、姙娠、分娩、家族ノ病人看護）ニ際シ手當ヲ交附スルコト

（ハ）補足ノ手當ヲ交附スルコト（例ヘハ幼兒ノ養育、病人看護、埋葬ノ爲）

（ニ）失業ニ際シ手當ヲ交附スルコト

全露中央執行委員會議長
エム・カリーニン
勞働人民委員
ヴエ・シュミツド
全露中央執行委員會書記官
ア・エヌキツゼ

勞力雇傭手續ニ關スル規定（全露中央執行委員會及露西亞共和國人民委員會議決定）

千九百二十五年一月二日附「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦中央執行委員會及人民委員會議決定（一九二五年法令集第一號第十五項）ニ基キ且法典改訂手續ニ關スル第十回「ソヴイエト」大會ノ全露中央執行委員會第二回會議ノ決定（一九二三年法令集第五十四號第五百三十七項）第二條ノ規定ニ從ヒ全露中央執行委員會及露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國人民委員會議ハ左ノ通リ決定ス

第一條　勞働法第五條乃至第十條ニ規定セル勞働人民委員部ノ機關即勞働取引所ヲ經テ爲ス勞力ノ義務的雇傭及提供ノ手續ハ之ヲ廢止ス

第二條　總テノ企業、營造物、經濟團體（國家、公共及個人的）及個々ノ雇傭者ニヨル勞力ノ雇傭竝ニ就職ハ勞働取引所ヲ經由シ又ハ之ヲ經由セスシテ行フコトヲ得

第三條　調查綜合ノ目的ノ爲メ雇傭者ニ對シ雇傭シタル勞力ニ關シ統計的報告ヲ義務的ニ提出セシム

前項ノ報告提出ノ手續及時期ハ露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國勞働人民委員部之ヲ定ム

第四條　勞力ノ雇傭及求職ニ關スル仲介ハ專ラ露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國勞働人民委員部ニ對シ本決定ニヨリ定メタル勞力雇傭手續ニ適應シテ勞働取引所ノ組織ヲ改ムルコトヲ委ス

勞働取引所ノ組織及執務規定ハ露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國勞働人民委員部ノ命令ヲ以テ之ヲ定ム

「ソヴイエト」社會主義聯邦
共和國中央執行委員會議長
エム・カリーニン

人民委員會議長代理
ア・レジヤワ

全露中央執行委員會書記官
ア・キセリヨフ

千九百二十五年五月四日莫斯科「クレムリン」

評價爭議委員會ニ關スル規程

第一章　總則

第一條　評價爭議委員會ハ次ノ目的ヲ以テ國營、公營及私營ノ企業及營造物内ニ組織セラルルモノトス

イ、團體契約及賃銀率協定ヨリ生スル總テノ規則ヲ實施スルコト

ロ、企業ニ於ケル管理部ト勞働者從業員トノ間ニ生スル爭議衝突ヲ解決スルコト

ハ、内部管理規則案ノ作製

第二章　評價爭議委員會ノ權限

第二條　團體契約及賃率協定ニ關シテノ評價爭議委員會ノ權限左ノ如シ

イ、勞働及職務ヲ分類シテ勞銀率ヲ各等級ニ配屬セルモノヲ審査シ之ガ裁可ヲ與フルコト

ロ、團體契約又ハ賃銀率協定ニ從ヒ生産力及請負仕事ノ評價ノ標準ヲ審査シ之カ裁可ヲ與フルコト

ハ、各種ノ勞働又ハ職業ニ關スル試驗及檢査ノ方法ヲ決定スルコト

ニ、休暇ニ關スル規則ヲ制定スルコト

備考　イ、ロ、ハ、ニノ各項ニ記載シタル問題ハ企業管理部又ハ技術標準査定機關ニ於テ豫メ作製シ評價爭議委員會ノ審査及裁可ヲ得ル爲メ提出スルモノトス

ホ、一般又ハ各個人ノ賃銀支拂ニ關スル不法計算ノ審査及不法ニ行ハレタル職業檢査及試驗ノ審査ニツキ勞働者各自又ハ工場委員會ヨリ提出シタル申告書ノ審査ヲナスコト

第三條　企業及營造物ニ於テ團體契約ノ解釋及履行ニ付生シタル爭議竝ニ勞働契約ニ關スル爭議ハ評價爭議委員會ニ於テ爭議決定ノ權限ヲ有ス

（ホ）不具癈疾ニ際シ手當ヲ交附スルコト

（ヘ）雇傭ニヨル勞務者ノ死亡若ハ扶養者失踪ノ場合ニ其ノ家族ニ對シ手當ヲ交附スルコト

第百七十七條　社會保險實施ノ爲、交附セラルル賃銀ノ一定率ノ保險料ヲ拂込ムモノトス保險料ノ率ハ其ノ企業ノ健康ニ有害ナルコト及危險ノ程度ニ依リ人民委員會議ノ特別ノ決定ヲ以テ之ヲ定ム

備考　保險基本金ハ嚴ニ勞働者及從業員ノ保障ノ爲ニノミ使用シ如何ナル他ノ必要ノ爲ニモ之ヲ支出スルコトヲ得ス

第百七十八條　保險料ハ雇傭勞働ヲ利用スル企業、營造物、經濟團體若ハ私人ニ於テ拂込ムモノニシテ之ヲ被保險者ヨリ取立又ハ賃銀ヨリ差引クコトヲ得ス

第百七十九條　總テノ被保險者ハ其ノ原因ニ關係ナク一時的勞働不能（第百七十六條ノ（ロ）トナリタル場合ニハ手當交附當時該企業若ハ營造物ニ於ケル相當等級ノ賃銀率ノ範圍ニ於テ手當ヲ受クルモノトス且如何ナル場合ニ於テモ右手當ハ勞働不能トナリタル當時本人カ實際受ケタル賃銀ヨリ少カルヘカラス

第百八十條　一時的勞働不能ニ依ル手當ハ勞働不能トナリタル日ヨリ其ノ回復ノ日若ハ不具癈疾ト確定シタル日迄交附スルモノトス

第百八十一條　姙娠及分娩ニ對スル手當ハ被保險者ニ對シ本法第百三十二條及同條備考ニ規定シタル休暇期間中之ヲ交附ス

第百八十二條　社會保險中央機關ハ資金ノ不足シタル場合ニハ一時的勞働不能者ニ交附スル手當（第百七十九條）ノ率ヲ臨時減額スルコトヲ得但シ當該種類ノ賃銀率ノ三分ノ二以下タルコトヲ得ス

第百八十三條　嬰兒出産ノ場合ニハ被保險者及其妻ニ對シ第百八十一條ニ規定シタル手當以外ニ出生シタル嬰兒世話料トシテ當該地方ニ於ケル平均一ケ月分ノ賃銀ノ範圍ニ於ケル一時的補足手當竝ニ嬰兒ノ養育料トシテ當該地方ニ於ケル平均一ケ月分ノ賃銀ノ四分ノ一ノ範圍ニ於ケル嬰兒出生ノ日ヨリ九ケ月間毎月之ヲ交附ス

第百八十四條　被保險者及被保險者ノ扶養ヲ受クル勞働不能ノ家族ノ埋葬ニ對スル手當ハ普通市民ノ葬儀ニ要スル平均費用ノ範圍ニ於テ之ヲ定ム但當該地方ニ於ケル平均一ケ月ノ賃銀ヨリ多額ナルヲ得ス

第百八十五條　失業手當ハ當該地方ニ於ケル平均賃銀ノ六分ノ一ヲ下ラサル範圍ニ於テ失業者ノ屬スル部類及失業ノ時迄ノ雇傭ニ於テ之ヲ定ム

備考　未成年者ノ失業手當ハ當該機關ニ於テ之ヲ定ム

依リ之ヲ定ム

第百八十六條　失業手當ハ當該機關ト行程ニ係リ當該機關ニ於テ之ヲ定ム

交附ノ最低期間ハ六箇月以下ナルヲ得ス

第百八十七條　不具癈疾ノ埋葬費用ノ範圍ニ於テ之ヲ定ム

第百八十八條　不具癈疾者ノ性質、程度及不具癈疾者ノ財産ノ狀態ニ應シ當該機關ニ於テ之ヲ定ム

第百八十九條　雇傭ニ依リ勞働ニ從事スル者カ死亡シ若ハ失踪シテ適當ナル方法ニヨリ之ヲ確證セラレタル場合ニハ充分ナル生計ノ資金ヲ有セス且被保險者ノ扶養ヲ受ケ居タル左ニ揭クル家族ハ社會保障ヲ受クル權利ヲ有ス

（イ）未成年ノ子、兄弟及姉妹ハ十六歲ニ達スル迄

（ロ）勞働不能ノ兩親及配偶者

（ハ）前記家族員ニシテ勞働能力ヲ有スルモ八歲以下ノ小兒ヲ有スル者

第百九十條　被保險者死亡若ハ失踪シタル場合ニ被保險者ノ家族ヲ保障スル標準及形式ハ保障セラルヘキ者ノ年齡及財産狀態ニ應シ當該機關ニ於テ之ヲ定ム

第百九十一條　企業、營造物、經濟團體及個人ニシテ其ノ拂込ヲ要スル保險料（第百七十八條）ヲ支拂ハサル場合ニ於テモ雇傭ニ依リ其ノ下ニ勞働スル者ハ本法第百七十六條及其ノ以下ニ規定シタル一切ノ手當ヲ受クル權利ヲ失フコトナシ

第百九十二條　本法竝ニ其ノ他ノ法令ニ依リ定メタル社會保險ニ關スル規則ニ違反シタル者ハ刑法ノ當該條項ニ依リ刑事上ノ責任ヲ負フモノトス

千九百二十三年十月三十日莫斯科「クレムリン」

備考　左記各項ハ評價爭議委員會ノ權限外トス

イ、團體契約ノ本質ニ反スル爭議、同契約ノ一部廢止ノ要求竝ニ團體契約又ハ賃銀率協定ニ新條件又ハ追加條件ヲ挿入スル要求

ロ、勞働法規及社會保險規則違反ノタメ生シタル事件

第四條　內部管理規則案ノ作成ハ評價委員會ノ職權ニ屬ス

第三章　評價爭議委員會ノ組織

第五條　評價爭議委員會ハ對等權ヲ原則トシ左記代表者ノ平等ナル數ヲ以テ組織セラルルモノトス

一、組合(工場委員會、地方委員會　代表者

二、企業又ハ營造物ノ管理部代表者

團體契約ニ特記シアラサルトキハ各企業ノ代表者ノ數ハ雙方ノ協定ニヨリテ定ム

備考一　各種工場及各分科ヲ多數ニ有スル大規模ノ企業ニアリテハ對等權ヲ原則トナシ各工場毎ニ評價爭議委員會ヲ組織シ勞働及職業ノ等級別分類及標準檢查請負仕事ノ評價等ノ審查ヲナスヲ得

右委員會ノ事務ハ一般工場評價爭議委員會ニヨリ審查セラレ且裁可セラルルモノトス

備考二　三十名以下ノ勞働者及從業員ヲ有スル企業及營造物ニアリテハ勞働者側ヲ代表スル評價爭議委員會ノ委員ノ任務ハ組合ニ於テ負フモノトス

第六條　雙方各自ノ議長一名、書記一名ヲ選出ス

雙方ノ協定ニヨリ決定スルモノトス

本條第三、第四條ニ記載シタル諸問題ハ雙方ノ協定ニヨリテノミ解決セラルヽモノトス

第十二條　評價爭議委員會ニテ決定セラレサリシ諸問題ハ爭議ノ狀態ノ儘爭議ニ關スル規定ノ規則ニヨリ解決ノタメ組合ヲ經テ廻付セラルルモノトス

第十三條　評價爭議委員會ノ決定ニシテ雙方ノ協定ニヨリ承諾サレタルモノハ決定的ノモノニシテ雙方ニ於テ實行ノ義務ヲ負ヒ且異議申出ヲ許サレサルモノトス

備考　評價爭議委員會ノ決定ニシテ法ニ違反スルモノハ無效トス勞働部ノ機關ハ書類ヲ以テ其理由ト法律違犯ノ點トヲ指示シテ評價爭議委員ニ通報シ決定ノ再審議ヲ勸告ス

第十四條　評價及爭議委員會ニテ爭議審查ノ際刑法ニ規定スル行爲ヲ發見セハ直ニ刑事々件ヲ分離シ人民裁判所ニ廻付スルモノトス

第十五條　評價爭議委員會委員ノ事務ハ勞働時間中ニ行ハレ企業又ハ營造物ハ自己ノ負擔ヲ以テ賃銀率ニヨル委員ノ平均賃銀ヲ下ラサル金額ヲ支拂フモノトス

勞働人民委員　ヴエ・シユミツド

同　爭議調停長　ア・ストパニ

(一九二二年十一月二十二日、新聞勞働第二六三號ヲ以テ公布ス)

季節的勞働ノ勞働條件ニ關スル「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦中央執行委員會及人民委員會議決定

「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦中央執行委員會及人民委員會議ハ左ノ通決定ス

第一條　季節的勞働トハ自然的又ハ氣候的條件ニ因リ週年行フヲ得ス且六ケ月ヲ超ヘサル一定ノ期間(季節)行ハルル勞働ヲ謂フ

備考　國民經濟ノ各部門別ニ依ル季節的勞働表ハ關係官廳之ヲ作成シ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦勞働人民委員部ニ於テ聯邦職業同盟本部ト協議ノ上之ヲ認可ス

地方ノ事情ニ依リテハ關係國家機關カ作成シ當該共和國ノ勞働人民委員部カ當該共和國職業同盟本部ト協議シテ認可スル季節勞働追加表(鐵道、運輸、通信ニ關スルモノヲ除ク)ヲ定ムルコトアルヘシ

第二條　雇傭ニ依リ季節的勞働ニ從事スル者ニ對シテハ本決定ニ定ムルモノヲ除キ勞働ニ關スル一般法令ヲ適用ス

第三條　季節的勞働ニ於ケル勞働條件ハ當該企業機關又ハ經濟單位ニ於テ行ハレ居ル團體契約(「タリーフ」契約)ニ於テ之ヲ定メタル場合其ノ範圍內ニ於テ右契約ニ依リ調整セラルヘシ

季節的勞働ニ於ケル「タリーフ」契約條件ハ右ノ外各個ノ團體契約(「タリーフ」契約)ニ依リテ調整スルコトヲ得

第四條　季節的勞働ニ對スル雇傭ノ場合ニ於ケル勞働契約ハ(イ)全季節(ロ)特定ノ期間(ハ)何等カノ業務完成ニ要スル期間及(ニ)不定ノ期間ヲ以テ之ヲ締結スルコトヲ得

第五條　一時勞働ナキ場合ニ於テハ雇傭勞働者ヲ他ノ業務ニ就カシムルコトヲ得右ノ場合ニ於テ臨時勞働ニ對スル賃銀カ從前ノ賃銀ヨリ少ナキトキハ該勞働者ノ爲ニ二週間從前ノ賃銀ヲ保留スヘシ

第六條　勞働契約ハ當事者ノ合意ニ依リ又ハ雇傭期間ノ滿了若ハ契約所定ノ業務完成ニ依リテ終了ス但シ如何ナル場合ニ於テモ季節終了ヨリ遲カラサルヲ要ス

第七條　勞働契約ハ被雇傭者ニ對シ三日ノ豫告ヲ以テ之ヲ解除スルコトヲ得

第八條　勞働契約ハ左記各號ノ場合ニ於テ雇傭者之ヲ解除スルコトヲ得

(イ)企業、機關又ハ經濟單位ノ全部的若ハ一部的清算又ハ其ノ事業ノ縮少ノ場合

(ロ)生產的性質ノ理由ニ因リ二週間以上事業休止ノ場合

(ハ)被雇傭者ノ作業ニ適セサルコト發見セラレタル場合

(ニ)被雇傭者カ契約又ハ內部管理規則ニ依リ課セラレタル義務ヲ正當ナル事由ナク組織的ニ履行セサリシ場合

(ホ)被雇傭者カ其ノ業務ニ直接關聯シテ行ヒタル行爲ニ付刑事上ノ責任ニ問ハレタルカ又ハ被雇傭者カ二週間以上在監スル場合

(ヘ)被雇傭者カ正當ノ理由ナク一ケ月三日以上休業シタル場合

(ト)被雇傭者カ勞働能力ノ一時的喪失ニ因リ一ケ月以上休業シ又ハ其他ノ正當ノ理由ニ因リ二週間以上休業シタル場合

備考第一　季節的勞働ニ雇傭セラレタル者カ實際ニ一ケ月以下勞働スル場合ニ本條ニ列擧シタル事由アリタルトキハ豫メ、評價爭議委員會ノ決定ヲ受クルヲ要セス但被雇傭者ハ爭議手續ニ依リ解雇ニ付キ爭フ權利ヲ有ス

備考第二　不當解雇ニ關スル異議ハ解雇ノ日ヨリ一ケ月以內ニ之ヲ申立ツルヲ要ス

第九條　不當勘定ニ關スル請求ハ解雇後最終決算ノ行ハレタル日ヨリ三ケ月以內ニ之ヲ申立ツルヲ要ス

第十條　季節的勞働ニ於ケル成年勞働者ノ勞働時間ハ一日八時間ト定ム但シ地下又ハ不健康ナル勞働ニ從事スル勞働者ニ付テハ右ニ關スル現行規則ニ依リ勞働時間ヲ相當短縮スヘシ事務員及智的勞働者ニ付特ニ規定アル場合亦同シ

季節的勞働ニ於テ自然的又ハ技術的條件ニ因リ一定ノ期間特ニ強行勞働ヲ必要トスル場合ニ於テハ雇傭者ト當該職業同盟ト協議ノ上相當賃金ヲ增加シテ一定期間勞働時間ヲ延長スルコトヲ得延長シタル勞働時間及其ノ適用ノ期間竝ニ賃金ノ額及支拂手續ハ雇傭者職業同盟ト協議ノ上

之ヲ定ムヘシ勞働時間ヲ延長シ得ヘキ勞働ノ表
ハ「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦勞働人民委
員部、聯邦職業同盟本部ト協議ノ上之ヲ定ム
第十一條　十六歳以上十八歳未滿ノ未成年者ノ勞
働時間ハ六時間ヲ又勞働從事ヲ許可サレタル十
四歳以上十六歳未滿ノ未成年者ノ勞働時間ハ四
時間ヲ超ユルヲ得ス
勞働時間ノ延長ヲ實施シ居ル季節的勞働（第十
條）ニ於ケル未成年勞働者ノ勞働時間ニ付テハ
成年勞働者ノ勞働時間ノ延長ニ相當シタル時間
ヲ增加スルモノトス
第十二條　超過勞働ハ「ソヴィエト」社會主義共和
國聯邦勞働人民委員部及聯邦各共和國勞働人民
委員部ノ定ムル範圍竝ニ規則ニ從ヒテ之ヲ行フ
コトヲ得
第十三條　女子ハ妊婦及乳兒ヲ有スルモノヲ除キ
季節的勞働ノ夜業ニ之ヲ使用スルコトヲ得
第十四條　未成年者ノ短縮勞働時間（四—六時間）
ニ對スル賃銀ハ普通勞働時間ニ對スルト同額ト
ス未成年勞働者ノ勞働時間ニ對スル賃銀ハ當事者ノ協
定ニ依ル
第十六條　義務的兵役ニ徵集セラルル者ニ付當該

法令ヲ以テ定メタル特典ハ其ノ定ムルトコロニ
從ヒ季節的勞働ニ從事スル者ニ之ヲ適用ス但シ
左ノ事項ニ付テハ此ノ限ニアラス
（イ）職及所定額ノ賃銀ハ一ケ月以內之ヲ維持ス
ヘク其ノ期間ハ如何ナル場合ニ於テモ第六條
ニ揭クル期間ヲ超ヘサルモノトス
第十七條　雇傭者カ職業同盟又ハ「コーペラチーヴ」機關ノ召集ニ係ル大會、地方會
代表者ノ資格ヲ以テ參加ノ爲メ勞働ヲ離ルル期間ニ對シ賃銀ヲ支拂フヲ要セス
第十八條　雇傭者ノ指圖ニ依リ被雇傭者カ一定ノ
勞働場所ヨリ他ノ勞働場所ニ移轉スルトキハ移
轉費ハ被雇傭者ニ對シ之ヲ支給スヘシ移轉期間
ル其ノ他種類ノ報償金ハ當事者ノ合意ニ依
第十九條　被雇傭者ニ屬スル器具ノ損傷ニ對スル
代償ハ當事者ノ合意ニ依リ賃金中ニ包含セシム
ルコトヲ得
第二十條　機關、企業又ハ經濟ノ清算操業短縮若
ハ二週間以上ニ亙ル休業（第八條イ號及ロ號）
ニ因リ解雇セラルル者ニシテ一ケ月以上勞働シ
タルトキハ解雇ノ一週間前之カ豫告ヲ受クルモ
ノトス豫告ナカリシ場合ニ於テハ平均賃銀ノ一
週間分ニ相當スル解雇手當ヲ受クルモノトス其
他ノ解雇ノ場合（季節終了ノ場合ヲ含ム）ニ於
テハ解雇ノ豫告及解雇手當ノ支給ハ之ヲ爲スヲ
要セス
雇傭者カ其負擔ニ屬スル義務ニ違反セル爲メ被
雇傭者ニ於テ契約ヲ解除シタル場合ニ於テハ被

雇傭者ハ平均賃銀ノ一週間分ニ相當スル解雇手
當ノ支給ヲ求ムルコトヲ得
第二十一條　季節勞働ニ從事スル者ハ休暇又ハ其
ノ代償ヲ求ムルヲ得ス
第二十二條　季節勞働ニ從事スル者ノ社會保險ニ
付テハ勞働及國防會議ノ特別決定ニ依ル
第二十三條　本決定ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス聯
邦ノ共和國中央執行委員會ハ本決定全部ヲ其ノ
勞働法典ニ含マシムヘシ
千九百二十六年六月四日莫斯科「クレムリン」
ニ於テ

「ソヴィエト」社會主義共和
國聯邦中央執行委員會議長
エム・カリーニン

同　人民委員會議長代理
ウエ・クイブイシエフ

同　中央執行委員會書記官
ア・エヌ・キツゼ

臨時勞働者竝ニ從業員ノ勞働條件

一九二七年一月十四日附ソヴイエト社會主義共和國聯邦中央執行委員會及人民委員會會議決定

「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦中央執行委員會及人民委員會會議ハ左ノ通リ決定ス

第一條　臨時勞働者並ニ從業員ト認ムルモノハ左

（イ）二箇月ノ範圍內ニ於テ一定期間ヲ定メ雇傭
セラルルモノ又ハ二箇月ヲ超エサル期間內ニ
テ期間ヲ定メス雇傭セラルル勞働者並ニ從業
員
（ロ）法律的根據ニヨリ自己ノ職責ノ保留サレア
ル一時休職中ノ勞務者ノ代理トシテ二箇月ヲ
超ユルモ四箇月以內ノ範圍ニ於テ雇傭セラル
ル勞働者並ニ從業員
第二條　臨時勞働者並ニ從業員トシテ雇傭セラル
ルモノニ對シテハ勞働契約締結ノ當初ニ於テ其
旨豫告スルコトヲ要ス
第三條　臨時勞働者並ニ從業員ニ對シテハ本決定
ノ以下逐條項目ニ規定セラレタル例外ヲ除キ一
般勞働法規ノ效力ヲ適用ス
第四條　當該企業、營造物或ハ經濟團體ニ於ケル
現行團體契約（賃銀協定）ハ本協定ニ規定セル場
合並ニ範圍內ニ於テノミ臨時勞働者並ニ從業員
ニ適用サルルモノトス
第五條　臨時勞働者並ニ從業員ニ對シテハ雇傭期
間ノ如何ニ拘ラス若シ二週間以上雇傭セラレタ
ルカ又ハ實際二週間以上勞働セル場合ニハ賃銀
帳ヲ交附セラル
第六條　被雇傭者ハ作業退去前一晝夜ノ間ニ雇傭
者ニ豫告シテ勞働契約ヲ解除スルコトヲ得
第七條　臨時勞働者並ニ從業員ヲ一定期間雇傭ス
ルニ當リ雇傭者ハ左記ノ場合勞働契約ヲ解除ス
ルコトヲ得
（イ）企業、營造物或ハ經濟團體ノ全部若ハ一部
整理又ハ企業、營造物或ハ經濟團體ニ於ケル
事業縮少ノ場合
（ロ）生產的性質ヲ有スル原因ニ依リ企業或ハ經
濟團體カ一週間以上事業ノ休止ヲ爲ス場合
（ハ）被雇傭者カ雇傭セラレタル作用ニ不適當ナ
ルコト判明シタル場合
（ニ）被雇傭者カ勞働契約ニヨリ課セラレタル義
務或ハ內部管理規則ヲ履行セサル場合
（ホ）被雇傭者カ直接自己ノ作業ニ關聯シテ行ヒ
タル行爲ニ對シ當該官憲機關ニヨリ刑事上ノ
責ニ問ハレタル場合又ハ被雇傭者カ一週間以
上拘禁セラレタル場合
（ヘ）被雇傭者カ正當ノ理由ナクシテ一箇月ニ三
日以上休業シタル場合
（ト）被雇傭者カ一時的勞働能力喪失ノ爲メ一週
間以上休業シタル場合或ハ其他ノ正當ナル理
由ニヨリ三日以上連續休業シタル場合
備考　本條ニ列記セル場合ニ於テハ解雇ニ際
シ豫メ評價爭議委員會（PKK）ノ決定
ヲ要セサルモ被雇傭者ハ爭議手續ニヨ
リ解雇ニ對シテ訴願ヲ爲スノ權利ヲ有
ス但シ不當解雇ニ對スル訴願ハ解雇ノ
日ヨリ二週間以內ニ提出スルヲ要ス
第八條　一定期間雇傭シタル臨時勞働者並ニ從業
員ヲ企業、營造物、經濟團體ノ閉鎖、事業縮少
或ハ一週間以上ニ亙ル事業休止（第七條（イ）
（ロ）項）ニヨリ解雇スル場合ニハ雇傭者ハ解雇
前三晝夜迄ニ豫告ヲ爲スヲ要ス、豫告ナカリシ
場合ニハ平均賃銀ノ三日分ニ相當スル解雇手當
ヲ支給スルモノトス
第九條　臨時勞働者並ニ從業員ヲ不定期間ニテ雇
傭シタル場合ニハ雇傭者ハ解雇前一晝夜ノ豫告
ヲ以テナスカ或ハ豫告セサル時ハ平均賃銀一日
分ヲ支拂ヒ理由ヲ說明スルコトナク何時タリト
モ契約ヲ解除スルノ權利ヲ有ス
第十條　雇傭者カ自己ニ引受ケタル義務違背ノ結
果勞働契約ヲ解除シタル時ハ被雇傭者カ一ケ月
以上ノ一定期間雇傭セラレタル場合平均賃銀三
日分ニ相當スル解雇手當、其ノ他ノ場合ニ於テ
ハ平均賃銀一日分ニ相當スル解雇手當ヲ受クル
ノ權利ヲ有ス
第十一條　臨時勞働者並ニ從業員ノ作業カ一週間
以上繼續シタル場合ニハ之カ賃銀ハ被雇傭者ノ
要求ニヨリ一週間一回以上支拂フ可キモノトス
備考　本條規定ハ一時休職中ノ勞務者ノ代理
トシテ雇傭セラレタルモノ（第一條
（ロ）項）ニハ適用セサルモノトス
第十二條　賃銀精算ノ不當ニ關スル異議ハ最終決
算ノ行ハレタル日ヨリ一ケ月以內ニ之ヲ申立ツ
ルヲ要ス
第十三條　雇傭期間ノ六日以上ニ亙ラサル時ニハ
此ノ六日ノ範圍內ニ於ケル每週ノ休日、祭日及
特別休日ニ於ケル勞働ニ付テハ評價爭議委員會
及勞働監督官ノ認可ヲ要セス、且ツ約束賃銀以
上ノ高率賃銀ヲ支拂フヲ要セス
此ノ場合ニ於テ又每週ノ休日及祭日ノ前日ニ於
ケル勞働時間ノ短縮モ同樣義務的ノモノナラス
第十四條　臨時勞働者並ニ從業員カ雇傭者ノ作業

中止ノ指圖ニヨリ作業ヲ遂行セサリシ場合ニ一週間以内ノ空過時間ニ對シテハ規定ノ賃銀率ニヨル賃銀ヲ支拂フヘキモノトス

被雇傭者カ自己ニ因由セサル原因ニヨリ作業ヲ遂行セサリシ場合並ニ雇傭者ノ指圖ニヨリ一週間以上作業ヲ遂行セサリシ場合ニ於テハ空過時間ニ對スル賠償額ハ當事者ノ協定ニヨリ決定セラルルモノトス

第十五條　臨時勞働者並ニ從業員カ一九二五年九月一八日附義務兵役法律（「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦法令集一九二五年第六二號第四六三條）ニヨリ課セラレタル義務履行ノ爲メニ召集セラレ其ノ結果作業ヲ中止スル場合ニハ其ノ職責及賃銀ハ保留セラレサルモノトス

當該場合ニ於ケル一時手當ハ一箇月以上勞働セル者ニ對シテハ平均賃銀一週間分又六日以上一箇月以内勞働セルモノニ對シテハ同三日間分ヲ支給スルモノトス六日以内勞働セルモノニ對シテハ手當ハ支給セサルモノトス

第十六條　雇傭者ハ被雇傭者カ代表者トシテ職業組合又ハ消費組合機關ノ召集ニ係ル大會、會議又ハ代表評議會ニ參加スル爲メ作業ヲ離レタル期間ニ對シテハ勞働賃銀ヲ支拂フノ義務ヲ有セス

第十七條　雇傭者ノ指圖ヲ以テ臨時勞働者並ニ從業員ヲ一ノ作業場ヨリ他ニ移シタル場合ニハ轉費用ハ被雇傭者ニ賠償セラルルモノトス

其ノ他ノ種類ノ賠償並ニ移轉期間中ノ勞働賃銀ハ當事者間ノ協定ニ依リ決定セラルルモノトス

第十八條　被雇傭者ノ所屬ニ係ル器具ノ損料賠償ハ當事者ノ協定ニヨリ勞働賃銀中ニ包含スルコトヲ得

第十九條　臨時勞働者並ニ從業員ハ休暇或ハ之カ代償ヲ受クルノ權利ヲ有セス

第二十條　臨時勞働者並ニ從業員ニ對シテハ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦勞働人民委員會ノ特別訓令ニ基キ特別被服（手套、前掛ケ、其ノ他）及生產ノ有害危險豫防必要具（呼吸器眼鏡其ノ他）ヲ支給スルコトヲ要ス

第二十一條　臨時勞働者並ニ從業員ノ社會保險ハ勞働國防會議ノ特別決議ニヨリ之ヲ調整ス

第二十二條　本決定ハ次ノ場合ニ於テハ之ヲ適用セサルモノトス

（イ）臨時勞働者或ハ從業員カ勞働關係延期ノ爲メ第一條（イ）及（ロ）項ニ揭ケタル期間ヲ超エテ勞働シタル場合

（ロ）解雇サレタル臨時勞働者並ニ從業員ヲ解雇豫告或ハ解雇手當ヲ與フルヲ要セス

第二十三條　季節的勞働ニ從事スル臨時勞働者並ニ從業員ハ本決定第一條ヨリ第二十二條ニ至ル各條ノ外ニ次ノ規定ヲ適用セラル

（イ）勞働時間、賃銀支拂手續並ニ其ノ額ハ當事者間ノ協定ニヨリ當該季節的勞働ニ從事セル當該種類ノ他ノ勞務者ト同一根據ニ基キ決定セラレ得ルモノトス

（ロ）時間外勞働ノ許可モ亦當該季節的勞働ニ從事セル當該種類ノ他ノ勞務者ニ對スルト同一ノ手續ヲ以テ與ヘラル

（ハ）季節的勞働終了ノ爲メ臨時勞働者並ニ從業員ヲ解雇スル場合ニハ解雇豫告或ハ解雇手當ヲ與フルヲ要セス

第二十四條　本決定ハ公布ノ時ヨリ效力ヲ發生ス

聯邦中央執行委員會ニ對シ本決定全部ヲ聯邦勞働法ニ包含スルコトヲ提議ス

「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦中央執行委員會議長
エム・カリーニン
同　人民委員會議長代理
ア・ツールツプ
同　中央執行委員會書記
ア・エヌ・キツゼ
一九二七年一月一四日於莫斯科「クレムリン」

勞働組合

勞働をもつて立國の大本とする現在のソヴイエト聯邦に於ては、勞働者の組織機關たる勞働組合の規模は極めて廣汎なものがあり、その勢力も亦絶大である。「勞働組合は社會主義の學校である」

といふマルクスやレーニンの信條はこのことを反映してゐる。そして現在のソヴイエト聯邦が有するやうな強大な勞働組合の組織は、十月革命前のロシヤは勿論のこと今日の世界のいづれの國にも存しない。

一九一八年	一月	（第一回勞働組合大會）
一九一九年	一月	（第二回同　大會）
一九二〇年	三月	（第三回同　大會）
一九二一年	五月	（第四回同　大會）
一九二二年	九月	（第五回同　大會）
一九二四年	十一月	（第六回同　大會）
一九二六年	十二月	（第七回同　大會）
一九二七年		

第五回勞働組合大會當時戰時共產主義から新經濟政策への轉換を完成するにあたり、從來國營企業の一部として國家から勞働賃銀を受けてゐた家内手工業者が獨立の私營企業として國家の手を離れ從つて勞働組合の成員から去るに及んで、組合員の激減を見た外、他は全く不斷に增加の趨勢を辿つてきてゐる。

そして現在二十三の產業別勞働組合に分れ、左の如き組合員の分布狀態を示してゐる。

（單位一千人）

	一九二三年一月一日	一九二七年一月一日
一、農業及林業	二五三・六	一、一〇八・七
二、製紙業	二〇・五	四三・二
三、鑛業	二三七・七	四二八・二
四、大工	九一・九	一七三・二
五、皮革	八二・七	一二二・二
六、金屬	四四四・四	八一三・九
七、印刷	六五・五	一一〇・四
八、食料	二〇六・四	四四二・二
九、製糖	三三・二	一〇六・二
一〇、紡織	四三五・五	八一三・九
一一、化學	二三七・四	二三六・六
一二、裁縫	四九・三	七三・二
一三、建築	一〇七・二	五九九・三
一四、水上	一二〇・四	一五七・三
一五、鐵道	四六〇・二	一、〇八七・二
一六、地方運輸		一七七・七
一七、郵電		一一四・四
一八、藝術		六七・七
一九、醫藥		二八三・〇
二〇、敎育	三八一・六	七四六・八
二一、國營商業	五一二・八	一、一七三・七
二二、公共事業	一四〇・七	二四一・二
二三、國家保健	四一・八	二四八・二

十月革命前一九一七年全露勞働組合第三回大會當時、九百六十七箇の產業別勞働組合に於ける組合員數一百四十七萬五千四百二十人を算したものが革命後には次の如き趨勢を辿つて增加してゐる。

一九一七年一月	二、六三八、八一二人
一九一九年一月	三、四二二、〇〇〇人
一九二〇年三月	四、二二七、〇〇〇人
一九二一年五月	八、四八五、〇〇〇人
一九二二年九月	四、五四六、〇九七人
一九二四年十一月	六、四三〇、五〇〇人
一九二六年十二月	九、二七八、四〇〇人
一九二七年	一〇、〇〇〇、〇〇〇

勞働組合全聯邦中央委員會幹部會員

議長　エム・ペ・トムスキー
秘書　ア・イ・ドガドフ
會員　エム・ペ・ウラジミロフ
同　ア・ア・アンドレーフ
同　イ・イ・シウアルツ
同　エス・ア・ロゾフスキー
同　ヴエ・ヴエ・シミツト
同　エム・エム・ミハイロフ
同　ゼ・エム・ベレニキー
同　エヌ・エヌ・エヴイレーノフ
同　イ・イ・レプセ
同　グ・エス・メリニチヤンスキー
同　ア・エフ・ラドチエンコ
同　エフ・ヤ・ウガーロフ
同　エル・ア・チホミローウア

露國の軍備

露國の軍備は頗る嚴秘に附せられてゐる。而かも露國現在の第一假想敵國が波蘭であり、日本にとりては既に露國の軍備如何は、直接何等關係無き今日に於て、强いて之を云爲するのは寔に無意味千萬のやうではあるが、但し妖雲低迷せる東洋の和平を恒久ならしめんがためには、必ずや先づ日露の提携を必須條件なりとすれば、吾人には朧氣ながらも之に關する概念の必要がある。之れ玆に敢て略述する所以である。

一九二八—二九年度の軍事費は八億四千萬留に達し逐年一億留內外の增加を示してゐるけれども大觀するに露國の勢力は第一に產業復興に傾注されてゐる。而已ならず其不侵略の根本精神に則つて、其軍備の如きも大體方針は防勢本位に樹立さるゝと同時に、一方にありては有ゆる方法を講じて經費の節約に努めてゐる。彼の平時交通運輸に利便し得べき空軍養成に努力を拂ひ、或は兵馬を減じて戰鬪力を技術方面によりて充實し、更に軍務當局より軍隊艦艇內に至るまで政治機關の脈絡を一貫し、斷えず將卒に思想戰術を涵養訓練して、一朝事あらば敵國內を擾亂し以て其勢力を減殺せんと準備しつゝあるが如き、一面から之を見れば悉く經費節約方針に源泉を發してゐる。

乍去、大陸國である關係上、國境防備將又た對內戰準備のみにても勢ひ大陸軍國たらざるを得ず、依然たる陸主海從主義であり、陸方面空軍勢力に於ては我が空軍勢力を凌駕せんとするの勢を示してゐる。

陸軍の現勢力

一、制度及編成の大要

露國は皆兵主義であり徵兵制を布いてゐる。正規兵、民兵の二種に分ち、尙ほ別に國家保安部即ゲベヴ軍隊があるが、現在兵力は正規五十六萬二千人、民兵四十萬、ゲベヴ十三萬、合計百余萬で矢張り露國は依然世界第一の大陸軍を擁してゐる。

强健なる男子十九歲に達せば二箇年間に二箇月の準備教育を受け、廿一歲の適齡に達すると抽籤によりて一部は正規軍に、其殘餘は民兵軍と隊外勤務現役兵に編入され、五箇年間の現役勤務に服して所定の軍事教育を授けられる。勿論歸休制度はあるが兎も角も現役勤務を了つた者は豫備に編入され、卅四歲迄第一豫備役、之を了れば四十歲迄第二豫備役に服して兵役義務を完了するといふ規定である。

各種大學の軍事教育は我國に比すれば遙に至嚴である。準備教育規定に依りて全學生に對し三年間百八十時間の軍事學講義を授くるが、他の一般學科と同樣に軍事學で落第點を取つた者は進級することが出來ない。更に學生中體格檢査の結果戰鬪員に合格したものは卒業後八ケ月在營して合格者は豫備幹部に任命され、落第者は更に在營二箇月にして再試驗を受け、再落者は豫備幹部たるの資格を剝奪され、一般兵卒として更に在營すること通算二箇年間の兵役に就かねばならぬ。

民兵軍は基幹部と交代部とに分たれ、基幹部は正規軍と同樣の組織編成であつて民軍の教官部である。交代部は當該徵募區から每年召集され、其要員は現役第一年度に於て三箇月教育を終了した現役第二年乃至第五年次兵、即ち四箇年次兵を以て編成され、每年一回、一ケ月乃至二ケ月間の野營演習を行つて訓練する。民軍編成の基礎は「字」にて小隊、「村」にて中隊、「村團」にて大隊、郡にて聯隊を編成し、主として農閑期を利用して教育する。

編成の特異點は三單位編成であることゝ、戰鬪教育機關と併行して政治教育機關を有すること及技術的裝備の優秀な點である、聯隊には聯隊コンミサールー政治部長なるものがあつて、之に聯隊共產黨本部、聯隊倶樂部、青年共產黨編部の三部が隷屬する。而して步兵聯隊にも聯隊砲兵大隊があつて砲五門を有することは我々には奇異に感ぜらるゝ點であるが尙ほ化學小隊があつて技術上の完備を期してゐる。而してソウエート聯邦の現在に於ける常備兵は大要左の如くである。

△步兵 {正規、廿八師團。民兵、四十二師團。}
△騎兵 {正規、十師及獨立旅團十旅團。民兵、二師團}
△飛行中隊 九十八中隊。
△戰車聯隊 十五。
△裝甲自働車隊、九。
△ゲベヴ軍隊、十三萬人。

二、學校及政治教育

士官學校は總數卅五校、主として各兵科によりて獨立し、入學年齡は十八歲以上廿二歲迄とし修業年限は步騎三年、砲兵は四年である。

統一士官學校の如き各兵科の綜合教育を施す士官學校である。

步兵士官學校	一三	騎兵同	四
砲兵	七	統一	四
工兵	二	通信	二
交通	一	其他專門	二

赤軍高等教育機關は參謀大學、軍事政治大學、軍事技術大學、航空大學及各種大學等がある。修業年限三箇年、學生銓衡の方法等其他大體に於て我國の制度と大差が無いが、唯入學年齡を三十二歲に限定されてゐる。

軍事政治大學は赤軍革命軍事會議政治部長に隷屬する。卅二歲以下の幹部で士官學校を卒業し、二箇年の隊附勤務と更に三箇年の共產黨勤務に服した者の中から試驗によつて採用する規定である。從つて學生は全部共產黨員である。其卒業生將來の任務の關係上、宣傳煽動の研究は勿論、心理學、生理學、メンタルテストの課目は殊に重要視されてゐる。

露國海軍の現勢力

革命後既に十二年になるが、露國の海軍は漸く整理時代の第一期を了つたに過ぎぬ。前節にも述べた如く、露國は先づ第一に陸軍と空軍に力を注いだ結果、海軍に對しては彌が上にも消極的方計に出でざるを得ず、艦艇の如き苟も修繕の出來る限り之を利用し、愈々望みなきものは廢艦處分を行つて、その缺陷は新兵器を以て補塡する方策に出た。昨年五月、露國陸海軍部長は公會の席上に於て、赤色海軍は過去二年間に着々整理を進め、六隻廢艦處分を行ひ十隻新造せるを以て、實勢力に於て一萬三千噸を增加したと聲明してゐるが、要するに其十隻は特種な小型軍艦であつた。

飜て從前の海軍工廠を見るに、勿論今日と雖ども艦艇の建造修繕は行ふが一齊に經濟的工業機關と化し、主として普通船舶の建造修理と農具製作に力を振つてゐる。即ち根本に於て工廠の性質が一變した。

上述の理由により露國軍艦には革命前既に老齡なりしもの多く、從て驅逐艦或は潛水艦中に若干新式のものある以外に、他は悉く老朽艦である。但し昨年から小規模ながらも外海の演習を行ひ或は獨逸訪問に出勤せるが如き事實に徵しても、露國海軍は今や整理時代を了つて漸く充實期に入つたものと見るべきであらう。

＝露國海軍軍港及要港＝

〔軍港〕芬蘭方面＝「レニングラード」、「クロンシユタツト」
黑海＝「セワストポール」
〔要港〕歐露＝「アルハンゲルス」
黑海＝「ニコラエフ」、「オデツサ」
裏海＝「バクー」
極東＝「ハバロフスク」
〔準要港〕歐露＝「ムールマンスク」
黑海＝「バツーム」
極東＝浦汐斯德

＝露國艦隊の大勢＝

—バルチツク艦隊—

△戰艦 二六、〇〇〇噸型 四隻
△巡洋艦 一五、〇〇〇噸乃至七、〇〇〇噸 三隻
△大型驅逐艦 一、二〇〇噸乃至一、七〇〇噸 九隻
△小型驅逐艦 六〇〇噸內外 三隻
△潛水艦 平均七〇〇噸 八隻
△砲艦 一、三〇〇噸乃至二、〇〇〇噸 四隻
△潛水母艦 三、〇〇〇噸內外 三隻
△練習艦 一〇〇噸乃至一〇、〇〇〇噸 五隻
△掃海艦 二、〇〇〇噸乃至五、〇〇〇噸 三隻
△掃海艇 五〇〇噸未滿 二五隻
△其他雜役船 八隻

—黑海艦隊—

△巡洋艦 六、八〇〇噸 二隻
△大型驅逐艦 一、二〇〇噸乃至一、三〇〇噸 四隻
△小型驅逐艦 三五〇噸 三隻
△潛水艦 五〇〇噸內外 五隻
△潛水母艦 一隻
△砲艦 一、五〇〇噸 一〇隻
△其他雜役船 數隻

—裏海艦隊—

△驅逐艦 三五〇噸內至五八〇噸 一三隻
△砲艦 六〇〇噸 二隻
△其他雜役船 數隻

—極東艦隊—

（ハバロフスク）

△河用砲艦 {大型 一、〇〇〇噸 八隻 / 小型 二〇〇噸 一〇隻}
△其他雜役船 數隻

（浦汐斯德）

△特務艦 二、〇〇〇噸未滿 五隻

露國の文化

文學

一九一七年のプロレタリア革命によつて、舊ロシヤ文學は、他の一般社會的現象と同じく、根幹から搖り動かされるほどの大きな影響を受け、舊文學者の大半は反革命の陣營に下り、他の一部は國内に殘つて沈默し、セラフイモウイチ、ゴーリキイ、プリユーソフ等少數の文學者が進んで革命に結びついた。

然し一九一七年から二一年頃に至るいわゆる國内戰の時代には、文學は殆んど正當な形で存在してゐなかつた。軍事や政治上の他のより緊急な必要のために、傍に押しのけられ、著しく歪められた形においてのみ存在してゐた。この期間の文學形式において比較的活躍したものは、詩でその代表者としてはマヤコフスキイ、ブロク、エセーニン等の民族主義的詩人、舊ブルジョア文學の殘餘部分である、アフマートワ、マンデリシュタム等のアクメイスト及びキリーロフ、ゲラシモフ、カーヂン等の勞働詩人の一群であつた。

ところが一九二一年國内戰の終熄と、新經濟政策の採用、國民經濟の或程度の恢復は、文學の上にも相當力強く反映して、革命の同伴者と呼ばれる若いインテリゲンツイヤの作家が現れた。それは「セラピオン兄弟」の名に最初結束して立つたことが出來る。

同伴者の分化と共に著しい傾向となつて來たものはプロレタリア文學の躍進的な發展である。新經濟政策後の三、四年間において、それはすでにリベヂンスキイの「一週間」、セラヒモーウイチの「鐵の流れ」、フルマーノフの「チヤパエフ」及び「反亂」、グラトコフの「セメント」等の傑作を持ち、創作的技術の點を除けば、同伴者のそれに比してすら劣らない優秀な成績を收むるに至つた。即ち曾て宣言的創作か、勞働詩人の詩しか持たなかつた、プロレタリア文學は、質においても量においても發展し來つた。

一方、ソウエート共産黨は文學に對する指導的政策の樹立について、一九二五年六月歷史的な大討議を開き、ルナチヤールスキイ、ブハーリン、トロツキイの政治家を始め、ボロンスキイ、ウォロンスキイ、ワルヂン、レレーウイチ等出席して討議した結果、非常に重要な意義を持つ黨の政策を確立した。それは同伴者に對するより愼重な利用並に誘導政策、農民作家に對するより親密なる友誼的關係の設定、プロレタリア作家の黨を笠に着た已惚の防止と共に、彼等の生長を極力助けることを以てその眼目としたものであつた。

この政策のコースに從つて一九二七年全ソウエート聯邦の主要作家團體が、「ソウエート作家聯盟」なる統一組織の下に結合され、そこでプロレタリア作家が指導的地位に立つた。現在ソウエート聯邦における文學團體を擧ぐれば左の如し。

1. 全聯邦作家聯盟。(上掲)
2. 全露作家組合。この組合には同伴者の重要な群が結成されてゐる。また組合には、沁透せる新ブルジョア意識の携帶者と目されてゐる作家が加盟してゐる。
3. 『レフ』一團、同團體にはウエ・マヤコフスキイ、エス・トレチヤヨフ、並にエヌ・アセエフ一派の同伴者の「無條件革命」作家と相並んで、エフ・シュクロフスキイ等の反動的評論家が加はり、「レフ」の代表者は藝術の役割を否定し、それを新聞の小品欄、スケツチ、ニュースに普及することを要求するまでに至つた。
4. 構成派主義者、僅かの人數であり、同伴者左翼が參加してゐる。
5. 「峠」(ペレワール)、この一團には同伴者の一部の者と、プロレタリヤ及び農民作家の僅かの人數が參加して「峠」の思想的構成は甚だ散漫である。
6. 「鍛冶屋」(クズニツア)、この一團は、特に初代プロレタリヤ作家(グラドコフ、リヤシュコ、ノウイコフ・プリボイ、ペレゾウスキイ、其他)によつて結成されてゐる。
7. 全露農民作家協會、これはボドヤチエフ、ザモイスキイ其他によつて組織され、主として農民青年作家によつて、活動が續けられてゐる。
8. 全プロレタリヤ作家組合同盟(ワップ)は一九二八年五月第一回全プロレタリヤ作家組合大會後、全プロレタリヤ作家組合統一同盟を確立した。最後に如何なる組織體にも屬しない作家の數も相等に多い。

一九二七―二八年の文學季節は非常な活況の中に過ぎた。同伴者一派においてはオレシの「娘婿」を除き特に見るべき傑作がなかつたが、プロレタリヤの方面には幾多の大作がある。ミハイル・ショロホフの「靜かなるドン」ウエ・バフメチエフの「マルチンの犯罪」、セメヨノフの「ナタリヤ・タルボワ」、カラワーエフの「木材工場」、バグダーノフの「第一の娘」、ウエ・キンの「向側に沿つて」等がある。これらに見られるやうにプロレタリヤ作家の近年の成長は質的にみるも量的に見るも特に著しいものがあり、殊にそれに對する勞働階級の側からの需要は、同伴者のそれに對する需要と比して特に顯著なものがある。

現在のプロレタリヤ文學の特徴について書くならば、

1. 作品の基本的傾向がプロレタリヤ・リアリズムに置かれてあること。
2. 作品の主人公が社會主義的建設に有用な人物であること。(之は同伴者の作品の中心人物が皆革命に無用な人物であるのと對立してゐる)。
3. 作品が時代と緊密に接合されてゐること。

轉換日とすることが出來る。協議會は演劇の役割と意義の評價に關する對立意見を調定し、それに對する、統一されたる明確なる階級的政策を決定した。右會議によつて採用されたる決議には次の如く述べられてゐる。

『社會主義の建設を實現しつゝあるプロレタリヤ獨裁の約束下に於ては、演劇は、勞働者及び農民の政治的並に文化的水準を高め、現實上の問題を捕捉し、決定し、健全なる休息を與へ、以つて勞働者及び農民の廣汎なる大衆をそれに向つて誘引しつゝ、また、プロレタリヤの前に課せられる任務に適應して、インテリゲンチヤ及び小ブルジョアを誘引し、教育しつゝ、自からの特殊的手段によつて、社會主義建設に貢獻する重要なる槓杆の一つたる役割を遂行すべきである』

改革されたる演劇政策の特殊性は、次の如くである。

(1) 上演目錄の質を思想的及び藝術的に改善すること。(特に地方に於けるものにその必要あり)。
(2) 組織されたる觀察によつて劇場を占むること。(豫約者、勞働者集團、團體的購買等々)。
(3) 劇場の内部的活動に對して、先づ第一に上演目錄の調節方面に關しソウエート社會性を接近せしむること。(藝術協議會、豫約者及び觀衆の會議等々)。
(4) 劇場と勞働觀客との組織的融合を高めること、(工場の文化的活動の上に劇的の指導を置くこと、勞働者居住地方に中央劇場の巡業等々)。
(5) 劇場内に於ける左翼派活動の强力化(ボ

演劇

一九二七年五月、全ソウエート聯邦共産黨中央委員會は演劇政策の問題に關して特別協議會を召集した。この日を以つてソウエート演劇の運命の

リシヨイ、劇場の『主腦』を廢棄すること、モスクワ藝術座内部に於ける管理を根本的に變革すること)。

ソウエート演劇は十月劇によつて新たなる觀客に對して、ソウエート聯邦の世界觀に近き上演目錄を提供し得る能力あることを立證した。これ等多くの戯曲は長い間上演目錄の中に止り、大成功を以つて地方を巡業したのである。それ等は、プロレタリヤ社會の要求に對して、ソウエート演劇が重要なる政治的進出をなしたことを表示するものである。

ソウエートの戯曲中、ワフタンゴフ劇場に於て上演された、ベイ、ラフレネフの作『ラズロム』はその主位を占むるものである。作そのものが特に成功的であつた譯ではなく、ワフタンゴフ劇場が作中の主人公(巡洋艦ザーリヤ内に於て蜂起した)の全人格を鋭く演出し、艦長の家庭内に於ける悲劇を、副次的革命のテーマの中に反映することに成功したからである。

それと相並んで過去に於ける赤衛軍の偉大なる情景を勞働組合モスクワ縣評議會劇場に於て開演したる『反亂』もまた大成功を收めた。

モスクワ藝術座はイワーノフ原作の『裝甲列車』を上演することにより、その創立以來初めて勞働者觀客の雰圍氣に應じたのである。

プロレタリヤ劇場に於ける『權力(ウラースチ)』の上演は大事件であつた。プロレタリヤ劇作家ア・グレボフの、この戯曲は、工場と附近の村落によつて圍繞されたる、餘り大きくない縣都市に於けるソウエート政權獲得闘爭の複雜なる劇的紛爭によつて滿されてゐる。

大劇場(ボリショイテアトル)、最初に上映したのはムソールグスキイの作曲になる『ボリス、ゴドノフ』であつた。

メイエルホリド劇場に於て戯曲『村への窓』を上演したことは注目に値する。

革命劇場(レヴォリユウチヤ)に上演されたチジエフスキイの作、『ゴルゴフア』、舊アレクサンドロフスキイ劇場に上演されたるトラフテンベルグ及びモシユキンの作『塹壕奪取』レアリステイチエスキー劇場に上演されたグラドコフ作『セメント』はその達成の度合よりすれば前記のものに劣るが二年以前に於てはそれ等のいづれもが季節の呼び物であつた。

一九二七—二八年の演劇季節に於ける演劇目錄の一般的特質は以上の如くで其後の演劇季節に於ても、これ亦各種の優れた上演を見ることが出來る。こゝに於て第一位を占めるものとしてはキルションの「レールは響く」(モスクワ縣勞働組合評議會劇場に上演)ハイコ作「折かばんを持つた男」(革命劇場に上演)を上げることが出來る。それ等各々の戯曲は、プロレタリヤ革命に於けるインテリゲンチヤの役割に關する問題を各方面から解決せんと接近したものである。彼等の立證したことは、劇場はソウエート社會に動搖しつゝある問題に反響するばかりではなく、それ等の現象を豫見することさえ出來る、と云ふこと、是れである。

映畫

レーニンはキネマを定義して「藝術中に於て最も重要なものである」とした。事實、キネマは觀客に對して働きかける偉大なる力を占有してをり、それは、最も安價にして且つ稀有の直觀的な藝術である。キネマは幾百萬の觀客を持つてゐる。それは直觀に訴へることにより、最も遲れた觀客の意識に働きかけるに適當なものである。

ソウエート映畫は極めておくれて發達したにも拘らず讀書小屋さえない草深い田舍にまで浸潤しつゝあり、無教育な、時代後れの觀客を教育し、啓蒙し得、一定のときに撮影されたフイルムは任意の時に上映出來るといふ有益な機能を持つてゐるのである。これ等の凡ての事實はキネマが文化的革命事業の中に於て一つの位置を與へられてゐることを表明する。

一九二四—二八年の四ケ年はソウエート、キネマにとつては材料の集積の時代であり、また勞働觀客の興味に接近した映當を製作せんとする試驗時代であつた。こゝに於ては失策や挫折も少くはなかつた。それに對しては、政治的指導も十分ではなく、教育人民委員部側よりの思想的指導も十分ではなかつた。一九二七年の末から一九二八年の初めにかけて、ソウエート、キネマに關する大衆的論爭が展開されたが、それは一九二八年五月に於ける全國黨會議によつてけりが付いた。ソウエート聯邦のキネマにとつて該會議は大なる役割を演じたものであり、且つ、キネマそれ自身の無定形なる軌道より、確然たる階級的政策への轉換を、事實に於て標示するものである。ソウエート、キネマが既に、その發展の五ケ年間に於て、ある程度までの達成を得てゐるとは云へ、しかし、

ながら、それの政治的教化事業、大衆の文化的向上、及び大衆の黨を中心とする組織事業に於ける役割は重要なものではなかつた。キネマは、その映畫の内容中に各方面に亘る勞働者の要求を餘り反映せず、農村生活を寫したものは殆んど無かつた。これに關連し、會議は『キネマをして原則的使命の方向、即ちキネマに課せられたる黨の使命遂行、並に廣汎なる勞働者—農民大衆に對する方向の決定に進める』ことの必要を認めたのである。

ソウエート聯邦に於ける(但しウクライナを除く)キネマ常設館は千八百五十五(一九二五年)より二千二百七十(一九二七年)に增加し、クラブ組織のものは千二十五(一九二五年)より二千二百三十九(一九二七年)に增加し、農村に於ける常設館の數は二百十五(一九二五年)より九百四十五(一九二七年)に增加した。キネマ網のこの急激なる增加は、廣汎なる勤勞大衆のキネマに對する注文の增加を物語る。

フイルムの數—ソウエート製のもの、及び輸入ものとも—は著しく增加した。即ち一九二五年に五千九十九であつたフイルムは一九二七年に於ては一萬四千八百五十五(ロシヤ共和國とウクライナ共和國とに於て)に增加したのである。(即ちロシヤ共和國に於ける二六・二%ウクライナ共和國に於ける二〇%から、五二・三%—ロシヤ共和國三九%—ウクライナ共和國…にまで增加したのである。

製作品の增加は左記數字が示すが如くである。即ち、一九二二—二三年に於ては、全ソウエート映畫機關の製作映畫は十二であり、一九二三—二四年に於ては四十一、一九二四—二五年に於ては七十、一九二五—二六年に於ては七十七、一九二六—二七年に於ては百二十二。

現存工場に於ける製作品の增加と同時に、新映畫製作場の設立問題が揭げられ、それに對しては最近年度に於て、一千五百萬留を限度として投資される豫定である。

ソウエート聯邦内に於て製作されつゝある映畫機械の數は一千一百七十二臺(一九二五—二六年)より二千四百七十三臺(一九二六—二七年)に增加した。

藝術勞働者組合中央委員會の豫算に據れば、キネマに關する總取引高は一億三千萬留に達してゐる(但しこれには農林市場を含んでゐない)

ロシヤ共和國内に於て最も有力なるキネマ會社は「ソウキノ」及び「メジユラブポムールーシ」である。(但し後者は一九二八年「メジユラブポムーヒルム」と改名された。

ラヂオ

ソウエート聯邦に於けるラヂオ放送局數は現在六十五を數へ、その使用電力總里は百九十三キロワツトであつて、他の諸國のそれに比し遲れて發達した割には、相當目覺ましい普及を示してゐるが、ソウエート當局としてはラヂオの持つ大なる宣傳力に深い興味と注意を向け、過般立案されたるラヂオ發展五ケ年計畫においては、ソウエート聯邦の全住民に洩れなくラヂオを聽取せしむることが期待されてゐるが、五ケ年計畫の最後の年一九三二—三三年度には放送局數は百十八、利用電力總量一千三百四十八キロワツトで現在に比し前者において三倍、後者において七倍の增加を見る筈である。將來ソウエート聯邦ラヂオ文化の中心地方となるのは、モスクワ、レーニングラード、ハリコフ(南露)チフリス(高架索)バクウ(同上)タシケント(中央アジヤ)スウコルドロフスク(ウラル)ノウオシビルスク(西伯利)ハバロフスク(極東露領)で、國内電化計畫の發展と相俟つてこれら諸都市に强力なる電力を取つけ、廣範圍にわたつて放送を行ふことゝなつてゐる。

尙現存ラヂオ放送局の主なるもの(使用電力一キロワツト以下は略)を紹介すれば左の如し。

放送局名	電力	波長
共產黨インタナシショナル放送局	四〇キロワツト	一、四五〇
ハバロフスフ放送局	二〇	六、〇一二
ハリコフ放送局	一五	一、七〇〇
レニングラード放送局	一〇	一、〇〇〇
アシユハバツド(中央アジア)放送局	四	七八〇
ノウオシビリスク放送局	四	一、一一七
ロストフ(南露)放送局	四	一、〇七五
チフリス(高架索)放送局	四	八七〇
ウクライナ文部人民委員部放送局	四	四七七
ペトロザウオドスク放送局	二	七六五
サマルカンド(中央アジア)放送局	二	九三〇
中央アジア經濟會議放送局	二	七一五

教育

教育の任務と活動

第十五回黨大會は、教育の分野に對して左の如き重要なる任務を課した。

(1)全社會主義建設事業の一部として、文化事業と工業化事業とを結合すること。(2)廣汎なる勤勞大衆の文化的成長を保證すること。(3)工業及び農業教育の改善、專門技術家並に世界的水準に立つて、社會主義建設に活潑に參加するに足る、科學力を最も急速に準備すること、—に全力を傾倒すること。(4)學術的活動を工業、農業、及び凡ての社會主義建設事業に接近さすべく斷乎として進出すること。

大衆的文化事業の活動は、學校、(初等より高等に至る)一般的及び職業的—技術的文盲の廢除、政治教育的活動の各形態—範圍に亘つてゐる。

大衆的初等教育は、經濟及び文化の發達と共に、强化し、成長しつゝある。この事實はソウエート聯邦内に於ける、次のごとき就學者の數を示せる數字によつても明かである。(單位千)

年度	一九二五—二六年度	一九二六—二七年度	一九二七—二八年度	一九二八—二九年度
就業者數	六、〇六九・〇	九四〇・一	九、八二三・五	一〇、五二三・一

同上經費は次の如くに增加した(單位百萬留)

年度	一九二五—二六年度	一九二六—二七年度	一九二七—二八年度	一九二八—二九年度
經費	二	二二三・五	二八一・五	三九九・五

かくの如く、就學者の數は一九二六—二七年より一九二八—二九年に至る三ヶ年間に於て百四十五萬四千一百人、これが支出に於て一億八千六百萬留增加したのである。一九二八—二九年度ロシヤ共和國に於ける初等就學者の數は一九一三年度に比して百八十九萬七百人增加し、これが經費の支出額は約一九一三年度に於ける支出額にまで達した。しかしながら一初等學校に於ける經費及び、一教員の俸給額に於てはなほ一九一三年度の額にまで達してはいないのである。從つて、ソウエート聯邦の初等學校は、物質的方面に於てなほ戰前に比して劣つてゐる。

初等學校卒業者の數に至つては、村落は都市に比して甚だしく劣つてゐる。即ちそれは次の如き表に見るも明かである。

	一學年	二學年	三學年	四學年
都市	一〇〇%	九九、三%	八三、三%	六九、二%
村落	一〇〇%	六七、二%	三七%	一四、四%

かくの如く百パーセントの入學者中卒業者は一都市に於て、その六九、二%、村落に於て、一四、四%であり、それ等の中途退學者は主として貧民層に屬するものである。この事實は、部分的にはプロレタリヤ及び農民の特殊層に對する援助の不十分なるを說明するものであり、主として、兒童の勞働力までも必要とされる農民の經濟狀態の特殊性を說明するものである。貧農層兒童の就學を保證する爲めに、國家は特別手段を講じ、これが基金を作りつゝある。

五ヶ年計畫に基き、ロシヤ共和國に於ける初等教育は今後益々發達し一九三三—三四年に於ては、ロシヤ共和國の全土に亘り、八才を學齡年とする全國義務教育制が實施される筈である。

出版

ソウエート出版事業は一九二七—二八年度に於て、用紙類の不足に基く障碍に當面したのである。併しながら、出版事業に於ける正確なる消費市場に於ける需要高の明示、國內製紙事業の活動及び外國品の輸入等による、あらゆる組織的方策の結果危機を全く脫し以つて書籍並に新聞の計畫的發行を確保し得たのである。

書籍

一九二七—二八年度に於ては、一九二五—二六年度に於ける如く書籍の過剩を見なかつた。たゞに發行部數のみならず、原料品の制限からまた書籍のテーマそのものまで或る程度まで撰擇せざるを餘儀なくせしめられた。用紙管理局は、政治的に、文化的に、並に、國家の經濟的發達にとつて重要なる文獻方面への供給を先とし、讀者及び大衆の購買者は、如何なる書籍が彼等にとつて必要であるかを、編輯局及び發行所宛に通知し、また讀者會議及び販賣者に於てもそれ〴〵報告をなすことを一般に向つて通告したのである。

從つて一九二七—二八年度、ソ聯邦に於ける出版の數量的增加がさまで著しいものではなかつた(書籍類に於て一〇%、雜誌に於て二〇%までの增加)としても、書籍類は質的に改善され、而してこの方面に於ける事業も計畫に基いてある程度の發展を示したのである。

書籍の質的改善は、種類別が更に多くなつたこと、編輯並に書籍の裝幀に對し細心なる注意が拂はれることによつて示されてゐる。最近數年間に、書籍の種類が益々多くなつて來たことは、書籍品目の增加を示す左記の數字によつても明かである。(單位千種)

	一九二四—二五年度	一九二五—二六年度	一九二六—二七年度	一九二七—二八年度
	二三・三	二四・八	二六・二	二七・六

書籍類の技術的改善に就ては、勿論、先づ第一に、さし繪付の書籍が、それを示してゐる。即ち一九二四年度に於ては、出版された書籍中四千五百十九種が、さし繪付であつたが一九二五年には七千六百二十六種のものが、そして一九二六年度には八千種、一九二七—二八年度に於ては九千種以上のものがさし繪が付けられた。圖書館網の增加は、一面に於て裝幀された書籍類を要求してゐる。

發行單位部數——は近年來始んど安定した。一九二四年と一九二五年度に於ける發行單位部數は平均一萬五百部であつたが、實際的注文と接近するに及び、一九二六年には平均發行單位部數は七千二百部にまで低下し、一九二七年、及び一九二八年度に於て、依然としてそのまゝである。こゝに注意すべきは、西部ヨーロツパに於ては、書籍店がソ聯邦に比較して遙かに多いが、一萬以上を發行(單位部數)する發行所は僅かに、流行の小說乃至は永年紹介された教科書であること、是れである。ソウエート聯邦に於ける各種雜誌發行所の豫定によれば雜誌の單位發行部數は一九三二年に八千五百部に上る。

雜誌

一九二八年度に於て、ソウエート聯邦內には九百五十—一千種に亘る各種の雜誌が出版された。これは、恐らく、餘りに多きに過ぐるものであり、目下、同種の雜誌を合併せしめんとする輿論は全く當然である。

モスクワのみに於ても四百六十種、即ち全體の數量の約半分に亘る各種の雜誌が發刊されてをり、レーニングラードに於て九十四種、其他のロシヤ聯邦共和國に於て二百種、ウクライナ聯邦共和國に於て百五種、白ロシヤ聯邦共和國に於て十種、ザ・カフカーズ聯邦共和國に於て三十種、ウズベツク共和國に於て十二種——が、發刊されてゐる。雜誌發行を地方分權的にすることは不便なるかの如くである。蓋し、雜誌は常に政治的—文化的中心に向つて索引されるからである。

モスクワ並にレーニングラードに於ては、公共機關にして、專屬の出版機關を持つてゐないものは極める稀である。これ等團體の計畫に因りてまた有力な合理的雜誌網が作られつゝある。それによつて雜誌の基礎は强固づけられつゝあり、それ等の雜誌は地方の學術研究機關乃至は大なる社會層(勞働組合及び協同組合機關誌)に寄與すること頗る大である。

新聞

戰前に於ける發行部數の三倍を突破してゐる。この事實は新たなる勤勞階級の社會主義建設と文化への誘引を立證する。而して、假りに最近二、三年間に新聞機關の數が地方化、合理化、金融不十分——の影響を受けたとしても、新聞紙の大衆の中への浸潤數は以上の事情と沒交涉に增加を續けつある。即ち左記の表に示すが如くである。

ソウエート聯邦に於ける新聞機關網とその發行部數の增減

	新聞社數	發行部數(單位千)	
一九二四年四月	五一七	三、七七〇	第一期間
一九二五年一月	五七九	六、九五〇	
一九二五年七月	六一三	七、七三六	
一九二六年一月	五六七	八、〇〇一	
一九二六年七月	六一三	七、五一六	第二期間
一九二七年一月	五八二	七、五五〇	
一九二七年四月	五六九	七、五八〇	
一九二八年一月	五七六	八、八〇一	

一九二六年度に於ける發行部數の低下は、黨の宣言に基く、團體的な半强制購讀廢止による、購讀者の整理に起因する。而して若しも今日に於て、個人的な、かつ正規な、事實上の購讀者數が前年度のそれを超過してゐるとするなれば、それは國家の文化的發達と、讀者を引きつけた編輯上の手腕であることの證左である。一九二四年度に於て二十人(大人)に一部の新聞が配布されたのに對して、今日に於ては十一人に一部が配布されつゝある。この增加は、勿論、進步の限界を示すものではない。最近一ヶ年半(一九二七年一月より

一九二八年七月一日）に於て、雜誌が二三%增加したに對して、新聞の增加は漸く七・三%の增加に過ぎない。この事實は、若しも、新聞購讀料の低廉、新聞用紙及び新聞配布機關等の狀態がよくなつたことを考慮に置くなれば、それは、新聞と大衆機關並に、增大しつゝある讀者の專門化との結合の不十分であることを示すものである。これ故に、例へば、前記一ケ年半に於て「イズウエスチヤ」紙の發行部數は殆んど固定し、他の、多方面の社會層を相手とした『勞働新聞』の發行部數は九%の低下をした。黨員の一定層を相手とした「プラウダ」紙の發行部數は二十五%增加し、特別地方機關紙「ラボーチー、モスクワ」並に「コムソモール、プラウダ」紙はいづれも六〇%の增加である。

極東露領

極東露領の行政機關

昭和四年五月改選されたる極東露領ソウエート執行委員會の職員名左の如し。

一、執行委員會議長　ヤン・ボーリヤン
二、執行委員會議長代理　マーモノフ
同　グラードワ
三、執行委員會幹事會員（十七名）
マーモノフ　リーデマン
ヤン・ボーリヤン　ペレベチコ
イズマイロフ　ネズナヒン
ウイノグラードワ　スモロチン
メドウエージ　ケンドリン
ボーヤル　スウエートフ
ウオドラツキイ　リヤフツオフ
シチウキン　ロジヨノワ
セミヨノフ
同候補委員（九名）
ロホフ　ハハニヤン
スリユサレンコ　コブイチン
グニリツキイ　シシリヤンニコフ
トフツン　アナニヤン
ソフローノフ
四、執行委員會各部々長
イ、計畫部長　マーモノフ
ロ、組織部長　ソフローノフ張
ハ、小民族部長　スモローデン
ニ、勞農監督部長　リーデマン
ホ、財務部長　ロマンスキイ
ヘ、行政部長　ローホフ
ト、文教部長　フヨードロフ
チ、自治經濟部長　ヤチン
リ、保健部長　ホヤル
ヌ、農務部長　スウエートフ
ル、商務部長　メドウエージ
ヲ、國家保安部長　コフイチン
ワ、統計部長　グニリツキイ
カ、勞働部長　ベレゾフスキイ
ヨ、社會保障部長　ウマンスキイ
タ、司法部長　ゲンドリン
レ、國民經濟會議々長　レビン
國民經濟會議議員　ベールコーウキツチ
ボロズニコフ　プラクサ
マスレンニコフ　シチウキン
ムシタコフ
キタイスキイ
ロクテフ

極東露領の行政區劃

一九二六年一月四日露西亞共和國中央執行委員幹部會の決議をもつて極東地方行政區劃の改變を行ひ舊來の四縣を廢して九管區（オクルーグ）を設置されるに至つたが之は主として經濟的考慮の下に成されたのであつた。

管區名	面積
チタ	一五八、八〇〇平方露里
スレチエンスク	七八、五〇〇
ゼーア	三九五、四〇〇
アムール	二〇七、八〇〇
ハバロフスク	一八九、八〇〇
ウラヂヲストク	七一、七〇〇
ニコラエフスク	四九九、六〇〇
サハリン	三三、七〇〇
カムチヤツカ	八七〇、〇〇〇
計	二、四九五、三〇〇

前表の如く新管區の面積は最小サハリンの三萬四千平方露里から最大カムチヤツカの八十七萬平方露里迄である。各管區の中心から極東地方の中心たるハバロフスクに到る距離は七百十九露里乃至四千三百十四露里で、平均一千四百五十二露里となる。全極東地方に於ける人口密度は一平方露

里に付〇・七人である。

此等の九管區は南北二部に大別することが出來る。北部管區にはニコラエフスク、ゼーヤ、アルダン、カムチヤツカ、サハリンの四で、南部管區は浦鹽、ハバロフスク、アムール、スレーチエンスク、チタの五である。

北部四管區の面積は百七十八萬九千平方露里人口は十萬四千世帶數は一萬三千五百、である。又耕地面積は二萬二千三百デシヤチン、牧草地は二萬一千五百デシヤチンにして、馬一萬八千四百頭牛二萬三千頭、羊、山羊七百頭、馴鹿六十七萬四千七百頭、橇犬三萬五千八百頭を有する。

南部五管區の面積は七十萬六千七百平方露里、人口は百五十二萬二千、世帶數は二十萬二千三百である。而して耕地面積は百二十四萬九十デシヤチン、牧草地は四十九萬デシヤチンにして、馬五十萬三千頭、牛八十一萬三百頭、羊、山羊五十九萬四千五百頭、馴鹿三千三百頭を有する。

極東露領の人口

一、都市と農村

一九二六年十二月十七日に行はれた人口調査を基準とせる極東地方の推定人口は百八十七萬八百三十九人である。此内四十七萬四千四百七十四人は（二五・二%）都市及之れに準ずる部落の住人で百三十九萬六千三百六十五人（七四・八%）は農村に住んでゐる人である。

之を地方別に示せば左の如くである。

管區	都市及び之に準ずる部落の人口	農村の人口	小計	全體に對する%
チタ	九四、二八〇	二九三、一六九	三八七、四四九	二〇・八
スレチエンスク	二二、二七八	一八一、三八八	二〇二、六六六	一〇・八
ゼーヤ	二一、五二二	二六、六三二	四八、一五四	二・五
アムール	一〇〇、六七一	三〇〇、九〇二	四〇一、五七三	二一・四
ハバロフスク	六一、四二三	一二六、三二一	一八七、七四四	一〇・二
ウラヂヲストーク	一六一、九一四	四〇三、六八二	五六五、五九六	三〇・二
ニコラエフスク	八、一九四	（二七、一七九）	三五、三七三	一・九
サハリン	二、五二二	（七、六七九）	一〇、二〇一	〇・五
カムチヤツカ	一、六七〇	（二九、四一三）	三一、〇八三	一・七
合計	四七四、四七四	一、三九六、三六五	一、八七〇、八三九	一〇〇・〇

備考　括弧内の數字は前回の調査人口

表の示すが如く、各地方の人口分布は頗る不同である。第一位を占むるものは、ウラヂヲストーク管區にして、極東地方人口の三分の一を占めてゐる。之に次ぐものは、アムール、チタ、スレチエンスク及ハバロフスク等の管區であつて、四萬八千人（ゼーヤ）乃至一萬人（サハリン）の人口を有する管區もある。

次に人口數の順位に依つて都市及小都市を列擧せば左の如くである。

都市及小都市	人口
一、ウラヂヲストーク（近郊を含む）	一〇七、四〇五人
二、ブラゴヴエシチエンスク	六四、九九九
三、チタ（近郊を含む）	六二、〇九〇
四、ハバロフスク	四九、六八八
五、ニコリスクウスリースキー	三二、一二二
六、スパースク	一〇、六〇四
七、スレチエンスク	一〇、二五一
八、スヲボードヌイ	一〇、二四一
九、ボチカレオ	七、八四七
一〇、ニコラエフスク	七、四五六
一一、ペトロフスク（ザバイカル）	七、三〇一
一二、ネルチンスク	四、九一九
一三、イマン	四、三四一
一四、ゼーヤ	二、五二二
一五、アレクサンドロフスク（サハリン）	一、六七〇
一六、ペトロパウロフスク	六、七〇〇人

都市に準ずる部落は三十五ケ所であつて、其人口は八四、八五三人である。一部落は平均二、四二五人當りであるが、中には小都市に近い人口を有するものも數ケ所ある。例へばスーチヤン　六、八六九人、ヒロクー　五、〇二四人、チェルノフスキー炭坑—四、七一〇人、ザヴイタヤ—四、二九八人、モゴーチヤ—三、九六九人、ルーフロヲ—三、三四三人等の如き之れである。而して、此種の部落にして人口の小なるものは、オリガ—八六八人、トイグダ—八五九人、ウシムーン—八二六人、アマザール—七四二人、オホーツスク—七三八人、ダームブキ四九三人等である。

二、性別上より見たる人口

極東地方の人口を性別上から見れば、其數男子は九九六、六〇二人であつて女子は八七四、二三八人である。故に、男子一、〇〇〇人に對し、女子八七七人の割合となる。女子の割合が斯くの如く低いのは支那人（男）が多く居住してゐるためである。

都市と農村に於ける男女の割合を示せば左の如くである。

都市及小都市	男子	女子	男子一、〇〇〇人に對する女子の割合
都市及小都市	二一〇、九二三	一七六、六二九	七六三
都市に準ずる部落	四五、四一七	三九、四三六	八六九
農村	七三〇、一〇三	六六六、一六三	九一三
計	一、〇八三、四四三	八九〇、二二八	八二二

三、前回の人口調査との比較

前回の人口調査は、一九二三年に行はれたが、それから以後今回の調査に至るまでの人口動態を見るに、その間著しき人口の増加を認めざるを得ない。最近三年間に於ける極東地方の人口増加は二五六、一六七人であつて、前回の人口一五九%に當る。即ち一年に平均五%以上の増加である。之は移民が實施されたばかりの今日に於て、五%の増加は僅少とは言へない。

之れを管區別に示せば左の如くになる。

管區	三年間の増加人員	増加率(%)
チタ	四四、五六八	一三・〇
スレチエンスク	一七、〇六五	九・一
ゼーヤ	一一、五五五	三一・六
アムール	四六、五五九	一三・一
ハバロフスク	四二、七〇二	七・七
ウラヂヲストーク	八、二三二	一・七
ニコラエフスク	二、三二三	一・二
サハリン	一、九二二	一・九
カムチヤツカ	一、一二一	三・六

都市及小都市　二一〇、九二三　一七六、六二九　七六三

都市に準ずる部落　四五、四一七　三九、四三六　八六九

農村　七三〇、一〇三　六六六、一六三　九一三

此の表に依れば、都會から農村に行くに從つて女子の割合が增加してゐるのが解る。

三、前回の人口調査との比較

一九二三年に行はれたが、それから以後今回の調査に至るまでの人口の增加を認めざるを得ない。最近三年間に於ける極東地方の人口增加は二五六、一六七人であつて、前回の人口一五九%に當る。即ち一年に平均五%以上の增加である。之は移民が實施されたばかりの今日に於て、五%の增加は僅か四・八%に過ぎない。

之れを管區別に示せば左の如くになる。

管區	三年間の增加人員	增加率(%)
チタ	四四、五六八	一三・〇
スレチエンスク	一七、〇六五	九・一
ゼーヤ	一一、五五五	三一・六
アムール	四六、五五九	一三・一
ハバロフスク	四二、七〇二	七・七
ウラヂヲストーク	八、二三二	一・七
ニコラエフスク	二、三二三	一・二
サハリン	一、九二二	一・九
カムチヤツカ	一、一二一	三・六

一九二三年に對する一九二六年の人口增加を都市及農村別に示せば左の如くである。

都市及小都市	增加人員	增加率(%)
都市及小都市	二三、三五一	九・一
都市に準ずる部落	二三、一三八	三七・五
農村	二〇〇、六七八	一六・八

都市の人口增加は一般に少ない。若しハバロフスク市の增加を控除すれば、三年間に於ける都市の增加率は僅か四・八%に過ぎない。ウラヂヲストーク、チタ、ブラゴヴエシチエンスク、ニコリスク等の大なる諸市は始んど不動である。夫れは區劃變更の結果、此等の諸市は行政的意義を幾分減殺されたからである。之れに反して行政上の中心になつたハバロフスク市は四五%、スレチエンス

ク市は三五四%の増加をなしてゐる。

最も大なる増加をなしたのは、都市に準ずる部落であつて、極東地方全體で二七・五%に達してゐる。其主なる原因は、地方行政區劃の變更や鐵道の便利等に依つて、中心化されたためであつて、チェルノフスキエ炭坑、モゴチヤ、エロフエイ・パウロウイチ、マグダガーチ等は之れである。

農村の増加率は、一六・八%であるから、極東地方全體の増加率（一五・九%）よりもやゝ多い譯である。

之を要するに最も多く人口の増加したのは、都市的部落にして、農村の増加は略々極東地方全體の増加率に近く、都會の増加は最少であつて、自然増加率よりもやゝ多いだけである。

註―因みに露國は近年多數の極東露領移民を歐露西伯利方面より送致しつゝあるので現在の住民數は其計數よりも遙かに増加せるものと見做される。

極東露領新五箇年計畫

第九回極東露領共産黨大會に於て、決定せる極東地方國民經濟建設五箇年計畫に關する廣汎に亘る決議文が最近當地極執機關紙に公表せられたる處、右は極東地方行政機關の今後の指針たるべきもので、且同地方に於ける通商經濟上の將來を窺知し得べき資料である。右決議文中の重要計畫案左の通り。

一、植　民

極東露に於ける農村經濟を發達せしめ又工業、運輸、產業及其他の方面に於ける需要を充たす爲、五箇年間に亘り同地方に對し八十萬五千人、（其中農村經濟方面に五十二萬人、產業方面に十二萬人、工業方面に四萬五千人）の植民を行ふ筈である。管區別に依る右植民配屬狀態左の通り。

浦潮管區	二二二、〇〇〇人
アムール管區	三六〇、〇〇〇人
ハバロフスク管區	一四〇、〇〇〇人
ニコラエフスク管區	二〇、〇〇〇人
北樺太管區	二〇、〇〇〇人
勘察加管區	八、〇〇〇人
ゼーヤ管區	二〇、〇〇〇人
スレチエンスク管區	――
齊多管區	一五、〇〇〇人

二、運　輸

（イ）後貝加爾鐵道及烏蘇里鐵道を振興せしむること。（ロ）延長五百八十七粁に亘る新鐵道の敷設（ハ）極東露に於ける漁業林業の急速なる發達、殊に其輸出の進展に鑑み海上の運輸及商船隊を發達せしめ、五箇年の終頃にはソヴイエト商船隊をして、極東露諸港發全貨物の二〇乃至二二%以上を、其中でも殊に小沿岸貿易は完全に一〇〇%、又極東地方よりの輸出品は其二五%を占有せしむる爲十九萬噸の商船を建造すること。（ニ）浦潮港及尼港を擴張しアレクサンドロフスク、ペトロパウロフスク、ソフガワニ及沿海地方南部に於ける諸港の建設を爲すこと。（ホ）本期間中に河川運輸の重要問題として、黑龍江より日本海への距離を短縮せしむべきキジ、デカストリ間の運河開設を實現すること。（ヘ）黑龍江航行の商船隊を擴張し又埠頭、碇泊地及修繕所等を建設して、其活動を容易ならしめ、且航江狀態をも改善し、殊に五箇年の終頃には黑龍江沿岸に河川運用造船所を建設すること。

三、工　業

（イ）現存炭鑛企業を擴張し且ブカチヤチンスキー、バゾフスキー及北樺太の新石炭企業を勃興せしむること。（ロ）北樺太に於ける大石油企業を勃興せしむること。（ハ）沿海地方に中央發電所及ハバロフスク、齊多に發電所を建設すること。（ニ）ザバイカル冶金工場の建設及極東造船工藝トラスト工場の下に造船所を建設すること。（ホ）ザバイカルに於ける有色金屬金及鑛山化學工業に關する各企業を發達せしむること。（ヘ）ウスリスキー製材、製紙綜合工場及極東林業トラスト所屬並各地方の多數の新製材所を建設すること。（ト）硝子工場及多數の煉瓦工場を裝備しセメント工場を擴張すること。（チ）ザバイカルの木材化學綜合工場、ドロニンスキーの曹達企業を創設すること。（リ）羅紗、麻、木綿、製網等の機織工業建設。（ヌ）二新製革工場、一製革工場及一製靴工場の建設。（ル）多數の脂油製造企業、二ギドロゲニザチオンノエ企業及二製油企業等の建設。（ヲ）有力なる漁撈船隊の組織、多數の魚類罐詰工場及漁業根據地の建設。（ワ）各地に精米所及製粉所を建設すること。

四、農業其他

（イ）五千萬留の農具及四千五百臺のトラクターを供給すること。（ロ）米作用地七萬「ヘクタール」の改良、二萬七千「ヘクタール」の乾燥、一萬七千「ヘクタール」の水作業を行ふこと。（ハ）十八萬「ヘクタール」に亘り各地に穀物、米、甜菜栽培國營農業を組織すること。（ニ）各地に種子用種畜用農業を建設すること。

公共經濟　（イ）浦潮に於ける水道、下水の建設及同地の電車網の擴張。（ロ）哈府に於ける下水道建設。

商業　（イ）浦潮市に輸出品用冷藏倉庫、ハバロフスク市に中央冷藏倉庫及各地に冷藏倉庫を建設すること。（ロ）浦潮及武市竝各沿線に於て穀物專用保管倉庫を建設すること。

社會文化　極東露大學の建設。

外國人の法律的地位

「ソヴイエト」聯邦ニ於ケル外國人ノ法律上ノ地位

第一編　總論

第一章　外國人ニ關スル「ソヴイエト」立法ノ根本原則

「外國人法」ナル觀念ハ一定ノ土地ニ於ケル外國人ノ地位ヲ規定スル規範ノ總體ヲ指スモノトス

外國人ニ對シ內國人ニ對スルト同樣ノ權利ヲ與フル主義ハ大多數ノ國ニ於テ承認セラレタル「外國人法」ノ一般原則ト言フコトヲ得ヘシ

政治的權利ハ暫ク措キ個々ノ場合ニ於テ外國人ニ制限ヲ加フルハ前記一般原則ニ對スル例外タルヘシ

外國人ニ關スル「ソヴイエト」國法ハ其根底ニ於テ前記原則ヲ採用シ權利能力ニ關シテハ露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國民法施行法第八條（市民ノ權利能力及行爲能力ニ關スル章）ニ於テ又一般權利ニ關シテハ「ウクライナ」（第四條）及ヒ白露（第十七條）ノ「外國人ニ關スル規定」ニ於テ特ニ外國市民ト「ソヴイエト」聯邦市民トノ權利上ノ平等ヲ言明シ居レリ

若干ノ場合ニ於テ「ソヴイエト」國法及慣習ニ依リ認メラルル外國市民ノ權利ノ些少ノ制限ハ外國人タル勞働者ニ對シテハ絕對ニ及フコトナシ外國人タル勞働者ハ無條件ニ且ツ凡テノ關係ニ於テ聯邦ノ市民タル勞働者ニ等シ

一九一九年ノ露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國憲法第二十條ハ他ノ「ソヴイエト」共和國ノ憲法ノ同樣ノ條文ニ於テ反覆サレ且ツ現在國籍ニ關スル聯邦共通ノ法律ニモ含マレ居ルモノナル處右ニ依レハ勞務ヲ爲ス爲メニ「ソヴイエト」聯邦ニ居住スル外國人ニシテ勞働階級又ハ雇傭勞力ヲ利用セサル農民階級ニ屬スルモノハ「ソヴイエト」聯邦ノ市民ノ有スル總テノ政治上ノ權利ヲ享有ス然レトモ勞働階級ニ屬セサル外國人ニ付テモ「ソヴイエト」國法ハ原則トシテ市民タル權利能力及行爲能力ノ問題ニ於テ「ソヴイエト」聯邦市民ニ準スヘキコトヲ規定ス

法律ハ外國資本ノ代表者タル外國人ノ經濟的活動ニ對シ特別條件ヲ定ム右ハ「ソヴイエト」聯邦及諸外國間ノ經濟組織ノ甚シク相違セルニ鑑ミ「ソヴイエト」聯邦ニ於テ前記行爲ヲ規律スル必要アルニ依ル右ハ又相互主義ニ依テ外國人ニ各種ノ權利ヲ付與スヘシト爲ス「ソヴイエト」立法ノ傾向ヲ示スモノナリ

第二章　外國人ノ觀念

聯邦ノ立法ハ外國人ノ觀念ノ定義ヲ示サスシテ單ニ聯邦共和國ノ市民ハ聯邦ノ市民タルコト竝「ソヴイエト」領土內ニ在ル者ハ反對ノ證據ノ存セサル限リ之ヲ聯邦ノ市民ト看做スコトヲ示スニ止マル（聯邦國籍ニ關スル規定第一條及ヒ第三條）

一九二二年八月四日附白露社會主義「ソヴイエト」共和國ノ外國人ニ關スル規定及一九二二年三月二十八日附「ウクライナ」社會主義「ソヴイエト」共和國ノ外國人ニ關スル規定竝ニ「ウクライナ」國籍ノ得喪ニ關スル手續ニ關スル規定ハ白露又ハ「ウクライナ」市民ニ非ル者ハ白露社會主義「ソヴイエト」共和國又ハ「ウクライナ」社會主義「ソヴイエト」共和國ニ於ケル外國人ト看做スト爲シ以テ外國人ノ觀念ヲ定ム他面ヨリ之レヲ觀レハ外國人タルカ爲ニハ何レカ一國ノ國籍ヲ有スルコトヲ要ス白露、後高架索及「ウクライナ」ノ旅券規定ニ依レハ外國人ニシテ居住券ヲ得ムトスル者ハ其ノ者ノ屬スル國家ノ證明書ヲ提示スルコトヲ要ス

露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國ノ行政慣例モ亦右ト同樣ナリ

依之觀之外國人タルコトヲ承認セラルルカタメニハ二箇ノ條件ヲ具備スルコトヲ要ス卽チ一、「ソヴイエト」立法ニ依リ「ソヴイエト」聯邦ノ市民タラサルコト及ヒ二、他國ノ國籍ヲ有スルコト之レナリ

第三章　外國法人ノ觀念

各聯邦共和國ニ於ケル現行民法ハ法人ノ觀念ヲ定義シテ人ノ集團、營造物若ハ團體ニシテ自ラ財產上ノ權利ヲ得義務ヲ負ヒ裁判所ニ於テ原告トナリ又ハ被告トナルコトヲ得ルモノト爲セリ（露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國民法第十三條）

法人ノ權利能力ハ「ソヴイエト」聯邦ニ於テハ其ノ定款或ハ該法人ニ關スル規約ノ認可セラレタル時ヨリ發生ス但シ法律カ法人ノ登記ヲ要求スル場合ニ於テハ其ノ登記ノ時ヨリ發生ス（露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國民法第十四條）玆ニ注意スヘキハ民法ハ合名會社、合資會社、有限責任會社及株式會社ノ强制的登記ヲ規定ス而シテ後者（株式會社）ノ定款ハ豫メ內國商業人民委員部ノ紹介ニ依リ勞働國防會議ニ於テ認可セラルルコトヲ要ス但同會社ニ外國資本ノ參加セサルトキハ中央利權委員會ノ紹介ニ依リ人民委員會議ニ於テ認可セラルルコトヲ要ス

法　ノ國籍ニ關スル問題ハ露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國及其他ノ聯邦共和國ニ於ケル外國商館ノ營業及代表機關ニ關スル一九二三年四月十二日附全露中央執行委員會及人民委員會議決定ニ基ク一九二三年五月十二日附訓令ニ依リ解決セラル該訓令ハ第一條ニ於テ外國商館ヲ定義シテ「個人的又ハ團體的合名會社、合資會社、株式會社等ノ企業ニシテ露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國及其他ノ聯邦共和國領土外ニ於テ設立セラレ其所在國ニ於テ商行爲ヲ行フ權利ヲ法規上獲得シタルモノ」ト爲セリ斯クテ「ソヴイエト」國法ハ外國法人ノ國籍ヲ其ノ設立地法ニ依リ決定セムトスル傾向ヲ有スルコト明カナリ

「ソヴイエト」立法ハ外國法人ノ經濟的活動ヲ許容スルニ當リ特別ノ條件ヲ定ムルト同時ニ斯ル活動ヲ許容セラレサル外國法人ニ對シ或種ノ權利及行爲能力ヲ付與ス

諸聯邦共和國ニ於テ採用セラルル露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國民法施行法第八條備考ニ曰ク「露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國ニ於テ業務ヲ執行スルノ許可ヲ有セサル外國法人ハ相互主義ニ基キ露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國領土外ニ於テ發生シタル請求ニシテ露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國內ニ居住スル被告ニ對スルモノニ付裁判上ノ保護ヲ受クル權利ヲ享有ス」

請求（一定範圍ノ外國法人カ裁判上ノ保護ヲ受クル權利ヲ有スルトコロノ）ノ範圍ヲ制限シタルハ聯邦領土內ニ於テ行ハルル取引ニ右ノ權利ヲ及スコトカ事實上是等ノ外國法人ニ經濟的活動ヲ爲スノ權利ヲ認ムルコトトナルヲ以テナリ然ルニ外國法人ニ經濟的活動ヲ爲スノ權利ヲ認ムルコトハ特別ノ法律ニ依ルヘキヲ以テナリ

相互主義ニ依リ訴訟能力ヲ付與スルコトハ「ソヴイエイ」國法ノ特色ニ非スシテ外國ノ立法ニ於テ多ク其ノ例ヲ見ルトコロナリ

斯クテ「ソヴイエト」聯邦ニ於テ裁判上ノ保護ヲ受クル外國法人ハ「ソヴイエト」聯邦內ニ於テ經濟的活動ヲ爲スコトヲ許サレサル外國法人中其本國ニ於テ「ソヴイエト」聯邦ノ法人カ同樣ノ權利ヲ享有スル國ニ屬スルモノニ限ル譯ナリ法律ニ依リ經濟的活動ヲ爲スコトヲ許サレタル外國法人カ訴訟關係ニ於テ完全ナル權利ヲ有スルコトハ言フ迄モナシ

「ソヴイエト」聯邦ニ於テ外國法人ニ經濟的活動ヲ許スコトニ付テハ利權手續ニ於テモ規定アリ該手續ハ露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國ニ於ケル外國商館ノ業務ニ關スル一九二三年四月十二日附露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國中央執行委員會及人民委員會議決定及該決定ニ基ク一九二三年五月十二日附訓令竝「ソヴイエト」聯邦人民委員會議附屬中央委員會ノ設立ニ關スル一九二三年八月二十一日附「ソヴイエト」聯邦人民委員會議決定ニ於テ詳細ニ規定セラル

一九二三年四月十二日附決定及該決定ニ基ク訓令ノ效力ハ「ソヴイエト」聯邦ノ全領土ニ及フ之レ該決定訓令ヲ適用スル中央利權委員會カ全聯邦的機關ナルカ爲ナリ

前記決定ニ關スル諸問題ハ第二編第一章第八節（營業ノ自由）ニ於テ詳說スヘシ

第二編　各論

第一章　公權

第一節　國籍

「ソヴイエト」聯邦ノ憲法ハ第七條ニ於テ聯邦ニ加盟セル各共和國ノ市民ノ爲メニ全聯邦共通ノ單一國籍ヲ制定ス同條ノ內容ヲ一層明白ナラシムル

爲「聯邦國籍ニ關スル規定」發布セラレタリ

國籍ニ關スル「ソヴイエト」立法ハ獨立セル主義ヲ有ス右主義ハ外國人タル勞働者ニシテ「ソヴイエト」ノ國籍ヲ取得スル場合ハ之ニ廣汎ナル特典ヲ付與スト云フニ在リ

世界各國勞働者ノ連帶觀念ニ基キ露西亞憲法第二十條ハ斯クノ如キ外國人ニ對シ何等煩鎖ナル形式ニ依ルコトナク露西亞ノ國籍ヲ賦與スルノ權能ヲ地方「ソヴイエト」ニ與フ

國籍ヲ取得スルカタメニハ十八歲以上ノモノタルコトヲ要ス多クノ外國立法ニ於テ認メラルル要件卽チ一定ノ土地ニ居住スル年月ノ多キコト、物質的保證等ハ「ソヴイエト」立法ノ認メサルトコロナリ之レ國籍ニ關スル「ソヴイエト」立法ノ第一ノ特色ナリ第二ノ特色ハ國籍ノ取得カ主權者トシテノ地方「ソヴイエト」ニ依リ直接實現セシメラレ中央政府ニ依ラス且ツ特別ノ立法ニ依ラサルコトニ在リ

聯邦國籍ニ關スル規定第七條ニ從ヘハ外國人ニシテ勞務ノ爲メ居住シ且ツ勞働階級ニ屬シ又ハ雇傭勞力ヲ利用セサル農民階級ニ屬スルモノ竝社會的行動ノ爲追跡セラレ逃避所ヲ求ムルモノノ國籍取得ハ縣郡又ハ其ノ他ノ當該執行委員會ニ依リ行ハル但シ縣別ナキ自治共和國ニ在リテハ右共和國ノ執行委員會ニ依テ行ハル

聯邦共和國ノ領土內ニ居住スル其他ノ外國人ノ國籍取得ハ共和國ノ中央執行委員會之ヲ行フ

外國ニ在ル者ノ國籍取得ハ外務人民委員部ノ紹介ニ基キ聯邦中央執行委員會ニ於テ又各聯邦共和國人民委員會附外務人民委員部代表ノ紹介ニ基キ各聯邦共和國中央執行委員會ニ於テ行ハル

現行ノ國籍取得手續ハ左ノ如シ

十八歲ニ達シタル者ハ自ラ出頭シ三通ノ質問書ニ解答ヲナシ寫眞三葉居住證明書竝ニ「ソヴイエト」市民二名ノ證明書ヲ提出スルヲ要ス

屆書ノ受理ハ當該行政部ニ於テ之ヲ行ヒ外國ニ於テハ領事館及ヒ「ソヴイエト」聯邦全權代表部內領事部ニ於テ之ヲ行フ許可アリタル場合ニハ屆出人ハ憲法擁護ニ關スル署名ヲ爲スヘク呼出サレ「ソヴイエト」國籍證明書ヲ受取ルモノトス

國籍ニ關スル「ソヴイエト」立法ノ第三ノ特色ハ妻ノ國籍カ夫ノ國籍ヨリ獨立セルコトナリ妻ノ國籍ト夫ノ國籍トハ何等關係ヲ有セサルコトナリ之レ全ク男女同權ノ觀念ニ基クモノナリ國籍ノ取得ハ性及既婚未婚ノ如何ヲ問ハス定年者ノ自由ニ行ヒ得ルトコロナルヘキモ婚姻ナル事實自體ハ配偶者ヲシテ夫ノ國籍ヲ取得スル根據トナラサルモノトス

聯邦國籍ニ關スル規定ハ婚姻ニ依リテ國籍ノ變更ヲ來ササルコトヲ前述ノ如ク明ラカニスルモ他面婚姻ニ際スル國籍變更ノ簡易手續ヲ定メ居レリ

終リニ國籍ニ關スル「ソヴイエト」立法ニ依リ定メラレタル制度ハ他國ノ立法ニ於テ見ルヘカラサル男女同權ノ原則ニ基ク今一ツノ特色ヲ有ス右特色ハ兩親ノ國籍異ナル場合子ノ國籍ハ必スシモ父ノ國籍ニ依ラサルノミナラス婚姻上ノ子タルト婚姻外ノ子タルトハ子ノ國籍ニ何等ノ影響ヲ及ホササルコト之ナリ子ノ父母カ子ノ出生ノ時ニ於テ「ソヴイエト」市民ナル時ハソノ子ハ父母ノ國籍ニ從フモノトス父母ノ國籍異ル時ハ其ノ子ハ「ソヴイエト」市民タル父又ハ母ノ國籍ヲ取得ス但シ父母ノ中何レカカ子ノ出生ノ時「ソヴイエト」聯邦ノ領土內ニ生活スル場合ニ限ル父母カ共ニ外國ニ生活スル場合ニ於テハ父母ノ承諾ニ依リテ問題ヲ決ス此場合聯邦ノ法律ニ依リ規定セラルル簡易手續ニ依リ國籍ヲ取得スル權利ハ子ニ留保セラル

父母カ國籍ヲ變更スル場合卽父母共ニ外國人トナルカ或ハ其ノ反對ノ場合ニ於テハ十四歲未滿ノ子ハ父母ノ國籍ニ從ヒ十四歲以上ノ子ハ從來ノ國籍ヲ保有ス父母ノ國籍變更ニ依リ外國人トナレル子ハ屆出ニヨリ再ヒ「ソヴイエト」市民タルコトヲ得

第二節　政治的權利

政治上ノ權利ヲ外國人ニ付與セサルコトハ西歐諸國ニ於ケル法律ノ一般的原則ナリ「ソヴイエト」國法ハ此ノ點ニ於テ其國籍ノ如何ニ關セス「ソヴイエト」聯邦內勞働者ノ完全ナル平等ヲ規定ス右規定ハ各聯邦共和國ノ憲法中ニ存置セラル但シ政治上ノ權利ヲ享有シ得ル外國人ハ專ラ勞務ノ爲メ「ソヴイエト」聯邦內ニ居住スルモノニ限ラル「ソヴイエト」憲法ハ政治上ノ權利ヲ外國人ニ付與スルニ當テ各國ノ法律カ認ムル意味卽「ドミシール」ノ意味ニ於ケル不斷ノ居住ヲ要求スル主義ヲ採用セス單ニ勞務ノ目的ヲ以テ居住スルコトヲノミ要求スルモノトス

第三節　兵役及公務

兵役義務ハ「ソヴイエト」市民ニ對シテノミ之ヲ定ム外國人ハ義勇兵タル資格ニ於テノミ兵役ニ就クコトヲ得（兵役義務ニ關スル一九二二年九月二十八日附全露中央執行委員會命令第一條及六條）官廳及ヒ國家企業勤務ノ暫行規則ニ關スル一九二二年十二月二十一日附露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國人民委員會議ノ現行命令ハ外國人ノ國家勤務ニ就クコトヲ制限セス

第四節　租稅及賦役

「ソヴイエト」聯邦內ニ在ル外國人ハ一般規則ニ依レハ聯邦市民ト同一ノ納稅義務ヲ負ヒ同一ノ租稅ヲ納ムルモノトス右ハ外國人ニ關スル「ウクライナ」及ヒ白露ノ規定ニ於テモ同樣ナリ

「ウクライナ」規定ハ左ノ如シ、「外國人ハ「ウクライナ」市民ト同樣一時的又ハ定期的對人稅及財產稅ヲ負擔スルモノトス」賦役義務ニ付テハ同規定ハ左ノ如シ、「外國人ハ總テノ賦役ニ付「ウクライナ」市民ト同一ノ條件ニ服ス」右規定ノ例外ハ兵事上ノ賦役ナリ

「ソヴイエト」聯邦ニ於テ課セラルル主ナル租稅中賦課制度ノ衝突（所謂二重課稅）ヲ生スル可能性ノアル最タルモノハ所得財產稅ナリ同稅ハ累進的性質ヲ有シ收入ノ發生スル場所ニ於テ徵收セラルルヲ原則トス從テ外國ニ定住スル外國市民ト雖モ「ソヴイエト」聯邦內ニ存スル企業及財產ヨリ收入ヲ得ルモノナルニ於テハ其收入ニ對シ課稅セラルルモノトス反之「ソヴイエト」聯邦內ニ居住スル外國市民ト雖モ其收入カ聯邦領土外ニ於テ發生スルモノナルニ於テハ其收入ニ對シ所得財產稅ハ賦課セラレサルモノトス「ソヴイエト」聯邦內ニ存スル外國企業ニ於ケル外國從業員ハ假令出張ノ形式ヲ採ルト雖モ其勞銀ニ對シ收入發生地課稅主義ニ依リ課稅セラル

聯邦內ニ於テ事業ヲ營ム外國人モ亦「ソヴイエト」聯邦內ニ於テ得ル所ノ所得ノ範圍ニ於テ課稅セラル尤モ所得財產稅ニ關スル規定ハ相互主義ノ下ニ右ノ如キ外國法人ニ對シ例外ヲ設ク此場合ニ於テハ二重課稅ヲ避クル爲メ特ニ外國ト特別ノ協定ヲ爲スモノトス「ソヴイエト」聯邦カ締結セル國際條約ハ課稅問題ニ關スル限リ國內立法ト同一ノ原則ヲ採ル卽外國人ハ課稅及賦役ノ關係ニ於テ「ソヴイエト」聯邦市民ト平等ノ地位ニ立ツ但シ外國人ハ兵事上ノ賦役納金ヲ負擔セス

第五節　犯罪人引渡及逃避權

「ソヴイエト」國法ハ引渡シニ關スル協約ニ依ル場合ノミナラス斯ル協約ノ存セサル場合ニ於テモ犯罪人ノ引渡シヲ認ム但シ後者ノ場合ニ於テハ犯罪人ノ引渡シハ「ソヴイエト」政府ノ承認ヲ要ス外國人ニ關スル白露ノ規定第二十四條及ヒ「ウクライナ」ノ規定第二十一條ノ內容モ亦同樣トス犯罪人引渡シヲ認ムル一般的原則ニ對シテハ政治上又ハ宗教上ノ犯行ノ爲メ訴追セラルルモノニ付逃避權ノ形ニ於テ例外カ認メラル右例外ハ「ソヴイエト」聯邦ヲ構成スル總テノ共和國ノ憲法ニ於テ規定セラル前記犯行カ政治的部類ニ屬スルヤ宗教的部類ニ屬スルヤ將又一般刑事上ノモノナルヤハ「ソヴイエト」聯邦裁判所ノ認定ニ依ル

第六節　刑事責任ノ範圍

刑事責任ノ領土的範圍ノ問題ニ付テハ「ソヴイエト」國法ハ大多數ノ國家ノ認ムルトコロノ原則ニ從フ露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國及其他ノ聯邦共和國ノ刑法ハ此等ノ共和國ノ領域內ニ於テ犯罪ヲ行ヘル「ソヴイエト」市民竝外國人ニ一樣ニ適用セラル

外國人カ外國ニ於テ爲セル犯罪ニ付處罰セラルルハ其犯行カ各共和國ノ國家組織及戰鬪力ニ對スルモノナル場合ニ限ル

第七節　移住

外國人ノ「ソヴイエト」聯邦移住ハ農工業上ノ移民ヲ管理スル勞働國防會議內ノ一常設委員（一九二二年十一月二十三日附露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國人民委員會議命令ニ依リ設置）ノ指揮ノ下ニ行ハル移民ニ對スル入國許可ハ外務人民委員會ニ於テ前記常設委員會ノ同意ヲ得テ之ヲ與フ（「ソヴイエト」聯邦入國ノ許可手續ニ關スル一九二四年二月十九日附「ソヴイエト」聯邦人民委員會議命令）移民ノ中ニ算ヘラルルモノハ農業及工業ノ勞務ニ服スル目的ヲ以テ「ソヴイエト」聯邦內ニ移住スル者竝高級勞務者（技師、技術家）及自由職業者（醫師、法律家）トス

農業移民ノ移住地ニ充ツル爲一九二三年二月二日附及一九二三年七月八日附勞働國防會議命令ヲ以テ同有地ヨリ二十二萬「デシヤチン」一「デシヤチン」ハ我一町一段四畝）ヲ分割シタルカ右ハ主トシテ露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國ノ東南地方及「ウオルガ」沿岸地方ニ於テ行ハレタリ

移民ハ「ソヴイエト」市民ト同樣一切ノ租稅及賦役ヲ負擔ス移民ハ各種ノ特典ヲ享有ス例ヘヘ勞具並ニ家具ヲ最モ廣キ範圍ニ於テ無稅ニテ輸入スルヲ得ルコト（一九二三年三月十六日勞働國防會議命令）、聯邦領土內ニ於テ旅行及物資ノ運搬ヲ割引賃率ニテ爲シ得ルコト（前述二月二日附命令）等ノ如シ

右ノ外移住並ニ最初ノ施設ヲ容易ナラシムルタメ種々ノ特典カ與ヘラル團體ヲ以テ移住スル移民ノ入國許可ハ旅行者名簿ニ添付セラルル團體査證ノ形式ニ於テ行ハル單獨移民ノ入國ハ一般原則ニ依リテ行ハル

第八節　營業ノ自由

第一款　外國商館

「ソヴイエト」聯邦ノ特殊ナル經濟組織ニ基キ「ソヴイエト」國法ハ「ソヴイエト」聯邦ニ於テ外國人ノ經濟的活動ヲ許容スル條件ヲ規定スルニ至レリ之カ爲メニ存在スル法規ハ「ソヴイエト」聯邦ノ全領土ニ於テ現ニ行ハレツツアル露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國ニ於ケル外國商館ノ商事業務ニ關スル一九二三年四月十二日附中央執行委員會及人民委員會議決定及該決定ニ基ク中央利權委員會ニ關スル一九二三年八月二十一日附規程ナリ

前記決定ニ依レハ外國商館ハ「ソヴイエト」聯邦內ニ於テ外國貿易人民委員部ノ決定ニ基ク利權ノ手續ニ依リテノミ商事業務ヲ行フコトヲ得一九二三年五月十二日附訓令第一條ニハ「外國商館トハ總テノ個人的又ハ團體的合名會社、合資會社、株式會社等ノ企業ニシテ露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國竝其ノ同盟「ソヴイエト」共和國領域外ニ於テ設立セラレ且其ノ所在國ニ於テ商事業務ヲ行フ權利ヲ法律上取得シタルモノヲ云フ」ト規定セリ

「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ニ於テ經濟的活動ヲ爲ス利權ヲ取得セムトスル外國商館ハ外國貿易人民委員部ヘ左記事項ニ關スル報告ヲ添ヘ願書ヲ提出スヘシ右報告ニハ之ヲ證明スヘキ文書ヲ附屬スルコトヲ要ス

(イ)企業及管理者ノ名稱、業務圍範、所在地

(ロ)企業設立年月日、所在國ニ於ケル合法的存在ノ證據

(ハ)企業カ所在國ニ於テ活動スル根據タル條款(定款、商館契約)ノ認可又ハ登記ノ年月日

(ニ)企業ノ存續期限若シ條款(定款、商館契約)ニ其ノ定メアラハ

(ホ)企業ノ屬スル株式會社又ハ有限責任會社ノ屆出資本額及拂込資本額

(ヘ)企業戰前及一九一七年迄ノ戰時ニ於テ露西亞ト商事業務ヲ行ヒシコトアリヤ若シアリトセハ如何ナル地方ニ於テ如何ナル商館ト行ヒタリヤニ關スル一般報告

(ト)企業ハ一九一七年後露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國及其同盟共和國ニ於テ又ハ其ノ在外國通商代表ト取引ヲ爲シタルコトアリヤ若シアラハ如何ナル取引ナリヤ

(チ)企業ヲ行ハムトスル商事業務ノ種類(輸出、輸入、內國貿易)取引區域、商品ノ種類、企業ノ計畫セル商業機關、計畫セル行動ノ規模、流動資本ノ額、商業ノ經營ハ自己ノ計算ニ依ルヤ又ハ委託販賣ノ形式ニ依ルヤ

(リ)企業ハ商品販賣ヲ國家的機關ニ委託スルコトヲ希望スルヤ若シ希望ストセハ如何ナル條件ヲ豫定スルヤ又ハ企業ハ商品販賣ヲ一私人ニ委託スルコトヲ若シ希望ストセハ右私人ノ姓名住所

「ソヴイエト」聯邦ニ於テ經濟的行動ヲ許サレタル外國商館ハ「ソヴイエト」聯邦內ニ常設ノ代理店支店、事務所等ヲ有セサルヘカラス(前記訓令第九條)外國商館ハ露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國及其同盟「ソヴイエト」共和國ニ於ケル一切ノ行動ニ關シ露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國及其同盟「ソヴイエト」共和國ノ現行及將來公布セラルヘキ凡テノ法律及命令特ニ商工企業ノ行動ニ對スル國家ノ監督、之レニ從事スル勞働者、勤務者ノ勞働保護、租稅、登記、損益計算ノ廣告等ニ關スル法令ヲ遵守スルコトヲ要ス(訓令第十條)外國商館ハ「ソヴイエト」聯邦ニ於ケル行動ニ對シ其何處ニ在ルヲ問ハス凡テノ動產、不動產ヲ以テ責任ヲ負フモノトス「ソヴイエト」聯邦ニ於ケル企業財產及企業ニ對シテ爲サルヘキ一切ノ支拂ハ「ソヴイエト」聯邦ニ於ケル企業ノ商事業務ヨリ生スヘキ企業ニ對スル請求ヲ優先的ニ滿足スル爲メニ使用セラルヘシ(前記訓令第二十一條)

「ソヴイエト」國法ハ「ソヴイエト」聯邦ニ於テ商事業務ヲ許ス意味ニ於テハ各種外國商館ノ間ニ何等ノ區別ヲ設ケス例ヘハ商館、產業團體、汽船會社、銀行等ニ對シ一律ニ利權手續ヲ規定セルカ如シ但外國保險會社ハ之レカ例外トス

第二款　保險業

保險事業ハ總テノ種類(財產保險、火災保險、生命保險、海上保險等)ヲ通シ國家ノ獨專事業ヲ形成シ國家保險局ニ依リ行ハル從テ外國保險會社ハ「ソヴイエト」聯邦內ニ於テ其ノ形式ノ如何ヲ問ハス(海難委員任命ノ形式ニ於テモ)業務ヲ行フコトヲ得ス一九二一年十月六日附人民委員會議命令第六條ハ「ソヴイエト」聯邦ノ領土內ニ在ル財產ヲ外國保險會社ニ附保スルコトヲ禁止ス但シ外國保險會社ニ附保スルコトニ對シ具體的場合ニ於テ人民委員會議ニ於テ許可ヲ與ヘタルトキハ此限リニ非ラス

第三款　鑛業

「ソヴイエト」立法ニ依レハ經濟的活動ノ二、三ノ部門ニ付テハ外國人(假令「ソヴイエト」聯邦內ニ居住スルモノト雖モ)ハ多少聯邦人民ト異リタル條件ノ下ニ之ヲ行フコトヲ許容セラルルモノアリ斯ル部門ハ埋藏物ノ開發、漁業及狩獵ナリ鑛業的業務即埋藏物ニ關スル規定中ニ定メラレタル特別ノ條件ニ依リ有用鑛物ノ探索、試堀、採堀及加工ヲ爲ス權利ハ地中埋藏物及其ノ採堀ニ關スル一九二三年七月十三日附規定第三條ニ依リ「ソヴイエト」聯邦ノ總テノ市民及法人ニ許容セラル前記ノ鑛業的業務ヲ爲ス權利ハ具體的場合ニ於テ「ソヴイエト」聯邦人民委員會議ノ許可ヲ得ルニ非レハ外國人及「ソヴイエト」聯邦ニ於テ認メラレタル外國法人ニ付與セラレタルコトナシ

第四款　漁業

總テノ漁業地ハ一九二二年九月二十五日附全露中央執行委員會及人民委員會議ノ命令ニ基キ國家ノ所有ニ屬ス右命令ハ一九二四年二月二十一日附「ソヴイエト」聯邦中央執行委員會及人民委員會議決定ニ依リ海上狩獵地ニモ適用セラル

漁業地ハ之ヲ左ノ三種ニ分ツ

(イ)現在農務人民委員部漁業局ノ管轄ニ屬シ該局自ラ經營シ居ルカ又ハ租借經營セシメ居ル一般國家的意義ヲ有スル營業用漁場

(ロ)縣又ハ郡執行委員會ノ管轄ニ屬シ地方經濟機關ニ依リ經營セラレ居ルカ又ハ租借經營セシメ居ル地方的意義ヲ有スル漁場及

(ハ)「ソヴイエト」聯邦市民ノ自由ニ利用シ得ヘキ非營業漁場

外國人ニ許可セラレサルハ非營業的地域內ノ漁場ノミニシテ其他ノ營業的地域內ノ漁場ノ租借ハ法律上外國人ニ對シ制限セラルルコトナシ

極東ニ於テハ一九二三年三月二日附露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國人民委員會命令ニ基キ日本海「オホーツク」海及「ベーリング」海ノ沿岸ニ沿フ露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國ノ領水ニ於テ漁業及海獸獵ニ從事スル權利ハ營業用漁區ノ一般入札ニ依ル貸付方法ニ依リ露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國及其同盟「ソヴイエト」共和國市民及外國(複數)市民ニ付與セラル但シ軍略上ノ考慮ニ依リ外國人ニ漁業ヲ禁止シタル港灣及「ロシヤ」移民及土着民族カ移住シタル又將來移住シ得ヘキ地方ノ河川及河口ハ此ノ限リニ非ス

第五款　航海業

「ソヴイエト」海法ハ一般ニ承認セラレタル平等ト相互主義ノ原則ヲ基礎トス之レト同時ニ右二原則ハ各國カ其ノ沿岸ニ於ケル外國船ノ取締ナキ行動ノ結果ヲ豫防スルカ爲施サヽルヲ得サル處置及自國商船隊ノ維持發展ニ對スル各國ノ自然的利害關係ニ依リ避クヘカラサル制限ヲ受ク從テ「ソヴイエト」國法ハ外國商船ノ自由港ニ自由ニ入ルコトヲ許シ又或ル範圍ニ於テ之ニ對スル自國ノ裁判管轄權ヲ制限シ又之ニ對シ「ソヴイエト」ノ商船ニ對スルト同樣ノ制度ヲ適用スト雖モ同時ニ或種類ノ自國航海及海產業ヲ專ラ自國船舶ノ利用ニ委ネ又若干ノ場合ニ於テ自國船舶ニ特別ノ優先權ヲ付與ス

十二浬(註)ノ領海線內ニ於テハ外國商船ハ沿岸防禦機關ノ監督ニ屬ス該機關ハ臨檢スル權利、不法手段ニ依リ潛入シタル者ヲ抑留スル權利、犯罪人ヲ逮捕スル權利、適當ノ船舶記錄、積荷證書ヲ有セサル船舶、不法ナル(即許可ヲ得スシテ規定地點外ニ於テ)商品ノ荷揚及積込、人員ノ上船及下船ニ從事シ及不法ナル漁撈及海獸獵ニ從事スル船舶ヲ抑留スル權利ヲ有ス

(註)最大干潮線ヨリ起算シ十二浬トス但シ國際條約及協定ニ於テ別段ノ定メアルトキハ此限リニ非ス

港內ニ在ル外國商船ニ關シテハ船舶ノ內部生活ニ對スル地方官憲ノ不干涉主義カ適用セラル但シ右ハ港內ニ於ケル秩序維持ノ必要ヲ誘致セス又犯行カ海岸ニ於テ行ハレサル場合ニ限ル

「ソヴイエト」立法ハ普通「ソヴイエト」竝外國船舶ニ國旗ノ平等ヲ認メ外國船舶ヲシテ所謂自國制度ニ從フコトヲ得セシム但シ特ニ法律(註)ニ規定セラレ又ハ外國人及海上慣習ニ關スル一般法規ノ適用ヨリ生スル例外往々アリ

外國船舶ニ對シテ適用セラルヘキ制限ハ次ノ三部類ニ區別セラル(一)前述ノ如ク主トシテ外國資本ノ活動範圍ヲ問題トスル外國人ニ關スル一般法令ヨリ生スル制限(二)自國ノ商船隊ヲ優勢ニ維持スル必要ヨリ生スル制限(海產業、沿岸航海海上勤務ニ關スル制限入港稅(三)相互主義ニ基ク條件附制限(積載量證明書ノ承認)

特殊ノ法規ニ於テハ海上船舶ノ所有ニ關スル問

題アリ外國人ハ「ソヴイエト」聯邦ノ國旗ノ下ニ在ル船舶ヲ所有スルコトヲ得サルノミナラス（右ハ諸外國ノ立法中ニ於テ何等カノ形式ニ於テ見出サルル規定）「ソヴイエト」國旗ノ下ニアル船舶ヲ特別ノ許可ナクシテ取得スル事ヲ得ス右「ソヴイエト」聯邦ノ特例ハ「ソヴイエト」聯邦ニ於テハ個人及社會ハ全然海洋船舶ヲ所有、讓渡スルノ權利ヲ有セサル事情ニ依ル個人及會社ハ一定種類ノ船舶ヲ所有スルコトヲ得ルノミニシテ右船舶ヲ讓渡スルトキハ一定ノ許可手續ニ依ルヲ要ス條約上ノ權利ハ前述ノ「ソヴイエト」立法ノ原則ニ基キ「ソヴイエト」港内ニ於ケル外國船舶「ソヴイエト」船舶ノ同一地位船舶ヨリ徵收スル諸稅ノ平等ヲ規定ス

（註）「ソヴイエト」聯邦ト協定ヲ有セサル外國ノ船舶ニ對シテハ船舶稅ノ稅率ハ六倍トス

「ソヴイエト」聯邦ハ長大ナル海岸線ヲ有スル數多ノ國家ト同樣ニ大、小沿岸航行ノ優先權ヲ自國船舶ニ留保ス外國航路ニ於ケル海上輸送及大小沿岸航行ニ關スル一九二四年七月八日附「ソヴイエト」聯邦人民委員會議決定ニ依リ同一海（小沿岸航行）及異ナレル海（大沿岸航行）ニ於ケル「ソヴイエト」諸港間ノ乘客及貨物ノ輸送ハ「ソヴイエト」聯邦ノ國旗ノ下ニ在ル船舶ノ獨占的權利ト看做サル「ソヴイエト」聯邦政府ニ於テ自國ノ一港ヨリ別ノ海ニ沿フ自國ノ他ノ一港ニ向ケ至急貨物ヲ輸送スル必要アル場合該目的ノ爲「ソヴイエト」聯邦國旗ノ下ニアル適當ノ船舶ナキ場合ハ右大沿岸航行實行ノ權利ハ個々ノ場合ニ於テ「ソヴイエト」聯邦人民委員會議議長（註）又ハ其ノ議長代理ニ依リ外國船舶ニ付與セラルルコトヲ得「ソヴイエト」聯邦人民委員會議ノ右決定ニ依リ「ソヴイエト」聯邦港ト外國港トノ間ノ乘客及貨物ノ輸送ハ「ソヴイエト」聯邦ト條約關係ニアル國ノ國旗ノ下ニ且ツ相互主義ノ原則ニ基キテノミ外國船舶ハ之ヲ行フコトヲ得

（註）最近該手續ハ廢止セラレ行ハ交通部及對外貿易部間ノ協定ニ依リ許可セラルルコトトナレリ

第二章　私　權

第一節　權利能力

外國人タル自然人ノ權利能力ハ決スル基礎法ハ露西亞社會主義共和國民法施行法第八條ナリ同條ハ「ウクライナ」社會主義「ソヴイエト」聯邦ノ構成共和國（「ウクライナ」社會主義「ソヴイエト」共和國、白露社會主義「ソヴイエト」共和國）ノ國旗ノ下ニ且ツ相互主義ノ原則ニ基キテノミ外國船舶ハ之ヲ行フコトヲ得

（註）最近該手續ハ廢止セラレ外國船舶ノ沿岸航行ハ交通部及對外貿易部間ノ協定ニ依リ許可セラルルコトトナレリ

第二章　私　權

第一節　權利能力

外國人タル自然人ノ權利能力ニ關スル問題ヲ解決スル基礎法ハ露西亞社會主義共和國民法施行法第八條ナリ同條ハ「ウクライナ」社會主義「ソヴイエト」共和國、後高架索社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國、白露社會主義「ソヴイエト」共和國及白露社會主義「ソヴイエト」聯邦ノ特例ハ「ソヴイエト」聯邦ニ於テハ個人及社會ハ全然海洋船舶ヲ所有、讓渡スルノ權利ヲ有セサル事情ニ依リ個人及會社ハ一定種類ノ船舶ヲ所有スルコトヲ得ルノミニシテ右船舶ヲ讓渡スルトキハ一定ノ許可手續ニ依ルヲ要ス條約上ノ權利ハ前述ノ「ソヴイエト」立法ノ原則ニ基キ「ソヴイエト」港内ニ於ケル外國船舶「ソヴイエト」船舶ノ同一地位船舶ヨリ徵收スル諸稅ノ平等ヲ規定ス

（註）「ソヴイエト」聯邦ト協定ヲ有セサル外國ノ船舶ニ對シテハ船舶稅ノ稅率ハ六倍トス

「ソヴイエト」聯邦ハ長大ナル海岸線ヲ有スル數多ノ國家ト同樣ニ大、小沿岸航行ノ優先權ヲ自國船舶ニ留保ス外國航路ニ於ケル海上輸送及大小沿岸航行ニ關スル一九二四年七月八日附「ソヴイエト」聯邦人民委員會議決定ニ依リ同一海（小沿岸航行）及異ナレル海（大沿岸航行）ニ於ケル「ソヴイエト」諸港間ノ乘客及貨物ノ輸送ハ「ソヴイエト」聯邦ノ國旗ノ下ニ在ル船舶ノ獨占的權利ト看做サル「ソヴイエト」聯邦政府ニ於テ自國ノ一港ヨリ別ノ海ニ沿フ自國ノ他ノ一港ニ向ケ至急貨物ヲ輸送スル必要アル場合該目的ノ爲「ソヴイエト」聯邦國旗ノ下ニアル適當ノ船舶ナキ場合ハ右大沿岸航行實行ノ權利ハ個々ノ場合ニ於テ「ソヴイエト」聯邦人民委員會議議長（註）又ハ其ノ議長代理ニ依リ外國船舶ニ付與セラルルコトヲ得「ソヴイエト」聯邦人民委員會議ノ右決定ニ依リ「ソヴイエト」聯邦港ト外國港トノ間ノ乘客及貨物ノ輸送ハ「ソヴイエト」聯邦ト條約關係ニアル國

日附命令ナリ聯邦憲法ニ從ヒ該命令ノ根本原則（權利ノ主體、權利ノ客體、著作權ノ有效期間等）ハ一般聯邦立法ノ內容ヲ成ス該根本原則ヲ敷衍シ各聯邦共和國ニ於テ地方的條件ニ應スル法律ヲ制定スルモノトス一般聯邦立法ニ於テハ權利ノ客體ニ付「ヨーロッパ」諸國ノ民事立法及文學上ノ協約ニ於テ普通法律上ノ保護ヲ受クル著作物トシテ列擧スル所ノモノヲ採用ス

茲ニ注意スルヲ要スルハ著作權ハ前述ノ規定ニ據リ單ニ二十五年間效力ヲ有シ（但シ舞曲及映畫ノ著作物ハ十年間、寫眞ノ著作物ハ五ケ年間）最初ニ出版セル時ヨリ二十五年ノ期間ヲ經過セサル以前ニ著作者ノ死亡シタル場合ニ於テノミ著作權ハ十五ケ年間ヲ限度トシ相續セラルルコトヲ得彼我法規ノ衝突ニ關シテハ該規定ハ領土主義ヲ把持ス但シ特別ノ協約ヲ以テ別段ノ規定ヲ爲シタル場合ハ此ノ限リニ非ス

斯ノ如ク「ソヴイエト」聯邦領土內ニ於テ出版セラレタル著作物ニ對スル著作權ハ其ノ國籍ノ如何ヲ問ハス「ソヴイエト」聯邦領土內ニ居住スル著作者竝其ノ權利繼承者ニ對シ認メラル外國ニ於テ出版セラレタル著作物ニ對スル著作權ハ「ソヴイエト」聯邦ト當該著作物ノ始メテ出版セラレタル國ノ政府トノ間ノ協約ニ於テ規定セラルル範圍ニ依リ認メラル

第二款　工業所有權

第一項　特　許　權

一九二四年九月十二日附「ソヴイエト」聯邦中央執行委員會及人民委員會議ノ發明特許ニ關スル規定ニ依リ外國人ハ「ソヴイエト」聯邦市民ト同樣發明ニ對シ特許ヲ受クルノ權利ヲ有ス「ソヴイエト」聯邦領土外ニ居住スル者ハ右規定ニ依リ生スル權利ヲ賃行スル「ソヴイエト」聯邦內ニ其代表者ヲ指名スルコトヲ要ス特許ニ關スル前記規定ノ施行令第三條ハ「ソヴイエト」政權ノ樹立以前ニ下付セラレタル特許權ヲ喪失シタル者ニ對シ一般手續ニ據リ特許下付ヲ申請スル道ヲ設ク尤モ右申請ハ最初ノ申請カ一九一〇年一月一日後ニ爲サレタル場合ニハ最初ノ申請ノ時期ニ基キ審査セラルヘキモノトス本規則ノ效力ハ「ソヴイエト」政權ノ樹立以前ニ發明ニ對スル申請ヲ爲シタル者ニモ及フ發明ニ對スル特許下付ヲ管掌スル機關ハ「レーニングラード」ニ在ル「ソヴイエト」聯邦領土內ニ於テ取引ヲ行フコトヲ許容セラレタル場合又ハ其本國ニ於テ「ソヴイエト」聯邦ノ法人ニ商標登錄權ヲ付與スル場合ニ於テ自己ノ商標ヲ擁護スル權利ヲ有ス商標登錄ノ申請ハ「レーニングラード」ニ在ル「ソヴイエト」聯邦最高國民經濟會議附屬發明事務委員會商標部ニ對シテ爲スモノトス聯邦領土外ニ存在スル企業ニ付テハ企業ノ存在スル國ニ於ケル同一ノ商標ノ登錄ニ關スル證明書ノ一定方式ニ依ル認證謄本竝ニ其ノ露譯ヲ提出スルヲ要ス

第七節　親族權

第一款　婚　姻

婚姻、家族及後見ノ權利ニ關スル問題ハ右權利ニ關シ內外ノ規定カ衝突スル場合ハ露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國ノ市民ノ身分行爲竝婚姻、家族及後見ノ權利ニ關スル法典及他ノ聯邦共和國ノ右ニ該當スル法律竝外國人ニ關スル「ウクライナ」及白露ノ規定ニ依リ解決セラル「ソヴイエト」共和國人民委員會議令ヲ以テ規定セラル同法第二十一條ニ依リ外國人タル自然人及ヒ法人ハ「ソヴイエト」聯邦ノ領土內ニ於テ聯邦ノ自然人及法人ノ爲メニ設ケラレタル手續ニ依リ商標權ヲ享有ス但シ民法施行法第八條ニ依リ外國人タル自然人又ハ法人ニ市民ノ權利能力カ認メラルル場合ニ限ル

民法施行法ハ外國人タル自然人ニ對シ何等ノ制限ヲ設ケサルカ故ニ外國自然人ハ聯邦市民ト平等ノ基礎ニ於テ商標擁護ニ對スル權利ヲ享有スヘシ

一九二五年三月四日附訓令第六條ニ依リ（一九二五年「ソヴイエト」政府法令集第七十六號）外國法人ハ「ソヴイエト」聯邦領土內ニ於テ取引ヲ行フコトヲ許容セラレタル場合又ハ其本國ニ於テ「ソヴイエト」聯邦ノ法人ニ商標登錄權ヲ付與スル場合ニ於テ自己ノ商標ヲ擁護スル權利ヲ有ス商標登錄ノ申請ハ「レーニングラード」ニ在ル「ソヴイエト」聯邦最高國民經濟會議附屬發明事務委員會商標部ニ對シテ爲スモノトス聯邦領土外ニ存在スル企業ニ付テハ企業ノ存在スル國ニ於ケル同一ノ商標ノ登錄ニ關スル證明書ノ一定方式ニ依ル認證謄本竝ニ其ノ露譯ヲ提出スルヲ要ス

第七節　親族權

第一款　婚　姻

婚姻、家族及後見ノ權利ニ關スル問題ハ右權利ニ關シ內外ノ規定カ衝突スル場合ハ露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國ノ市民ノ身分行爲竝婚姻、家族及後見ノ權利ニ關スル法典及他ノ聯邦共和國ノ右ニ該當スル法律竝外國人ニ關スル「ウクライナ」及白露ノ規定ニ依リ解決セラル「ソヴイエト」共和國人民委員會議令ヲ以テ規定セラル同法第二十一條ニ依リ外國人タル自然人及ヒ法人ハ「ソヴイエト」聯邦ノ領土內ニ於テ聯邦ノ自然人及法人ノ爲メニ設ケラレタル手續ニ依リ商標權ヲ享有ス但シ民法施行法第八條ニ依リ外國人タル自然人又ハ法人ニ市民ノ權利能力カ認メラルル場合ニ限ル

民法施行法ハ外國人タル自然人ニ對シ何等ノ制限ヲ設ケサルカ故ニ外國自然人ハ聯邦市民ト平等ノ基礎ニ於テ商標擁護ニ對スル權利ヲ享有スヘシ

一九二五年三月四日附訓令第六條ニ依リ（一九二五年「ソヴイエト」政府法令集第七十六號）外國法人ハ「ソヴイエト」聯邦領土內ニ於テ取引ヲ行フコトヲ許容セラレタル場合又ハ其本國ニ於テ「ソヴイエト」聯邦ノ法人ニ商標登錄權ヲ付與スル場合ニ於テ自己ノ商標ヲ擁護スル權利ヲ有ス商標登錄ノ申請ハ「レーニングラード」ニ在ル「ソヴイエト」聯邦最高國民經濟會議附屬發明事務委員會商標部ニ對シテ爲スモノトス聯邦領土外ニ存在スル企業ニ付テハ企業ノ存在スル國ニ於ケル同一ノ商標ノ登錄ニ關スル證明書ノ一定方式ニ依ル認證謄本竝ニ其ノ露譯ヲ提出スルヲ要ス

エト」國法ハ法律上ノ效力ヲ有スル婚姻ノ形式ヲノミ規定ス

「ソヴイエト」聯邦ノ領土ニ於テ取結ハレタル凡テノ婚姻ハ婚姻者ノ國籍ノ如何ヲ問ハス「ソヴイエト國法ニ準據シテ行ハルルコトヲ要ス右ハ婚姻ノ形式竝其條件（婚姻者ノ年齡其他）ニ付テ然リトス

例ヘハ「ウクライナ」規定第十五條第二項ニ曰ク「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦領域內ニ於ケル外國人相互間又ハ外國人「ウクライナ」市民間ノ婚姻ハ「ウクライナ」社會主義「ソヴイエト」共和國ノ法律ニ準據シテ行ハルルコトヲ要ス」

一般的ニ言ヘハ外國ニ於テ其土地ノ法規ニ從ツテ取結ハレタル婚姻ヲ認ムルハ「ソヴイエト」立法ノ傾向ナリト云フコトヲ得ヘシ「ソヴイエト」國法ハ婚姻自體ノ之ヲ其土地ノ法規ニ依ラシムル原則ヲ採ルモ婚姻ノ效果例ヘハ夫婦間ノ個人的又ハ財產的關係ノ如キハ之ヲ自國ノ法律ニ從ハシム現行法ニ依レハ「夫婦間ノ合意又ハ其一方ノ希望ハ離婚ノ原因タルコトヲ得」民法第八十七條）

離婚問題モ婚姻ニ關スル問題ト同シク領土主義ニ依ル即「ソヴイエト」國法ハ聯邦ノ領土內ニ居住スル外國市民ニ對シテ適用セラルルモノトス夫婦ノ離婚ニ依リ完了スヘキ離婚手續ノ要件ハ少クトモ一方ノ離婚ニ關スル意思表示ニシテ「ソヴイエト」立法ノ見地ヨリスレハ右意思表示ヲ以テ離婚完了ノ爲十分ナリト認メラル從テ外國ニ於テ其國ノ法律ノ命スル手續ヲ踏ミテ行ハレタル離婚ハ「ソヴイエト」聯邦ニ於テ其國ノ離婚手續ノ形式ノ如何ヲ問ハス承認セラルルモノトス

外國人の法律的地位

後見ノ問題ハ市民ノ身分行爲ニ關スル前記法典第百八十四條乃至第二百四十六條ニ依リ解決セラル第百八十五條ハ在外「ソヴイエト」聯邦代表者ヲシテ在外「ソヴイエト」聯邦市民ニ對シ後見ノ職務ヲ執行セシム同樣ニ未成年ノ外國人ニ對シテハ其外國人ノ居留スル外國ノ代表者ニ依ツテ後見ノ職務カ執行セラルルコトヲ得ルモノトス若シ外國ノ代表者カ後見ヲ拒絕スル場合ニハ未成年ノ外國人ニ對シテハ其地方敎育部ノ手ニ移リ同部ニ於テ之ヲ實行スルモノトス

第八節　相　續　權

各聯邦「ソヴイエト」共和國ニ於テ採用セラルル相續法ニ據レハ法律及遺言ニ依ル相續ハ遺產總額中ヨリ死亡者ノ全債務額ヲ差引キタル上一萬金留（註）迄之ヲ許ス該金額中ニハ家財ノ價格ヲ包含セス尤モ右制限額ハ國家機關ト個人トノ間ニ締結セラレタル契約ヨリ生スル權利ニハ適用無キモノトス

（註）最近ノ「ソヴイエト」聯邦人民委員會議命令ヲ以テ前記ノ相續ニ對スル制限ハ撤去セラレタリ

相續人ノ範圍ハ死亡者ノ直系卑屬（子、孫、曾孫）及生存配遇者（未亡人）竝死亡者ノ死亡前一年以上事實上全然死亡者ニ依リテ扶養セラレ居タル勞働能力ナク且資產ナキ者ニ限ル此ノ場合遺言者ノ自由意思ハ前記ノ相續者ノ範圍ニヨリ制限セラル

法定相續者ノ無キ場合ニ於テハ國家カ全部又ハ一部ノ相續者トナル

現行民法ニハ「ソヴイエト」聯邦ニ於ケル外國人ノ相續ニ關スル問題ヲ直接ニ解決スヘキ規定ヲ存セス但シ外國人ニ關スル「ウクライナ」及白露ノ規定ニ於テハ若干ノ規範ヲ存ス例ヘハ「ウクライナ」規定第七條ハ「外國人ノ死後殘存スル財產ノ運命ハ「ウクライナ」社會主義「ソヴイエト」共和國ノ法律ニ依リテ決定セラル但シ「ウクライナ」社會主義共和國ト他ノ諸國トノ國際條約ニ於テ特ニ別段ノ規定ヲ爲セル場合ハ此限リニ非ス」ト規定ス

乍然條約ノ規定ノ存セサル場合ニ於テモ「ソヴイエト」政府ハ動產ニ付テハ死者ノ本國法ノ適用ヲ認メ其ノ動產ヲ領事若クハ外交代表者ニ委ネ其ノ國ノ法律ニ從ヒテ之ヲ處分スルコトヲ得セシム「ソヴイエト」政府ハ條約關係ニアル國トハ一定ノ慣例ニ依リ相續分中ノ動產ノ交換ヲ喜ンテ爲スヘシ此ノ原則ハ既ニ「ゼノア」會議當時「ソヴイエト」代表ノ覺書中ニ於テ宣言セラレタリ相續者ノ本國法ヲ適用スル主義ハ「ソヴイエト」共和國ノ最初ノ條約竝「ソヴイエト」聯邦ノ名ニ於テ締結セラレタル爾後ノ條約中ニ採用セラル最初ノ諸條約ニ於ケル相續ニ關スル條項ノ全文ハ「締約國ノ市民ノ死後殘存スル財產ハ全部其ノ死亡者ノ屬スル國家ノ領事若クハ夫レニ相當スル代表者ノ管理ニ移サルルモノトス」ト云フニ歸ス最初ノ諸條約ニ於テハ概シテ動產不動產ノ區別ヲ設ケス遺產全部ヲ死亡者ノ本國法ニ從ハシメタリ

其後「ソヴイエト」ノ國際的慣行ハ相續ニ付二重主義ヲ固執セリ（即チ動產ハ死亡者ノ法律ニ據リ不動產ハ領土主義ニ據ル）但シ現行民法ハ斯ル區別ヲ設ケス從テ（ソヴイエト）國法ハ相續法規ノ衝

突問題ニ付テハ主トシテ條約上又ハ條約外ノ相互主義ニ據ル(條約協約及國際慣例)

相續稅ノ徵收ハ一九二五年一月十二日露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國中央執行委員會及人民委員會議ノ裁可セル遺產及贈與ニ依リ移轉セル財產ニ關スル租稅令ニ基キテ行ハル右租稅令ノ施行規則ニ依リ露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國民事訴訟法ノ追加タル相續稅ニ關スル一九二三年五月十八日附露西亞共和國訓令ハ廢止セラレタリ前記租稅令ニ基キ各相續者ノ相續分ニ對シ累進的賦課ヲ爲ス外國人ノ相續分ニ對スル課稅ニ付テモ前記租稅令ハ外國トノ條約及協約ニ於テ別段ノ規定ナキ限リ適用アルモノトス

「ソヴイエト」立法ハ遺言ノ公證形式ヲ認ム乍然外交代表者及領事ニ於テ取扱ヘル遺言モ亦之ヲ認ム蓋シ領事規定ニ從ヘハ領事ニハ公證ノ權能カ付與セラレ居ルヲ以テナリ民事訴訟法第七條ハ遺言行爲ノ形式ヲ遺言完了地ノ法律ニ委ネタリ

外國船舶無電規則

「ソヴイエト」聯邦內水領水ニ於ケル外國艦船ノ無線電信使用規則

ロシヤ社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國及「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ノ沿岸又ハ內水ニアル外國艦船ノ無線電信使用規則ヲ左ノ通定ム

第一條　本規則ハ「ロシヤ」社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國及ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ノ內水及領水ニアル外國軍艦商船及個人所有船ニ對シ强制的効力ヲ有ス

第二條　左ノ各項ノ場合ニハ本規則ヲ適用セス

イ、海難ノ狀態ニアル船舶ノ無線電信所、遭難防止ノタメノ通信

ロ、遭難船ヲ救助スル船舶ノ無線電信所又ハ氷海中ノ船舶ヲ救出ノタメニ作業スル船舶ノ無線電信所

ハ、最近距離ノ露國沿岸無線電信所又ハ無線電信所ノ存在セサル沿岸ヨリ十海里以上ノ距離ニアル船舶間ニ於テ通信交換ノ場合

第三條　外國商船及私有船舶ニシテ距離十海里以內ノ海面ニアリテ本規則ノ許可スルトコロニ從ヒ無線電信ヲ使用スル場合ニハ國際無線電信條約及無線電信業務規則ヲ遵守スヘキモノトス

第四條　第二條イロノ場合ヲ除キ海岸無線電信所ヨリ十海里以內ニ於テハ外國商船及私有船舶ニ對シ無線通信交換ヲ禁ス但シ波長調整器(バザー)及測波器ヲ使用シテ發信裝置ヲ調節スルニハ特ニ許可ヲ得ルヲ要セス

沿岸無線電信所ノ設備アル港灣ニ入港スル船舶カ該無線電信所ト通信交換中ノ場合ニハ右通信ヲ終了スル迄交信ヲ許可ス但シ船舶無線電信所ノ電力ヲ適度ニ減少スルヲ要ス

第五條　海岸無線電信所ノ設備ナキ港灣ニ於ケル第三條所載ノ外國船舶ハ期限付ニテ又ハ共和國ノ港灣若クハ內水寄港ノ都度港務部長ヨリ發給スル特別許可證ヲ受クルニ非サレハ無線電信ヲ使用スルヲ得ス但シ此ノ場合普通ノ交信ヲ許ス

第六條　外國商船及私有船舶ノ無線電信ノ交換ハ最近港灣ノ港務部長ノ命令ニヨリテ之ヲ禁止スルコトアルヘシ尙前記船舶カ距離十海里ノ圈內ニアル間ハ終始無線電信所ヲ閉鎖セラルルコトアルヘシ

第七條　距離十海里ノ圈內ニアル外國軍艦カ無線電信ヲ使用スル場合ニハ外國軍艦ノ爲メ規定シタル無線電信條約及無線電信業務規則並適時公表セラレタル「ソヴイエト」共和國現行無線電信規則及外國軍艦カ共和國港灣ニ入港後陸軍當局者ニ依リ外國軍艦ニ通報セラルヘキ同無線電信規則ヲ遵守スヘシ

第八條　地方ノ海軍指揮官ハ十海里ノ圈內ニアル外國軍艦ノ無線電信使用時間並使用區域ニ付キテ制限ヲナス權利ヲ有ス如何ナル場合ニ於テモ暗號ノ使用ヲ許サス

右規定ニ依ル無線電信使用ノ請願ハ無線電信使用ノ波長ヲ記載シテ該地方ノ無線電信局長ヲ經由シテ提出スルコトヲ得

第九條　碇船中ノ外國船舶カ檢疫其ノ他特別ノ場合ニ該地方沿岸ノ無線電信ト交信ノ必要アル時ハ該電信所ノ指定スル日時ニ於テ船舶ノ無線電信ノ電力ヲ適度ニ減少スヘキ條件ノ下ニ之カ使用ヲ許スコトヲ得

第十條　本無線電信規則ニ關スル一切ノ場合ニ官廳ト交涉ヲ爲スニハ外國船舶ノ指揮者ヲ以テ全權代表者ト看做スモノトス

第十一條　本規則ハ露國カ交戰中ニ非サル場合及非交戰國ニ對シテノミ之ヲ適用ス

第十二條　本規則ハ公布後一ケ月ヲ經テ効力ヲ生ス

第十三條　本規則ニ違反スルモノハ刑法ノ他ノ條項ニ抵觸セサル限リ刑法第二百十八條ノ規定ニ依リテ之ヲ處罰スヘシ

「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦領海内ニ於ル外國商船及私有船舶上ノ無線裝置使用ニ關スル訓令

「ロシヤ」本土及聯合「ソヴイエト」共和國ノ沿岸若クハ領水内ニ在ル外國船舶ノ無線電信使用規則（一九二三年一月十六日「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦人民委員會ノ發セル法令）ニ對スル追加トシテ發布セラレタル一九二三年三月二十三日ノ郵便電信人民委員會訓令ハ茲ニ之ヲ廢止ス

第一條　一九二三年一月十六日「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦人民委員會ノ發セル法令ニ依リ示サレタル海上國境地帶及「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ノ諸港ニ在ル外國船舶（軍艦ニ非ス）上ノ無線裝置ノ運用ハ無線通信ニ關スル海商港長官ノ管理ニ從フモノトス

第二條　外國船舶カ第一條記載ノ海上國境地帶若クハ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ノ港ニ入リ來リタルトキハ、同外國船舶ノ碇泊期間中其ノ無線送受信機ハ海商港長官若クハ其代理人ノ命令ニ依リ當該港務局ノ封印ヲ以テ閉鎖セラルヘキモノトス

第三條　外國船舶カ海岸ニ無線局存在セサル港ニ在ルトキ（一九二三年一月十六日人民委員會ノ發セル規則第五條）又ハ輸出若クハ他ノ業務ニ從事スル經濟關係者カ水深淺キ港（船舶カ入港スルコトヲ得ス從テ港外碇泊地ニ留ル）ニ在ルトキハ船舶上ニ於ケル各無線運用裝置ノ封印及閉鎖ハ之ヲ省略スルコトヲ得、之ニ對スル特別許可ハ最寄リ國境守備處ノ同意ヲ得タル上海商港長官ニ於テ其都度之ヲ與フルモノトス

右許可書ニハ船舶ハ特定ノ期間中公開無線電信通信ノミヲ行フコトヲ許可セラレ且ツ秘話若ハ隱語使用ノ權利ナキ旨ノ記載ヲ含ム

第四條　外國船ニ裝置セラレタル一切ノ無線送受信局ハ檢疫船旗カ引下サレタル後且稅關及旅券手續履行前ニ於テ該送受信裝置ノ備ヘラルル室ト共ニ閉鎖封印セラルヘキモノトス、地氣通信回路ノ位置ニ取附ケラレタル「アンテナ」スウイツチ」ハ特別ノ鉛ヲ以テ封印セラルヘキコトヲ要ス

第五條　無線送受信裝置及機器ノ開放及開封ハ稅關手續ノ履行及外國行船舶ノ乘客乘込終了後海商港長官ノ命令ニ依リ之ヲ行フ

第六條　外國船舶ノ船長及乘組員ハ本裝置及補助裝置故障ノ場合其船舶ヲシテ無線電信若クハ無線電話ヲ可能ナラシムル無封不閉ノ送受信局ヲ船内ニ於テ所有スルコトヲ禁ス

第七條　船長若クハ乘組員ノトコロニテ無線送受信機カ檢閱ヲ逃レテ隱匿シアルコト稅關ニ依リ發見セラレタル場合ハ外國船舶ノ船長ハ稅關法第八十三條第一項若クハ共和國聯邦ノ刑法當該條項ニ從ヒ起訴セラル、前記無線機器カ稅關檢閱ヲ逃レテ之ヲ隱匿シタル船客ノトコロニテ發見セラレタル場合ハ同船客ハ法律ニ從ヒ起訴セラル、

第八條　一九二三年一月十六日「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦人民委員會ニ依リ承認セラレタル「ロシヤ」本土及「ソヴイエト」共和國聯邦ノ沿岸若クハ領水内ニ碇泊中ノ外國船舶局ノ無線電信使用規則並ニ本訓令ハ水路部ニ於テ「航海者ニ對スル公告」中ニ之ヲ公示ス

聯邦警務部長官代理　ヤゴダ
郵便電信人民委員代理　ルボヴイツチ
交通人民委員代理　ポストニコフ
商務人民委員代理　マクシモフ

「ソヴイエト」聯邦海底電線保護命令

（一九二七年三月八日附勞農赤軍陸海軍命令第五五號）

「ソヴイエト」聯邦ノ領海内ニ於ケル海底電信線ノ切斷及破損ヲ豫防スル爲竝千八百八十四年三月十日巴里ニ於テ調印セラレタル海底電信線保護萬國聯合條約ヲ實施ノ爲左ノ通リ規定ス

第一條　海底電信線ノ全延長ニ於テ電信線ノ兩側ノ幅員四分ノ一哩ノ地帶ヲ左記諸關係ニ於テ禁止地帶ト看做シ船舶ニ對シテハ左ノ事項ヲ禁止ス

（イ）船體ノ難破及其船員遭難ノ處アル場合ヲ除キ投錨スルコト

（ロ）電信線ヲ沿岸ニ引キタル事ヲ示ス標識ヲ以テ圍マレタル場所ノ沿岸ニ接近スルコト

第二條　電信線ヲ偶然水面ニ引揚ケタル場合（抜錨ノ際起コルコトアルヘシ）ハ如何ナル場合ト雖モ電信線ノ切斷ヲ許可セサルモノトス

斯カル場合ニ於テハ注意深ク電信線ヲ錨ヨリ放シ然ル後無線電信若クハ其他ノ方法ニヨリ電信線偶然引揚ノ日時電信線引揚場所ノ緯經度ヲ示シ此ノ旨最寄港ニ即報スヘキモノトス

第三條　海底電信線ノ敷設若クハ修理ニ從事スル船舶ハ海上船舶衝突豫防規則第四條規定ノ信號ヲ有ス

前記信號ヲ見タル若クハ見得ル總テノ船舶ハ電信線ノ敷設ニ從事スル船舶ヨリ一哩以上ノ距離ヲ保チ若クハ通過スヘキモノトス

第四條　電信線ノ敷設、破損若クハ切斷ノ場合其位置ヲ示ス爲使用セラルル標識ヲ發見シ若クハ發見シ得ル船舶或ハ水路測量部通達書ヲ調査シ若クハ航路管理局（第五條）告示ニ依リ前記標識ノ位置ヲ知リ得ル船舶ハ之等標識ヨリ少クトモ四分ノ一哩ヲ隔テテ存在スルコトヲ要ス

第五條　電信線ノ所在地ハ水路測量部通達書及當該航路管理局ノ航海者ニ對スル告示中ニ公表スル方法ニヨリ一般通知トシテ布告スヘシ

第六條　海底電信線ノ破損ヲ避クル爲錨ヲ犧牲ニセル船舶ノ船長ハ當直日誌ニ錨損亡ノ事實ヲ記載シ入港後二十四時間以内ニ其旨港務長ニ報告スヘキモノトス若シ該港カ「ソヴイエト」聯邦ノ港ナラサル時ハ船舶カ外國航海ヨリ歸還後最初ノ到著港ノ港務長ニ報告スルモノトス

第七條　本命令第一條乃至第四條ニ違反セル船長及故意若クハ不注意ニ海底電信線ヲ切斷若クハ破損シタル船長ハ「ソヴイエト」諸共和國刑法ノ當該條項ニヨリ刑法上ノ責任ヲ問フモノトス

不許複製

昭和四年十一月一日印刷
昭和四年十一月八日發行

日露年鑑

【定價金拾圓】

發行兼編纂者　東京市麹町區丸の内三丁目二番地　日露貿易通信社

右代表者　東京市麹町區丸の内三丁目二番地　上田森治

露文整版　東京市外淀橋町柏木九百六十三番地　歐文堂印刷所

印刷所　東京市日本橋區本銀町四丁目九番地　益文社

印刷者　東京市日本橋區本銀町四丁目九番地　菊地儀助

發行所　東京市麹町區丸の内三丁目二番地三菱二十一號館　日露貿易通信社
電話丸の内（四六四四番）（四六四五番）（四三〇一五番）
振替東京四三〇一五番

大賣捌所　東京市京橋區山下町七番地八番地廿二番地　合資會社　東海堂

同　東京市神田區錦町三丁目十八番地　株式會社　東京堂

（製本・本位田）

ДЕЯТЕЛЬНОСТЬ АКЦИОНЕРНОГО ОБЩЕСТВА „НИППОН ГИОМО СЕНГУ КАЙША“

Акционерное общество „Ниппон Гиомо Сенгу кайша“, с того момента когда между Союзом ССР и Японией возобновились нормальные дипломатические и экономические отношения и у Союза ССР выявилась значительная потребность в рыболовном оборудовании для советских промыслов взяло на себя обязательства по снабжению советских промыслов в Приморье, Николаевске на Амуре, Охотске и на Камчатке как неводами для рыбалок лососевых, сельдей, сардин, крабов, дельфинов, трески и других промыслов, так и принадлежностями рыболовства, рыболовными снастями, маслом, парусами и т. д., через Торговое Представительство Союза ССР в Японии, при чем потребители оставались весьма довольными качеством поставляемых обществом товаров.

Последнее об'ясняется тем, что общество „Ниппон Гиомо Сенгу кайша“, имея в своем распоряжении опытных инженеров, прежде чем выпустить товары своего производства на рынок, ведет тщательное и подробное исследование качества товара, после которого для испытания передает их в Об'единенное Рыболовное Общество, Японское Краболовное общество, Японское Траллерное общество или в другие заинтересованные предприятия рыбной и морской промышленности и только после того выпускает эти товары на рынок для продажи.

Общий оборот общества за первое полугодие 1928 года достиг 3.500.000 иен.

Районы обслуживания продуктами производства общества весьма обширны и включают всю Японию от Сахалина до острова Формозы, острова южного полушария, СССР и другие страны.

Правление общества находится в **Симоносеки, Ханано-чо № 23** (телефоны №№ 1013, и 926) и его отделения в следующих пунктах Японии:

Отделение в Токио: Маруноучи, Маруноучи Бильдинг, комната № 861.
Телефон: Маруноучи 2840.

Отделение в Осака: Осака, Кита-ку, Дозима Бильдинг, комната № 405.
Телефон: Кита 2435.

Отделение в Хакодате: г. Хакодате, Суэхиро-чо № 103. Телефон: № 1469-1689.

Отделение в Килуне: Формоза, город Килун, Шосеито. Телефон: № 765.

Во главе правления общества состоят следующие лица:

Директор-председатель правления—Х. Сузуки (член Нижней Палаты).

Директора-распорядители: Я. Шираяма и С. Миноде.

Основной капитал общества — 1.000.000 иен.

Ниже мы помещаем перечень предметов производства общества „Ниппон Гиомо Сенгу кайша“:

Рыболовные невода, судовые принадлежности, окраска неводов и веревок, заказы по таковой окраске, снасти и веревки, металлические части судов, инструменты для промыслов, различные масла, жестяная ленточная обивка, паруса, пергамент, плавучие сети, сигнальные фонари, керосиновые и нефтяные моторы, телеграфные аппараты, радио и др.

туда где в нем была нужда и было в первых рядах по устройству в Японии различных группировок, прибывавших в Японию и преследовавших культурные цели. Так было тогда, когда Японию весной 1926 года посетил известный советский писатель Борис Пильняк и когда весной 1927 года в Токио и Осака была открыта выставка произведений советского изобразительного искусства. В последней организации общество не мало потрудилось вместе с другими организациями для ее осуществления. Летом 1928 года по случаю гастроли японских артистов японского классического театра „кабуки" общество выпустило специальную брошюру на русском языке с целью ознакомления русской публики с японским театром „кабуки" вообще и гастролями японских артистов в СССР в частности.

Несмотря на то что обществу в исполнении намеченных им заданий зачастую приходится ходить по мукам, из за недостатка средств и встречаться с различными затруднениями, оно в истекшем 1929 году, вступив в 4-ую годовщину своего существования несколько расширило круг своей деятельности и теперь издает прекрасный, как по внутреннему содержанию, так и по внешнему виду журнал „Советское искусство", распространяющийся в большем числе экземпляров среди японской читающей публики.

ОБЩЕСТВО „МОСКВА КАЙ".

В октябре 1928 года в Токио создалось весьма оригинальное общество под именем „Москва кай". Членами общества могут состоять лишь те японцы, которые побывали в Москве после восстановления дипломатических сношений между Японией и СССР и создано с целью об'единения и обмена мыслями и воспоминаниями между членами общества на собраниях устраиваемых обществом „Москва кай". Общество это было создано по инициативе следующих лиц: Фурусава Какухон, Иокои Хансабуро, Ямаоучи Киодзи и Хасигучи Цукума.

Членами общества в настоящее время состоят следующие лица:

Мацумура Синичиро,
Косида Токузиро,
Ниси Харухико,
Сасаки Сейго,
Умеура Кенкичи,
Сенума Какусабуро,
Окумура Масао,
Ямаоучи Киодзи,
Катоо Исозои,
Кониси Масутаро,
Сасаки Хейдзиро,
Мори Коозо,
Ясуги Садатоси,
Акита Ужяку,
Гундзи Гороо,
Ябе Томое,
Ватанабе Нин.

Охама Кин'ичиро,
Иде Масатака,
Симада Масакиио,
Уэда Сентаро,
Нарита Кадамаса,
Исигами Риндзиро,
Тасака Ичироо,
Сато Жюничи,
Наказато Сигедзи,
Фурусава Какухон,
Хирацука Цунедзиро,
Маеда Тамон,
Секине Сейичи,
Ионекава Масао,
Осе Кеиси,
Такаку Дзинносуке,
Кухара Фусаносуке,

Хасимото Дзиппи,
Иосида Сакае,
Оката Сейшуку,
Иокой Хансабуро,
Такигучи Кичиносуке,
Каваками Тосихико,
Икеда Кензоо,
Накамура Масааки,
Ямада Бундзи,
Накатани Садамори,
Хасигучи Цукума,
Танака Сейдзиро,
Сагаки Кан,
Ямаоучи Хосуке,
Цукахара Кайичиро,
Нагахара Сигеки,
Ито Бункичи,

ТАЙРО КЕЙЗАЙ ДАНВА КАЙ.*)

(Общество дружеских собеседований заинтересованных в экономической связи с СССР японских деятелей)

15-го сентября 1924 года, по инициативе г. г. Матано, Каватани, Ясака и др. в Японии было организовано общество „Ничиро Дзицугио Данва кай" (Японо-русское общество дружеских совещаний деловых людей), которое 10 октября 1927 года, изменив свое название на „Тайро Кейзай Данва кай" (Общество дружеских собеседований заинтересованных в экономической связи с СССР японских деятелей) с тех пор существует под этим именем. Важнейшие пункты устава этого общества в общих чертах сводятся к следующему:

Общество ставит своей целью улучшение и развитие экономических связей между обоими странами и увеличение благополучия обоих народов.

Для достижения вышеуказанной цели, общество занимается изучением и исследованием экономической жизни обоих стран и обменом мнениями между своими членами по этому поводу.

Главное правление общества помещается в городе Токио и отделения в других местах Японии.

Членами общества могут состоять лица, имеющие экономические связи с СССР.

Правление общества составляется из нескольких распорядителей, из среды которых выбирается один председатель правления.

Распорядители избираются на Общем Собрании членов общества. на срок 2 года.

Распорядители составляют президиум общества, распоряжаются всеми делами общества и разрешают все важные вопросы.

Главный распорядитель или председатель правления общества является представителем общества.

Очередное Общее Собрание общества созывается один раз в год ежегодно.

Совещания правления созываются председателем его или открываются по просьбе не менее 5 распорядителей.

Членский взнос для членов общества устанавливается в следующих размерах:

Для частных лиц ... ... 6 иен в год.
Для юридических лиц или группировок ... 20 иен в год.

В состав правления общества в настоящее время входят следующие лица:

Ивасаки Наото, Ясака Масадзи, Ирино Торазоо,
Ямаоучи Киодзи, Сузуки Сигехару.

Число членов общества на 1 октября сего года исчислялось в 38 человек внутри Японии и 15 человек на иностранной территории.

Постановления общества могут быть изменены по согласию более двух третей присутствующих на Общем Собрании членов общества.

*** Примечание**: По характеру, который носит эта группировка ее можно было бы отнести к группировкам, имеющим своей целью установление экономических связей с СССР, но в виду того что эта группировка в действительности не производит никаких экономических сделок, а собирается лишь для собеседований и обмена мнениями, мы включили ее в число группировок преследующих культурное сближение между обоими народами.

общества Ничиро Киокай, несменно проведший на своем посту почти 10 полных лет. После долгих поисков преемника в председатели общества и ряда совещаний совета и директоров, общество наконец остановило свой выбор на адмирале Сайто Макото, который и занял пост председателя общества Ничиро Киокай.

Господин Сайто Макото родился в губернии Ивата, в уезде Узава в уездном городке Мизусава в части его называемой Сиогама в квартале № 23, 27 октября 1858 года. 27 октября 1873 года он вступил в Военно-Морской Институт по окончании которого был произведен в мичманы 8 сентября 1882 года.

Сделав быстро свою служебную карьеру г. Сайто 7 января 1906 года занимает пост Морского Министра при кабинета Кацура, будучи уже в чине адмирала.

21 сентября 1907 г. он был пожалован титулом барона, а в декабре 1911 года он был произведен в вице адмиралы.

После того как 1 мая 1913 года г. Сайто вышел в запас, 12 августа 1918 года он был снова призван из запаса для занятия поста губернатора Кореи. 9 апреля 1924 года ему был пожалован титул виконта.

15 апреля 1927 года ему поручается полномочное представительство от Японии на Женевской конференции по морским разоружениям, 10 декабря этого же года он освобождается от поста Корейского генерал-губернатора и уполномоченного представителя Японии на конференции и в этот же день по распоряжению Е.И.В. Императора Японии ему жалуется прием министра (все наиболее заслуженные перед страной лица в Японии по Высочайшему Указу Императора пользуются почетом наравне с таковым же установленным для министров) 11 декабря т.е. на другой день он снова выходит в запас и 17 этого же месяца назначается членом Верховного Тайного Совета.

В отставку от военно-морской службы г. Сайто вышел 25 ноября 1928 года. После сформирования кабинета партии Минсейто г. Хамагучи в 1929 г. г. Сайто снова назначается генерал-губернатором Кореи, выезжая куда он решает не оставлять поста председателя советско-японского общества.

В настоящее время общество насчитывает 453 человека членов.

Ниже мы приводим состав президиума общества, его Совета и директората общества.

Президент общества — Его Императорское Высочество Принц Кан-ин-номия

Председатель общества — Виконт Сайто Макото

Почетный председатель общества—Полномочный Представитель СССР в Японии А. А. Трояновский

Члены Совета:

Ионезиро Ито,	Зюнносуке Ито,	Виконт Кикузиро Исии,
Еизо Исизука	Кинтаро Хаттори,	Зиро Харада,
Кеизиро Хори,	Кахеи Оотани,	Кацусабуро Ватанабе,
Кейсабуро Като,	Такези Кавамура,	Чокуон Катаока
Корекио Такахаси,	Тоиокичи Такамацу,	Такума Дан,
Зюичи Соеда,	Токугоро Накахаси,	Кейзи Наката,
Барон Юзиро Накамура,	Киоси Нонака,	Куметаро Ямамото,
Мотохачи Яги,	Ханичиро Ясухиро,	Барон Иоу Мацуока,

Барон Такаси Масуда,	Барон Тораносуке Фурукава,	Барон Хейтаро Фузита,
Райта Тояма,	Барон Сеиносуке Гоо,	Тейдзио Егучи,
Барон Иосиро Сакатани,	Сюнкичи Минобе,	Сюнзи Мияо,
Такеси Сирани,	Виконт Ейичи Сибусава,	Симакичи Сузуки.

Директора.

Томитаро Хара,	Синтаро Оохаси,	Канзи Като,
Тосихихо Каваками,	Райзо Тацуй,	
Масатаке Накасима,	Тацукичи Курачи	Садатоси Ясуги,
Киохей Магоси,	Гентаро Симура,	Мичинари Суэнобу.

Управляющий канцелярией общества:

Сейичи Секине.

ЯПОНО-СОВЕТСКОЕ ЛИТЕРАТУРНО-ХУДОЖЕСТВЕННОЕ ОБЩЕСТВО.

В марте 1923 года друзьями СССР, с целью изучения выдающихся произведений советской литературы и искусства и рекомендации их японской публике, обмена произведениями искусств и другими культурными ценностями между СССР и Японией и культурного сближения обоих стран было организовано Японо-Советское литературно-художественное общество, при котором были учреждены следующие отделы:

1. Издательский отдел. Отдел этот в настоящее время издает ежемесячный журнал-орган общества „Японо-советское исскуство“, в котором рекомендует японским читателям произведения советских выдающихся писателей и в незначительной степени произведения японских пролетарских или других писателей)
2. Отдел изучения советской литературы, искусства и культуры.
3. Лекционный отдел. На обязанности этого отдела лежит организация лекций по вопросам японо-советской литературы, искусства и культуры. За небольшой промежуток времени своего существования общество организовало уже достаточно много лекций докладов, большая часть которых имела целью рекомендацию советской литературы и искусства.
4. Финансовый отдел.

Для выполнения функций каждого отдела из среды членов общества избирается несколько комиссий, которые из своей среды избирают распорядителей, из которых и организуется президиум общества.

Правление общества находится в Токио Сигай Камимегуро № 1949.

В настоящее время президиум общества состоит из следующих лиц: Акита Удзяку, Ида Кохей, Ионекава Масао, Сигемори Тадаси, Канеда Цунесабуро, Авая Кесадзи, Сава Сейчо, Такахаси Бансей и Накане Хироси.

За истекший период времени с учреждения общества до сих пор общество проявило значительную активность в ознакомлении японской читающей публики с произведениями советских литераторов, а также творениями советского мира искусства вообще. Не имея достаточных средств для осуществления своих желаний, общество все же хотя и не в значительной степени с'умело дать несколько образцов произведений японских писателей для ознакамления с ними советских читателей. Общество всегда шло охотно

Линия	Азиатская часть СССР		Европейская часть СССР	
	Обыкновенные телеграммы	Для прессы	Обыкновенные телеграммы	Для прессы
Сеул—Владивосток	22 сены за слово	.....	28 сен за слово	12 сен за слово
Нагасаки—Владивосток	42 „	21 „	48 „	22 „
Нагасаки-Шанхай-Кяхта				
Другие	1.83 „	.....	1.67 „	.....

Примечание: Тариф для правительственных телеграмм для обоих стран установлен особый: за одно слово по телеграфной линии через Корею—16 сен и через Нагасаки—26 сен.

Общее число передаваемых телеграмм за один месяц в последнее время достигло 4.800 телеграмм.

VI. Культурная связь.

ГРУППИРОВКИ, СТАВЯЩИЕ СВОЕЙ ЦЕЛЬЮ КУЛЬТУРНОЕ СБЛИЖЕНИЕ ОБОИХ СТРАН.

ЯПОНО-СОВЕТСКОЕ ОБЩЕСТВО „НИЧИРО КИОКАЙ“.

Японо-советское общество „Ничиро Киокай“ организовалось под именем „японо русского общества“ в 1906 году с целью поощрения научных исследований России и установления дружеских связей между обоими странами.

В 1911 году председателем этого общества был избран граф М. Тераучи и его товарищем барон С. Гото. В 1912 году Его Императорское Высочество принц Кан-ин-номия выразил свое согласие занять пост президента общества и с тех пор общество стало под руководство Принца Кан-ин-номия.

С развитем деятельности общества после его организации, оно в 1911 году имело основной капитал, собранный от членов общества в сумме 142.200 иен, который впоследствии в 1917 году, по распоряжению председателя временной комиссии общества, был пополнен собранным вторично в сумме 370.000 иен.

В 1917 году общество, принимая во внимание то обстоятельство, что в Японии очень мало молодых людей знают и интересуются русским языком и Россией решило организовать вечерние курсы русского языка с ускоренным выпуском. Однако курсы эти не смогли продолжить долго своего существования и выпустив в конце этого же года экстренный выпуск окончивших курсы в числе 60 человек, вслед затем закрылось. Вместо этих краткосрочных курсов русского языка в Токио, в сентябре 1920 года было организовано училище обшества „Ничиро Киокай“ в Харбине, в котором в числе прочих предметов в качестве обязательного предмета было введено преподование русского языка для японской молодежи, имеющей намерение выступить со своими знаниями на общественном или другом поприще или в различных отраслях торговли, в России или в Китае.

Ранее в 1918 году японо-русское общество, по поручению Министерства торговли и земледелия организовало в Харбине Коммерческий Музей со всевозможными образцами японских товаров. Этот Музей существует до сих пор и в течение вот уже 10 лет играет роль посредника в торговых сделках между японскими, русскими и китайскими коммерсантами и издает детальные обзоры торговых отношений между Японией, СССР и Китаем в целях развития и укрепления коммерческих связей между ними.

После смерти председателя общества графа Тераучи в ноябре месяце 1919 года председателем общества был избран барон Гото Симпей, а его заместителем барон Мегата, занимавший пост заведующего отделом исследований торговых отношений между странами до своей кончины в сентябре 1926 года.

В истекшем году обществу пришлось перенести тяжелую утрату. В апреле умер председатель общества граф Гото Симпей энергичный руководитель и вдохновитель

кратила операции по почтовым пореводам в Японию. Почтовые же переводы из Японии в Россию продолжались беспрепятственно до сентября 1918 года. С этого времени возможность операций по почтовым переводам сохранилась лишь для некоторых пунктов Азиатской России, в сентябре же 1922 года операции по почтовым переводам в СССР совсем прекратились. В январе 1925 года Японское Правительство предложило СССР восстановить операции по обмену почтовыми переводами, на что последний ответил что принципиально он согласен с предложением и что в настоящее время он занят разработкой деталей этого проэкта. Таким образом можно надеятся что осуществление операций по почтовым переводам между обоими странами состоится рано или поздно и весь вопрос лишь во времени.

ТЕЛЕГРАФНАЯ СВЯЗЬ МЕЖДУ ЯПОНИЕЙ И СССР.

КРАТКИЕ ДАННЫЕ О ТЕЛЕГРАФНОЙ СВЯЗИ МЕЖДУ ЦАРСКОЙ РОССИЕЙ И ЯПОНИЕЙ.

Находясь в близком соседстве с Россией и сталкиваясь с ней различными интересами, Япония, с тем чтобы поддержать с ней добрососедские отношения с давних пор должна была установить нормальную телеграфную связь. Благодаря этому обстоятельству история телеграфной связи России с Японией имеет довольно старую историю, начало которой относится к 3-ему году Мейдзи (1867 год), когда Великое Северное Телеграфное общество, с разрешения Японского Правительства, провело один подводный телегрфный кабель между японским портом Нагасаки и русским портом Владивостоком. В дальнейшем, по инициативе Японского Правительства был проведен на этой же дистанции еще один подводный кабель. Установленное таким образом телеграфное сообщение давало возможность странам установить между собой непосредственную телеграфную связь.

В виду того что по этой линии телеграфной связи принималась также телеграфная корреспонденция и в другие страны, Кроме Японии и России, телеграфные агентства, обслуживающие ее, оказались перегруженными работой, вследствие чего по истечении тридцати лет остро почуствовалась необходимость установления другого более удобного телеграфного сообщения. Таковое было установлено путем проведения прямого провода на суше между Кореей и Владивостоком и между Северным и Южным Сахалином. Установление этого телеграфного сообщения открыло новую эпоху в телеграфной связи стран, так как кроме выявившихся в результате установления нового телеграфного сообщения удобств в передаче телеграмм, представилась возможность значительно удешевить телеграфный тариф. В дальнейшем эти две телеграфные линии обслуживали непосредственную телеграфную связь между Японией и царской Россией до времени пока в России не вспыхнули революционные и вслед за ними контр-революционные события, нарушившие нормальные отношения между странами. Благодаря последним телеграфное сообщение по этим линиям не поддерживалось в течение не-

которого времени, включительно до 1 марта 1925 года, когда в связи с заключением конвенции об основных принципах взаимоотношений между СССР и Японией оно было снова восстановлено.

Кроме перечисленных линий в царское время в России телеграфная связь с 1915 года обслуживалась также по радиотелеграфу между японской радиотелеграфной станцией на Очиши и русской станцией в Петропавловске на Камчатке. Между прочим установление радиотелеграфной связи с Петропавловском на Камчатке для Японии явилось первым опытом передачи радиотелеграмм вообще

ТЕЛЕГРАФНАЯ СВЯЗЬ МЕЖДУ ЯПОНИЕЙ И СССР.

После восстановления дипломатических сношений между СССР и Японией и по настоящее время функционируют следующие телеграфные линии обслуживающие телеграфную связь между СССР и Японией:

Телеграфная линия Сеул—Владивосток.
„ „ Тоиохара (на Южном Сахалине)—г. Александровск.
„ „ Нагасаки—Владивосток.
„ „ Нагасаки—Шанхай.
Радиотелеграф между Очиши и Петропавловском на Камчатке.
„ „ станциями Оотомари и Александровском.

Кроме перечисленных телеграфных и радиотелеграфных линий телеграфное сообщение между СССР и Японией поддерживается через телеграфную линию Индо-Европейского телеграфного общества через Персию и Велико-северного телеграфного общества через Лондон. Однако в виду того, что телеграфный тариф установленный на этих линиях чрезвычайно высок, к ним прибегают только в том случае, когда означенные 6 телеграфных линий почему либо не смогут принять телеграммы или когда в их работе наблюдается тормаз.

Кроме того есть еще несколько линий, по которым можно передать телеграммы между Японией и СССР, но обычно ими пользуются очень редко, также по причине дорогого тарифа.

ТЕЛЕГРАФНЫЙ ТАРИФ ДЛЯ ТЕЛЕГРАММ МЕЖДУ ЯПОНИЕЙ И СССР.

Тариф для телеграмм и телеграфной корреспонденции для прессы на всех телеграфных линиях существуют различный. Ниже мы приводим таблицу о телеграфном тарифе между Японией и СССР, отдельно между азиатской частью Союза ССР и Японией и европейской частью СССР и Японией:

ПАРОХОДНОЕ ОБЩЕСТВО „КИНКАЙ ЮУСЕН КАЙША".

Пароходное общество „Кинкай Юусен кайша", по приказу Министерства почт и телеграфов, на основании договора заключенного между этим обществом и Правительством 1 апреля 1926 года, сроком на три года, продолженным вслед затем по новому соглашению еще на три года то есть до 1 апреля 1933 года, обслуживает рейсы между японским портом Хакодате и советским портом Александровском на Сахалине. Для обслуживания этой линии, согласно договора, общество должно ставить два парохода водоизмещением не менее 1300 тонн каждый и со скоростью не менее 12 миль в час.

На основании договора пароходное общество „Кинкай Юусен", по особому приказу Министерства почт и телеграфов, в 1926 году установило, пользуясь ежегодной субсидией Правительства в размере 1.000 иен в год, новые рейсы между Хакодате и Александровском на Северном Сахалине, один раз в месяц, в течении времени с июня по август для перевозки пассажиров, груза и почтовых отправлений. За истекший период времени после заключения договора пароходы общества совершали рейсы по следующему росписанию:

1926 год.

Пароход „Хиросаки-мару" 1.348 тонн водоизмещения, со скоростью 13,68 мили в час, совершал рейсы с заходом в следующие пункты по пути к месту назначения (Хакодате и Александровск): Маока, Томарии, Эстори, Ясубецум.

1927 год.

Тот же пароход с одинаковым росписанием маршрута.

1928 год.

Пароход „Эйко-мару" 1.843 тоны водоизмещением, со скоростью 12,88 миль в час, совершал рейсы по следующему росписанию: Хакодате, Аомори, Отару, Оотомари, Маока и Александровск на Северном Сахалине.

1929 год.

Пароход „Хиросаки-мару" по росписанию: Хакодате, Аомори, Отару, Оотомари, Маока и Александровск на Северном Сахалине.

ПОЧТОВАЯ СВЯЗЬ МЕЖДУ ЯПОНИЕЙ И СССР

1. Обыкновенная корреспонденция.

А) Общие правила.

Вся обыкновенная почтовая корреспонденция, обмениваемая между СССР и Японией в настоящее время, должна приниматься на основании международного почтового договора, заключенного в Стокгольме, в Швеции в августе 1921 года и вступившего в силу с 1 октября 1925 года, а также соглашения о почтовых посылках с об'явленной ценностью, заключенного там же и в то же самое время.

Б) Почтовые линии.

Почтовыми линиями, связывающими СССР и Японию являются три следующие линии: (СССР всю свою почтовую корреспонденцию посылает преимущественно по линии Владивосток—Цуруга).

а) Линия через Маньчжурию и Корею:

По этой линии почтовая корреспонденция идет через Симоносеки, Фузан, Харбин и Маньчжурию и через Читу по Сибирской железной дороге 3 раза в неделю.

б) Линия через Владивосток. По этой линии почтовая корреспонденция отправляется следующим образом:

Регулярные рейсы судов, связывающие порт Владивосток с японским портом Цуруга (один раз в неделю), Владивосток—Отару (порт на острове Хоккайдо)—(3 раза в месяц) и Владивосток—Нанао—в месяц 2 раза. Это линия обслуживает почтовые отправления между Японией и Приморской и Амурской областями.

в) Линия в направлении Сахалина и Камчатки.

Почтовые отправления по этой линии отправляются на пароходах, совершающих летние рейсы из портов Хакодате и Отару. В зимнее время почтовое сообщение, по соглашению между почтово-телеграфными конторами Союза ССР на Сахалине и японским Управлением на Южном Сахалине, поддерживается санным путем.

2. Воздушное почтовое сообщение.

Между Японией и СССР до сих пор еще не установлено воздушного почтового сообщения, благодаря чему простая корресцонденция идущая в Смоленск, Харьков, Ростов, Армавир, Минеральные воды, Владикавказ, Грозный, Махач-кала и Баку до Москвы идет по железной дороге, а дальше переотправляется на аэропланах. Впрочем воздушное почтовое сообщение, кроме направления на Смоленск поддерживается всего лишь полгода и в течении времени с 16 октября по 30 апреля операции воздушного почтового сообщения прекращаются.

3. Почтовые посылки.

Обмен почтовыми посылками между Японией и СССР был прекращен в августа 1923 года и вслед затем вопрос об обмене почтовыми посылками остается открытым по сие время. В настоящее время почтовые посылки СССР и Японией отправляются через Англию и Латвию или Францию и Польшу. Японское Правительство начало переговоры об обмене почтовыми посылками между обоими странами вслед за заключением основного японо-советского договора в Пекине в январе 1925 года, не по различным причинам соглашение по этому поводу пока не состоялось. СССР принимает участие в Стокгольмском почтовом договоре, в соглашении же об обмене почтовых посылок с об'явленной ценностью он не участвует, благодаря чему непосредственный обмен посылок им производится лишь с Эстонией, Латвией, Финляндией и Польшей.

4. Почтовые переводы.

До 1913 года почтовые переводы между Японией и Россией производились при содействии английских почтовых контор. В 1913 году между странами было заключено соглашение, на основании которого был установлен непосредственный обмен почтовыми переводами. В виду того, что в 1914 году вспыхнула мировая война, вызвавшая понижение курса русской валюты, Российское Правительство в сентябре 1914 года пре-

нии и Китая и не менее 5.000 тонн для товаров отправляющихся в других направлениях. В случаях когда количество товаров не будет достигать указанных выше норм, наряд исполняется по соглашению сторон.

Различные формальности, связанные с санитарным осмотром, таможенными обрядностями, акцизом и официальные сношения с полицией и др. производятся коммерческим отделением Уссурийской железной дороги. Вмешательство частных транспортеров в данном случае абсолютно не допускается.

Все производимые на территории СССР расчеты по высылке, приему грузов и в других случаях производятся в золотых рублях.

Выдача товаров на месте в порту или железнодорожной станции производится по предъявляемому адресатом дубликату, полученному им заранее от железно-дорожной станции или порта отправления.

С выпуском дубликата право распоряжения товарами принадлежит во первых по именному дубликату товаровладельцу, его доверенному или просто адресату, имеющему дубликат, а вовторых подателю дубликата на пред'явителя (безименного дубликата).

Все эти лица, имеющие право распоряжения товарами, имеют возможность возвратить выданные товары назад на железнодорожную станцию или в порт, задержать их в пути, перегрузить и передать их другому лицу.

Адресат после получения уведомления о прибытии товара в его адрес должен принять его немедленно. В случае замедления товары поступают на склады, где им будет предоставлен 30-тидневный срок хранения. Если по истечении этого срока товары не будут получены адресатом, через два месяца после окончания льготного срока хранения на складах, эти товары продаются с аукционного торга.

Договор этот был подписан в период времени, кода еще не закончились переговоры о заключении основного японо-советского договора, происходившие в Пекине между японским посланником Иошизава и советским уполномоченным Караханом, и когда отношения между Японией и СССР были далеко не благоприятными. О том, что договор этот принес большую пользу сторонам говорит хотя бы то обстоятельство, что в первом году после подписания договора пароходное общество „Кавасаки кисен" транспортировало в общей сложности 180.000 тонн различных товаров, в следующем году число это увеличилось до 400.000 тонн, а за период времени после заключения договора количество транспортированных обществом „Кавасаки кисен" грузов выражалось в 1.400.000 тонн.

ДРУГИЕ ПАРОХОДНЫЕ ОБЩЕСТВА, ИМЕЮЩИЕ СВЯЗИ С СССР

ПАРОХОДНОЕ ОБЩЕСТВО КИТА НИХОН КИСЕН КАЙША.

Сквозное транспортное сообщение между Владивостоком и Цуругой обслуживалось пароходным обществом „Осака Сиосен кайша" до 1 апреля 1929 года. С 1 же апреля 1929 года обслуживание этой линии перешло к пароходному обществу „Кита Нихон Кисен кайша", при чем последним на эту линии был послан пароход „Амакуса мару" (2.345 тон), который установил рейсы один раз в неделю.

В дальнейшем, в связи с тем, что вследствие разрыва дипломатических отношений между СССР и Китаем и перерыва сообщения между Китайско-Восточной и Уссурийской железными дорогами, из-за конфликта вокруг Китайско-Восточной железной дороги, прямое связное сообщение между Европой и Азией приняло новое направление по Уссурийской и Амурской железным дорогам, при чем поезда этого сообщения стали ходить два раза в неделю, общество Нихон Кита Кисен кайша решило увеличить обслуживание линии Цуруга-Владивосток еще одним пароходом и с 10 сентября оно поставило на эту линию пароход „ Каги мару" (2,346 тон). С этого числа пароходы на этой линии стали ходить два раза в неделю.

Путь через Цуругу и Владивосток по Уссурийской железной дороге, по сравнению с таковым же по Южно-Манчжурской и Китайско-Восточной железной дороге отнимает два лишних дня, но вместо этого сокращает расход на 25 долларов и избавляет пассажиров от пересадки и лишних хлопот по соблюдению таможенных формальностей.

АКЦИОНЕРНОЕ ПАРОХОДНОЕ ОБЩЕСТВО „КУРИБАЯСИ СИОСЕН КАЙША".

Пароходное общество Курибаяси Сиосен кайша по распоряжению Министерства почт и тилеграфов Японского Правительства обслуживает рейсы между японским портом Хакодате и советским портом Петропавловском на Камчатке. Сообщение между этими портами поддерживается только в летний сезон, с апреля по сентябрь месяц, 7 раз за все время навигации, пароходом „Дайго Муроран-мару" (2.128 тонн), при чем пароход этот перевозит как грузы и пассажиров, так и почту. Японский консул в Петропавловске на Камчатке выезжает на пароходе этого общества в начале мая и возвращается в Японию в сентябре. Первый приказ об обслуживании этой линии общество получило в 1922 году, заключив договор с Правительством на три года. С тех пор это сообщение поддерживается беспрерывно. Рейсы из Хакодате в Петропавловск совершаются с заходом по пути в порт Отару и из Петропавловска на Камчатке по западному или восточному побережью полуострова Камчатки.

СОГЛАШЕНИЕ МЕЖДУ ЯПОНСКИМ ПАРОХОДНЫМ ОБЩЕСТВОМ КАВАСАКИ КИСЕН И УССУРИЙСКОЙ ЖЕЛЕЗНОЙ ДОРОГОЙ

После того момента когда между Японией и СССР начались неофициальные сношения, долгое время между обоими странами не существовало нормальных путей сообщения, что конечно создавало значительные препятствия в установлении крепких экономических связей между ними. Последнее впрочем, отчасти объяснялось с одной стороны небывалой депрессией в экономической жизни Японии, начавшейся с 1919 года, а с другой стороны тем, что издаваемые вновь Советским Правительством декреты и распоряжания были зачастую весьма сложны и плохо уяснялись японцами.

В целях устранения затруднений в установления более крепких экономических связей между СССР и Японией, японское пароходное общество „Курибаяси“ вошло в переговоры с советскими властями, в результате которых заключило общее соглашение о прямом транспортном сообщении с Уссурийской железной дорогой, а также с Амурским Государственным Пароходством, которое было подписано в июне 1924 года.

На основании заключенного соглашения были установлены следующие линии прямого транспортного сообщения:

1. Транспортное сообщение между районами прилегающим к Китайско-Восточной железной дороге (Северная Манчжурия) и к Уссурийской железной дороге (губернии Амурская и Приморская до Ушумун) связываются транспортным сообщением с Японией и Китаем через порт Владивосток и японские порты на берегах Тихого океана, Японского моря и острове Хоккайдо и порты Китая.

2. Транспортное сообщение между японскими портами на берегах Тихого океана, Японского моря, на южной части острова Сахалина и портами Китая через порт Николаевск на Амуре от озера Байкала до Стретенска.

В заключенном соглашении, при установлении этих двух линий прямого транспортного сообщения перечислено 16 японских портов и 4 китайских, в которые по соглашению грузоотправителям представляется возможность направлять свои грузы из разных мест СССР и Манчжурии.

После заключения соглашения японское пароходное общество „Курибаяси“ открыло совместную с Уссурийской железной дорогой контору, с отделением в Харбине, при отделении управления Уссурийской железной дороги.

На Владивостокую главную контору были возложены следующие обязанности: предоставление судов, перегрузка товаров из вагонов на железной дороге на суда и наоборот, регулирование подвоза и вывоза товаров, на отделение же в Харбине: выдача дубликатов о прямой перевозке грузов, распределение товарных вагонов Китайско-Восточной железной дороги, сбор и погрузка товаров. Во избежание затруднений в денежных операциях было получено согласие Корейского банка (Чосен гинко) и других кредитных органов об упрощении этих операций. Таким образом, благодаря заключенному соглашению между пароходным обществом „Курибаяси“ и Уссурийской железной дорогой, для грузовладельцев представились большие удобства в перевозке их грузов.

Так например, им уже не нужно было заботиться о фракте судна для своих товаров, и перегрузки их с судов, а кроме того представилась возможность на месте получения товара уплачивать плату за железнодорожную перевозку, плату за перегрузку товаров на пристани Владивостока и за перевозку товаров по морю. Такой порядок значительно сокращает расходы по перевозке товаров, представляя в то же время гарантию аккуратности в сроке доставки грузов.

В последствии в виду прекращения деятельности пароходного общества „Курибаяси“ соглашение это, вместе со всеми делами и правами общества „Курибаяси“ было унаследовано пароходным обществом „Кавасаки Кисен кайша“ которое приобретя от пароходного общества „Курибаяси“ как дела Владивостокской конторы, так и Харбинского отделения, оставило почти все без изменений, включительно до личного состава служащих.

Договор о наследовании соглашения японского пароходного общества „Курибаяси“ с Уссурийской железной дорогой японским пароходным обществом „Кавасаки кисен кайша“ был подписан 16 мая 1925 года представителем пароходного общества „Кавасаки Кисен кайша“ г. Таро Тоцука и Дальневосточным представителем Наркомпути и Управляющим Уссурийской железной дороги.

Вновь подписаное соглашение состоит из 42 статей, с почти одинаковым содержанием с прежними статьями договора. Действие договора определено в три года, при чем оно может быть продолжено, по обоюдному согласию сторон и с разрешения Наркомпути еще на 6 лет. При подписании договора район перевозок грузов через порт Владивосток был расширен включением Индии и Европы, при чем были подробно перечислены порты захода судов. Перечень этих портов представляется в следующем виде:

ЯПОНИЯ: Кобе, Осака, Иокохама, гавань Исе, Шимицу, Аомори, Фушики, Ниигата, Цуруга, Нанао, Отару, Хакодате, Ушина, Модзи, Вакамацу, Нагасаки, Кагошима, Мисуми, Нава, Килун, Такао, Сакай, Ионаго, Майзуру, Садо, Фунакава, Ишихама, Оотомари, Тенсан, Сейшин, Юки, Фусан, Зинсен и Чиннанпо.

КИТАИ: Шанхай, Дайрен, Циндао, Тяньзин, Ханькоу, Хонконг, Кантон и Инкао.

Из новых положений установлениых договором следует отметить следующие:

В случае доставки грузов по дубликату прямого транспортного сообщения на пристань Эгершельд, Уссурийская железная дорога обязуется уведомлять общество „Кавасаки кисен кайша“ об этом, с указанием количества товара, его сортов и адреса их дальнейшегв следования. По получении этого уведомления общество „Кавасаки кисен„ обязуется представить на рейд пароход для погрузки этих грузов, с условием, что в том случае если товары направляются в Японию и Китай пароходы для погрузки будут представлены обществом „Кавасаки кисен“ в такой срок, чтобы вся погрузка отняла не больше двух недель времени после получения уведомления и не больше четырех недель, если товары отправляются в другие места, указанные в договоре.

Требование о предоставлении парохода для нагрузки товаров из железнодорожных складов, может быть сделано лишь в том случае если для погрузки на суда будет в наличии ие менее 2.000 тонн товара для товаров отправляющихся в направлении Япо-

Соглашение СССР с Китаем и его влияние на отношения дорог.

1924 год ознаменовался на Китайско-Восточной железной дороге установлением совместного управления дорогой СССР и Китая, в связи с заключением договора между СССР и Пекинским Правительством 31 мая 1924 года восстанавливавшего дипломатические отношения и подписанного с советской стороны уполномоченным представителем Караханом и со стороны Китая Пекинским Правительством (Велингтоном Ку) и соглашением СССР с Мукденом, заключенным 20 сентября 1924 года с маршалом Чжан Цзо Лином. В октябре 1924 года был арестован прежний председатель правления Китайско-Восточной железной дороги господин Остроумов и на его место был назначен из СССР господин Иванов со вступлением которого на пост председателя Китайско-Восточной железной дороги снова началась конкуренция между Китайско-Восточной и Уссурийской и Южно-Маньчжурской железными дорогами. Положение перевозок грузов по обоим направлениям в этом году представляется в следующем виде:

Перевозки в направлении на Владивосток 46.463.000 пудов или 40,5%.
Перевозки в направлении на Дайрен — 68.436.000 пудов или 59,5%.

Заключение нового соглашения.

Вследствие начавшейся конкуренции, вслед за установлением совместного русско-китайского управления Китайско-Восточной железной дорогой, дороги снова вступили на путь ненормальной деятельности, в результате чего для дорог создавалось весьма невыгодное положение, так как из конкуренции дорог между собой извлекали выгоды лишь грузовладельцы. Это последнее обстоятельство снова выдвинуло на очередь вопрос о согласованности действий обоих дорог и 16 сентября 1925 года ими снова было заключено соглашение, которое в общих чертах сводится к следующему:

Южно-Маньчжурская и Уссурийская железные дороги заключают соглашение о распределении особых товаров, произведенных в Северной Маньчжурии, как то бобов, бобовых жмыхов, бобового масла, пшеницы, пшеничной муки и отрубей, сдаваемых со станции Китайско-Восточной железной дороги для дальнейшего следования их по по линиям Уссурийской и Южно-Маньчжурской железных дорог, с тем чтобы процент перевозок в направлении Уссурийской железной дороги выражался в 45% и процент перевозок в направлении Южно-Манчжурской железной дороги в 55%. Та железная дорога, перевозки которой за годовой промежуток времени доставки этих грузов составят больше вышеустановленной нормы, обязуется уплачивать другой компенсацию, соответствующую сумме, на которую уменьшилась плата за перевозку. После заключения этого соглашения положение перевозок несколько изменилось и за два года, т.е. за 1925 и 1926 год они выразились в следующем виде:

1925 год. Перевозки в направлении на Владивосток 49.331.000 пудов или 36,1%
Перевозки в направлении на Дайрен — 87.377.000 пудов или 63,9%
1926 год. Перевозки в направлении на Владивосток 70.312 000 пудов или 48,8%
Перевозки в направлении на Дайрен — 73.941.000 пудов или 51,2%

Отношения дорог в последнее время.

В дальнейшей деятельности Южно-Маньчжурской железной дороги и Китайско-Восточной и Уссурийской выявилась определенная тенденция к увеличению перевозок грузов в направлении на Владивосток, благодаря чему СССР уже неоднократно поднимал вопрос о пересмотре заключенного соглашения, считая что подобное движение грузов в направлении на Владивосток об'ясняется естественными причинами, вытекающими из того обстоятельства, что для грузовладельцев более выгодным представляется направлять свои грузы на Владивосток, а не на Дайрен. Однако, Южно-Маньчжурская железная дорога не согласилась с этим мнением и считала что настоящее положение перевозок есть явление временного характера. Это обстоятельство послужило поводом для ряда переговоров между заинтересованными сторонами, в результате чего 4 февраля 1929 года была созвана специальная конференция для окончательного разрешения этого вопроса, которая в конце концов привела к соглашению между заинтересованными сторонами, закончившемуся подписанием официального соглашения о распределении перевозок грузов по линии восточного направления и южного направления по ровну.

После состоявшегося соглашения между Южно-Манчжурской и Китайско-Восточной железными дорогами положение перевозок грузов по обоим направлениям выровнялось, но некоторая тенденция к превышению перевозок в восточном направлении все же сохранилась. Общее же положение перевозок грузов по обоим направлениям за период времени с октября 1928 года по март 1929 года (полугодие советского хозяйственного года) выражалось следующими показателями:

В восточном направлении 860.440 тон или 47,74%
В южном направлении 941.670 „ или 52.26%

Превышение перевозок южного направления за этот период времени объяснялось сезонными причинами и с наступлением апреля 1929 года это положение изменилось снова и перевозки в восточном направлении стали превышать таковые же в южном направлении.

В дальнейшем, в связи с разрывом дипломатических отношений между СССР и Китаем из-за конфликта вокруг Китайско-Восточной железной дороги, и перерывом сообщения между Уссурийской и Китайско-Восточной железными дорогами, вся перевозка грузов, главным образом, особых продуктов Северной Манчжурии, перешла единственно в руки Южно-Манчжурской дороги. Принимая во внимание что согласно соглашения с Китайско-Восточной и Уссурийской железными дорогами половина платы за перевозку грузов должна быть передана правлению Уссурийской железной дороги, правление Южно-Манчжурской железной дороги, видя затяжной характер конфликта на Китайско-Восточной железной дороге, в августе 1929 года предложило правлению Уссурийской железной дороги временно до разрешения конфликта вокруг Китайско-Восточной железной дороги было дано немедленное согласие. Таким образом в настоящее время между дорогами, благодаря возникшему конфликту между СССР и Китаем на Китайско-Восточной железной дороге и перерыву сообщения между КВжд и Уссурийской железной дорогой, почти не существует никаких отношений. Они снова возобновятся, конечно, когда будет разрешен вопрос о КВжд.

мально.

3. Постановление об ответственности транспортной организации в том случае когда пассажир из-за препятствий вынужден будет прекратить свое путешествие. (Проездная плата должна быть возвращена пассажиру в этом случае надлежащей транспортной организацией).

4. Постановление об установлении срока представления требования о возвращении провозной платы в течение 6 месяцев.

ОТНОШЕНИЯ МЕЖДУ ЮЖНО-МАНЬЧЖУРСКОЙ, КИТАЙСКО-ВОСТОЧНОЙ И УССУРИЙСКОЙ ЖЕЛЕЗНЫМИ ДОРОГАМИ.

Отношения дорог в довоенное время.

Вследствие того что русско-японская война окончилась победой Японии, железная дорога на юг от станции Куан-чен-цзы отошла в аренду Японии, под именем Южно-Маньчжурской железной дороги. С занятием Южно-Маньчжурской железной дороги Японией, экономические интересы России и Японии встретились в Маньчжурии и Монголии и с тех пор между ними началась экономическая борьба на этих рынках. Ранее этого империалистическая Россия, имея намерение занять преимущественное, привилигированное положение на дальневосточном рынке, приняла курс покровительственной политики по отношению к Китайско-Восточной железной дороге, имея в ввиду развитие и процветание порта Дальнего (нынешний Дайрен). Благодаря последнему обстоятельству жизнь порта Дальнего забила ключем и значительно отличалась от сравнительно спокойной жизни тогдашнего Владивостока. С занятием же Японией Южно-Маньчжурской железной дороги, Россия перенесла центр своего внимания на Владивосток и приняла ряд мер покровительственного порядка в отношении этого порта, благодаря чему уже в мае 1912 года в порте Дайрене началось депрессивное положение, несмотря на то что между Китайско-Восточной и Южно-Маньчжурской железными дорогами существовало нормальное транспортное сообщение. В этот период времени процент перевозок грузов в восточном направлении (на Владивосток) выражался в 92%, в южном же направлении (на Дайрен) всего в 8%.

Искусственное давление на положение перевозок грузов.

Переходный период в борьбе этих двух портов начался со времени возникновения мировой войны 1914 года. В начале войны процент перевозок грузов в направлении на Владивосток выражался в 79%, в направлении же на Дайрен в 21%. Вспыхнувшая вслед затем в России революция 1917 года окончательно изменила это положение и уже в 1918 году процент перевозок грузов на Дайрен выражался в 69% и на Владивосток в 31%.

В 1920 году процент перевозок грузов в направлении на Дайрен возрос до 88% и в направлении на Владивосток снизился до 12%. Столь неожиданное изменение направления грузов в большей части должно быть отнесено за счет искусственного давления со стороны иностранных держав, державших в то время свои интервентные войска в Приморье и Восточной Сибири, а также беспокойного положения на линии Уссурийской железной дороги и в районе Владивостока, а также того обстоятельства, что провозная плата за перевозку грузов в направлении на Владивосток, благодаря тому что между Харбином и Чанчунем была установлена чрезмерно высокая провозная плата, была значительно выше чем таковая же в направлении на Дайрен.

Первые соглашения дорог.

Без сомнения, что такое неестественное положение не могло не чувствоваться на деятельности как Южно-Маньчжурской, так и Китайско-Восточной и Уссурийской железных дорог и они не раз поднимали вопрос о необходимости соглашения между ними для согласования и урегулирования всех вопросов, мешающих нормальной деятельности дорог. В сентябре 1921 года дорогам удалось найти общий язык и договорится по некоторым вопросам, однако это далеко не могло удовлетврить обе стороны. В связи с эвакуацией японских войск из Восточной Сибири и Приморья в январе 1922 года был снова поднят вопрос о необходимости заключения соглашения между дорогами, вследствие чего в июне 1922 года была созвана новая конференция в Чанчуне, в результате работ которой, наконец, удалось установить прямое связное транспортное сообщение между дорогами, согласно договора заключенного между ними 26 июня 1922 года.

Соглашение 1922 года и его результаты.

В общих чертах заключенное соглашение сводилось к следующему: после 1 июля 1922 года Южно-Маньчжурская железная дорога обязуется не устанавливать удешевленного тарифа на линиях между Южно-Маньчжурской железной дорогой и Китайско-Восточной железной дорогой и между Южно-Маньчжурской железной дорогой и Чанчунской железной дорогой. Советская же железная дорога после этого же дня данного года обязуется пересмотреть тариф, в соответствии с целями регулирования тарифа перевозок.

Благодаря заключенного соглашения экспортерам представилась возможность свободно избирать себе направление грузов, вследствие чего уже в 1922 году процент перевозок грузов значительно выравнялся выразившись в следующем виде:

Перевозки в направлении на Владивосток 44% или 36.992.000 пудов
Перевозок в направлении на Дайрен — 55% или 47.045.000 пудов

В следующем 1923 году процент перевозок грузов уже достиг почти уровня выразившись:

Для перевозок в направлении на Владивосток 49,4% или 43.634.000 пудов
и для перевозок в направлении на Дайрен 50,6% или 56.882.000 пудов.